

578-197



1200501520694

578
97



8. 10. 6

國史大辭典

な—わ

578-197

な

ナ 名

いふ、爲の義、人類の各箇に附したるを人名といひ、畧して單にまた名とも稱す(今は人名のみを記し他は省す) 聖徳太子にありては、男女共に同様類俗の名を附したり、但貴族間には、尊(又は命)姫(又は媛)字を加へて之を別たりしが、奈良朝時代の頃より、女子には某刀自、某女、某虫等いへる特殊の稱呼を附することとなりたり、中には橘三千代、藤原延福、刑部勝廣、多治比眞宗等、一見しては男女執れに属せるかを判じ難きものありき、中世以後は多く子の字を附することとなり、直ちに女子たるを推し得るに至れり、また男子の名は某彦、某彦等の例上古には甚多く、近世まで堂上家にては幼名に唐字を附したり、なほ中世以後の風俗たる、兒生れて七日にして名を命ず、これを童名、幼名、俗名等と稱し(アヲハシと參看) 元服の後更に又名を加ふ、これを名乗、又は實名とも稱す、また武門にては、名乗の外別に通稱を附けたり、一例を擧ぐれば、豊臣秀吉は初め日吉丸といひ、元服して藤吉郎秀吉といへり、日吉丸は幼名、藤吉郎は通稱、秀吉は名乗なり、名を賜ふことは上古より其例同じからざれど、偏名を附與することは、平安朝時代の末年より起れり、源義經が、伊勢三郎に義の字を與へて義盛と稱せしめたるは、蓋し其初見なるべし、後世多くば下の一字を與ふること普通にして、上の一字

を授くるは特例とす、北畠親能が、足利義満より滿字を賜ひて滿泰と稱し、尼子詮久が、足利義晴より晴字を賜ひて晴久と稱し、立花千熊が徳川秀忠より忠字を賜ひて忠徳とせるが如き、いづれも下の字なかりしが、孝徳天皇の大化改新の時、御名代御子代、及び部曲を廢せられしと共に、王名を山野百姓に預はしむる事なきよしを告げ給へり、これやがて避諱の始めなりとす、尋て大寶令の制にも、避諱の法を立て、治部省をしてこれを掌らしむ、爾來避諱に關する政令屢々出で、姓名地名を改め、其他事物の名稱についても、尊貴の諱を忌みたる事多く、至尊の御名のみならず、後には公卿、武將の名をも避けしむるに至れり、一例を擧ぐれば、甘南備真人神野は、嵯峨上皇の御諱神野を避けて眞野と改め、足利義成は、後土御門天皇の御諱成仁を避けて義政と改めたり、而して此頃には將軍より賜はりたる名は、天皇の御諱に觸るゝを避けざるの慣例を生じたれば、義成はかくのごとく改名したるも、義成より成字を授りたる藤原成冬、足利成氏、細川成之等はこれを改めざりき、なほ御名は最初一字を避くることなりし、後には二字共に避くることとなり、また文字を同じくせざるも、訓を同じくせる場合、もしくは法名にても、同じくこれを避けたる、藤原隆治は、後醍醐天皇の御諱隆治と同訓なるを以て隆文と改め、備前覚が鳥羽法皇の法名空覺を避けて尋範と改めたるが如し、將の字を避けたるは、藤原教有が、足利義教の名を避けて行有と改め、丹波兼康が徳川家康の名を避けて、金保と改めし等類例甚多し、此外皇妃、皇子女、天皇の外祖父、大名、公卿、將軍の子女、老中等の名を避け、もしくは大目

付社社町勘定の三奉行等重職の者は其配下より、諸大名は其臣下より之を避けたるの例ありと雖も、今は省署に從ふ(詳しくは國學院雜誌第八卷に、和田英松氏の本朝避諱の制あり、就きて見るべし)また醜名と稱するあり、罪人の名を貶して醜名を負はしむるものにして、黃文王に多夫禮、道祖王に麻鹿比、和氣清廣に穢磨といふ名を負はせたるが如き其一例なり、また唐名(反名ともいふ)あり、平安朝時代支那崇拜熱の盛んなるの際、邦名を以て野鄙なりと考へ、其名の字の音に近きものを撰びて、これに代へたるものにして、大江匡房の調マサフサなるを、滿昌の二字を以てマサの二聲を寫し、藤原明衡のアキヒラなるを、安蘭の二字を以てアラの二聲を寫せるが如く、其名の半分を寫したるものと、三善清行を居逸、紀長谷雄を發昭、大江舉周を達幸と書せる等、其名の全部を寫したるものと二種あり、又通り名と稱し、代々同名を附すること、江戸時代武家商人藝人等に多し、徳川鶴千代丸(水戸家)長坂血鎧丸(小栗文一)の如し、但しこれは幼名通稱に留り、實名には及ばず、受領に至りては必ず一定して變更せざるべし、土佐の山内は代々土佐守、奥平の井伊は代々兵部大輔、彦根の井伊は代々掃部頭、旗本の向井は代々將監と稱するが如し、これ受領なりと雖も、實は名と同様に用ひられしものなり、なほ禁中、幕府、諸大名等の奥向の女中は、又特種の名を用ひたり、楓内侍、丹後局(以上は内侍の職にあり)姉小路、岩藤等のごとし、又藝名あり、技藝に携はるもの、附する所にして、俳優、人形遣ひ、淨瑠璃、相撲、藝者、遊女等それらの名あること人の知る所なり(名字辨、大上藤御名の事、四季草、江談抄、平家物語、源平盛衰記、古事類苑

ナイ井

姓名部、國學院雜誌「本朝避諱の制」...

ナイ印

印章(インシヤウ)を見よ、

ナイ井

齋宮の三院の一、齋院の御

ナイ井

座所を云ふ、「サイグワレウ」を見よ、

ナイエ

内衛 左右近衛府の稱、左右衛門及

ナイエ

び左右兵衛を外衛と云ふに對しての稱なり、「コノエ

ナイエ

フ」の條參看、

ナイエ

内宴 齋宮中内々の節會をい

ナイエ

ふ「儀式」正月廿一日仁壽殿に於て行ふ恒例とす、

ナイエ

此日詩人を召し、題を給はりて詩を賦し、御前にて

ナイエ

披露す、若し廿一日、廿二日、廿三日の内、子の日

ナイエ

あらば其日に行ひ、一二獻の後、親王公卿に若菜の

ナイエ

羹を給ふ由、公事根源に見えたり「類聚」嵯峨天皇

ナイエ

の弘仁三年、神泉苑に行幸ありて、文人に詩を賦

ナイエ

せしめられし事、日本後紀にあるを初見とす、爾後

ナイエ

代々行はれたりしが、平安朝時代の末期に至り一時

ナイエ

類れしを、保元の頃藤原信西の請によりて再興せら

ナイエ

れたるも、數年にして全く廢絶せり(年中行事歌合、

ナイエ

公事根源、權實抄、年中行事秘抄)

ナイエ

見よ、

ナイエ

ナイエンノタチ 内宴 齋宮中内々の節會をい

ナイエ

ふ「儀式」正月廿一日仁壽殿に於て行ふ恒例とす、

ナイエ

此日詩人を召し、題を給はりて詩を賦し、御前にて

ナイエ

披露す、若し廿一日、廿二日、廿三日の内、子の日

ナイエ

あらば其日に行ひ、一二獻の後、親王公卿に若菜の

ナイエ

羹を給ふ由、公事根源に見えたり「類聚」嵯峨天皇

ナイエ

の弘仁三年、神泉苑に行幸ありて、文人に詩を賦

ナイエ

せしめられし事、日本後紀にあるを初見とす、爾後

ナイエ

代々行はれたりしが、平安朝時代の末期に至り一時

ナイエ

類れしを、保元の頃藤原信西の請によりて再興せら

ナイエ

れたるも、數年にして全く廢絶せり(年中行事歌合、

ナイエ

公事根源、權實抄、年中行事秘抄)

ナイエ

見よ、

ナイエ

ナイエンノタチ 内宴 齋宮中内々の節會をい

ナイカ

三年三月朔日の條に、「勳賢良臣及故兄全雄外位告

ナイカ

身、特賜内階」と見えたり、世紀天慶四年九月二

ナイカ

十日の條に、「號三彼承平二年十二月外階位記、賜内

ナイカ

階位記」とあり、「ナイキ」を參看、

ナイカ

ある官を云ふ、十年を経て黜陟ある官を、外考と云

ナイカ

ふに對しての稱なり、類聚三代格弘仁十三年三月二

ナイカ

十六日太政官符に、「養活病者者三十人以上、白丁

ナイカ

入内考(中界)外考入内考者減半」と見えたり、

ナイカ

また陣座西戸とも云ふ、紫宸殿の東、恭禮門の南、即

ナイカ

ち紫宸殿北廂の東階より、東北廊に出づる南方の口

ナイカ

に在り、除縁高一尺五分、廣七寸、柳葉家の旗を掲ぐ

ナイカ

(大内裏圖考證)

ナイキ

内記 禪宗の役名、書狀侍者を云ふ、

ナイキ

内史とも書記とも稱す、教修清規に、「住持專柄大法、

ナイキ

無事文字、取元戒幕府署記室參軍之名、於禪林、

ナイキ

特請書記、以職之、猶存書狀、列於侍者、使司方

ナイキ

文私下書問、曰内記ことあり(禪林象器錄)〇官名の

ナイキ

内記は、中務省(ナカツカサヤウ)を見よ、

ナイキ

また其評議をも云ふ、内義とも書す、平家物語に、

ナイキ

「内義支度は様々なりしかども、義勢ばかりで此謀反

ナイキ

叶ふべしとも見えざりければ云々」と見え、また源

ナイキ

平盛衰記に、「平家は斯様に、日比源氏の内議の支度

ナイキ

あるを不知し」とあり、

ナイキ

所を云ふ、「ナカツカサヤウ」を見よ、

ナイキ

後世は女房乳母の給をも、内給の中にて給ひし事あり

ナイキ

評定所の内座にて行ふ寺社町勘定の三奉行の評定を

ナイキ

いふ、「ヒヤウザヤウ」を參看、

ナイシ

内侍 (一)内侍司の掌侍を云ふ、「ナ

ナイシ

イシツカサ」を見よ、(二)齋宮及び(三)中宮に仕、

ナイシ

たる女官(四)嚴島の舞姫等の數種あり、(五)古今

ナイシ

著聞集に、「かゝる程に七月十日荒祭齋宮の内侍に

ナイシ

託宣あり云々」とあり、(六)九條殿年中行事に、「十一

ナイシ

月中實日鎮魂祭事、中宮鎮魂同日行之、掌侍有障

ナイシ

之時、以中宮内侍爲三代官ことあり(四)平家物語

ナイキ

り、簾中抄に、内の女房などの中に給はるなりと云

ナイキ

へるは誤なり、又臨時内給あり、「リシツノキフ」を

ナイキ

見よ〇給數は、據(三分)二人、目(二分)三人、史生

ナイキ

(一分)廿人を、縣召除目一分召の時任ぜらる、又介

ナイキ

を申任する時あり、其場合には據目各一人宛を減す

ナイキ

西宮記一分召の條に、「頭奉勅仰請司所々令進申

ナイキ

文、撰定奏聞(中界)内給廿人(中界)所小舍人、御

ナイキ

書所小舍人、穀倉院雜色、内御書所小舍人、作物所

ナイキ

小舍人、御厨子所小舍人、内藏舍人、御院舍人、近

ナイキ

江日次所預、交野長、御鷹飼官人、織手等以內給

ナイキ

給之」と見えたり「起原」初め詳ならず、除目大

ナイキ

成抄に、朱雀天皇承平三年内給さして、紀公領を日

ナイキ

向様に申任せし事見えたりは、是より以前におりし

ナイキ

事明なり(西宮記、除目抄、除目大成抄、史學雜誌

ナイキ

「年給考)」

ナイキ

ナイキユウ 内弓 射禮のことを云ふ、「シヤ

ナイキ

ライ」を見よ、

ナイキ

ナイキウレウ 内廐寮 齋宮中内々の節會をい

ナイキ

ふ「儀式」正月廿一日仁壽殿に於て行ふ恒例とす、

ナイキ

此日詩人を召し、題を給はりて詩を賦し、御前にて

ナイキ

披露す、若し廿一日、廿二日、廿三日の内、子の日

ナイキ

あらば其日に行ひ、一二獻の後、親王公卿に若菜の

ナイキ

羹を給ふ由、公事根源に見えたり「類聚」嵯峨天皇

ナイキ

の弘仁三年、神泉苑に行幸ありて、文人に詩を賦

ナイキ

せしめられし事、日本後紀にあるを初見とす、爾後

ナイキ

代々行はれたりしが、平安朝時代の末期に至り一時

ナイキ

類れしを、保元の頃藤原信西の請によりて再興せら

ナイキ

れたるも、數年にして全く廢絶せり(年中行事歌合、

ナイキ

公事根源、權實抄、年中行事秘抄)

ナイキ

見よ、

ナイキ

ナイシツカサ 内侍司 齋宮后宮十二

ナイシ

司の一、天皇に供奉して、奏請宣傳、及び禁中の禮

ナイシ

式を掌り、女孺を檢校し、内外命婦朝參の事を兼ね

ナイシ

知る「儀式」尚侍二人、准五位、後從三位、ナイ

578-197

ナガサ

女はゆき、共に、証状ありとも許すべからず、銃器二三挺までは通すべし、それより多きは府の旨を受けて通すべし、その他武器も同じかるべし、人匿るべき程の器物は點檢し、不審の事なくば通すべし、それより小なる器は、査檢に及ばず、萬一不審あらば、其船は留め置き、府に告げて旨を受くべし、罪人又は手負死人等は、確かなる証状なくば、通すべからずと見え、貞享三年十月の令またこれと同じ、以て番所に於て査檢を行ふ大體を知るべし、(番川中) 船番所はもと、深川に在りしが、本所の濤退成るに及び、寛文元年六月中川口に移し、改めて中川番所と稱す(明良帶録、徳川實紀)

ナカカミシモ

長上下 名義 下に長袴を着用せる麻上下をいふ、江戶時代、諸大名、高家、交代寄合等の家士これを著し、幕士は目見以上著用す、目見以下にては、富士見寶藏番士、天守番士に限りて、着用を許されたり、皆小サ刀を帶す、カミシモの挿圖、及び「アサガミシモ」の條參看(徳川盛世録)

ナカグロノモン

中黒紋 紋所の名、一ツ引兩、又は大黒ともいふ、オホナカグロ、ヒトツヒキリヤウ、參看

ナカサキ

長崎 肥前國西彼杵郡に在り、もと深江村と稱す、應永年中、長崎小次郎といへる者、幕府より此地を賜はりて下向し、數代相傳へて土著の御家人たりしより、遂に長崎を以て地名となす、至れり、其後長崎氏は大村家に屬して其家老となりしが、元龜元年葡萄牙の商船風難に遭うて西浦福田に漂着したる時、長崎の真港たるを檢知し、來年再び渡來すべければ、其用意ありたりし、時の領主長崎めたり、なほ水門と稱し、海に通ずる門ありて、貨物陸揚の用に供す、また出島乙名、和蘭通詞ありて、各々役所を島内に設け、諸商人の如きは皆其特許證を帶びて出入したりき、(和蘭通詞) 寛永以前は詳かならず、寛永及び元祿の改革にて支那、和蘭の商賣は盡く市民の手より奪ひて、長崎會所に收むる事となり、兩國よりの輸入品は、都て長崎會所に買ひ取りて、之を五ヶ處の商人に賣渡し、又輸出品は長崎會所にて諸方より買ひ集めて、兩國の商人に渡すを以て、此輸出入品より生ずる利益は、之を商法出割と稱し、會所の収益とす、會所にて會所調役(町年寄より兼)會所役人あり、市政には長崎町年寄(七人)各町の乙名あり、警察武備には鐵砲方、御船頭、遠見番、唐人番、船番、町使、散使あり、貿易には五ヶ所所統制符、宍老、録目利、諸目利あり、唐方には大小唐通事、和蘭方には大小の和蘭通詞あり、されば凡ての事、長崎地役人の取扱にて、差支なく執行し得るを以て、長崎奉行、長崎目付、勘定方等の幕吏在動して、文武の政務を指揮せしと雖も、只名義に留まり、外國貿易及び市政等に至りては、垂拱して制を地役人に受けたりといへり、なほ關係諸外國の條、並に吉利支丹宗(キリシタンシユウ)を併せ見るべし(長崎三百年間、大日本地名辭書)

ナガサキタイクワン

長崎代官 長崎奉行(ナガサキギヤウ)を見よ

ナガサキフギヤウ

長崎奉行 和蘭兩國貿易の事を知り、また諸外國の動靜を監察して外寇に備ふることを掌る、而して一朝事ある時は、將軍の名によりて、九州の諸大名に號令するの權能を有す、人数は沿革あり、老中の支配にして、役高千

ナガサ

ナガサ

甚左衛門頼純に約し、貿易を遂げて出帆したり、頼純其由を領主大村純忠に具申して、町の地割を爲し、附近所在の商人を招き寄せて家屋を建築し、諸國より來るべき商人等の旅店をも設け、凡そ五六町の町を造りて待受けたるに、翌二年の夏、約の如く媽港より二三艘入津せり、これより長崎は外人通商の港となる、天正年中頼純は、大村龍造寺兩家戦争の時、長崎の地を抵當として巨額の軍資を葡萄牙人より借入れ、一時の急を救ひしが、期限に至りて返済すること能はず、遂に長崎を去る、是に於て葡人は純忠に迫り、長崎の地を擧げて教會に附與せられんことを求めしかば、純忠も餘義なく之を許したり、之より長崎は全くキリスト教會の所領となり、宣教師は何の憚る所もなく長崎に寺院を建て、市中の政治を沙汰めたり、同十五年豊臣秀吉、九州征伐として下向するに及び、此事を聞いて大に怒り、長崎を収めて公領となし、一時鍋島直茂をして管轄せしめしが、文祿元年更に寺澤廣高を長崎奉行と爲す、これ長崎奉行を置くの始めなり、なほ此年秀吉は外教を禁じたりとも行はれず、特に其後には宣教師等長崎、島原、天草を中心として、盛んに布教を試みれば、外教は依然として當地に流行せり、既にして江戶時代に及び、徳川家康大に通商の事を獎勵せしが故に、西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利、安南、暹羅、支那等の商船長崎に輻湊し、慶長十八年に入津したる外國船は、百廿餘隻に及べりといふ、初め家康の意、外教を禁じて貿易を許すの方策を執りたれども、兩者を相區別することの甚困難なるを感じたりしが、其後幕府は外教の蔓延を恐れ、西、葡、蘭、英四國の貿易は長崎と平戸とに限り、尋て西班牙の通商を禁じ、英國は利益甚な

ナガサノコホリ

長狭郡 安房國

起元 元正天皇養老二年五月上總國より割て之を置く、(沿革) 和名抄に壬生、日置、田原、酒井、伴部、賀茂、丈部(ヘツカ)置津等の郷あり、郡名考、ナガサと稱し以後之に従ふ、今は東北隅置津郷の地、上總國夷隅郡に入れり(郡名異同一覽、國郡沿革考) 河内國設楽郡長篠村(起元 天正元年七月、徳川家康、武田勝頼に屬せる長篠城を抜き、奥平信昌をして之れを守らしめたり、是より先將軍足利義昭、密に使

ナガサ

ナガサ

きの故を以て、自ら商館を開きて引拂ひたれば、蘭、葡、清の三國のみ、渡來することとなりたり、然るに寛永年間鎖國令を發し、同時に葡國の來航を禁じ、和蘭支那の二國に限り、長崎の一港にて通商を許すこととなりしより、此地爾來内外交通の唯一門戸となり、四方の文物消息皆これより經由して來る、なほ鎖國令と共に長崎の警衛は防海の第一要務なりとして、港口に許多の砲臺を築き、鍋島、黒田の兩家をして隔年交代して其守衛に當らしめ(港内の砲臺守衛は、長崎奉行の直轄に屬す)其他西國大名にて、大村、五島、島原、唐津、久留米、柳川、熊本、鹿兒島、平戸、中津、及び長門、松山等十七藩の主をして應援の任に備へ、長崎奉行は、事あらば、將軍の名を以て諸大名に號令する權力を與へられたりき、(ナガサキギヤウ) 參看) かくの如くにして、長崎の地は事なきこと百餘年、幕府の未造に際して外船の此地に來るもの漸く多きを加ふ、即ち文化元年には露國使節レザノフの通商を求むるあり、同五年には英國艦隊司令官ドラーイ狼藉の事あり、嘉永六年には露國艦隊司令官ブーチャチの通商を求むる等の事ありしが幾干もなくして、幕府は米、英、露、佛、蘭の五國と通商條約を締結し、横濱長崎箱館等の諸港を開きて、貿易場となしたるより、長崎また頗る面目を改め以て今日に及ぶ(島田) 出島は、森崎大波戸の南なる砂嘴にして、いま出島町と稱す、寛永十一年幕命により、長崎の市民が私財を以て築く處にして、初め西、葡兩國の商館を置きしが、島原の亂後、蘭人を平戸より移して此處に居らしむ、其出入は凡て表門よりし、門番衛士ありて之を警固し、奉行所の許可證あるにあらざれば、其出入を許さず、また一年何回と數を限りて市中の散歩を許したるの外、全く島内に發居せし

ナカシマノコホリ

中島郡 美濃國

を武田晴信に送りて織田信長の討滅を托せしに、晴信未だ之を果さずして逃ししかば、義昭は更に勝頼に囑し、北條氏と謀りて其目的を達せんとせり、勝頼即ち之を諾し、且つ長篠城を徳川氏に奪はれしを憤り、まづ兵を家康に加へんとし、家康に屬せる高天神の城を攻むること急なり、家康援を織田信長に求め、時に勝頼は、徳川織田兩氏の連合軍後詰すと聞き、高嶽を以て高天神の城主小笠原長善を誘ひて之を降し、軍を率ゐて國に歸り、尋て翌三年二萬餘の大兵を擁して長篠城を圍む(起元) 家康諸將を率ゐて出陣し、信長亦之を援け、兩家の兵合して七萬二千餘騎、五月十八日家康は高松に、信長は極樂寺山に陣す、廿日家康、酒井忠次をして、葛、巢山なる勝頼の後陣を襲はしむ、忠次暗夜雨に乗じて廣瀬川を渡り、廿一日早曉火を敵寨に放つ、信昌を見て、急に城門を開き、突出して奮戦す、勝頼の兵風靡して大に亂れ、叔父信實戦死し、祖父山、君が伏床久間山等の諸寨皆陥る、此日信長は家康と謀を合せ、營前に堀を鑿ち、壘を築き堀を結び、精兵をして鐵砲數千挺を放たしむ、勝頼應戦し、山縣昌景、小幡貞政、馬場信房、眞田一徳等諸將亦力戦して堀を破らんとせりとも雖も、兩家の銃丸雨のごとく下り死者相繼ぐ、勝頼の軍遂に敗れ、晴信以來馳名を馳せたる山縣、内藤、土原、小幡、眞田等皆戦死す、勝頼敗軍を率ゐて甲州に歸る(起元) 長篠の一戦に於て、武田氏の諸將多く戦死し、甲州の武威これより衰ふ、戦終るの後、信長は、美濃に残れる武田氏の諸城を抜き、家康は駿遠を平定せんことを約し、尋て家康枝早に赴きて信長を訪ひ、長篠援助の勞を謝す(松平記、三河物語、徳川實紀)

ナカシ

ナカシ

尾張國中島郡木曾川西北の地を割て之を建つ、今其地を考ふるに、尾張志以下の諸書皆天正十二年の事となせど明ならず、蓋し豊臣氏捨地の時之を分置せしなるべし、古圖始めて之を載せ、郡名考「ナカシマ」と稱し以後之に仍る、明治廿九年羽栗郡と合し羽島郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナカシマノコホリ

中島郡 尾張國 郡名見ゆ 尾張國 和名抄に、美和、神戶、拜師、小妻、三宅、西郡、石作、日野、川崎等の郷あり、今は石作の郷、海東郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカセンドイ

中先代 北條時行をいふ、時行は、高時の子なり、後醍醐天皇建武二年七月十四日、諏訪頼重父子、時行を奉じて兵を信濃に擧ぐ、小笠原貞宗兵を殺して之を伐ちし利あり、廿三日時行進んで武蔵に入る、足利直義之を拒きて、皆利あり、護良親王を弑して西走す、廿五日時行進んで鎌倉に入る、八月足利尊氏自ら東伐し、征夷大將軍總追捕使たらんことを請ひ、命を待たずして發し、同月十八日北條時行の兵と大に相撲川に戦ひ、明日鎌倉に入る、時行逃れ、諏訪頼重等自殺す、時行鎌倉に入りしより僅に二十餘日して亡ぶ、因て中先代とも、廿日先代とも云ひ、其事件を中先代の亂とも云ふ(梅松論)

ナカゾノウチ

中國氏 姓は藤原、閑院家に屬す、藤原氏の末子季定を祖とす、季定參議從二位に至り、貞享三年十月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知詩拙記、系譜)

○季定 季親 季顯 季豐 實綱 季隆 實輝 公利 實知 實受 實元 繁若

ナカゾ

ナカゾノニフダウサキノダイシヤウタ イジン 中國入道前太政大臣 洞院公賢 (トウキンケンカク)を見よ、

ナガタチ

長劔 細く長く作りし劔を云ふ、又「ホツダチ」とも云ふ、節會の時諸衛府の將佐等之用ふ、和名抄に「長刀、唐令云、銀裝長刀、又云細刀、(和名之路加爾都久利乃奈加太連)」と見え、武家名目抄に「和名抄に長刀細刀を奈加太連、短刀を能太知と訓じて、保曾太知と云ふ者なし、西宮記も同じく長劔のみにて細劔は見えず、枕草子に、ほそたち見えて、江次第は長劔と互に載せたり、後裝束諸抄の如きは、細劔としして長劔をいはず、只京極黃門の明月記、一條禪開桃華葉など、長劔と云ふ事あり、今彼是照して思ひに、皇朝禮容の太刀をふるくは奈加太知とのみ云ひしを、一條院の頃には、保曾太知とも云ひて、後には稀にはとの名を呼ぶと、なべては保曾太知と云ふ事なり、又足利家の時世に、長太刀と云ふ者あり、專斷戦の用に於て、此の長劔とはいたく異なるものなり」と云へり、細劔に、飾劔、螺鈿長劔、木地螺鈿長劔、蒔繪螺鈿長劔、種螺鈿長劔、沃懸地蒔繪長劔等の種類あり、

ナガタチ

長太刀 身柄共に長き太刀を云ふ、野太刀とも、長巻とも、又太刀とも云ふ、軍陣に用ふ、野太刀とは、野郊に用ふる義にて名づけ、長巻とは、柄を手廻にて、鐔本まで巻きたるに因て名づけたり(中巻野太刀とも云ふ)貞丈雜記に「長太刀と云ふは、刃は二三尺計にて長き柄をすげたるなり、或書に、柄の長さは其の主人立ちて耳の下より足のふみ所迄の長さなりと云ふ、是れ野太刀とも長巻ともいふ、戰場にて人馬の足をなぐりたり、き倒す物なり、切る事を專とせざれば刃を磨くに及ばざるなり、

ナカチ

さまもなきなり、柄を長く片手巻にまく故長巻とも云ふなり、石突ありと見えたり、見聞雜記に「信長家にて、秀吉の仕始られし事なり」といへど、富樫記に、既に其名見えたれば、夫より以前ありし事明なり、今左に武器二百圖によりて其圖を示す、

ナガチヤウ

長帳 入夫の人数等を記したる帳簿を云ふ、長は長案の長にて、書つぎする義なり、吾妻鏡弘長元年二月廿五日の條に「京下御物送夫、任、雜掌申請、無、左右、依、令、下、知、入、夫、多、々、之、間、民、之、煩、尤、不、便、自、今、以、後、申、請、人、夫、之、時、令、見、知、御、物、多、少、定、入、数、可、載、長、帳、也、云、々」と見えたり、

ナカツカサシヤウ

中務省 名補、ナカノマツリゴトスルツカサシとも訓み、畧して「ナカツカサシ」とも云ふ、唐名中書省、又鳳閣と號す、大内裏建禮門の南、至尊に侍して其儀禮を相け、諫議を上り、詔勅文案を審署し、事を受けて覆奏し、宣旨、勞問、上表を受納し、國史の編輯を監し、女王内外命婦宮人等の名帳を掌り、勤務を考て位に叙し、并に五位以上の位記、諸國の戸籍租調帳、僧尼の名籍等を掌る、其屬司に中宮職、左右大舍人、圖書、内藏、縫殿、陰陽等の寮、畫工、内寮、内記等の司あり、

ナカトケンタイ

長門探題 長門國を管轄し、兼て外寇防禦の事を掌る、長門守と稱し、其一國のみを管し、守護一人を置きたりしが、中國の政務を總覽し、異賊防禦の事を預り聞くに及び、守護の外に、吏務に長じたるものを擧げて代官とし、其事を攝せしむるに至り、守護の名を改めて探題と稱する事となれり、其名の書に見えたるは、伯耆卷、太平記等に、長門探題北條時直とあるを始めと爲せども、建治元年北條宗頼守護となりて下向し、豫め元寇に備へたるより以來、兼時、師時、實政、時村、時直等みな北條氏の一族を以て政務を總管したるのみならず、永仁中、九州探題を置きたることを併せ考ふるに、蓋し建治以後弘安永仁の際に、探題と改稱したるものなるべし、而して元弘年間時直出で、官軍に降りしより以來、また置きたることなし、但し建武一統の後、足利直冬中國探題となりしことあり、尋で大内義興が長門及び其他の數國を領するに及び、また中國探題の稱あり、并に長門探題に相當す、然れども當時は中國探題とのみ唱へて、長門探題とは稱せざりしがごとし、なほ毛利元就も見聞雜記等には、中國探題の稱を以て呼ばれたれども、正式に任補せ

ナカツ

あり、侍從、内舍人は各其條に述べたれば見るべし、(組内) 内記、ウチノシルスツカサシと稱し、又音讀して「ナイキ」とも云ふ、文學を以て職とするもの、詔勅を作し、禁中の動靜を録する事を掌る、故に能文の人を以て之に任す、唐名、柱下内史、柱史、著作郎、起居郎とも云ふ、内記の諸所を内記所とも、内記局とも云ふ、宣陽門の南に在り、大内記二人正六位上(後ち五位)中内記二人正七位上(後ち六位)少内記二人正八位上、大同元年七月内記を廢して、少内記を正七位上の官となす、後更に史生四人を置く、監物、「ナカシモノツカサシ」とも云ふ、「ケンモツ」とも云ふ、唐名城門郎、主監など云ふ、内藏大藏等の諸司の庫藏の出納を監察し、關司に往來して管鑰を請進する事を掌る、諸所は陰陽寮の西北なり、大監物二人從五位下、中監物四人從六位上、少監物四人正七位下、史生四人あり、持統天皇七年四月の條に「監物巨勢邑治、雖物不入、於己、知情令、盜之、故降位二階、解見任官」と見えれば、此より先き既にありしと明なり、大寶元年二月詔して始めて下物職を任す、蓋し一旦廢し、こゝに至り再び置きしものなるべし、大同四年、中監物二人、少監物二人を増置し、弘仁四年舊に復す、平安朝の末期、中監物を廢して大小の二となす、後には、六位の諸侍を以て之に任するに至れり、主幹、鈴印、傳符、飛驒、兩鈴の出納、及び諸國に下す公文に捺印することを掌る、唐名符寶郎、大主幹二人正七位下、少主幹二人正八位上、大寶元年之を置く、職原抄に「近代強不任之」とあれば、中古は有名無實となりしなるべし、江戸時代に至りて、内監の頭渡邊出雲守の家、御璽を預り掌るを以て、主幹を兼官とし、少納言に屬して之を掌れり、典鑰、「カギノツカサシ」と訓む、唐名門僕、監物と共に庫藏の管鑰の出納

ナカツ

を掌る、典鑰式に「凡諸司庫藏鑰匙、毎日典監物、共且請少進、但兵庫鑰臨時請進」とあり、大典論二人、從七位上、少典論二人從八位下、國郡沿革考、文武天皇大寶元年制定す、和銅六年史生十人を加へ、大同三年十人を省く、貞觀十六年六人を省き、延喜の制、令制に復す、明治維新の後又之を置かず、宮中の事は、宮内省に、學事は文部省に屬せしむ(書紀、令義解、續紀、延喜式、職原抄、職官志)

ナカツ

長月 九月の別名なり、夜長月の略、此月は年中にて夜の長きが故なり、然るに賀茂真淵は、九月は稻を刈り收むる月なるにより、稻刈月(イナカリ月)の上下を略したるものなりと云ひ、本居宣長は、稻熟月(イナカリ月)の畧言なりと云ひ、跡部光海は、穗長月の略言なるべしといへり、記して參考に供ふ、萬葉集三、石田王卒去の歌に「九月能四具禮能時者黃葉乎云々」とあるを初見とす(古今要覽釋)

ナカツ

中津城 所在豊前國下毛郡中津町〇一に屬城、大家城、要城ともいふ、建治元年正月、黒田孝高起工して居城となす、慶長五年其子長政筑前に移り、細川忠興小倉城に入り、此に城代を置く、寛永九年細川忠興肥後に移り、小笠原長次當城に入り八萬石を領す、五世長興享保二年播磨に移り、奥平昌成之に代り十萬石を領す、子孫相傳へ、明治維新に至り廢城す(豊前志、明治政覽)

ナガヤ

は寛政元年八月を以て、始めて幕府に通知し同意を求めたれども、老中松平定信固執して不可とし、止め奉りしかば、數回文書の往復あり、天皇遂に其志の遂ぐべからざるを知りて、同四年十一月宣下停止の事を仰せ出されしが、幕府は之より先、傳奏正親町公明、議奏中山愛親、同廣橋伊光の三名を指示して、江戸下向の事を求めたり、これ此時の事情を問はんとするにありき、而して宣下停止の事ありし後、なほ下向を迫りしを以て、五年正月愛親は、公明と共に京都を發し、二月江戸に着し、老中松平定信と數回の對面あり、互に論難極めて劇しかりしかば、愛親は遂に捧げ來りし宸翰を示さんとせり、然るに定信は、宸翰拜見の先例もなく、且つ畏れ多きとなりて、これを拜受せず、愛親また之を強ふるに能はず、なほ幾多の間答ありしが、定信は遂に兩卿の言辭中行届の事ありしを以て、三月七日愛親に閉門百日、公明に五十日過塞の申渡しを爲したり、されど其まゝ歸京を許されしかば、十日江戸を發し、廿二日に入洛して罪に服し、同時議奏を免ぜらる、文化十一年八月十八日薨す、年七十四、マツダヒラサダノブに參看(公卿補任、東海道家所圖會、史學雜誌「尊號紀略」、松平樂翁公と徳川時代)

ナカヤウ

天皇の第二皇子)の長子(順慶慶安年中正四位上に叙し、和銅二年三位に進み宮内卿となり、後、累進して、養老五年從二位に進み右大臣に拜す、尋で元明天皇不豫の事あり、召して後事を託せらる、神龜元年正二位となり左大臣に轉す、天平元年二月漆部若足等議して曰く、長屋王私に左道を學び國家を傾げんとすと、朝廷即ち使を遣はして三關を固め、藤原宇合等をして、六衛府の兵を帥るて王の邸を圍

ナガラ

ましめ、明日また舍人親王等をして糾問せしめ、其日自盡を賜ふ、年四十六(或は五十五)按ずるに長屋王の變は古來より疑問の存する所なり、今昔物語によれば、元興寺に大法會あり、王勅を奉じて諸僧を供養せし時、一沙彌の流行を責めて、其頭を碎きしかば、人ありて、王、法會の日不善を行へり、國家を傾げんとする也と訴へしを以て、聖武天皇怒りて、自盡せしめしなりとあれど信じ難し、蓋し王は壬申の功第一位に在る高市皇子の長子にして、重要な地位にありしを以て、政權爭奪の犠牲に供せられしなるべし、なほ按ずるに、聖武天皇は夫人藤原安宿媛の腹に一皇女(孝謙)をしますのみならず、神龜四年同腹に皇子誕生あり、殊寵甚しく、同年直ちに太子と爲し給ひしに、明年九月薨せしかば、天皇大に悼惜し給へり、而して長屋王の變ありしは、又其明年二月なるを思へば、藤原氏の族が、其所生の皇子の早生は、王の咒詛に出たりと疑ひて、私かに左道を學ぶと譜せしめたるならん、抑王が藤原氏と相容れざりしこと、王の薨後やがて、藤原夫人立后の詔の下りしにても、推察すべきに似たり(大日本史、大日本通史)

ナガラノコホリ

長柄郡 所在上總國 肥前國郡制定の際之を置く(延喜式又長柄に作る、和名抄に刑部管見(ツ、ミ)車持、兼阿、柏原谷部等の卿あり、後、西南隅の地埴生郡に入る、地誌提要「ナガラ」と訓す、明治廿九年上埴生郡と共に廢し、長生郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナガラノヤマサキノミササキ

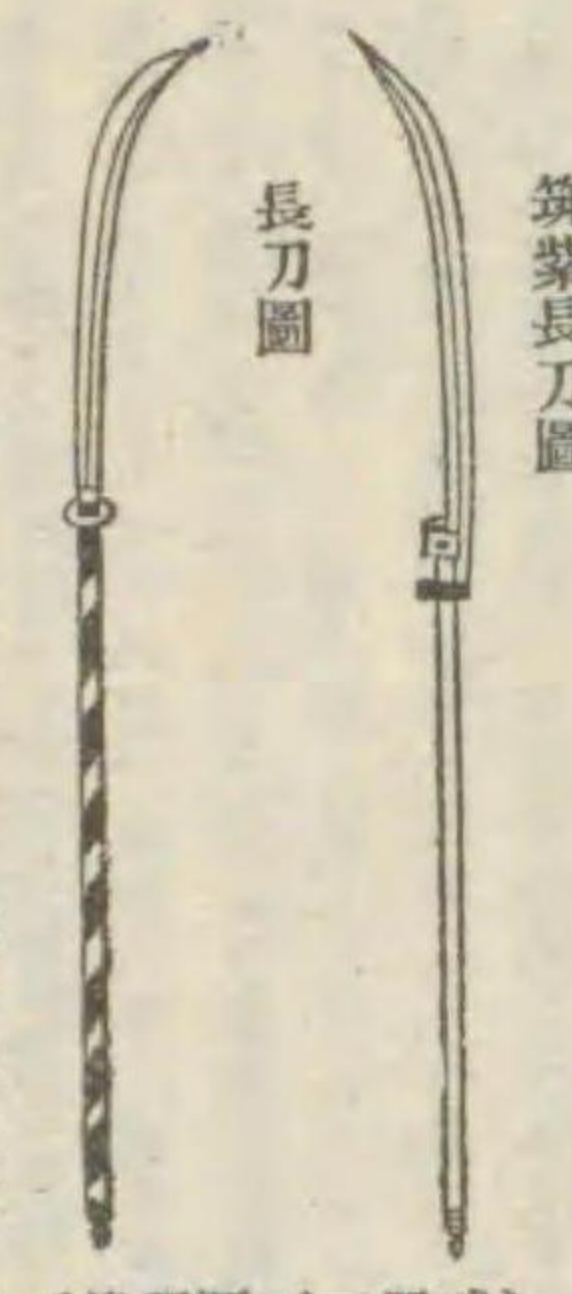
長等山 前陵 弘文天皇の御陵、近江國滋賀郡大津市別所町に在り、古來傳る所ありて世に顯はれず、明治十年六月、龜田地と推定し、兆域五十間を限れり(近江國名跡案内記、陸軍一覽)

ナギナ

ナギナタ 長刀(薙刀) 名義刀の幅廣く、また長く反りたるに、長き柄を附したるもの、薙ぎ刀の義、即ち薙ぎ拂ふ用に供する故に名づく、又眉尖刀とも書す(肥前國誌)起原詳ならず、奥州後三年記に「左る程に龜次が長刀の、頼りにあたるやうに見ゆる程に、龜次兜きながら、鬼武がなきなたのさきにかゝりておちめ」とあるを初見とす、而して同合戦繪を按ずるに、後世の制と全く同じ、下りて源平合戦の頃よりして、之を戰場に用ひたること、多く諸書に見えたり、然るに後世の發明あるに及び、武人多く鐘を用ふる事となり、元龜天正以後に在りては、其用大に衰へ、専ら僧侶婦人の携ふる處となりしが、江戸時代には、特に之を以て婦人の武器となし、武門の女子は、必ず稽古するの風を生じ、微疎の者と雖も、婿嫁の際、これを持參せざるはなかりき、然れども男子にして使用せるもの、全くなきにはあらざりしも、極めて僅小なりしなり(薙刀製作) 大長刀、小長刀、兩刃長刀、小反刃長刀、鉞長刀、無爪鉞長刀等あり、蓋し大長刀は、刃の特に長大なるものを稱し、これに對して並の者を小長刀といひたれども、古今によりて長短同じならず、源平盛衰記には三尺の大長刀(本書には此の外に三尺五寸の長刀、三尺の長刀等とも記したる所あり、されど三尺以下の長刀と、特に注したるを省く)、普通は三尺以下なりしなるべし)とあれども、南北朝時代より室町時代に係りては、漸く大となり、太平記には三尺五寸の小長刀と見え、なほ四尺餘の大長刀、六尺三寸の大長刀等見えたり、此頃には三尺前後なるを小長刀、四尺以上なるを大長刀といひ、長きは六尺に餘れるもありしを知るべし、江戸時代には普通二尺乃至三尺にして、單に長刀とのみ稱したり、兩刃長刀は、兩

ナクサ

みなるをいひ、會津陣物語に見ゆ、小反刃長刀は、小長刀の殊に反りたるをいひ、判官物語、高僧草子等に見ゆ、鉞長刀、無爪鉞長刀は、大友與廢記に見ゆれども其制詳ならず、また長刀の柄は、人によりて同じからざりしが如く、志太雙紙には「長刀の四尺八寸ありけるが、柄をば三尺五寸に、こしらへたり」とあり、大友與廢記には「大長刀の、柄は一丈、身は六尺あまりの長刀とまた、身も五尺、柄も五尺の大長刀」とあり、富樫記には「柄も六尺身も六尺なり」と見え、筑紫長刀圖



(載所圖百二器武)

ナクニガヘ 名國替 年給にて諸國糧目を賜はりて、一旦申任したる人も國をも停めて、更に別人を他國の糧目等に任するを云ふ、即ち名と國とを同時に替ふる故に名く○又任符を給はりたる者任符を返上して、名と國とを替ふるを、任符返上の名國替と云ふ(ネンキフ)參看(史學雜誌、年給考)

ナゲケミ

投檢見 江戸時代に行はれたる檢見の一種、内見合毛付等は普通の如くにして、村落に派出し、村吏を宿泊に召喚し、豊凶を訊問し、談判の上租額を増減決定するものにして、居檢見に類す、只村落に派出し、且内見取を徴するが故に、若不調又は關心の事あれば、直ちに臨檢するに備ふ(ケミ)參看(舊幕縣治要略)

ナゲフシ

投節 江戸時代に行はれたる端唄の一種、貞享元祿の頃、京都より流行し始め、江戸大阪にも盛んに行はれたり、而して其頃の歌は松の葉に載せられたれど、今一二を擧ぐれば「あまのたくなももしほの煙ひとの立居のしほとなる」あられふるらし外山のかづら色に見ゆるを如何にせん」ふけてきめたの音より聞けば月におちくる我涙等の如し、「ハウタ」參看(聲曲類纂)

ナゴシノハラヒ

名越祓 名越 六月に行ふ祓をいふ、八雲御抄には「邪神を祓ひなごむる祓

ナケニ

ナケニ 勿來關 肥前國常陸國多賀郡關本村に在り、新編常陸國誌に「多賀郡關本村の北に方り、陸奥多賀郡の界なり、往昔の關趾今に石祠二あり、一を關東宮とし、一を興州宮と云ふ、蓋し所謂堺明神なり」と見えたり、今嘉永四年の石碑あり、表に源義家の歌を書し、裡面に筒井憲の文あり(名義) 菊多關を本名とす、又クキヤノセキとも、キツノセキとも、ヨシナクノセキとも云ふ、勿來は後世の稱呼なり、勿來の名義は、常陸國誌に「波越の意にて、此地大海に濱して波浪山下に至る、其謂ありと云ふべし」と云へり、然れども本關は海道にあらずして山道に在るを以て信じ難し、なほその意にて、蝦夷を防ぐより名づけしものなるべし、石橋五郎氏の説に「元來ナゴシと云ふ辭は、人を防ぐものなるを以て、關と同格に、殆ど枕詞の如く用ひられて、菊多の雅名と見るに至るとす、元來菊多關は蝦夷の内地へ入るを防ぐ爲めに設けたるを以て、自餘の關が、單に行入を檢判するとは大に異なれば、ナゴシの名は、京都附近

ナゴシ

ナチノ

行事歌合注に「間籍と申は、名調の事なり、今も瀧口の間籍とて、殿上の口にて高く名乗り侍る」と見えたり、延喜元年より此事あり(祭秘抄、侍中詳要、河海抄、権實抄、増補日中行事略解)

ナチノジンシヤ

那智神社 紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)那智村○單に那智とも那智山とも云ひ、今は熊野夫須美神社と云ふ、本宮新宮と併せて、熊野三所権現とも、熊野三山とも云ふ、熊野座神の御祖伊弉那美尊を祀る、之を熊野牟婁美大神と云ふ、中古以來神佛混同するに及び、那智権現、或は十二所権現とも云へり、即ち第一殿を瀧宮と稱し、大己貴命を祭る、第二殿を護國殿と稱し、家部御子命、國常立尊を祀る、第三殿を中御前と稱し、御子速玉命、伊弉諾尊を祀る、第四殿を西御前と稱し、熊野夫須美大神、伊弉册尊を祀り、第五殿を若一王子と稱し、天照大神を祀る、第六殿は八社合祀にて、禪師宮に忍權耳尊、聖宮に瓊々杵尊、兒宮に彦火々出見尊、子守宮に鷓鴣草尊不合尊、一萬宮に國狹迫尊、十萬宮に豐御草尊(十萬一宮とす)勸請十五所に泥土煮尊、飛行夜叉に大戸道尊、米持金剛に面足尊を祭る、以上を十三所権現と云ひ、瀧宮を除きて十二所権現と云ふ、又第二殿より四殿までを熊野三所権現と云ふ、熊野三所権現には、仁徳天皇の御代の創設とせり、又往昔形上人権現を勸請し、如意輪觀音を安置し、権現に奉仕す、即ち今の如意輪堂なりとも云へり、紀伊國熊野土紀福に「裸形此地にて苦行せしより、世人多く之に倣ひて、熊野を以て修行場とす、是れ世に著はれし始めて、今に當山に瀧修行、新宮に神倉修行、本宮に大峯金峯の修行あり、後世修験者の金峯大峯熊野を修行するは皆是に起れり」と云へり、また平家物語鬼ヶ島の

ナツリ

事を書きし條に、十二所権現の事見え、仁和寺諸堂記に、北院御室の時、三所権現を勸請し、又十二所を勸請せし、と見えれば、権現のことは鎌倉初期既にありしを知るべし、之より先天平神護二年神封四月を獻じ、後宇多法皇御幸あらせらる、寛治二年六月那智還宮によりて、院より神寶を獻じたる事あり、後白河法皇も屢々御幸ありて、三山の別當檢校を命じたり、共に本宮の條に述べたり、後鳥羽上皇尤も崇信し、御讓位の翌年正治元年より承久三年まで二十三年間、毎年御幸ありき、當時の有様は建仁元年十月熊野御幸記(明月記の一部)に詳しく見たり、かく歴代の尊崇厚かりしを以て、神領多く盛なりしが、豊臣秀吉南征の時悉く神領を沒收し荒廢せり、慶長六年淺野季長新に三百石を寄せて社領とす、元和中幕府より舊によりて三百石を賜へり、社殿は造營次第によれば、延久三年造營の後ち、寛治二年、天治元年朝廷より造營し、建久四年源頼朝造營せりと云ふ、後ち數次の造營を経て、天正十八年豊臣秀吉之を造營し、歸口を寄進せり、慶長六年豊臣秀頼修理を加へ、享保十八年徳川吉宗二千兩を下し、紀州侯に命じ之を造營せしむ、大正十年官幣中社に列す○如意輪堂、門の西方、鐘樓の東にあり、裸形最初の遺場なりと云ふ○瀧本飛瀧権現、本社北の北六町にあり、瀧を神體とす、拜殿、本地堂、護摩堂等あり、花山法皇此に參籠して苦行せしより、瀧修行起ると云ふ、文覺の修行は尤も著名なるものとす○如法道場、本社西北妙法山の麓にあり、本尊大黒天は傳教の作なりと云ふ○奥院は法燈園師の開基にして、本社丑の方にあり(神祇志料紀伊國熊野土紀福、官國幣社一覽)

ナツリ

納會利 俗傳高麗傳來の樂、寛

ナツハ

ナトリ

越調廿四曲中の一、一名雙龍舞、又落舞と稱し、舞者一人の時落舞と稱す、小曲二人舞○香舞陸王、(原)作者傳來共に詳ならず、義光御詠に陸王納會利は、始めは面を惜て隠て見えすして、卒爾に見て隠が目出也、偏に打開て見れば、性念なきこと也と見えたり、競馬相撲に之を用ふ、舞樂(アガカ)の挿繪參看(禮樂志、歌舞音樂略史)

ナツハキ

夏萩 蕨の色目の名、表は青、裏は紫なるものをいふ(胡曹抄、蓬篚草)

ナツバラヒ

夏祓 名越祓(ナゴシノハラヒ)を見よ、

ナデシコ

瞿麥(撫子) 蕨の色目の名、表紅梅、裏青なるものをいふ、夏之を著用す、カサネノイロメの挿繪を見よ、

ナデシコノワカバイロ

撫子若葉色 蕨の色目の名、表蘇芳、裏青なるものをいふ(源氏裝束抄)

ナデン

南殿 紫宸殿(シンデン)を見よ、

ナデンノサクラ

南殿櫻 左近櫻(サゴンノサクラ)を見よ、

ナデモノ

撫物 祓の具、身を撫て、穢を祓ひ棄つる爲に用ふ、即ち形代なり(カマシロ參看)室町幕府にては、撫物を祓ひ棄つる役と撫物使と云ふ、永享六年足利義満の生れし時、千秋利部少輔撫物使となりしを始めとす(武家名目抄)

ナトリノコホリ

名取郡 (陸前國) 陸前國大化年中國郡を定むるに及び、始めて道典を置く、蓋し國府此郡武隈(即ち玉前郷)に屬す、今岩沼村なり(一)にあれば、陸國の始め之を置きしものなるべし(陸前國) 陸前國の始に作る、和名抄に、指貫井上、名取、餘戸、縣家、玉前等の郷あり、以後遷遷な

ナナク

ナナクサノイハヒ 七種祝 多羅年中行事の一、正月七日に七種の若菜を調じ、粥にして食ふをいふ、これ萬病を除き、邪氣を拂ふとの傳へあるが故なり、若菜節、七種節、七種の節句ともいひ、略して單に七種とも云ふ、また人日とも稱す、江戸時代には、五節句の一にして、此日を式日としたり(百)古き時代は詳かならず、江戸時代、幕府にては、將軍家以下七種粥を食し、諸大名等は熨斗目長上下を着し、登城して祝節を賀す、また、一般にも之を祝ふ、方は前夜七ツ時、及び當朝六ツ時に、幕府并に諸家に七種の熨斗を爲す、即ち小桶に粗飯を載せ、其上に菜、薺を載せ、庖丁、火箸、雷木、杓子等にて裏方に向ひ、拍子を取りて、菜及び薺を打ち「たうどの鳥と日本の鳥と波らぬ先に、七種なつな、手につみ入れて亢奮斗強となる」と謡ふ、殊に幕府にては、尤も重儀なりといへり、此日土席とも多く松餅を除きたり(肥前藩)子の日に若菜を捕むるとは早くよりありて、其日また若菜の羹を調して食する事、朝廷を始め他の風なりしが(ネノヒノアソビ參看)正月七日に七種の若菜を調するとは、何時始まれるか詳かならず、蓋し子の日の羹の轉じたるものなるべし、而して枕草子に「七日の若菜を、人の六日にもてさわぎ、とりちらしなどするに、見もしらぬ草を、子供のもて来るを云々」と見ゆれば、當時は七日に若菜を調じたること明かなれども、七種なる名目は見えず、尋で慈鎮和尚の拾玉集に「けふぞかしなづなはこべら芹つみてはや七種のおものまいらん」とあり、これ七種なる事實、并に文字の初見と爲す、以て七種の粥を食ふこと、既に習慣となりたるを知るべし、爾來七種のことと和歌に屢々散見す

ナナク

ナナセ

ナナクサノイハヒ 七種祝 多羅年中行事の一、正月七日に七種の若菜を調じ、粥にして食ふをいふ、これ萬病を除き、邪氣を拂ふとの傳へあるが故なり、若菜節、七種節、七種の節句ともいひ、略して單に七種とも云ふ、また人日とも稱す、江戸時代には、五節句の一にして、此日を式日としたり(百)古き時代は詳かならず、江戸時代、幕府にては、將軍家以下七種粥を食し、諸大名等は熨斗目長上下を着し、登城して祝節を賀す、また、一般にも之を祝ふ、方は前夜七ツ時、及び當朝六ツ時に、幕府并に諸家に七種の熨斗を爲す、即ち小桶に粗飯を載せ、其上に菜、薺を載せ、庖丁、火箸、雷木、杓子等にて裏方に向ひ、拍子を取りて、菜及び薺を打ち「たうどの鳥と日本の鳥と波らぬ先に、七種なつな、手につみ入れて亢奮斗強となる」と謡ふ、殊に幕府にては、尤も重儀なりといへり、此日土席とも多く松餅を除きたり(肥前藩)子の日に若菜を捕むるとは早くよりありて、其日また若菜の羹を調して食する事、朝廷を始め他の風なりしが(ネノヒノアソビ參看)正月七日に七種の若菜を調するとは、何時始まれるか詳かならず、蓋し子の日の羹の轉じたるものなるべし、而して枕草子に「七日の若菜を、人の六日にもてさわぎ、とりちらしなどするに、見もしらぬ草を、子供のもて来るを云々」と見ゆれば、當時は七日に若菜を調じたること明かなれども、七種なる名目は見えず、尋で慈鎮和尚の拾玉集に「けふぞかしなづなはこべら芹つみてはや七種のおものまいらん」とあり、これ七種なる事實、并に文字の初見と爲す、以て七種の粥を食ふこと、既に習慣となりたるを知るべし、爾來七種のことと和歌に屢々散見す

ナニハ

ナニハ 難波(浪速、浪華) (一)攝津國を云ふ(二)攝津國西成郡淀川流域の總稱、即ち今の大阪地方の古名なり、難波大津とも、難波津とも稱す(一)は神武天皇此地に至りしに、浪速かなりしより、地名となれりと傳ふ、即ち神武紀に「皇師至難波之時、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今日難波」と見え、又古事記に、故從筑紫國上行之時、經浪速之渡、而泊青雲白肩津こと見えたり

り、然れどもこれ文字によりて附會せる説なるべし、萬葉集古義名所考に「浪速津華と書きて、ナニハと訓むことの様に思ひ、殊に風雅の様に思ひて好み書く人多かるば、片腹痛き事なり、浪華浪速にてはカニハと訓れぬことなり」と云へり、應神紀四十一一年の條に始めて津國の稱見ゆ、此稱は萬國の船舶此に會する故なりと云ふ、萬葉集にて押光難波國、忍照難波之國など見えたり(二)古今集序に「難波津の歌は御門のおほむ始めなり、難波津にさくや木の花ふゆこもり、今をはるべとさくや、この花(大鷲鶴の御門の難波津にて皇子と聞えける時、東宮を互に譲りて位に即き給はで三年になりければ、王仁と云ふ人のいふかりおもひて讀みて奉りける歌也)」神功紀に「三神海之曰、吾和魂宜居津渟中倉之長峯、便因看往來船、又應神紀にも「自天津發船而往之」と見えたり、神武天皇東遷の折り、此地に到らせ給ひし後、神功應神の朝三韓を征服し、實船を難波の津に致さしめ、大隅宮(難宮)を此地に建て、仁德天皇に至り高津宮を難波に營みて皇居となす、尋で堀江を高津宮の北に掘り、宮の南より河内の丹比邑に直指する大道を通じたり、履中天皇以後多く大和に都せりと雖も、猶難波に享館倉庫の設けありて、外蕃入貢の際、往來の便に供せり、推古天皇元年四月履天皇子四天王寺を建て、十六年大和に通ずる大道を開き、舒明天皇二年十月、三韓館を改修したり、大化元年十二月、都を此地の長柄豐崎に遷し、二年京坊の制を定めたりとも、一代にして都を遷されたり、白雉六年十月攝津縣を置き、同八年十一月羅城を築きて別都と爲す、慶雲三年九月文武天皇難波宮に幸し、神龜二年十月聖武天皇もまた幸し、同五年天平六年

にも此事あり、同十六年二月終に都を此地に遷されしかど、翌十七年また平城に遷されたり、然れども難波宮は此後依然として存し、聖武孝徳の二天皇屢々行幸し給へり、延暦七年に至り、荒陵の南に堀江を掘りしも、朝廷は蝦夷の經營に力を盡せるを以て、難波の經營は忽にせられ、延暦十二年には攝津職を停めて國府を置きたりき、故を以て難波これより大に衰へ、承和十一年には、外人の宿所なる鴻臚館を以て國府となしたり、爾來愈々衰へ、正平年中後村上天皇住吉を行宮とし給ひしも、戦利ならずして止めり、天正年中豊臣秀吉大阪城を築くに及びて、難波復た盛んなり、なほ委しくは大阪の條に述べたり、就て見るべし(書紀、古事記、古事記傳、續紀、萬葉集、萬葉集古義、五畿内志、大阪城誌、大日本地名辭書)

ナニハノヲトド 難波大臣 藤原豐成を云ふ。

ナニハノタカツノミヤ 難波高津宮 名義仁德天皇の皇居所在攝津國東成郡大阪、安國寺坂の北(原田源平仁德天皇元年正月難波に都し給ふ、これを高津宮といふ、同八十七年天皇崩去に至るまで、即ち八十七年間の皇居たり(書紀))

ナニハノナガラノトヨサキノミヤ 難波長柄豐崎宮 名義孝徳天皇の皇居所在攝津國西成郡本莊村(原田源平孝徳天皇白雉二年十二月天皇都より遷りて新宮に居給ふ、名づけて難波長柄豐崎宮といふ、同五年十月天皇崩去に至る迄、四年間の皇居たり(書紀))

ナカカクワンバク 七日關白 藤原道兼をいふ、關白となりし事、七日間なればかく名づく、コトヲハラノミチカネを見よ。

ナメシ 名主 町役人(マチャクニン)村役人(ムラヤクニン)を見よ。

ナニシノコホリ 名西郡 所在阿波國(起原)古へ名方郡と稱す、宇多天皇寛平八年九月之を分て名東名西の二郡とせり(諸國續紀靈異記名方に作り、類聚三代格名西に作る、和名抄に埴土、高尾、土師、櫻間等の郷あり、郡名考「メウサイ」と稱し、郡銘録「メウサイ」地誌提要「ミヤウサイ」ナニシノコホリに訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考))

ナニヒガシノコホリ 名東郡 所在阿波國(起原)古へ名方郡と稱す、宇多天皇寛平八年九月分て之を置く(諸國續紀靈異記名方に作り、類聚三代格名東に作る、延喜式又同じ、和名抄に名方、新井、賀茂、井上、八萬、殖栗等の郷あり、戦國の際此に郡を分て以西郡と稱す、正保圖并に阿波志之に仍る、寛文中廢して又名東郡に併す、寛知集以後之に仍り、郡名考「メウトウ」と稱し、地誌提要「ミヤウドウ」ナニヒガシノコホリに唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考))

ナノリ 名乗 名(ナ)を見よ。

ナハエ 繩纒 櫻(エ)を見よ。

ナハノコホリ 那波郡 所在上野國(起原)國郡制定の時之を置きしものなるべし(諸國續紀延喜式那波に作る、和名抄に朝倉、朝田、田後、佐味、委文、池田、菰東等の郷あり、後ち郡の西境朝倉、朝田二郷の地群馬に入る、以後變更なし、明治廿九年廢し、佐位郡と合併して佐波郡を設く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書))

ナハメカハ 繩目革 染革の一種、筋文の斜にあるものをいふ、武人用ひて甲冑を綴る(工藝志)

ナバリノコホリ 名張郡 所在伊賀國(起原)國郡制定の際之を置きしものなるべし(諸國續紀名張、續紀隱郡に作り、延喜式名張に作る、和名抄に周知、名張、夏身等の郷あり、拾芥抄以後名張に從ひ、郡名考「ナバリ」と稱す、明治廿九年伊賀郡と合併して名賀郡と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書))

ナフシ 禪子 禪僧を云ふ、二に禪僧とも云ふ、禪僧常に衲衣を着くる故に此稱あり、初は補縫の義なり、一に衲にも作る、智度論に「五比丘得道、白佛言、我等著三何等法、佛言應著衲衣」とあり(禪林象器箋)

ナベシマウチ 鍋島氏(肥前佐賀) 姓は藤原、始め龍造寺と稱す、鎮守府將軍秀郷七世の孫季清より出づ、其孫季家龍造寺を稱す、其後裔豐前守胤榮、天文十六年肥前國守護代となり、其嗣子隆信肥前筑前筑後豐前壹岐を徇へて五州の大守と爲る、其養子直茂跡を繼ぎ鍋島と稱す、實は鍋島駿河守清房の二男なり、天正十五年豊臣秀吉九州を征服する時、其幕下に歸す、慶長五年關ヶ原の役、徳川家康に志を通じ、役畢る後功によりて肥前國本領を安堵し佐賀城に治す、十二年、勝茂父の後を繼ぎ、十五年弟忠茂に肥前鹿島の地二万石を分知す(忠茂初め秀忠に仕へて、下野香取郡矢作の地五千石を領す、因て併せて二萬五千石を食む、後に二萬石となる)十九年二男元茂に肥前小城の地七萬四千石を分知す(後に七萬三千二百五十石と爲る)寛永十六年四男直澄に、肥前蓮池の地五萬二千六百石を分知す、明暦三年二月致仕し、嫡孫光茂家を繼ぐ、所領三十五萬七千石、初め光茂、慶安元年十二月元服し、松平の家號及び將軍徳川家光の編諱を賜ふ、爾後恒例となる、いづれも子孫相繼

ぎて明治に至り、華族に列して本家は侯爵を、分家は子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録)

直茂 勝茂 忠直 光茂 綱茂 吉茂

宗茂 宗政 重茂 治茂 齊直 直正

直大

肥前鹿島(二萬石)

○元茂 直龍 元武 元延 直英 直貞

直愈 直知 直兼 直亮 直虎

○直澄 直之 直稱 直恒 直興 直寛

直温 直興 直紀 直柔

ナベシマカツシゲ 鍋島勝茂 名義初名伊平太、初名を清茂といふ、勝茂直茂の子(諸國續紀)肥前佐賀城主なり、文祿四年叙爵して信濃守と稱す、慶長五年關ヶ原役起るや、父直茂は在國し、勝茂は徳川家康の催促に從ひて、征途に上りしが、會々石田三成等豊臣秀頼の命と稱して之を誘ふ、勝茂即ち、我れ家康に從うて景勝を討するも、秀頼の命を重ずるが故なり、何ぞ大阪の命に背かんやと稱し、軍を返して伏見城を屠り、伊勢安濃津、同松坂の二城を攻む、直茂聞きて大に驚き、急使を馳せて諫めしかば、勝茂また嘆る所あり、黒田長政によりて家康に陳謝す、家康これを宥し、命じて立花宗茂を柳川城に攻めしめたり、是に於て勝茂は歸國して久留米、柳川の諸城を

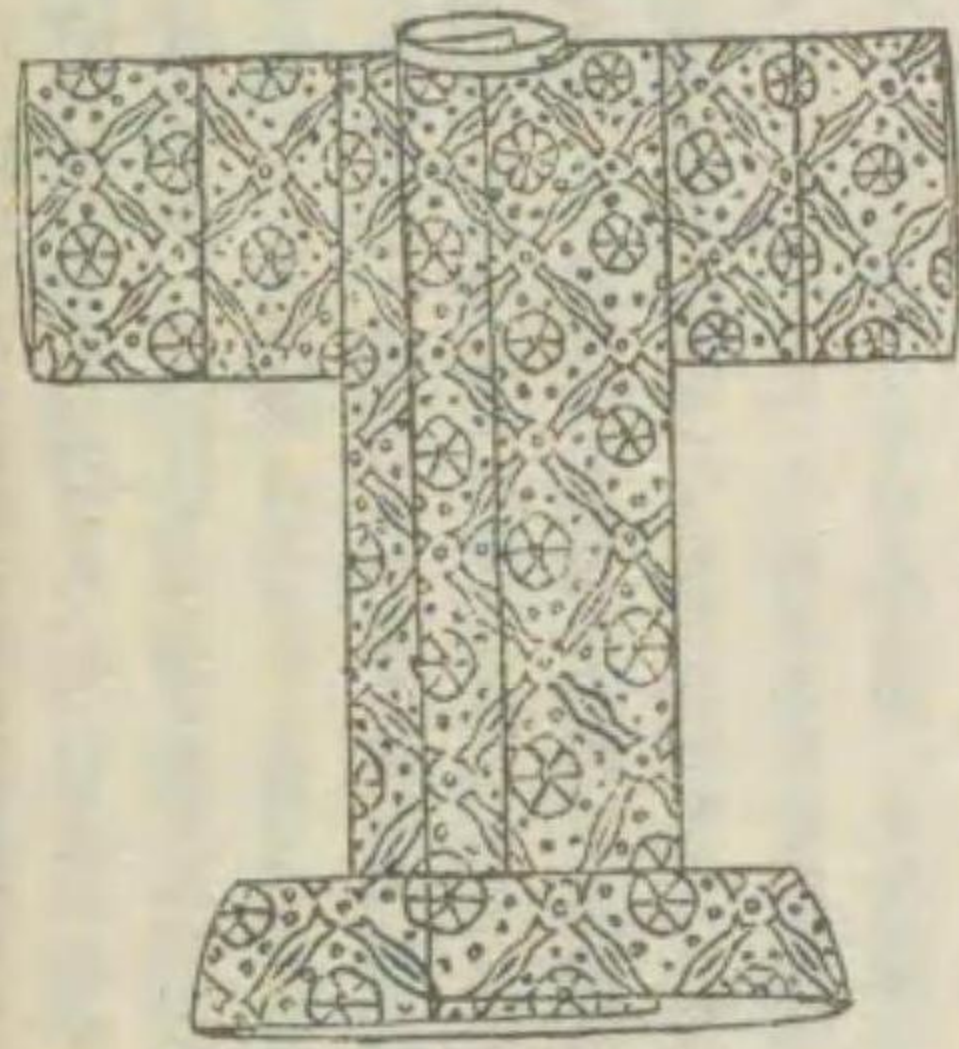
召れ、進んで薩摩に迫らんとするに際し、島津家久降を家康に求めたるを以てこれを停む、十二年二月直茂致仕して勝茂家を襲ぐ、十九年大阪冬の陣には、東上して家康の軍に會し、翌夏の陣には、命によりて本國に留る、寛永二年從四位下侍從に叙任す、十四年島原亂の時、勝茂江戸に在り、諸將に兵を授けて發向せしめ、尋で十五年自ら島原に赴き、二月城を攻めて陥れたれども、軍法に背きしを以て罪を蒙りしが、歳もなくして許され、明暦三年二月致仕し、同年三月廿四日卒す、年七十(野史、徳川實紀)

ナベシマナホシゲ 鍋島直茂 名義初名信生といふ(諸國續紀)清房の二男(諸國續紀)龍造寺隆信に仕へ、屢々軍功あり、天正十八年隆信の子政家、病により致仕するに及び、其子高房幼弱なるを以て、國を擧げて直茂に讓る(直茂の繼母は隆信の母にして、政治家とは叔父の親あり)直茂即ち佐賀城に入りて肥前國計五萬七千石を領し、なほ鍋島氏を冒したりしが、後ち豊臣秀吉に屬し、兩度の征韓の役には渡航して威名を顯はし、秀吉幾するに及び軍を返したり、其時井伊直政に就きて、徳川家康に款を通じ、慶長五年關ヶ原戰起るや、直茂本國に在りて、筑後國に軍を出し、久留米城を受取り、また立花宗茂を柳川城に攻めたりしかば、戰畢るの後其功を賞せらる、慶長十二年十二月致仕し、元和四年六月三日卒す、年八十一(諸國續紀、徳川實紀)

ナホシ 直衣 名義高貴の人が、着用する畧服をいふ、宿直の衣といふ意なりとも、常服といふ意なりともいひ、兩説あれど、古言「ナホシ」は、通常の義を含みたること、其例多ければ、後説信すべきが如し、又「スツシ」コロモ、「ナホシ」コロモとも稱せり(諸國續紀)形袍の如し、質地實、文、色の異なれ

ナホシ

と、後方には、こなく、同地の織物を、腰帯にするとの別あるのみなり、地は綾、平絹、織物を主に使用す。...



(載所式圖東裝)

ナホシ

重簾なり。引直衣(裾を長く引く故に名づく、天皇御す、後には帯を用ひて結び上ぐ)小直衣(コナホシ)...

ナホシノホウコ

直衣布袴。直衣に指貫下襲を着て、劔、笏を用ひたる装を云ふ、布袴と異なるは、袍を直衣に換へたるの差あるのみ、布袴よりは着用の場合稀なりと云ふ、...

ナホシモノ

直物。除目の後、執筆申行て任官するを云ふ、除目の誤を直す義なるべし、除目の後兩三ヶ月経て行ふ事あり、或は翌年に行ふ事あり、...

ナホヤマノニシノミササキ

奈保山西陵

ナホヤ

陵を距る三町許、兆域東西三町、南北五町、守戸四烟を置く(延喜式、陵墓一覽)...

ナホラヒ

直會(直禮) 神祭の後に行ふ解齋の式を云ふ、後世は其饗膳に神饌の下物を以て之に充てたり、本居宣長は、ナホラヒの約にて、直るとは齋をゆるべて平常に復る意なりといへり、...

ナホリノコホリ

直入郡 關西 豐後國 豐前國 景行天皇紀十二年十月の條に、直入縣と見えたり、...

ナマムギノヘン

生麥變 關西 關西 文久二年八月、島津久光、勅使大原重徳に從ひ、江戸を發して歸洛の途、武藏國神奈川生麥村に至るや、...

ナマム

年薩藩を混入したる足輕岡野新助といへる者にて、舊主の行列を拜せんが爲め、竊に生麥に來りしが、英人の行爲を憤り之を斬り付けたるものにして、供奉の士にあらずと強辯し、其請求に應ぜず、幕吏は遂に要領を得ずして歸る、是に於て英國公使は、幕府に對し、解死人を極刑に處し、被害者の遺族を救助し、英國政府に償金を出して謝罪すべしと談判を開きたり、...

ナミキノミヤ

列城宮 泊瀬列城宮(ハツセノナミキノミヤ)を見よ、

ナン井ノオトド

南院大臣 藤原道隆(フナハラノミチタカ)を見よ、

ナンエンタウ

南圓堂 興福寺内に在り、(コウフクジ)を見よ、

ナンカイダウ

南海道 京畿の南方太平洋に臨める一部の地方をいふ、紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐の六箇國より成る、此内紀伊は畿内の南部に位し、淡路はその中間に在り、他の四國は、一大島を爲し、瀬戸内海を隔て、海中に位す、仲哀天皇二年三月南國の名始めて見ゆ、天武天皇十四年九月、使者を六道に遣せる時、路真人迹見を南海使者と爲す、持統天皇の御宇、伊豫總領あり、國司田中朝臣法麻呂を以て之に任す、而して南國といひ南海といふも、孰れの範圍なりしか詳ならず、また伊豫總領とは、恐らくは伊豫のみならずして、四國全體を管したるものならん、文武天皇の朝に至り、七道の制定あり、南海道は紀伊等の六國を管し、今日に至り、延喜式の制、紀伊淡路を近國、阿波讃岐を中國、伊豫土佐を遠國と爲したり(國郡沿革考)

ナンガク

南學 土佐における朱子學をいふ、南海の朱學の意なり、源を南村梅軒に發す、梅軒は何處の人たるを詳にせず、初め周防の大内氏に仕へ、後ち石見に赴き、儒學を僧桂庵に受けしが、天文年中土佐に來り、弘岡城主吉良宣經による、宣經其從弟宣義及び忍性、信西堂、天室の三僧等皆其教を受く、梅軒嘗て宣經に語りて曰く、儒とは學者の總稱にして、小人儒と君子儒との別あり、彼の義理に暗く名聞を求め、文章字句に拘泥して大體に通ぜず、當世の用に...

ナミキ

ナンガ

ナンカ

通せざるもの、是を小人の儒といふ、君子の儒といは然らず、仁義の道を講習し、心に得て躬に行ひ、言行一致し心貌相和し、君父に仕ふるも臣妾を使ふも、等しく此道を以てし、治國平天下の大義を辨ふ、因て又道義の學と稱すと、以て其主唱する處實踐躬行に在るを知るべし、既にして宣經戦死の後、梅軒去りて行く處を知らず、宣義また尋て歿し、幾もなくして吉良氏亡ぶ、長曾我部元親、延親實をして吉良氏を冒し、蓮池城に居らしむ、親實驍勇にして武略あり、心を儒學に傾け、元親に勸めて高知の城中に學舎を設け、信西堂(字は如淵、親實の異父兄)、及び忍性を遊べ師となし、一月六回、諸士を集め、文武の道を講究し、奎運漸く盛んなりしが、天正十六年親實事により、元親の思む處となりて死を賜ひ、信西堂亦連坐して殺され、忍性も漸く疎斥せられ、南學一時衰へたりしが、天室の門に谷時中を出すに及びて再び盛んなり、時中入となり、豪邁にして嗜略、深く許魯齋、薛敬軒等が、存養踐履實行篤學なるを慕ひ、慎重甚厚く、一身を束縛する事尤も謹み、子弟を教育すること頗る嚴峻なりき、野中兼山、小倉三哲、山崎闇齋等皆其誨督を受く、既にして時中、三省相尋て歿し、闇齋は京都に去り、兼山また政治上に失敗して憤死するに及び、南學分裂せり、これより後、時中の子谷一齋、及び長澤濬軒、大高坂芝山、黒岩慈庵、谷桑山等の鴻儒ありしと雖も、其勢振はずして南學遂に衰ふ、○南學の始祖梅軒の人を教ふるや、字句に拘泥せず、心に得て躬に行ひ、言行必ず一致し、當世の用に適すべきを主唱し、小倉三哲また、書を讀まば、實踐躬行を勤め、當世に用あらんことを期すべし、聖人の教ふる處亦これを出でず、君子の大道何ぞ彫蟲の小藝を勤むる事を容さんや、言辭を誦し、訓詁を...

ナンケ

解するが如きは、無用の糟粕のみといへり、加ふるに時中、兼山、闇齋等皆殿後勳の資を以て子弟を率う、南學が實學の傾向を有し、狷介氣を以ての風ある、蓋し偶然にあらざるなり、今南學の學統を示せば左の如し(南學傳、先哲叢談、日本儒學史)



ナンクワ

派、抑も支那にて繪畫に南北二宗あるは、唐の時北の二宗に分つこととなり、北宗は李思訓父子を宗とし、流傳して宋の畫院の徒に入れり、南宗は王摩詰を宗とし、宋の董源、これを中興し、これより米南宮父子、元の四大家、明の沈文等、其法を傳承して清に及べり、而して北宗は早く我國に入り、室町時代大に發達せしむ、南宗は、江戸時代に至り元祿中荻生徂徠、始めて李笠翁の芥子園畫譜を見、大にこれを奇として、幕府の文庫に納めしが、其後十竹齋、佩文齋畫譜舶來し、輒川一派の風格を窺ふことを得たり、尋々享保中伊予九庵々來朝し、頗る冷淡蕪疎なる山水を畫さしかば、これによりて漸く心を南畫に傾くる者あり、遂に彭城百川、祇園南海等南畫を唱道し、柳澤里恭、池大雅、與謝蕪村相つぎて興り、世人始めて畫に南北宗あることを知り、百川は名を眞淵といひ、號を蓬洲又八徳堂といふ、元尾張の人にて京都に住す、寶曆三年八月廿五日歿す、年五十六又南畫は名を傳へ、字を田五といふ、伊

ナンケ

の儒官にして當時才學無雙と稱せられき、常に清人蕭尺木畫譜を座右におきて、其格に倣ひしといふ、寛延四年九月八日歿す、而して眞に南宗の骨法を得しは、柳澤里恭なり、里恭は大和郡山柳澤家の庶流にして、名は里恭、字は公美、竹溪、玉桂、淇園等の號あり、夙に畫譜を集めて、研究し、只に水墨のものをつくりしのみならず、設色のものをも試みたりしが、大概筆情纖勁にして鮮明なりき、寶曆八年九月五日歿す、年五十三、里恭に次で池大雅、與謝蕪村名あり、大雅名は無名、字は貸成、九霞山樵、霞樵、竹居、覺齋約叟等と號す、初め伊予九の山水を好みて學び、後ち柳里恭に從ひて其秘蹟を摸し、頗る面目を改め、又更に南海より蕭尺木畫譜を借入れて學びしより、其風趣を得て、技術大に進みたり、書も亦蕭氏に似たる所あるは、書畫共に畫譜より得たるものか、大雅平生好みて海内の名區に遊び、特に富士山、白山、立山の三山に登り、三岳道人と稱せらる、大雅の山水を作るや、皴法疎漫にして正派にあらざるも、胸襟磊落よく塵俗を脱す、この故に文人墨客に珍重せらる、こと甚し、安永五年四月十三日歿す、年五十四、蕪村はもと俳人にして、夙に元明の名家を摸し、別に一格をいだし、ことに山水に長ぜり、(「ヨサアソシ」參看)これら三氏の後をうけて、關西に野呂介石、村上玉堂、中林竹洞、山本梅逸、岡田半江、村上春榮、小田海僊、田能村竹田、實名海屋、日根對山等出で、南宗の派大に世に用ひらる、特に竹洞の山水、梅逸の花卉、ともに精妙の域に達す、關東には南宗の畫絶て行はれざりしが、文政の末年銅雲泉關東に來り、始めて南宗畫を主唱し、遂に高久露巖、渡邊華山、椿橋山等を以てより益々行はる、長崎に清國人の居留地ありて、伊予九、沈南樵等來住

ナンゼ

信道を愛で給ひし等の事ありして明なり、爾來引き續きて僧俗の間に弄ばれ、徒然草にも、大納言法印の兒童なる乙鶴丸といへるが、やすら殿といへる人と男色の關係ありし事見えたり、なほ室町時代に入りては、武家にも之を執する者多く(此以前既に述べたるべきも詳ならず)足利義教が北野參詣の途、或る美少年に遇うて伴ひ歸り、從來寵愛せる小性に心遠ざかりたるを以て、其小性怨みて嵯峨野に隠れたる事、老人雜話に載せ、男色の關係よりして觀山と三井寺と戦争を開きたりといへる小説、秋夜長物語に見ゆ、また織田信長の森蘭丸に於ける、徳川家康の井伊萬千代に於ける、皆男色の關係ありしと傳へらる、江戸時代に入りても、其初期にありては、女色を賤しめ男色を喜ぶ、之れと兄弟の契を結び、死を約する等のこと行はれ、僧侶貴族等には兒小性といふありて、美少年を選びてこれに補したりしが、いつしか隆閑と稱し、恰も遊女の如く色を驚ぐ者を生じたり、幕府は屢々令を出して、娼童を禁じ、殊に水野忠邦の行へる天保の改革の時、之を嚴禁せるを以て、其跡を絶ちたりしも(カゲマシ參看)男色の流行は依然として舊の如く、就中會津、薩摩、土佐等に於て盛んなりき、また水戸烈公も、結城寅壽と男色の關係ありしといへば、以て其一斑を知るべきなり(嬉遊笑覽、難波江、賤者考、江戸の花)

ナンゼン

南禪寺 山城國上京區南禪寺町○瑞龍山と號す 臨濟宗南禪寺派本山 永仁元年、龜山上皇禪林寺の離宮を捨て、寺となしたまふ、即ち當寺なり、初め上皇此地に離宮を造營して還御し給へるに妖性あり、正應四年東福寺の僧普門を召して之を撰はしむ、普門弟子を率ゐて來り日夜禪座し妖性跡を絶つ、乃ち賜ひて寺と

ナンク

ザシ、こゝにて、一種の南宗畫ありしが、文政五年十二月江藤團來朝せしより、遂に鐵翁、三浦梧門、水 downstream 逸雲など出づ、維新以來中西耕石、前田暢堂、渡邊小華、田能村直入、僧五岳、野口幽谷等いで、一時大に用ひられしも、今は大抵古人となりて、只僅に、瀧和亭、野口小頑、川村爾谷等の二三子あるに過ぎず(續井博士日本繪畫史)

ナンクワウバウ

南光坊 天海(テンカイ)を見よ、

ナンケ

南家 藤原氏四家の一、不比等の長子武智廣の子孫を云ふ、武智廣の邸藤原房前の第の南に在りしを以て名づく(尊卑分脈)

ナンサウ

南曹 勸學院(クワンガクケン)を見よ、

ナンシヨク

男色 鬚鬚男子の色香をいふ、古くは其行爲を名づけてカハツルミといひ、後に若衆道、衆道、鷓鴣、お釜とも稱し、また容色ある少年を美少年、若衆、若氣といひ、色を驚く者を生ずるに及び、之を若衆、隆間、隆子ともいへり(田原拾遺)古き時代の事は詳ならず、後ち佛教の行はるるに及び、僧侶が女色を嚴禁せられたる結果、美少年を愛するの風を生じ、遂に轉じて俗間にも廣く行はるるに至り、平安朝時代の末期より盛んとなれり、宇治拾遺物語に「この僧わななきたる聲にて、かはつるみひいかゞ候ふべきといひたるに、諸人頗る解きて笑ひたるに、一人の侍ありて、かはつるみひいかゞ候ふべきといひたるに、この僧頭を捻りて、りにて候ひしぞと問ひたるに、この僧頭を捻りて、きとよもして候ひき云々」とあり、以て當時の僧徒間に此事ありしを知るべし、されど僧徒のみに限らず、俗間にも行はれたりし事、白河院が東大寺別當被官の兒童を召して寵し給ひ、其別當が被官の

ナンシヨク

國日記御記雜記一冊、天授庵の細川幽齋同夫人畫像二幅は皆國寶に指定せらる(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要談、國寶目錄)

ナンゼン

南禪寺派 臨濟宗の一派、南禪寺を本山とす、大明國師普門南禪寺を創めて、これに居り法燈を傳ふ、「リンザイシユウ」「ナンゼン」「フモン」參看、

ナンタイジ

南大寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、

ナンチン

難陳 年號(ネンガウ)を見よ、

ナンテウ

南朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ナント

南都 奈良(ナラ)を見よ、

ナントフギヤウ

南都奉行 室町幕府の職名、東大寺興福寺及び奈良中の事を取扱ふことを掌る、(「シヤアギヤウ」を見よ、)

ナンダヤク

納戸役 江戶幕府の職名、又御納戸方ともいふ、内府の金銀、衣服、調度の出納、及び大名旗本以下進獻の呉服、又は賜與褒賞の時服等を掌る、後ち元方、拂方の二に分たる、や、元方は拜領物帳并に金銀、其外御手元道具類一切の品々を掌り、拂方は一切外へ出たす品々を司る(「納戸頭」二あり、若年寄の支配にて役高七百石、焼火間詰とす、同心六十人々に隷屬す、納戸組頭、五人あり、役高四百俵、納戸衆三十人、役高二百俵)納戸は、古へ納殿と稱し衣服諸器具を藏する職なり、鎌倉幕府の時、蓋し評定引付二司をして互に掌らしめしならんも、其詳かなる事は知るべからず、室町幕府の時には政所之を總領し、其屬をして出納を司らしめ、時に隨ひ費用を給せしむ、然れども其職未だ定名あらず、江戸幕府に至り遂に職名とな

ナンゼ

爲す、普門之を弟子祖圖に傳へ、祖圖宮殿の規模を改めて禪刹の制となす、後宇多天皇瑞龍山太平興國南禪寺の額を親書して賜ふ、上皇佛殿を創建せしめ、二年にして成り金剛王寶殿と云ふ、尋て諸堂宇を建築せり、七年以上皇親ら願文及び寺規寺領寄附の文を作り、之を佛殿に納めたまふ、元中三年(北朝至徳三年)後小松天皇勅して五山の上に位せしめ、宗風愈々盛なり、延暦寺の僧徒之を嫉み、明徳四年山門建築の事を以て山徒朝廷に抗訴し、遂に南禪寺を燒く、其後再建せしが、應仁元年八月戦亂に一旦悉く焦土となり、僧侶皆四方に奔竄せり、後ち屢々再興を謀りて成らず、遺跡頗る荒廢す、天正文祿の頃僧支圓の住持たるや、豐臣秀吉に知遇せられ、征韓の役に文書及び應接の事に預りしを以て、此に中興の運を開き、其後崇傳、徳川家康に信任せられ、樞機に參與し、僧徒となり、慶長十六年皇居造營の時、請うて清凉殿を下賜せられ、方丈となす、今特別保護建築物たり、幕府また伏見桃山の殿宇を寄附して移す、是れ今の小方丈なり、寛永四年藤堂高虎三門を再建す、是亦今特別保護、建築物たり元祿中幕府南禪院を再興せるを以て、稍々往時の觀に復せり、塔頭子院草創以來其數六十二、其後多くは廢絶し、現今存するもの天授庵(普門の塔所)金地院、歸雲院、慈氏院、聽松院、眞乘院、正的院、正因寺、法皇寺等なり、就中金地院は最大にして、應永中大業和尚の開基する所、舊寺領七百石、五山僧録の住所なりしが、其方丈は今特別保護建築物たり。○寶物は本坊の大明國師畫像、南院國師畫像、清凉殿拜領由緒書六幅、金地院の宋畫着色秋景雪山山水二幅、傳明兆筆墨畫山水一幅、元信筆墨畫山水、本光國師日記四十六冊、異國日記二冊、異國渡海御朱印帳、異國近年御書草案合一冊、異

ナンゼ

ナンゼ 南都 奈良(ナラ)を見よ、

ナンバ

る、始め天正の末安藤小次郎及び水野小左衛門を以て奉行に充てしを起原とす、爾來寛永十九年まで二人役にて、小性兼役の者過半なりき、寛永十二年九月始めて納戸頭二人を置く、慶安元年九月四人とし、元方拂方に分ちて、加々爪半之丞、榎原小右衛門を元方、間宮忠左衛門、石丸権左衛門を拂方に充つ、同三年九月、納戸頭四丸附二人を置く、享保三年組衆を減少し、一組四人宛、八組合廿二人、組頭八人となる、寛政四年また元方拂方を合せ、納戸頭二人、組頭四人、番衆同心各四十人となす、(更徴 武家名目抄 明長帶録、武鑑、官制沿革略史)

ナンバウ

男房 女房に對して男子を云ふ、新儀式御庚申事の條に「又進、甚手(先獻)御料物、分(男女)房」九條年中行事灌佛事の條に「女房灌佛之(仙殿)上小舎人不灌、而去寛平年中小舎人依(仰)男房之後女房之前灌佛之」源平盛衰記豐岐判官知康が鎌倉にて手鼓を打ちたる條に「男房女房心を澄し、落涙するもの多かりけり云々、明月記天福元年九月廿一日入夜金吾來、此間私産極云々、其後男女房總不(入)見(參)云々」など見たり、

ナンバウチ

難波氏 姓は藤原、師實の五男忠教を祖とす、其子頼輔は蹴鞠一道の祖にして安元御賀の時上鞠を勤む、爾來世々蹴鞠を業とす、十二世宗富の後家絶ゆ、其後飛鳥井雅康の二男宗隆再興して、飛鳥井家庶流となる、慶長十八年宗隆飛鳥井家を相續して雅胤と改め、男宗種をして當家を相續せしむ、子孫相續して明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)

ナンビ

宗明 宗美 宗城 宗童 宗享 宗職 宗弘 宗禮

ナンバ

宗富 宗勝 宗種 宗量 宗尚 宗建 宗城 宗童 宗享 宗職 宗弘 宗禮 宗明 宗美 南燈寺 關西 京都四條坊門

なりと雖も、遺跡詳かならず、(南燈寺) 永祿十一年織田信長、セスキト派の宣教師(葡萄牙人)ウルガンを九州より召して安土城に引見す、時にウルガン數種の珍品を呈し、布教の公許を請ふ、信長其請を允し、京都四條坊門に於て四町四方の地を與へて教會を建立せしめ、永祿寺と號す、古來年號を以て寺號と爲すものは、獨り延暦寺あるのみなるが故に、叡山の僧徒喫訴せるを以て南燈寺と改稱す、信長近江の地五百石を寄附し、結構壯麗を極めたり、天正十三年豐臣秀吉外教を禁するに及び、これを毀たしむ、創立より此に至りて十八年なり、南燈寺の半鐘、今京都妙心寺の塔頭春光院に藏す、高さ約二尺餘、口徑約一尺五寸、口の厚さ約一寸八分にして、重さ凡十八貫目餘、其中に舌環あり、以て舌を懸くべし、外面の中腹には「ナ」なる曆數及びセスキト派の徽號を鐫出したり、一五七七年は我天正五年に當る、蓋し宣教師の船載せるものなり、信長が外教の布教を許し且寺院を建立して、これを保護したるは、信仰の結果にあらずして、蓋し其勢力を借り、僧徒の勢力を殺さんとせる略略なりしとの説あり、從ふべきに似たり(南燈寺興廢記内政外教衝突史、考古界、南燈寺の遺蹟)

ナンビ

南蘋派 支那人沈南蘋の傳へたる繪畫の一派、南蘋名は詮、字は衡齋、清國吳興の人なり、享保十六年十二月來朝し、長崎に駐まる事僅に二年にして、十八年九月歸國したりしが、其

ナンフ

間一種の寫生畫を傳授し、我國の畫風を一變せしめたり、最花鳥に長じ、蘭竹梅菊等にも工なりき、長崎の譯官熊代徳江、名は斐、字は淇瞻、略して熊斐と稱す、沈氏の來朝するに及び大に其畫を愛し、幕府の允許を得て其門人となり、畫法を學び、子斐文も亦父に學びて南蘋風をよくせり、なほ熊斐の門より鶴亭、宋紫石、蘭齋、諸葛監等をいだし、南蘋風大に行はる、而して熊斐一門の外、其法を暗に利用したるもの甚多し、近世寫生畫にて有名なる圓山應舉、岸駒、森祖仙、伊藤若冲の輩、いづれも沈氏により、己の工夫を參へて、遂に一格を出し、谷文晁の如きも寫生畫に至りては、往々沈氏の法によりて研究せりといふ、蓋し沈氏の前には伊予九來朝し、後には江藤圃來朝して、揮毫せしかば、多少其風を模するものありしかど、沈氏の如く、我國一般の繪畫の上に、影響を及ぼしたるものなし、斬新なる寫生法を傳播し、遂に我國一般の畫工をして花鳥を描くに長ぜしめたるは、南蘋の功與りて多きに居る、今其傳統を示せば左のごとし(横井博士、日本繪畫史)

ナンフウチ

源氏、新羅三郎源義光より出づ、曾孫加賀美次郎遠光三男南部光行、甲斐國巨摩郡南部地頭となる、子孫依て氏とす、六世の孫祐政興國年中奥州に到り、鎌部五郎を略して岩手郡盛岡に居す、其孫守行應永年中足利氏に從ひ、進級を許されたり、七世傳

ナンボ

天正十八年豐臣秀吉に謁し、十九年九月の亂を鎮し、文祿元年朝鮮の役肥前名護屋に出軍す、重直の時寛文四年弟直房に陸奥八戸の地二萬石を分知し、行信の時、元祿七年弟政信に新田五千石を分知す(文政十二年信隆の時、宗家利敬の願に依り、六千石を加へ、城主格に列す)利敬文化五年十二月西蝦夷地警衛の勞により、加封して貳拾萬石となる、文政四年四月利濟、行列に金章の雙輪、及び薙刀を用ふるを許さる、子孫相襲して明治に至り、戊辰の役利剛會津に與し、封を削られ、十三萬石を領す、後に華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、華族諸家傳)

至り、光嚴上皇の院宣を得て兵を徵發し、尋て九州に渡航し、更に兵を整へ、大舉して東上するや、官軍兵庫の戦に敗れしかば、後醍醐天皇は之を叡山に避給へり、六月尊氏、光嚴上皇を奉じ、進みて東寺に駐營して、京都に血戰し、月を亘りてなほ決せず、八月光嚴上皇、尊氏の謀に従ひ、太弟豐仁親王を立て、これを光明天皇と爲す、上皇政を聽き、なほ建武の號を用ふ、既にして後醍醐天皇權に尊氏と和し、十月九日花山院の皇居に遷御あり、尊氏、後醍醐天皇に迫りて神器を新主に傳へんことを求めしかば、新造のものを取りて之を授け、十二月密に神器を奉じて大和國吉野に幸して行宮を營み、以て恢復を圖る、是に於て大覺寺統は吉野に在り、因て南朝と稱し、持明院統は京都に在り、因て北朝と稱し、爾來南朝は後村上、長慶、後龜山に傳へ、北朝は光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松に傳ふ、是より先足利二代の將軍義詮は、後小松天皇の貞治六年に、使を吉野に遣して和を求たり、此時南朝は後村上天皇の正平廿二年に當りしが、天皇は楠木正儀の議に因りて之を嘉納し、四月九日葉室光資を勅使とし、幕府に赴きて和を謀らしめたるに、義詮は天皇の繪旨を拜し、文中降参の句ありしを見て大に怒り、和議遂に敗る、正儀兩朝の間に在りて調停する處あり、熾和の議再び起りしが、會々後村上天皇は翌廿三年を以て崩じ、義詮また其年十二月に薨じたるのみならず、長慶天皇大に主戰の説を唱へしかば議成るに及ばざりき、既にして、南朝正平廿四年(北朝貞治八年)に、足利義滿は法勝寺の僧延家を使者とし、十一月吉野に赴きて議する處あらしめし、吉野の諸藩及び降將桃井石堂等和を以て不可となし、盛に反抗せるが故に、延家を京都に逐ひ歸したり、此後南朝の勢威は月に日に

衰へたりしが、義滿は其氣運に乗じ、南朝元中九年(北朝明徳二年)の十月、大内義弘をして和を調へしむ、曰く、兩朝和睦し、舊例に従ひ互に迭立せん、まづ御合體ありて、神器を北朝に傳へらるべきなりと、南朝は後龜山天皇の御宇なりしが、天皇も天下の形勢到底恢復の見込なきを察して遂にこれを裁可し、父子の禮を以て神器を後小松天皇に傳ふ、因りて尊で太上天皇の號を奉り、南北分立すること實に五十七年にして合一し、天下全く持明院の皇統に歸す、而して合一の後、足利氏は、兩統迭立の約を守らざりしを以て、南朝の餘黨往々にして各地に蜂起したりしも、皆其目的を達すること能ざりき(國史眼、國學院雜誌、南朝の末路)

ナンリウ

南龍院 徳川頼宣(トクガハヨリノブ)を見よ、

ナンレウ

美なるものを録といひ、和名にて「シロカネ」と稱す、爾雅に「白金謂之銀、其美者謂之録」とありて最上の銀をいふ、南録は、時に南廷、南挺、軟挺とも書せり、昆陽漫録に、丁銀を軟挺南挺ともいへるならんとあり、南録の南は、詩の大略南金の南を假借せしが如し、(西語彙編)南録の名は、本邦に傳はる、こと古し、源平盛衰記治承二年の條に、砂金千兩、南録百と見え、八島大臣より仲綱に送られし馬、ふとく遅く、極めて白き馬なれば、南録と名付られし由も同書に見え、平家物語には煖達に作り、同じく異本には、軟丁と書きたり、吾妻鏡に南挺といひ(延は挺なり、延喜式に、銀一分、鐵一延三斤、五兩爲挺とあり)砂金集に、軟挺と見えたるも皆同じ、永享行幸記にも、南録の建蓋あり、然れば鎌倉室町の兩時代より、専ら南録の名ありしなり、降りて江戸時代には、二朱銀を南録と稱

ナンリ

ナンレ

ナンレ

ナンレ

ナンレ

ナンレ

ナンレ

ナンレ

ナニレーナヨセ

ナニレウイチリヤウ 南鏡一兩 古銀貨
ナニレウニシユギン 南鏡二朱銀 二朱銀

ナメ 履脊 馬具の一種、馬の兩脇の、鏡の當
ナメカタノコホリ 行方郡

ナメカタノコホリ 行方郡
ナメカタノコホリ 行方郡

ナメカタノコホリ 行方郡
ナメカタノコホリ 行方郡

ナメカタノコホリ 行方郡
ナメカタノコホリ 行方郡

ナラ

ナラ

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ

ナラ

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良
置藩册なりと見えたるにて之を知るべし、

ナラテ

ナラテ ナラノ
ナラテ ナラノ

ナラノ

ナラノ ナラノ
ナラノ ナラノ

ナラノ

ナラノ ナラノ
ナラノ ナラノ

ナラテンノウ 平城天皇
ナラノタイフツ 奈良大佛

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナラノミヤ 平城宮
ナラノミヤ 平城宮

ナリカ ナリナ

稱す、地方三帳の一なり、即ち取高、本途見取反高、流
作場、小物成、高掛物等の高反別、並に租税額、及び上
納に係る運上莫加の類を記載したるものにして、取
税の基礎となるべき至重の帳簿なり、整一寸五分、横
七寸五分、綴目外八分、紙の中段村字編、双紙綴と爲
す、慶安二年徳川家光の時、諸國の代官に命じ、毎
年の租税を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめ
しにほじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年
成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せ
しむる事となりたり(一説に十二月限りに呈出せし
むるといふ) 畑租の永納のものは、永一貫文を、
米二石五斗替として換算す(地方凡例録、大日本租税
志、舊幕政要略)

ナリカフアラヤ

鳴鑼矢 鑼矢(カアラヤ)を
見よ、

ナリガラ

成柄 除目の成文をいふ、建武年
中行事略解に「是執筆人以申文、既任終之文也」とあ
るが如し、成柄三通に及べ
ば、捲り紙を以て之を結び、
大間に具して主上に獻るな
り、又成文ともいふ(建武年
中行事、同略解、同註解)



ナリナガシワウ

成良親王 系圖後
醍醐天皇の第七皇子、母は宮人藤原藤子、建武元年
元年上野大守となり、出で、鎌倉を鎮し、建武元年
征夷大將軍に任ず、二年北條時行の兵を起して鎌倉
を襲ふや、成良、足利直義と共に之を三河に避け、尋
で京都に還る、三年尊氏天皇を華山院に幽するに及
び、光嚴院成良を立て、皇太子となす、既にして天皇
吉野に幸するに至り、廢して京都に幽す、後恒良親
王と共に吉野に遷る(大日本史)

ナルシ

ナルシマモトナホ

成島司直 名譽通
稱邦之助、後ち邦之丞と改む、東岳又は翠龍と號す
系圖 仙藏勝雄の子、母忠八郎和鼎の孫、道筑の曾孫
一、寛政七年五月小十人格奥儒者見習となり、十
一年大番格に進む、文化六年御實紀編纂を命ぜられ、
大學頭林述齋總裁の下に、局を司直の家を開き、四
月始めて稿を起す(嘉永二年成る) 同十年十月奥儒
者に補し、十四年十二月布衣となる、天保十二年將軍
家慶政を親裁するに及び、其六月封事を上り歴代將
軍の美蹟を擧げ來りて時弊を改革すべき事を建言
す、八月精勤の功により百俵の加増あり(舊三百俵を
食む) 廣敷用人に准ぜられ、諸大夫となり圖書頭と改
め、且つ勤役中五百俵後役料二百俵なり) 蓋し上書を
揮す(奥儒者は二百俵高役料二百俵なり) 蓋し上書を
對する恩賞なり、江戸時代の儒者にして諸大夫とな
りし者は新井白石と司直とあるのみ、見よ其異數の
司直 恩賞たりしを以て、司直と見よ、十
四年に至り、諱を得て奥儒者
自を免じ、謹慎を命ぜられ、未
だ何の故たるかを詳かにせ
ず、文久二年閏八月二日歿す、年八十五、司直頗面
鰥寡、人籍に字して黒石先生といふ、深く將軍家慶
に眷遇を受け、常に進講の任に當り、裨補する處
多かりしといへり、而して其學和漢に亘り博く群籍
に通じ、最も本朝の典故に精し、加ふるに史才に富
み又文章に巧妙なり、其編述に係る徳川實紀は、殊
に精力を注ぎたるものにして近來出色の良書たり
系圖 徳川實紀、改正三河後風土記、鴻卷三戰記、琉
球雜話、東の老のくりここと等續徳川實紀、儒職家
系、武鑑、黃梁一夢、水野道前守、史學雜論、徳川實紀
考(トクガハツツキ)を參照

ナルセ ナルウ

ナルセウチ

成瀬氏(尾張大山) 姓は清和
源氏、新田義重より出づ、曾孫政義の次男、大館次郎
家氏の孫、氏明、宗家、義貞に屬して、軍功多し、曆應
三年近江勢田城に討死す、其曾孫忠房、應永三十一年
尹其親王に仕へ、後ち三河國に到り鳴瀨に住し、成瀬
と號す、曾孫國重、實は二條良基五世の孫大藏佐國平
の男也と云ふ、故に藤原氏と稱す、國重其子正頼、徳
川氏に仕へ三河安祥に討死す、其孫正成、慶長五年堺
奉行となり、十二年駿府の老中に補せられ、一萬六千
石加賜、叙爵準人正と稱す、十四年十二月尾張義直
の傳相に補せらる、十六年正月一萬石を尾張國知多
郡に換へ賜はる、前封を併せて三萬石、元和三年尾
張國に移封、犬山城を治む、子孫相襲す、明治に至り、
元年閏四月藩屏に列し、後ち華族に列し、子爵を授
けらる(系圖、徳川加除封録、華族諸家傳)

ナルセウチ

正成 正住 正肥 正雄
正壽 正住 正肥 正雄

ナウウチ

名和氏 姓は村上源氏、右大臣顯
房の八子雅兼より出づ、五世の孫、憲政家運を生み、
延暦寺の僧となる、其孫昌明常陸房と稱す、勇力を
以て顯はる、即ち源行家を獲たる者なり、昌明行明
を生み、承久中伯耆長田邑を食み、長田氏と稱す、其
孫行高伯耆守長年を生む、本國名和莊地頭となる、因
て名和氏と號す、後醍醐天皇を船上に奉迎し、賊を
撃ちて功あり、後足利尊氏と六條大宮に戦ひ之れに
死す、子弟亦多く節に殉ず、其族大石、鏡、筑見、春日
部、兼高、上神、大井、加悦、布施、竹方、河南等の氏あ
り、長年の孫顯興實親王に西海に從ふ、其後裔後
世伯耆に歸りて長年を祀りたる名和社の祠官たり、
明治に至り、特に男爵を授けらる(氏族志)

ナワナガトシ

名和長年 系圖通稱又太
耶、初名を長高といふ、後ち大神に祭りて氏殿權現
といひまた名和社といひたりしが、明治七年名和
神社と改めて別格官幣社に列せらる、社祠は伯耆國
西伯郡名和寺に在り、系圖 行高の子、事蹟伯耆國名
和の地頭たり、人となり勇健にして射を善くし、資
産饒贍、宗族強盛なるを以て、國人の畏服する處と
なる、元弘三年後醍醐天皇、密に源忠顯と共に隱岐
の行宮を出で、伯耆に幸し長年に據る、長年、即ち
天皇を船上に奉じ、子弟を集めて之を守る、翌日
佐々木清高、同昌綱等來り攻めしと雖も、長年奮戦
して、昌綱を斃し、清高を破りしかば、近國の將士風
を望みて來附するもの多し、是に於て天皇は、忠顯及
び長年の子、義高を遣はして京都を恢復せしむ、尋で
長年從四位下に叙し左衛門尉に任じ、伯耆守を兼ね、
既にして所在の官軍皆勝つる報を得たりしかば、五
月廿三日、鸞輿伯耆より京都に還御あり、長年父子
之に從ふ、建武元
年功を以て因幡伯
耆の守護となり、
尋で記録所寄人に
補し、雜訴決斷所
に候し、將士恩賞

ナワナガトシ

名和長年 系圖通稱又太
耶、初名を長高といふ、後ち大神に祭りて氏殿權現
といひまた名和社といひたりしが、明治七年名和
神社と改めて別格官幣社に列せらる、社祠は伯耆國
西伯郡名和寺に在り、系圖 行高の子、事蹟伯耆國名
和の地頭たり、人となり勇健にして射を善くし、資
産饒贍、宗族強盛なるを以て、國人の畏服する處と
なる、元弘三年後醍醐天皇、密に源忠顯と共に隱岐
の行宮を出で、伯耆に幸し長年に據る、長年、即ち
天皇を船上に奉じ、子弟を集めて之を守る、翌日
佐々木清高、同昌綱等來り攻めしと雖も、長年奮戦
して、昌綱を斃し、清高を破りしかば、近國の將士風
を望みて來附するもの多し、是に於て天皇は、忠顯及
び長年の子、義高を遣はして京都を恢復せしむ、尋で
長年從四位下に叙し左衛門尉に任じ、伯耆守を兼ね、
既にして所在の官軍皆勝つる報を得たりしかば、五
月廿三日、鸞輿伯耆より京都に還御あり、長年父子
之に從ふ、建武元
年功を以て因幡伯
耆の守護となり、
尋で記録所寄人に
補し、雜訴決斷所
に候し、將士恩賞

に

ニイタノコホリ

仁多郡 所在出雲國起原
風土記に、始めて見えたり、延喜式、ニヤと訓
す、和名抄に三處、布勢、漆仁、三澤、阿位、横田等の郷
あり、後ち東隔三處郷の内敷村、能登郡に入る、正保
圖仁田に作り、寛文中改めて仁多に復す、寛知集以後
之に仍る、郡名考、ニヤと稱し今之に從ふ(郡名異同
一覽、國郡沿革考)

ニウギウ井

乳牛院 内藤察に屬し、供御の
乳牛を養ひ置く所、右近馬場の西に在り、職員に別
當、乳師、預等あり(拾芥抄)

ニカイタウ

二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイノタナ

二階棚 調度の一種、棚の二段
ある御厨子を云ふ、略して單に二階とも云ふ、中古懸
殿造の家には、母屋に置く二階と、庇に置く二階とは
其製を異にしたり、母屋のは、概して檜木にて作り、
黒塗りとす、下に開き戸ありて、棚は二段共に青地小
文唐錦を押す、四方に組紐をさし廻して、餘れる緒を
棚の四隅に總角して、垂れて飾りとす、高凡二尺、弘
一尺三寸七分、長二尺八寸五分、上棚には櫛宮一雙、
下層には香壺宮一雙を置く、庇のほ下に開戸なく棚

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、

ニカイ

ニカイ 二階堂 永福寺(エイフクジ)を見
よ、



(押花年長)

の事に與る、二年足利尊氏叛し、新田義貞東征の事
あるや、楠木正成と共に京都を留守す、延元元年尊
氏京都を侵すに及び、長年二千餘人を以て勢多橋を
扼したりしが、諸軍敗れ、車駕延暦寺に幸するを聞
き、兵を收めて京都に還りて、行宮に謁候し、諸將
と力を戮せて尊氏を討ちてこれを走らし、駕を護り
て旋る、幾もなくして尊氏再び至るに際し、駕に延
暦寺に從ふ、會々尊氏の兵東坂を犯す、長年脇屋義

ナワナ

ニイタ

ニカイ

ニカイ

ニギミ

稱す、多くは神の枝に掛けて神に供へたり(古事記傳)
ニギミタマ 和魂 荒魂(アラミタマ)を見よ、
ニギヨ 和世 荒世(アラヨ)を見よ、
ニグウ 二宮 中宮及び東宮をいふ、各條差看(江次第)

ニグウノタイキヤウ

二宮大饗 大饗(ヨイキヤウ)を見よ、

ニシヲウチ

西尾氏(遠江、横須賀) 姓は清和源氏、賴信の次男賴清より出づ、其孫四郎清景、丹波國に住し、十六世賴井光秀、三河幡豆郡西尾に來り吉真家に屬し(一説東條左兵衛佐持廣の子とす)西尾氏を稱す、後美濃に移り曾根城に居す、孫吉次光教父子相繼ぎ守護齋藤氏に仕へ、後織田信長に仕へ三千石を賜ひ天正十年六月信長討せらる、後豊臣秀吉に仕へ、後徳川家康に仕へ、慶長五年關ヶ原の役功を以て一萬石を加へ三萬石を領す、十一年七千石削封、元和四年、大阪役の功を以て一萬石加賜、常陸國土浦城を治む、慶安二年忠照五千石加賜、駿河國田中城に移る、前封と併せて二萬五千石、延寶七年信濃國に移封、小諸城を治む、天和二年又遠江國に移封、横須賀城を治む、延享二年忠尚老中に補せられ、五千石加賜、寛延二年老中職たるの累勲を以て五千石を加賜せられ合せて三萬五千石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華語族)

ニシオホチウチ

西大路氏 姓は藤原、四條氏の支流、鷲尾隆衡の一男隆綱の孫隆政始めて氏を稱す、位從二位に至り、正慶元年五月薨す、隆範に至り中絶す、一族廣橋總光の二男隆輝再興す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族諸家傳、華語族)

ニシカハスケノフ

西川祐信 名顯通稱孫右衛門、後右京と稱す、文華堂自得齋の號あり(二代目吉信か)に就きて書を學び、傍ら土佐の畫風を好み、土佐光範の門に入り、遂に二流を折衷して西

ニシカ

宗、宗親親鸞の廟所なり(起原譜、東山大谷は真宗の開祖親鸞の墳墓にして今の智恩院の北崇泰院の地なり、天正十七年豊臣秀吉其墓地の租を免す、慶長八年徳川家康智恩院を造營するに際し今の地に移さしむ、大谷の舊稱遂に此に歸す、元和六年江戸幕府先規に准じ、墓地の租を免す、萬治二年佛殿を再興し、元祿七年七月に廟を建營す、慶應三年佛殿焼失、同年六月朝廷再建の繪旨及び白銀七百枚を賜ふ、明治三年十一月佛殿成る、十三年舊大宮御門の黒戸を賜はり、尊牌を移し歴代の聖靈を合祀し其法要を修せり、親鸞の茶毘所は東一町許の山間に在り、石柵を繞らし中央に石碑あり(平安通志、京華要誌)

ニシオホチウチ

西大路氏 姓は藤原、四條氏の支流、鷲尾隆衡の一男隆綱の孫隆政始めて氏を稱す、位從二位に至り、正慶元年五月薨す、隆範に至り中絶す、一族廣橋總光の二男隆輝再興す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族諸家傳、華語族)

ニシオモテ

西面 西面武士を云ふ、(キモノイメン)を見よ、

ニシカハスケノフ

西川祐信 名顯通稱孫右衛門、後右京と稱す、文華堂自得齋の號あり(二代目吉信か)に就きて書を學び、傍ら土佐の畫風を好み、土佐光範の門に入り、遂に二流を折衷して西

ニシキ

川派を開く、隨情特に婦女の姿儀を描くに巧妙にして、筆致頗る優美なり、曾て英一蝶が百人女眞品定に倣ひ、百人美人と題する冊子を著し、大に世に行はる、是より先西鶴、自笑、其或等の著作流行するや、其挿圖は多く隨情若年の頃の筆に係るといへり、此外其畫本數十部に及べり、就中祕戲の圖に至りては、古今獨歩の稱あり、總じて其著したる繪本は、香染或は紫紺の表紙に、金泥して雲煙雜草等を描き、體裁極めて高雅なりといふ、なほ文筆にもま、長じたるが如く、自畫の繪本和比事には其自序を載せたり、寶曆元年歿す、年八十一(扶桑名畫傳、浮世畫人傳)

ニシキ

錦 織物の一種、絲を諸色に染め、華章を織り成したるものにして、其地質甚厚し、倭訓乘に、丹白黃の義なりといへり(起原譜、雄略天皇の七年、百濟の織工定安那を召し、河内國橿原、錦部郡錦部郷)に居らしめ、錦を織らしめたり、これを轉錦(後世大和錦と稱す)錦を織ること茲に始まる、而して定安那の子孫は錦部連の姓を賜ひて、朝廷に奉仕し、其業を世々にせり、孝謙天皇の頃に及び漸く進歩し、大和仙錦、小和仙錦、車形錦、菱形錦、麒麟錦等の種目あり、支那人之を神錦と稱して賞美したりといふ、此時織部司を置き、始めて錦を蒙製の下に織る、天武天皇十年新羅より露錦を獻す即ち蒙製錦にして、我工人また其法を學び、幾もなくしてこれを製出せり、尋て文武天皇の時織部司に屬する錦織の織人百十戶、錦機三十枚を置かる、其後慶元元年、窠子錦を織らしめて伊勢大神宮の幣物となし、和銅四年織部司の桃文師を諸國に遣して錦を織る事を教へしめ延暦十三年織部司を皇城の長位に建て、織手町を置きて錦を織らしめたる等の事あり、延喜五年に至りては、伊勢、尾張、美濃、丹波、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿

ニシキ

波、讃岐、伊豫の十一箇國は、其產出の錦を調賣と爲さしむ、然るに承平天慶の亂を経て、其業漸く衰へ、織部司もまた之を製する事影なきに至れり、降りて天正年間及び、支那の職工和泉の堺に來りて明様の錦を織る法を傳へしが、更に四陣の工人もまた之を學び、嗜好なること堺の上に出で、更に糸錦を製し、また蜀江錦に倣うて唐織錦を製するものあり、後ち西洋の織法により毛織物を織る、銀線を用ひたるを銀毛織、金線を用ひたるを金毛織、金銀線を用ひざるを風流毛織と稱す、然るに享保の頃に際しては支那の商人、錦を輸入せざるを以て、商賈等四陣にて織る錦を以て、支那錦と稱して、之を製さしが、支那錦に勝ること數等なりといへり、既にして文政の初年、上野國桐生の織工始めて糸錦を織り、天保年間には同地の人石田九野、殊に花草を製する法を發明して機上に施す、工人乃ち糸錦を織り、織糸を以て花文を成したり、これをよりいと織又あつた織といふ、爾來織業大に發達し、十數年を経て其産額昔日に數倍し、四陣より出す處のもの、爲めに壓せらるるに至れり、安政年間及び外國貿易開け、外商木綿絲を齎し來る者多かりしより、桐生の織人これをよりいた織の緯となしたりしが、習熟すること一兩年の後に、木綿絲を以て製するも、恰も蠶絲を以て織りたるが如く、一目して辨じ難きに至れり、かくて四陣及び桐生の兩地錦を織ること巧妙を極め、以て今日に及ぶ(工藝志料)

ニシキ

錦繪 江戸にて木板摺として刊行せる浮世繪をいふ、錦の如く美麗なりとの意なるべし、一枚摺なりしより一枚繪ともいひ、また江戸の産物なるより江戸繪ともいひ、更に東錦繪ともいへり(起原譜、延寶天和の頃既に江戸繪の稱を以

ニシキ

川派を開く、隨情特に婦女の姿儀を描くに巧妙にして、筆致頗る優美なり、曾て英一蝶が百人女眞品定に倣ひ、百人美人と題する冊子を著し、大に世に行はる、是より先西鶴、自笑、其或等の著作流行するや、其挿圖は多く隨情若年の頃の筆に係るといへり、此外其畫本數十部に及べり、就中祕戲の圖に至りては、古今獨歩の稱あり、總じて其著したる繪本は、香染或は紫紺の表紙に、金泥して雲煙雜草等を描き、體裁極めて高雅なりといふ、なほ文筆にもま、長じたるが如く、自畫の繪本和比事には其自序を載せたり、寶曆元年歿す、年八十一(扶桑名畫傳、浮世畫人傳)

ニシキ

錦 織物の一種、絲を諸色に染め、華章を織り成したるものにして、其地質甚厚し、倭訓乘に、丹白黃の義なりといへり(起原譜、雄略天皇の七年、百濟の織工定安那を召し、河内國橿原、錦部郡錦部郷)に居らしめ、錦を織らしめたり、これを轉錦(後世大和錦と稱す)錦を織ること茲に始まる、而して定安那の子孫は錦部連の姓を賜ひて、朝廷に奉仕し、其業を世々にせり、孝謙天皇の頃に及び漸く進歩し、大和仙錦、小和仙錦、車形錦、菱形錦、麒麟錦等の種目あり、支那人之を神錦と稱して賞美したりといふ、此時織部司を置き、始めて錦を蒙製の下に織る、天武天皇十年新羅より露錦を獻す即ち蒙製錦にして、我工人また其法を學び、幾もなくしてこれを製出せり、尋て文武天皇の時織部司に屬する錦織の織人百十戶、錦機三十枚を置かる、其後慶元元年、窠子錦を織らしめて伊勢大神宮の幣物となし、和銅四年織部司の桃文師を諸國に遣して錦を織る事を教へしめ延暦十三年織部司を皇城の長位に建て、織手町を置きて錦を織らしめたる等の事あり、延喜五年に至りては、伊勢、尾張、美濃、丹波、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿

ニシキ

一枚摺のもの行はれしが、多くは武者繪にて、墨摺の上に、丹敷青黄土を以て、處まだらに色どり、如何にも麗華の者に過ぎざりしが、元祿年中に及び、元祖市川團十郎が鍾馭に扮したる姿容を畫きて刻したる役者一枚繪と稱する者世に行はれしより、役者の似顔繪行はれ、享保の初には、和泉屋權四郎の工夫せし紅繪、漆繪(墨の上に墨を塗り、金泥を用ひしもの)一時弄ばれたり、其後明和二年の頃、鈴木春信(司馬江漢)が、下繪を支那の彩色摺に倣ひて、板木師(金六といふ者を板摺に誦らひ、板木に見當をつくる事を創意し、始めて四五通の彩色摺を出してより、其法に倣ひて刊行するもの漸く多く、加ふるに浮世繪の發展と相俟つて長足の進歩を遂げ、江戸名物の一として數へらるるに至り、三枚摺、五枚摺等のもの、盛んに刊行せられたり、畫は武者俳優遊女其他の時世を描きたるが多かりき、維新後もなほ引つゞきて行はれしが、近時費用の高きが爲め石版畫寫眞版等に壓せられ、現今は殆んど衰頹の状況に陥り、版元の如きも日を送うて廢業しつゝあるは人の知れるが如し(増補浮世繪類考、宮川含漫筆、日本工業史)

ニシキ

錦草 地紫色にて白く紋出したる章を云ふ、又文章とも云ふ(貞丈雜記)

ニシキ

錦赤草 赤地に白く唐草等の紋を出したる章を云ふ、海平盛衰記に「腰刀に錦の赤草をさけて火打袋と云ふと見えたり、

ニシキ

錦小路氏 後漢靈帝より出づ、五世高貴王、應神天皇二十年始めて我邦に來り、其子志摩直丹波國に住し、坂上の姓を賜ふ、其七世孫康賴始めて丹波宿禰の姓を賜はり、醫博士に任ぜられ、從五位上に叙せらる、其後裔賴庸に至り、寛永四年四月丹波を改めて錦小路と號す、その子尙秀

ニシキ

享保二十年堂上の列に加へられ、文永三十三年三人扶持を賜はる、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華語族)

ニシキ

賴庸 尙秀 賴尚 賴理 賴易 賴徳

ニシキ

在明

ニシキ

錦小路殿 足利直義を云ふ、京都四條錦小路堀川の第に居せしを以て名づく(太平記、園太曆)

ニシキ

錦旗 天武天皇の御旗の旗を云ふ、錦を以て作り日月を畫く、音讀して「キンキ」とも云ふ(起原譜、承久の役、後鳥羽上皇より、十人の大將に錦御旗を賜はりて、官軍の標とせられし事、承久紀に見えたり、此頃より始まりしにや、武家名目抄に、節刀を賜ふとなくなりしより錦旗を賜ふとなれり、見ゆれば、節刀に準すべきにやと云へり、後醍醐天皇北條氏を征するや、後鳥羽天皇の例を追ひ官軍の大將には必ず錦旗を賜はりき、梅松論に「元弘二年の冬、楠兵衛尉正成と云ふ勇士、敵を討ひて、河内國に金剛千波屋と云無雙の要害を城廓に構へて、錦の御旗を上しかば」云々と見え、太平記主上自令、修金輪法、給條に「第六の若宮は、元弘の亂始武家に被囚せ給て、但馬國へ流され給ひたりしを、其國の守護太田六郎左衛門取立奉りて、近國の勢を相懼し、則丹波篠村へ參會す、大將頭中將不辭悅て即錦の御旗を立て此宮を上將軍と仰ぎ奉り軍勢奮征の令旨を被下成下り」箱根竹下合戦條に「竹下へ被下向たる中書王の御勢、諸將の侍北面の輩五百餘騎、悉武士に先を不被、怒とや思けん、錦の御旗を先に進め云々」とあり、其他笛吹時軍條にも、節度使下向の條にも、大塔宮熊野落葉池合戦の條にも、錦旗を先に立

ニシキ

てしこと見えたり。室町時代には、朝敵追討には必ず錦旗を賜はりたるが如し、祇園執行日記に「觀應元年六月廿一日、高越後守師泰、爲討伐兵衛佐今日(丑刻)先發手向中國、可經、淀邊、云々、申給院宣之上、錦幡用意云々」とあり、尙明德紀、長保記等にも見えたり、明治維新の際、朝敵征伐の爲め明治元年小松宮彰仁親王を征東大將軍として、錦旗節刀を賜ひたりき、此の時の錦旗は日月の二流なり、明治三年十月海軍の天皇旗皇族旗等を定めて、天皇旗は赤錦にて、表は金の日、裏は銀の月を章とし、縦七尺八寸、横一尺七寸、皇族旗は青錦紅日章とし、縦横天皇旗と同じ、四年九月臨時行幸の節の御旗を定め、地精好色緋、御紋金の菊、縦一尺六寸、横一尺二寸、總長二尺八寸八分、竿錦とす、六年四月皇太后宮皇后宮の御旗を定め、地精好、色紫、御紋金の菊、縦二尺三寸、横一尺五寸となす、同年十二月、海軍の天皇旗を紅布菊紋白(縦横同前)皇族旗を紺布菊紋白(縦横同前)に改め、八年十二月また改正あれども異ならず、二十二年九月天皇旗は絹の赤地に金の菊紋、横は縦の二と二分一、皇后旗は、大體天皇旗と同じけれども、横は縦の二と四分三、先端燕尾状に裂開す、皇太子(同妃)旗は天皇旗と同じく、唯だ菊の紋章の周圍に白輪廓を畫く、親王(内親王)旗も、天皇旗と同じく、たゞ白地に菊紋を出し、周圍赤の輪廓を畫く、これ今日用ひらるる旗なり(武家名目抄、史學界、日章旗考、法令全書)ニシキノヒタタレ 錦直垂 「ヒタタレ」を見よ、

○従久一從房一後繩一從平一久雄一久隆一教久ニシゴリノコホリ 錦部郡 所在 河内國 起原 仁德天皇紀に始めて見えたり、治華書紀錦織に作り、續紀、延喜式以下錦部に作る、和名抄に餘戸、百濟等の郷あり、郡名考「ニシキ」と訓じ、地誌提要「ニシゴリ」と唱ふ、今は南河内郡に入りて、其名亡ぶ(郡名異同一覽、國郡沿革考)ニシサンデウノオトド 西三條大臣 藤原良相(フナハラノヨシツネ)を云ふ、ニシサンデウノダイリ 西三條内裏 山城國京都三條の北室町の東〇又室町殿とも云ふ、起原治華書紀白河法皇の仙洞にして、藤原顯隆の造運する所なり、大治元年八月成りて渡御せらる、續世繼に「白河院おはしまし、程は、本院、新院とて、ひとつ院に、御かたなくにて、三條室町殿にぞおはしまし」と見えたり、同四年法皇の處にて崩御、後ち鳥羽上皇西對を鳥羽殿に移して、追善の佛堂となし、其迹に新に御所を造り、同五年十二月之に渡御せらる、後ち鳥羽上皇の皇女統子内親王に傳領して御所とす、承安二年七月後白河上皇建春門院と共に移徙して仙洞とす、權中納言成親の造進する所なり(百練抄、拾芥抄、山城名勝志)ニシタニリウ 西谷流 一條流(イチテウリウ)を見よ、ニシチンオリ 西陣織 名義 京都西陣に於て産出する織物をいふ、起原治華書紀仁の亂後、昔の織部司の名稱を存したる大舍人町の織工、居を白雲の原野に移し、桑を植ふ、蠶を養ひ、自ら絲を採りて絹布を織り、朝廷及び婚締の用途に供したり、後ち其地を白雲村と稱す、天正年中豐臣秀吉、白雲村の井水不長にして、練糸の用に通せざるを以て、新在家の地

ニシキ

ニシキ

に移し、其業を奨励せり、既にして此地の織工また四陣に移り、堺より明様の織法を傳へて、紗、絞紗、縮類をも織り出し、が、遂に機具元の倭錦、倭屋某の唐織、野末某の金襴の如き精良の品出るに至れり、之より西陣の機舎年々増加し、久しく廢絶したる綾織を再興し、且つ明様の織法によりて綾子、縞子、縞子の類をも織出し、更に歐洲の織法に模して毛字留、天鵝絨の類をも製せり、江戸時代に及び、禁裡、幕府、諸大名、各寺院等に用ひる處の貴重品は、西陣の外、他國に於て織り出す者なかりしかば、其機業年々逐つて益々隆盛となり、綾子織より七絲綾を織出し、縞子織より紋縞子を織出せり、又慶安年中、天鵝絨の如きは、虎斑天鵝絨、和奈天鵝絨、柳條天鵝絨の類を産し、平絹もまた寛文年中諸國より産せり、雖も、西陣、堺の製殊に精良なりしが故に、これを羽二重と稱し、加賀、丹後、美濃等より出すものを摺絲と稱して、其精粗を區別せり、尋で紋羽二重、綾羽二重を織出せりといふ、天和年中に及び、機業大に發達し、綾織より紋紗綾、綾唐織、加女綾反掛、柳條綾をいたし、縞子織より統井に柳條縞子を織出し、また琥珀織を始め、紋琥珀井に茶字をも出し、更に縮緬織より紋縮緬、柳條縮緬の類をもいたし、其織法の精好なる、遂に明様の上に出でたり、此時に際し、享保頃より上野の日野、桐生、伊勢崎、武藏の秩父、陸奥の福島等より絹織物をいたし、尋で元文三年西陣の織工、桐生に至りて紋織の法を傳へ、關東の機業一變して、やゝ精好の者を出すに至りしかば、寛保四年西陣の機業家幕府に訴へ、桐生紋織の差止を請へり、幕府は西陣保護の爲め、延享元年新規の紋織を停止したれども、諸國の機業大に開け、綾織、縮緬の類、多く京都へ輸入したりき、同二年西陣の機業家相計りて幕府の允許を得、松

ニシナ

組、竹組、梅組、鶴組、永字組、紗組の七組を設け、始めて織工の取締に關する規約を結びしが、寶曆十三年本字組を加へて八組となし、更に紋屋、蒔屋、下織のものに關する規約をも結びたり、天明八年京都大火あり、機業家の組合、一時中絶せしも、寛政十二年より、舊の如く組合を設けしが、天保十二年儉約令の發布によりて絹布を用ふることを禁ぜられしを以て、仲間組合又廢絶したれども、嘉永六年更に舊に復せりといふ、然るに維新後朝廷の典禮貴紳の服裝全く一變したると、株仲間の制廢れて、營業上規律を失ひしより、一時衰頹を極めしかば、明治二年京都府知事長谷信篤の盡力により、西陣物産會社、製品検査所を設立し、尋で植村正直の府知事となるに及び、工人を佛國リチンに遣はして織物を傳習せしめ、物産會社を西陣織物會所と改稱し、十年更に京都府の官有となし、名を織殿と改めしが、十三年磯野小右衛門等に拂渡り、十五年再び府の官有となり、廿年京都織物會社の起るや、更に同社に譲り渡したり、西陣は大概自家工業にして、工場を有するは、唯西陣織物會社、川島工場と織物會社あるのみなりしが、後ち各種の工場起り、特に海外に輸出すること多きを加へ、以て今日に及べり(日本工業史)ニシナリノコホリ 西生郡 所在 攝津國 起原 古(難波小郡と稱す)起原治華書紀難波小郡に作り、續紀延喜式西成に作る、和名抄に長源、安良、伏見、槻本、郡家、宅美、讚揚、雄惟、三野、津守、驛家、餘戸等の郷あり、古圖西成に改め、寛知集又西生に作る、元祿帳以後西成に作り、以後、これに仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)ニシノウチ 西の内 日本紙の一種、始めて産したる村の名によりて云ふ、後には常陸國水戸より

ニシハ

産出する紙を云ふ、又武藏、信濃、下野等より産す、此類にて少し厚き紙を程村と云ふ、其寸法西の内は縦一尺一寸、横一尺五寸一分、程村は縦一尺四寸四分、横一尺四寸なりと云ふ(紙譜)ニシノシユウ 西衆 室町幕府にて、公武家諸人の出家せる人が、營中に參向して將軍に謁する時、西向の條より出仕する衆を云ふ、外様たる人は是より爲す、之に對して東向の條より出仕する衆を東衆と云ふ、譜代又は縁類たる人は是より爲す(貞丈雜記)ニシノタイ 西對 對屋(タイノヤ)を見よ、ニシノトウ井ノウチ 西洞院氏 姓は桓武平氏、天皇第五皇子一品太皇尊萬原親王の子高棟王十七世の孫行時に至り、西洞院に居せしを以て氏とす、應安二年十一月薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)〇行時 時盛 時高 時基 時兼 時顯 時長 時常 時慶 時直 時長 時成 時國 時光 時篤 時名 時義 時信 信順 信堅 信愛 信意ニシノミヤサダイジン 西宮左大臣 源高明(ミナモトノタカアキラ)を見よ、ニシハチデウドノ 西八條殿 山城國京都八條の北坊城の西北に在り、平清盛の第なり、平家物語長門本に「平相國禪門をば八條太政大臣と申き、八條より北、坊城より西北に亭ありし故なり、彼入道うせられし曉焼けにき、大小棟かす五十餘におよべり」と見え、源平盛衰記に「此所をば八條殿の蓬壺とぞ申ける、入道蓬を愛して坪の内を一つしつらひて、蓬を植ふ、朝夕是を見給ふ」と見えたり(山城名勝志)

ニシハ

ニシハチデウノダイジャウウダイジン 西八條太政大臣 平清盛(タヒラノキヨモリ)を見よ、ニシフイチジ 廿一寺 朝廷の恒例御讀經を行はる、二十ヶ寺を云ふ、即ち廣隆寺、上出雲寺、常住寺、珍皇寺、清水寺、法觀寺、聖壽寺、東寺、西寺、延曆寺、法性寺、貞觀寺、極樂寺、元慶寺、仁和寺、下出雲寺、祇園、法成寺、鴨宮寺、六角堂、佐井寺なり、維新の後此事なし、此中著名なるものは各條にあり、就て見るべし、ニシフイチタイシラ 二十一代集 幼撰集(チヨクセンシラ)を見よ、ニシフコキガミ 二十五騎組 百人組(ヒヤクニンガミ)を見よ、ニシフゴタイジ 二十五大寺 東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆、新藥師、大后、不退、法華、超證、龍興、招提、宗鏡(實者崇敬)弘福、崇福、梵釋、檀林、延曆、貞觀、元慶、仁和、醍醐、淨福、勸修の二十五箇寺を云ふ(拾芥抄)〇以上載する所凡て廿六寺あり、暫く原書に従うて疑を存す、ニシフゴホサツ 二十五菩薩 佛教にて、極樂淨土に於ける、阿彌陀如來の大菩薩衆二十五をいふ、即ち觀世音、大勢至、藥王、藥上、普賢、法自在、師子吼、陀羅尼、虛空藏、德藏、寶藏、金光藏、金剛藏、光明王、山海惠、華嚴王、象寶王、月光王、日照王、三昧王、定自在王、大自在王、白象王、大威德王、無邊身王是なり、十住經に出づ(諸乘法數)ニシフニシヤ 二十二社 名義 朝廷より奉幣の便宜上定めたる二十二箇所の神社をいふ、蓋し一種の社格なり、其名左の如し、伊勢大神宮、石清水八幡(山城)、賀茂明神(山城)、松尾神社(山城)、平野(山城)、稻荷神社(山城)、春日明神(大和)、大原野神

ニシホ

社(山城)、大神社(大和)、石上神社(大和)、大和神... 社(大和)、廣瀨神社(大和)、龍田神社(大和)、住吉神...

ニシホ

及び、伏見天皇再び勅願所と爲し給ひたりと云へど、之又信じ難し、同四年比叡山の大衆寺地を濫妨したるも後益振振せり、延元元年五月兵火に罹り、同三年十一月再興す、第七世存知の時職亂の爲め一時衰微したるも、第八世蓮如萬難を排して再興し、文明十一年山科に移りて工事を起し、十二年八月に親鸞の影堂、同十四年に本堂落成す、大永元年後柏原天皇勅して第九世實如を法印に叙し、香衣を賜ひ、且つ門跡に準ぜられたりと云ふ、天文元年八月兵火に罹り、十世證如大阪石山の別院に移り、遂に之を本山となす、同五年後奈良天皇即位の用度を獻す、天皇嘉賞して三十六人家集を賜ひ、尋て權僧正に任ぜらる、十一世顯如亦正親町天皇即位の用度を獻す、天皇嘉賞して僧正に任じ、坊官を置き、院家末寺の稱を許さる、同七年十二月火し、明年八月再興成る、元龜元年織田信長本山を攻めて屢々激戦し、天正八年閏三月に至り、勅によりて和議を議じ、四月顯如紀伊郡の森の別院に移りて之を本山と爲したりしが、同十一年七月和泉貝塚の別院に移りて本山となす、同十三年五月大阪天満に移りて假堂を建築し、之を本山となす、十一月勅あり、顯如を大僧正に任す、同十九年閏正月豐臣秀吉京都七條坊門堀川の地十餘萬歩を寄附す、八月三日顯如此地に移り、文祿元年十二月影堂工事成り、本山の基礎始めて定まる、同月顯如寂し、十二世准如、其兄教如と相善からず、徳川家康本願寺の勢力を憚り之を割かんとし、慶長七年教如の爲め別院一寺を創む、東本願寺、これなり、これより東西の兩派に分る、同十二年第十二世准如本堂を經營せり、元和三年十二月火災に罹りて大半焼失し、同四年四月再建の工事成り、築樂の亭榭を移し、後之を飛雲閣と云ふ(今特別保護建造物となる)六年二月大衆廣隆寺の

ニシホ

古蹟を移し、鐘樓を造營す、十三世長如寛永九年伏見桃山城の四脚門、大支關、大廣間、白書院及び同院附屬の舞臺を移す(今并に特別保護建造物となる)十年六月影堂再建の工事を起し、十三年八月に至りて落成す、正保二年四月影堂の正門再建落成し、明暦二年黒書院落成す、延寶五年三月輪藏を造營し、翌年三月起りて成る、第十七世法知寶曆八年本堂再建の工事を起し、十年三月に至りて落成す、即ち今の建造物はなり、寛政元年正月本堂の正門焼損す、第十八世文如大阪津村別院の正門を移して、本堂の正門となす、第十九世本如の時宗門の紛擾ありて一時諸堂頽廢せんとす、後本如門徒を動化して大に修理し、文化七年十一月に至りて竣工す、安政四年三月再び本堂影堂を修理し、萬延元年九月に至りて竣工す、明治十二年九月廿九日勅額見眞二大字を賜はり、今之を影堂に掲ぐ、現今所轄の別院三十五、末寺約一萬、門徒七萬人を有すと云ふ○本堂、寛延二年三月起工、十年三月竣工○大師堂(影堂)本堂の左側に在り、寛永十年六月十一日起工、十三年竣工○本堂の正門、影堂の正門、經藏、鐘樓、鼓樓、大支關門、大支關、大廣間、雁の間、菊の間、白書院、紫明の間、二の間、三の間及び飛雲閣等あり○寶物に、阿彌陀如来像(傳春日作)見眞大師傳繪緣起(調覺如筆、繪淨賀筆)正親町天皇勅書(陽光院宸筆)教行信證(見眞大師筆)朝誅集(傳尊圓親王筆)武田信玄、豐臣秀吉の書翰(織田信長血書文、近衛前久誓詞等あり)(本願寺通記、本派本願寺名所圖會、京都名勝誌)

ニシマル

西丸 城の一部にして、本丸の西方に在る一廓をいふ(シロ)參看松隣夜話に前橋城の事を述べて、城主入道謙忠は西の丸穴門の内、一段低き地に陣を取らるるを初見とす、城毎に此所あり

ニリン

公領一公尹一公格一公業一公照

ニリン

二尊院 山城國葛野郡嵯峨村小倉山○山城小倉山○天台宗(天台、律、法相、淨土四宗兼學)帝室四箇御墨戸の一○本尊春日作釋迦彌陀の二尊立像(開闢初め承和年中嵯峨上皇の御願ありて一字を創立し、華臺寺又は二尊教院と號せり、其後一旦荒廢せしを、源空其地を愛し、一字を再興して淨土教を修す、後、源空の弟子湛空住して淨土教を修し、一方の念佛道場となる、歴世天皇公卿の踏依厚く、益々隆盛を致す、應仁の亂後、復荒廢せしを永正中廣明和尚長州阿彌陀寺より來り荒址に草堂を結び、十方を勸化し遂に堂宇を再造し、當時の名刹三條西實隆父子また大に力を盡し、再興の運を開き、江戸時代に及び、諸堂造營の功を畢れり、維新以後一旦荒廢せんとせしが、三條實美住持を獎勵して維持法を立て、洛西の名刹となる○佛殿(本堂)阿彌陀堂あり、境内に嵯峨、土御門、後嵯峨の三天皇の御塔、三條西實隆、三條忠成、伊藤仁齋、同東涯の墓あり○寶物は、實隆、公隆の畫像各一幅(國寶)及び源空足曳の影像等あり(山城名勝誌、山城名勝誌、平安通志、京華要誌、國寶目録)

ニタイ

ニタイノキサキ 二代后 藤原多子をいふ、徳大寺公能の女なり、姑夫藤原賴長之を子養す、聰慧にして書畫を善くし、爭理誓に工なり、久安六年正月近衛天皇の女御となり三月皇后となる、久壽二年天皇崩するの、保元元年に至り、賴長の故を以て近衛河原に幽居す、是年後白河天皇立ち、尊びて皇太后となし、三年太皇太后となる、既にして二條天皇位に即くに及び、其美なるを聞き、旨を公能に諭して宮に入れしめんとす、群臣以て不可となし、後白河法皇また屢々諫むる處ありしも聽かず、永曆元年遂に後宮に入

ニシヤ

にあらずして、有る所と無き所とあるなり、江戸城の西丸に就きては、其條に述べたれば就きて見るべし、なほ江戸城の西丸は、大御所もしくは、世子公子等の住居所に宛てたれば、西丸附の職員は、老中以下悉く表方と同様に置き、職名は、みな西丸の字を附して呼びたり、職掌は表方と同じきを以て別に細説せず、各職員の條を參看せよ、

ニシヤマリウイン

西山宗因 名義名は豐一、通稱二郎(また次郎作に作る)始め一幽と號し、後ち宗因と改む、又西翁、梅翁、西幽子、梅幽子、梅花翁、野梅子、忘吾子、向榮庵、自西翁、有芳庵等の別號あり

八日没す、年七十八(或云七十三)大阪西寺町西福寺中に葬る、宗因また狩野探幽の女を妻とし、繪畫にも妙を得たりといふ、**ニシユキ** 一朱金 名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、一分金の中に價値四割形に鑄造の年代によりて異なれども、概四分内外、横二分五厘内外、長方形を爲す、**ニシヨツジウチ** 西四辻氏 姓は藤原、四辻正二位權大納言公亨の二男公順、始めて西四辻氏を稱す、左近衛權中將正三位に至り、嘉永四年十二月薨す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識拙記、華族譜)

ニシユキ

一朱銀 名義 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、南緯二朱銀といふ、八箇を以て金一兩に當つ、形状長方形なり、**ニシヨツジウチ** 西四辻氏 姓は藤原、四辻正二位權大納言公亨の二男公順、始めて西四辻氏を稱す、左近衛權中將正三位に至り、嘉永四年十二月薨す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識拙記、華族譜)

ニシヨツジウチ

西四辻氏 姓は藤原、四辻正二位權大納言公亨の二男公順、始めて西四辻氏を稱す、左近衛權中將正三位に至り、嘉永四年十二月薨す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識拙記、華族譜)

ニシヨツジウチ

西四辻氏 姓は藤原、四辻正二位權大納言公亨の二男公順、始めて西四辻氏を稱す、左近衛權中將正三位に至り、嘉永四年十二月薨す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識拙記、華族譜)

ニタウ—ニチア

る、時人因つて二代后といふ、治承元年福原遷都の事あるや、留りて近衛河原に居る、建仁元年十二月崩す、年六十二大日本史

ニタウリウ—二刀流

宮本武蔵の創めたる劍術の流派、世に武蔵流、政名流、二天流といひ、其家にては圓明流といふ。○武蔵、名は政名、二天と號す、幼字七之助、後ち友次郎と改め、また武蔵と改む、播磨の人、父を新免無二齋と稱し、十手の術に達す、武蔵幼にして之を學び、其奥に達す、後ち二刀の術を究め其妙を得たり、出で、加藤清正の臣宮本武右衛門の養子となる、諸國を遍歴して、其武術を磨し、敢て天下に敵するものなく、名聲海内に轟き、人々推して二刀流の開祖となす、慶長中關ヶ原大阪の両役に軍功あり、寛永中細川家に仕へ、島原の軍に従ふ、正保二年五月十九日熊本にて死す、年六十四、法名支信二天と云ふ、武蔵また畫を海北友雪に學びて頗る氣韻あり、また俳諧を嗜み、素藝を涉獵せざるはなし(武術流祖傳、扶桑畫人傳)

ニチアウ—日興

安國坊と號す、桑維辻藤兵衛の子、開元八年六月京都に生る、十歳にして妙覺寺日興に師事し、文祿元年日興の後をつぎて妙覺寺に住す、四年九月、豊臣秀吉妙法院に於て千僧を請待し、法會を營むに際し、日蓮宗の僧侶亦其供養に列す、時に日興は、一宗にあらざれば、國恩と雖も、其供養を受けずと稱し、宗祖日蓮が、鎌倉幕府の請待を却けたるより以來、歴世諸高僧の事實を陳奏し、且つ供養に與らずして、所謂不受不施の義を唱道せり、然るに日興は、獨り供養に列したるのみならず、却て日興の唱ふる處を以て異端邪説と爲しこれを排撃したりしが、日興は遂に同月直に妙覺寺を出で、丹波小栗に隱棲せり、慶長四年徳川家康の召に

ニチイ—ニチサ

應じて大阪に登り、審問を受けるに及び、益々不受不施の義を主張し、受不施を以て宗義に背くものと爲せるが故に、幕府は異端邪説を以て罪に問ひ、五年六月對馬に流す、日興配地に在りて同じく其義を固執し、一宗にあらざる輩の供養を受けざりしを以て、衣食供せず、凍餓交々至り、織に草衣木食を以て身命を支へたりといふ、かくて具に辛苦を嘗むる事十三ヶ年に亘り、十七年赦免せられて京都に歸り、再び妙覺寺に住し、且つ幕府より不受不施の義を認許せられたりしと傳ふるも、當時日興は妙覺寺にありて靜に老臘を養ひ、また前日の如く抗辯せざりしなり、寛永七年三月十日寂す、年六十六、ニチレンシユウワツジュフセハニ(本化別頭佛統記、日本佛教史綱)

ニチイン—日印

日蓮宗不成寺派の祖、ホンシヤウツハシを見よ、

ニチラン—日遠

一説と號し心性院と呼ぶ、桑維俗性石井氏、開元世々京都に住す、六歳にして日蓮に給事し、稍々長じて三大部を講究し、後ち南都に赴き、俱舍、法相、律等を修め、慶長四年飯高談林の請に應じ其化主となり、九年日乾に繼いで身延山に主たり、幾もなく辭して大野に退隱し、學徒を教養す、元和九年再び身延山に入る、其間西谷談林を興して一山の學風を振作し、後ちまた大野に退隱せり、池上日樹の罪せらるゝに及び、幕府日蓮を召して本門妙本の二書を附與す、然れども居常寺用の繁を厭ひて鎌倉經ヶ谷に幽棲し、寛永十九年三月五日池上に歸りて寂す、年七十一、世に日重、日乾と共に、中興の三師と稱す(法華大意(日本佛教史綱))

ニチサウ—日像

幼名萬壽丸、肥後阿蘇架と稱す、開元平賀忠時の子、開元建治元年七歳にして出家し、日蓮に從ひて身延山に登り、日蓮に請は

ニチシ—ニチチ

後ち日蓮が池上に於て寂せる時、病褥に侍して、落地に法華經弘通の遺囑を受けたりといふ、尋で日蓮を仰いで師資の禮を執り、常に入洛弘通を以て念とし、力學苦行漸く功を積み、永仁二年密に志を決し、日朝の下を辭し、小湊、伊東を初め、越後、佐渡等を巡遊して、祖師當年辛苦の狀を想見し、轉じて越前、若狹、丹後の諸國を經歷し、到る處法華經の功德を説き、五年四月始めて京城の東門に立ち、旭日に對して、高聲唱題日没に及ぶ、爾來或は十字街頭に妙題を高唱し、或は諸所に石を立て、七字を大書して遊縁に供し、又三條の北に一草堂を營みて、法華經を講説し、盛んに攝受拆伏の門戸を張り、自ら號して法華宗といふ、道俗相傳へて來集するもの漸く多し、山門の徒其法華宗の名を私稱するを惡み、屢々講説に障害を加へたり、徳治二年逃れて深草に至り、二年の後再び入洛し、一堂宇を開創し、また攝拆の義を唱ふ、此に於て山徒更に之を妨げ、斯の如くするもの前後三回、世に日像の三難三教といふ、元亨元年勅を蒙りて妙顯寺を開く、康永元年十一月寂す、年七十四(本化別頭佛祖統記、日本佛教史綱)

ニチシフ—日什

日蓮宗妙滿寺派の祖、メツマンシハシを見よ、

ニチチユウ—日重

名號一如院と號す、事蹟若狹に生る、七歳の時京都本國寺に投じて沙彌となり、爾來梵行精修を以て尊重せらる、世に安土問答を以て著名なる妙國寺日珙、當時泉州堺に於て日論、日證等と共に社を結び、天台の三大部を講究す、日重また其社末に加はり、孜々として心力を傾け、智解屢々衆を驚かせり、後ち南都に遊學して法相、因明等を學修し、元龜の頃京都に歸り、本滿寺に留住して帷を垂れ、教養を事とし、門學日に盛んを致せり、尋で本國

ニチレンシユウ—日蓮宗

名號佛敎の一派、僧日蓮の開く處なるを以て宗名となせり、また法華宗とも、一乘圓頓妙宗といふ、而して妙法蓮華經に、教主釋迦牟尼佛の所立なり、故に所依の經典によりて法華宗と名づく、蓋し日蓮宗は、法華經、無量義經、觀普賢經の三部に據ると雖も、無量義經は、法華の開經にして序分の如く、觀普賢經は、法華の結經にして流通分の如し、故に正依は唯一法華經なりとす、唯一法華經によりて、一代の教相を判釋し、眞實教は、唯一法華經に限る、其他は悉く方便説なるを以て、依用すべからざるものとし、其教判の方法には、一に天台の五時八教を應用したり、なほ法華宗の號は、宗祖の自稱にして、且つ法華宗號の繪旨現存せり、是を以て維新以前は、天台法華宗に簡別して、日蓮法華宗と稱せり、今單に日蓮宗といふは、日蓮法華宗の略稱なり、なほ本宗にて七字の題目を唱ふる所以のもの、所謂日蓮宗の三大秘法の一なる本門の題目と稱し、心を本尊に歸せしむる方法にして、方法に即ち唱題なり、唱題は五字の經題に、南無の二字を加へ、南無妙法蓮華經の七字を口唱するにあり、もと妙法蓮華經の題目は、法華八軸の秘典を概括し、本尊の奧義は、此五字に攝して洩るゝ所なきが故に、本尊に歸依歸向の意を表して南無の二字を加へ、之を唱ふるを以て、本尊歸投の方法とす、愚者本尊の意を解せざるも、唱題すれば、自然に本尊の影を生じ、遂に成佛の花を開くといふにあり(聖原法華經建長五年四月、日蓮瓶めて妙法蓮華經を弘通し本宗を開く、

ニチリ—ニチレ

寺日破の請により、同寺に求法を興す、風を聞いて來學する者頗る多し、元和九年閏八月六日寂す、年七十五、世に日乾、日遠と共に中興三師と稱す(日本佛教史綱)

ニチリユウ—日隆

日蓮宗八品派の祖、コハツピンハシを見よ、

ニチレン—日蓮

名號俗姓は貫名氏、幼名龜王丸、癡癡して蓮長といひ、後ち日蓮と改む(桑維)重忠の子、母は清原氏、事蹟日蓮宗の宗祖也、貞應元年二月十六日、安房國長狹郡小湊浦に生る、十二歳の時同國清澄山に登り、僧道善に師事し、十八歳出家して眞言宗を學び、年二十餘にして、戒即身成佛義を著はし、後鎌倉に出で、偶々延曆寺の尊海に邂逅し、相伴ひて叡山に登り、三塔の諸學匠を歴訊して講習十餘年に亘り、大和、紀伊、攝津の諸寺を巡廻し、聖一國師、道元禪師等にも會したる事ありといふ、建長五年安房に歸りて再び清澄山寺に投じ、同年四月、同寺に於て法席を張り、大衆の前にて、淨禪密律の諸宗を罵り、始めて四箇の格言を説く、日蓮が本門の妙法蓮華を弘通し日蓮宗を唱ふるとははじまる、是か爲め其師道善、井に邑主東條景信の逐ふ處となり、五月鎌倉に赴き、松葉ヶ谷に、一草庵を營構して日夕法華經を讀誦し、時に出で、街頭に立ち、法華の題目を高唱し、其功德を説いて通行の男女を勧誘す、而して漸次に其感化を蒙る者多く、日昭、日朝の如きも亦當時門下に歸せり、既にして守護國家論、災難對治鈔を著はし、尋で立正安國論を作る、蓋し正元正嘉之際連年天災ありて五穀登らず、諸國の細民多く饑饉に迫る、日蓮此等の災害を以て、一に淨土宗諸他諸宗の弘傳に因る者となし、守護國家論等に盛に之を唱説し、安國論に至りて、専ら淨土の念佛を詆諆し、之を停止す

ニチレ

うにあらざれば、藥師大集諸經諸説の所謂七難三災は悉く併起し、他國逼迫の難違からずして到らんと極論せり、文應元年此書を以て幕府に上るや、其言の矯激なる、頗る有司の忌憚する處となり、重懲罪として伊豆の伊東に配流せらる、三年十一月赦されて鎌倉に歸るや意氣益々壯、文永元年小湊に老母を省觀し、又邑主景信等に小松原に苦しめられ、弟子鏡忍、日玉等之に死し、日蓮亦劍を蒙りて鎌倉に還る、而して其一難を経る毎に、信更更に一層の強烈を致し、文永五年會々蒙古襲來の報鎌倉に傳ふるに及び、安國論の憤言遂はざりしを唱へ、幕府に上書して、法華經の功德に依るにあらざれば、國家を鎮護すべからざるを説き、自ら蒙古降伏の祈禱に當らんとし、且つ書を建長、極樂、壽福等の十一寺に送り、其言頗る暴悞不遜なり、然れども幕府其上書を斥け、諸寺の長老皆之を等閑に付して顧みざりしかば、日蓮益々憤激怒罵し、言行ま、狂暴に類するものあり、是に於て幕府再び逮捕して佐渡に配流す、これ實に文永八年にして年五十の時なりき、佐渡の配流は其一生に一段落をなし、これより頗る攝門開顯の態度を取りしが、同十一年赦免せられ又鎌倉に歸る、比企能本、妙本寺を開いて之を講す、幾もなくして寺を日昭に付し、波木井實長の請に應じ、甲斐に赴き、身延山中に久遠寺(クワンジ)を營みて、法華經弘通の道場となせり、四方の弟子門徒相傳へて雲集し、法席に參するもの多し、弘安六年の秋偶々疾に罹り、自ら思ふ處ありと稱し、諸弟子に扶けられて武藏國池上の本門寺に遷る、寺は池上宗仲の創立する處なり(ホンモンジ)參看)十月十三日宗仲の館に寂す、年六十一、僧臘四十四、遺言により茶毘して身延山に葬る、諸書遺時鈔、教機時國鈔、開日抄、觀心六章抄、守

ニチレ

護國家論、災難對治鈔、立正安國論等三百九十餘種(日朝の字七)

ニツクニツシ

に鎮座せし時差遣せられしを始めとす、當時奉幣使と稱したりしが、正保三年宮號を賜ふに及び、毎年四月下旬の制となり、改めて例幣使と稱す(職原抄別勘、内式、日光山志、古事類苑神祇部)

ニツクワモン

日華門「ツクワモン」を見よ、

ニツシツ

入室 佛教にて法門を親授するをいふ、法華經に「著如來衣」云々如來室とあり、又「知佛入室寂然禪定」とあり、祖庭事苑に「五祖大師至夜密令侍者於碓坊召盧行者入入室遂傳法衣」とあり、支那禪宗の第五祖弘忍が慧能を召し入室に入らしめて、法衣を傳へたるより、親附の弟子を入室の弟子といふことなる、

ニツシン

日神 「ヒノカミ」を見よ、

ニツシン

日眞 日蓮宗本隆寺派の派祖、ホニリユウツハシを見よ、

ニツシンクワン

日新館 舊會津藩の學館

所在 陸奥國會津郡會津、會津城廓内追手前大町通
起原 寛永二十年、保科正之の封に就くや、始めて山崎闇齋、吉川惟足等を聘し文教を布く、寛文の初め、若松後ノ分町に學館を設け、名を稽古堂と稱し、士庶の別なく入學せしむ、延寶六年、正經、遺志を繼ぎ講所を本一ノ丁に移し大に改造す、元祿元年、北藤門外に移し、同三年町講所と改稱す、元祿年中、正容屢々學科を給し、又山崎闇齋の贈れる孔聖の像を安置し聖廟を造る、天明八年二月容頌、學舎を今の地に改作し、名を日進館と改め、老臣田中玄宰をして之を掌らしめ、尋で六科科則の令を下し、常に勤戒を加ふ、享和三年家臣に命じ朱文公の小學に倣ひ、日新館童子訓を著し、子弟に頒つ、而して程朱の學を主とす、出版に、孝經刊義、四書集註、小學、四書釋義、近

ニツタ

思録、近思錄輯疏、二程治教錄、三子傳心錄、玉山講義附錄、保養篇、童子訓、本朝二十四孝、和漢年代歌等あり(日本教育史資料)

ニツタウチ

新田氏 姓は清和源氏、鎮守府將軍義家の三子義國より出づ、義國嘗て内大臣藤原實能と忿争し、下野國に竄せられ、後ち上野國新田郡に居り、義重義康を生む、義重新田太郎と稱し、子孫因て氏とす、義重源頼朝と協はず、故に官位達するを得ず、義俊、義範、義兼、義季、經義を生む、義兼大炊介となり、義房を生む、義房政義を生み、政義、政氏、家氏、家貞を生む、政氏基氏を生み、基氏朝氏を生み、朝氏、義貞を生む、義貞北條高時を鎌倉に攻め滅し、建武中興の元勳となり、身王事に職し、而して子孫世々忠烈を承け、僞徳に復た興る、然れども竟に其志を得ず、其本宗既に竭く、而して分流に里見、山名、徳川、世良田、額戸、田中、竹林、中澤、大田、大井田、大島、島山、豊岡、今井、大館、堀口、一井、江田、長岡、羽川、桃井、細谷、金谷、岩松等の諸氏あり(氏族志)○岩松氏は江戸時代、上州新田郡の地を食み、頗る優遇せられしが、明治に至り、新田氏に復し、男爵を授けらる、イハマツツザシ參看、

ニツタヨシアキ

新田義顯 名義顯通稱小太郎 義顯の長子 義顯に伴はれて常に軍中に従ひしが、後ち父の功によりて越後の守護となる、延元元年(北朝建武三年)義貞、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて越前金崎城に入るや、兵二千を以て義顯に屬し、越後に往きて後援を爲さしむ、義顯即ち叔父脇屋義助と共にまづ同國山内山城に入らんとしたるに、城將瓜生保保かみて納れざりしを以て、更に越後に赴かんとし、士卒多き連れ去りしかば、再び金崎城に歸る、之より先金崎城は足利高經

ニツタ

の圍む處となりしが、二年の春に及び、大兵日に加はり、城兵糧道を失ひて大に苦しみたるの結果、義貞密に脱して山内に遁れ援兵を集めんとし、義顯之を留守す、三月敵兵肉薄して城に迫る、時に城兵餓うると入しくして戦に堪へず、外廓既に破れ、城將に陥らんとす、義顯即ち皇太子をして遁れしめ、尊良親王と共に自盡す(大日本史)

ニツタヨシオキ

新田義興 名義興幼名徳壽丸 義顯の異母弟 義顯母殿しきの故を以て、義貞の愛する處とならず、幼にして上野に居る、延元二年(北朝建武四年)北畠顯家鎌倉を攻めんとし、軍を進めて武藏國府に至るや、義興また兵を起して之に應じ、相共に鎌倉を拔きて四上し、三年春青野原の戦に上杉憲房を破る、顯家の薨後、其弟顯信に従ひて男山に據り、尋で吉野に趣く、後醍醐天皇引見して其才器を愛し、御前に於て加冠し、今の名を賜ひ左兵衛佐に任じ、北條時行と共に、義貞親王を奉じ、往いて東國を略せしむ、海路風に遇うて諸軍相失し、義興の船武藏石濱に着す、即ち東國に匿る、正平七年(文和元年)春、弟義宗、從弟脇屋義治等と兵を起し、足利尊氏、及び其子基氏を破りて鎌倉を陥れ、暫く其地に屯せしが、尊氏の來攻するに及び、避けて越後を保つ、既にして武藏上野の豪族の招きによりてまた東國に來り、兩州の間に客たり、將士從ふもの漸く多し、基氏及び島山清之を愛ひ、竹澤良衡、江戸高重をして密に義興を圍らしむ、二八偽りて義興に降り、甘言を以て之を略し、勤めて鎌倉を襲はんとす、義興其謀を察し、正平十五年(延文五年)十月を以て發し、途六郷川矢口渡に至り、中流に及ぶの頃、伏兵戰に兩岸に起る、義興勇るべからざるを知り舟中に自盡す、後人同舟を矢口に建て、新田大明神と稱す

ニツタヨシサダ

新田義貞 名義貞通稱小太郎 義顯の長子 義顯に伴はれて常に軍中に従ひしが、後ち父の功によりて越後の守護となる、延元元年(北朝建武三年)義貞、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて越前金崎城に入るや、兵二千を以て義顯に屬し、越後に往きて後援を爲さしむ、義顯即ち叔父脇屋義助と共にまづ同國山内山城に入らんとしたるに、城將瓜生保保かみて納れざりしを以て、更に越後に赴かんとし、士卒多き連れ去りしかば、再び金崎城に歸る、之より先金崎城は足利高經



(押花貞義)

せしが、現今新田神社と改稱す(大日本史)
太田 義顯朝氏の子 義顯世々上野國に住し、豪族たり、元弘三年北條高時の催に應じ、諸將と共に楠木正成を千代城に圍みしが、密に勤王の志を抱き、護良親王の令旨を得るに及び、病と稱して本國に歸り、遂に義兵を擧げ、兵を率ゐて鎌倉に迫り、稻村崎を徒渉して奮戦す、高時これを防ぐ事能はずして自盡し、北條氏亡ぶ、師を出してより僅に十五日にして鎌倉平く、即ち使を馳せて捷を後醍醐天皇に奏し、自ら鎌倉に居る、八州の豪族命を聽かざるはなし、天皇義貞の報を得て大に喜び、遂に左馬助を授け、建武元年入朝し、從四位下に叙し、左兵衛督に任じ、上野播磨二國の守護を兼ね、京都を宿衛す、會々足利尊氏天皇の寵を得て、行賞義貞の上にあがり、故を以て義貞意平かならず、蓋し尊氏義貞共に源家の二大名族として、世に重んぜられしを以て、當然の結果として勢力の争を生じ、互に相陥せんとするに至れるなり、既にして同二年尊氏鎌倉に據り、義貞を除くを名として叛するや、義貞尊良親王を奉じ、大舉して東海道より進み、矢矧川、鷲坂、手越河等に於て尊氏の兵を破りたれども、竹下箱根の兩戰に大敗して京都に歸る、(マケノシタノマ、カヒシ參看)諸國の豪族尊氏に屬するもの多し、延元元年(北朝建武三年)春尊氏の京都に逼るに及び、防戦せしと雖も利あらず、遂に天皇に供奉して延暦寺を保ちしが、北畠顯家の來り援ふに會し、遂に之を破り、尊氏を西海に走らす、功によりて左近衛中將に任ず、既にして赤松則村播磨白旗城に據り

ニツタ

ニツタ

て尊氏に應ず、是に於て諸將を率ゐて白旗城を圍み、勝敗未だ決せざるに當り、尊氏西海より捲土重來するの報に接せるを以て兵を同し、楠木正成等と共に之を兵庫に防ぎしも利あらず、走せて京都に入る、車駕復た延暦寺に幸す、既にして後醍醐天皇便宜上爲りて尊氏と媾和するに際し、義貞に命じて、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じ、北國に赴きて後援を爲さしむ、義貞乃ち越前金崎城に據る、城將足利高經大兵を以て來り圍む、と數月、二年の春に至り城内糧盡きて外救援なく、而して敵兵日に加はるを以て、密かに城を脱して山内山城に入る、旬日の後金崎城遂に陥り、太子慶となり、尊良親王及び新田義顯等自殺す、義貞山内山城に在ること半歳にして、また黨首を招きて、三年高經を越後の國府に破り、兵勢亦振ふ、七月高經を黒丸城に攻むるに當り、藤島城に據りて高經に應じたる平泉寺の僧兵の勢猖獗なるを聞き、赴き救ふの途上、高經の兵に會し相戦ひしが、流矢ありて其額に中る、義貞免るべからざるを度り、自ら別れて死す、時に年卅八、高經屍を収めて岸水村往生院に葬る、後ち遺骨を稱念寺に改葬す、萬治三年正月福井藩主松平光通、戰場の遺跡に碑を建て、明治三年、藩主一小祠を設けて其祀典を行ひ、九年十一月別格官幣社に列せられ、藤島神社の號を賜ふ、十四年遷宮す、地は吉田郡牧島村とす、三十一年また福井市足羽山宇共遊山の地に移す、明治九年從三位を贈られしが、十五年重ねて正一位を贈らる(大日本史、法令全書、新田公御略傳)

ニツチユウキヤウジ

日中行事 卷數

一巻 内閣御時主殿司朝きよめする事より、御湯殿の儀、石炭壇にての御拜、亥の時の下格子、殿上の名對面、夜御殿のさし油など、禁中日々の行事、及び毎

ニツテ

ニツテ

月の月夜、祭祝の事等を記す、題名は内裏、禁中、禁裏、禁省の文字を日中行事の上に冠せるものあれども、原名は單に日中行事なりと云ふ(續後醍醐天皇の撰ばせ給ひしものにして、後村上天皇の御宇、足利義詮の降を容れて、統の政を行ひし時、北畠親房に命じて清書せしめたること、建武年中行事中院通選の奥書に見えたり) 附大石千引の日中行事略解あり、和田英松氏増補して建武年中行事と共に刊行す(増註日中行事略解)

ニツテンシ

日天子 梵語、蘇利耶又は修利と云ふ、日神と譯す、即ち日天なり、又日宮天子、寶光天子、寶意天子と云ふ、帝釋の内臣にて、四天王に屬す、宿世に布施持戒修善奉佛して此の生を受く、其宮殿城廓皆百寶より成る、五風運持して停住せず、須彌山の半を環繞して四神州を照し、冥闇を除破し、萬物を成熟す、一晝夜に遊行する處百四十六萬七千九百十由旬餘なりと云ふ、其宮殿の順行するを以て日輪と云ひ、又單に日とも云ふ(佛敎いろは辭典)

ニツボウ

日峰 宗舜(ツクシユン)を見よ、

ニツウヅ

二條院 山城國京都二條の北堀河の東に在り、朱雀院の仙洞なり、村上天皇天曆二年新造して朱雀上皇中宮と共に移徙し給ふ、同三年正月、天皇二條院に幸して太后に拜謁す、後ち白河天皇に傳はる、宇治拾遺に「二條の大宮と申けるは、白河院の宮鳥羽院の御母しろにおはしましける、二條の大宮とぞ申、二條よりは北、堀川よりは東におはしましける」と見えたり、其後の興廢詳かならず(山城名勝志)

ニテウヅ

二條院 名義 皇子内親王 孫嗣後一條天皇の第一皇女、母は法成寺關白道長の三女、藤原中宮藤原威子、事蹟後冷泉天皇の皇后、

ニデウ

萬壽四年二月内親王と爲り、長元三年十一月一品を授けられ、准三宮となり、長曆元年十二月太子(後冷泉天皇)の宮に入り、寛徳二年正月女御永承元年七月中宮、治暦四年四月皇太后と爲り、同五年三月御落飾、延久元年七月太皇太后と爲り、承保元年六月院號、長治二年九月十七日崩す、年八十(女院小傳)

ニデウウチ

二條氏 姓は藤原、五攝家の一、月輪關白無實の孫攝政關白道家の三子真實、父の諱を受け、東二條院(法興院)を傳領して二條京極に居す、依て氏とす、左近衛大將左大臣を経て、仁治三年三月關白氏長者となり、隨身兵仗を賜ふ、是より子孫、近衛九條一條鷹司と交々攝政關白となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる(尊卑分脈、系譜)

○真實—師忠—兼基—道平—良基—師良

師嗣—兼基—持基—持通—政嗣—尙基

尹房—晴長—昭賢—康道—光平—綱平

百忠—宗照—宗基—重良—治孝—齊通

齊信—齊敏—基弘

ニデウクラフギヤウ

二條藏奉行 關白江戶幕府の職名、二條城倉庫の出納を管し、地役の者に扶持米渡し方等の事を掌る、初め京都町奉行の支配、後、勘定奉行の支配、持高、合力米四十石とす、**支**關二條御藏手代、二條御藏番、二條御藏小揚頭、二條御藏小揚之者等あり、**原**關寛永二年三人を置きたるを始めて、爾來一人二人三人四人等の時ありて、人員一定せず、慶應四年には一人ありき(明良尊録、吏役別録、同附録)

ニデウコテンバン

二條御殿番

ニデウ

江戶幕府の職名、二條城殿中の守衛を掌る、所司代の支配、役高四百石、役料百俵とす、與力十騎、同心三十人づゝ、これに屬す、また、二條御殿預と稱す、**支**關坊主十餘人あり、**原**關設置の年代詳かならず、三輪氏これを世襲せり(柳營秘鑑、吏役附録、官中秘策)

ニデウザイバン

二條在番 關白江戶幕府の職名、二條城に在番守衛の事を掌る、大番組其任に當り番頭四人、番士五十人を率ゐ、四ヶ月代りに之を勤む、毎年四月江戸より上京して交替す、**原**關寛永元年四月始めて之を置きしが、文久二年閏八月之を廢し、新に二條定番を置く、**ニ**デウザヤウバンに參看(官制沿革略史、泰平年表、徳川禁令考)

ニデウジヤウ

二條城 關白山城國京都二條堀河の西、桃花教業の二坊に跨り、北は大炊御門の南、南は押小路、東は堀河、西は櫛崎に至る、現今二條離宮と稱す、**原**關慶長七年徳川家康、築裡の鎮營、及び上洛の時の駐在所と爲さんと欲し、始めて工を起し、同八年に略ぼ落成し、同年三月入城す、世に織田氏の創建と傳ふれども誤なり、元和元年家康築裏法度を此城にて決行し、また足利、豐臣二氏に傲ひ、車駕の臨幸を請はんとし、益々宮殿を修め、華麗を窮極し、更に伏見城の天守及び殿舎を移し、本丸を築く、寛永三年九月御水尾天皇の行幸を請ひて盛事を極め、五年仙洞造營の時、行幸殿及び許多の宮殿を毀ちて仙洞に移し、十一年家光三十萬の兵を率ゐ、上洛して此に駐紮し、大に武威を耀したることあり、其後本丸、天守、櫓樓等は回祿に係れり、後二百一年を経て將軍家茂上洛の時、再び此に駐紮し、慶喜も此に在りて大政返上の表を呈したり、明治維新の後朝廷に取れ、明治元年正月大政官代となし、二月

ニデウ

天皇臨幸ありて、親征の詔を頒ち給ふ、四年三月京都府の所管となり、假に府廳となし、六年二月陸軍省の管轄となり、十七年七月改めて離宮となし、廿六年苑中に在りし桂宮の宮殿を本丸の遺趾に移され現今に至れり、**原**關本丸、東西八十二間半、西面八十五間半、南面八十四間八分、北面八十二間半、堀の廣さ十四間、東西二所に橋を架す、昔は西南隅に天守臺あり、乾長二方に櫓あり、殿宇其中に突瓦たり、皆小堀遠州の企畫に成れり、天主は寛延三年の雷火に、本丸は天明の火災に類焼せり、明治二十六年桂宮の建物を其跡に移す、**ニ**ノ丸、外廓東大手門内にて本丸の東に當り、本丸と橋を以て相通す、面積九千六百三十三坪餘、繞らずに築垣を以てす、家康以來上洛の時館舎に充てたりしが、今は離宮の正殿となれり、而して本丸、**ニ**ノ丸以外は即ち外廓にして、昔時は組士の小屋米倉等ありしも、今は一切取拂ひて平地となれり、**ニ**ノ丸宮殿、東大手門内に在り、門を入り少しく西して南向に唐門あり、鎗石門とも云ふ、門内數十間に御車寄あり、また南に向ふ、階數級を昇れば第一殿あり、城中最大の建物にして、總坪數三百四十坪餘あり、殿屋南北榮にして北向なり、遠侍ノ間、若松ノ間、芙蓉ノ間、殿上ノ間を経て上段ノ間(勅使間とも稱す)、**ニ**ノ間に至り、相隣次して方形を成し、西南角に遠侍廣條あり、曲折して兩方を繞る、廣條の西は式臺ノ間、老中ノ間、三間を併せて第二殿とす、東西十四間半、南北十六間、總坪百八十九坪あり、第一殿に次ぐ大廣なり、**三**ノ間より西第三殿に入る、大廣間、**二**ノ間、**三**ノ間、**北**ノ間、菴藏の間を總稱す、**藏**ノ間を経て西北第四殿に入る、東西十五間、南北十一間半、諸殿中最も壯麗華美を極めたり、**關**ノ間、**二**ノ間、**三**ノ間、**四**ノ間、**五**ノ間

ニデウ

ノ間とも云ふを過ぎ、上段ノ間(黒書院と稱す)を出で長廊を過ぎ、北第五殿に至る、將軍上洛の時、燕居の室に充てたり、上段ノ間(白書院)ノ間、**三**ノ間、**四**ノ間、**東**南ノ間等あり、即ち最北部の別殿にして、構作粧飾等皆制を異にし、凡そ宮殿全部の大形は、東南より西北に延び、屈曲雁行し、飛棟傑閣半空に突兀たり、全部瓦葺白木造にして、材に最も精美を講み、天井、戸障子の繪畫、欄間の彫刻等、金碧絢爛、人目に爛爛す、**林**泉、大廣間と黒書院との西南に在り、西は本丸の濠に接す、中に大池あり、廣さ四百八十餘坪、加茂川の水を引き、城内に入り瀑布となり池に注ぐ、池中島嶼洲峙を築き、橋梁を架す、奇石怪岩、向背突兀たり、蒼と樹木無し、作者の意は樹木の榮枯ありて林泉の觀を變するを恐れ、故さらに之を裁みず、只水石の布置を以て一偉觀を作りたりといふ、近年雜樹を叢植し、面目爲めに一變せり、尙詳しくは京華要を參看すべし(京華要誌)

ニデウジヤウタイ

二條城代 關白江戶幕府の職名、二條城を警衛する事を掌る、定員一人、與力十騎、同心三十人これに屬す、**原**關寛永二年渡邊山城守始めてこれに補し、尋て山岡七右衛門代りしが、元祿十二年停廢し、二條城番をして警衛せしむることなれり(東職紀綱、東武實錄、柳營秘鑑)

ニデウジヤウバン

二條城番 關白江戶幕府の職名、二條城々門を守護警衛する事を掌る、老中の支配、持高、合力米百二十石とす、與力十八、同心三十人これに屬す、また二條城御門番頭、二條定番とも稱す、**二**條定番は別に文久年間置く處のものあり、別項に出す、**關**關寛永二年始めてこれを置き一員たりしが、元祿十二年城代を廢する後二

ニデウ

員となる(吏役、柳營秘鑑、東職紀綱、東武實錄、徳川實紀)
ニデウタカクラノダイリ 二條高倉内裏 二條殿(ニテウダノ)を見よ、
ニデウチヤウバン 二條定番 關白江戶幕府の職名、二條城に在番して警衛の事を掌る、定員二人、役料三千俵、與力三十騎、同心百人づゝ、これに屬す、**原**關寛永初め大番頭より交代して城中に在番せしを廢し、文久二年閏八月改めて本職を置く、**ニ**テウザヤウバンに參看(泰平年表)
ニデウテツバウアギヤウ 二條砲砲奉行 關白江戶幕府の職名、二條城に貯藏せる鐵砲の事を掌る、所司代の支配、持高、合力米六十兩とす、同心十人づゝ、これに屬す、**原**關寛永六年始めて之を置く、爾來一人もしくは二人ありて定まらず、而して元治武鑑を按ずるに、二條武具奉行ありて鐵砲奉行なく、慶應武鑑もまた然り、其合力米及び附屬同心の人数等、同じきを以て考ふれば、後ち改稱したるものなるべし(吏役、徳川實紀、古事類苑官位部)
ニデウテンワウ 二條天皇 名號御名は守仁、**原**關後白河天皇の皇長子、御母は藤原懿子、第七十八代の天皇、事關康治二年六月三條東洞院第に生る、早く侍を失ひ、美福門院の鞠養する處となる、久壽二年九月後白河天皇の太子となり、保元三年八月受禪、十二月即位、後白河上皇院中に在りて政を聽く、平治元年十二月九日藤原信賴、源義朝等反し、兵を率ゐて夜三條殿を襲ひ、火を放ちて宮を焼き、上皇を一本御書所に幽し、天皇を黒戸御所に遷す、廿二日の夜天皇潛かに宮を出で、平清盛の六波羅第に幸し、上皇また仁和寺に入り給へり、既にして清盛

ニデウ

天皇臨幸ありて、親征の詔を頒ち給ふ、四年三月京都府の所管となり、假に府廳となし、六年二月陸軍省の管轄となり、十七年七月改めて離宮となし、廿六年苑中に在りし桂宮の宮殿を本丸の遺趾に移され現今に至れり、**原**關本丸、東西八十二間半、西面八十五間半、南面八十四間八分、北面八十二間半、堀の廣さ十四間、東西二所に橋を架す、昔は西南隅に天守臺あり、乾長二方に櫓あり、殿宇其中に突瓦たり、皆小堀遠州の企畫に成れり、天主は寛延三年の雷火に、本丸は天明の火災に類焼せり、明治二十六年桂宮の建物を其跡に移す、**ニ**ノ丸、外廓東大手門内にて本丸の東に當り、本丸と橋を以て相通す、面積九千六百三十三坪餘、繞らずに築垣を以てす、家康以來上洛の時館舎に充てたりしが、今は離宮の正殿となれり、而して本丸、**ニ**ノ丸以外は即ち外廓にして、昔時は組士の小屋米倉等ありしも、今は一切取拂ひて平地となれり、**ニ**ノ丸宮殿、東大手門内に在り、門を入り少しく西して南向に唐門あり、鎗石門とも云ふ、門内數十間に御車寄あり、また南に向ふ、階數級を昇れば第一殿あり、城中最大の建物にして、總坪數三百四十坪餘あり、殿屋南北榮にして北向なり、遠侍ノ間、若松ノ間、芙蓉ノ間、殿上ノ間を経て上段ノ間(勅使間とも稱す)、**ニ**ノ間に至り、相隣次して方形を成し、西南角に遠侍廣條あり、曲折して兩方を繞る、廣條の西は式臺ノ間、老中ノ間、三間を併せて第二殿とす、東西十四間半、南北十六間、總坪百八十九坪あり、第一殿に次ぐ大廣なり、**三**ノ間より西第三殿に入る、大廣間、**二**ノ間、**三**ノ間、**北**ノ間、菴藏の間を總稱す、**藏**ノ間を経て西北第四殿に入る、東西十五間、南北十一間半、諸殿中最も壯麗華美を極めたり、**關**ノ間、**二**ノ間、**三**ノ間、**四**ノ間、**五**ノ間及び其子重盛等、信賴義朝を敗るに及び、廿八日は以て美福門院の八條第に御し、清盛重盛等の官將を加ふ、永曆元年太皇太后藤原多子の美なるを開き、旨を諭して更に之を宮中に納る、世に二代后と稱す、永萬元年六月位を六條天皇に讓り、七月崩す、壽二十三、山城國葛野郡衣笠村の香隆寺に葬る、天皇性沈重にして移らず、藤原經家、同惟方等を信任し、政事一に關白に詢り、上皇をして與り知らしめず、是に由りて二宮相協はず、近臣事を用ふるもの上皇、これを逐ひ、上皇の嬖臣は天皇之を貶黜し、放流相隣ぎ、人心危懼を懐く、故に世人評して、天皇政事に長じて孝道に短なりといへり(大日本史)
ニテウドノ 二條殿 關白山城國京都二條の南、押小路北、高倉西東洞院の東、**二**條内裏とも稱す、二條高倉殿とも云ふ、**原**關藤原道長造營の第宅にして、其子二條關白教通に傳はる、後冷泉天皇永承元年四月、大膳職より二條第に幸して御所とし給ふ、是より先き大内裏焼失せしを以てなり、後白河天皇に傳領す、鳥羽天皇保安四年、白河上皇備前守長親をして、二條東洞院に新御所を造進せしめ、城りて六月移徙せらる、崇徳天皇長承二年より里内裡と給ふ、保延四年二月焼亡す、正元二年四月後醍醐天皇仙洞とし給ふ、後、龜山天皇に傳はり、後宇多天皇文永十一年正月二條高倉殿に踐許し、皇居と爲し給ふ、弘安元年閏十月焼失す、弘安六年又皇居とし給ふ、尋て大覺寺流に傳はり、鎌倉時代末までは存せしも、其後の興廢詳かならず(百練抄、拾芥抄、山城名勝志)
ニテウドノ 二條殿 藤原道兼、藤原道隆、藤原實行をいふ、
ニテウトミノコウチノダイリ 二條富

ニデウ

小路内裏 所傳京都二條の南、富小路の西、萬里小路の東、冷泉の南にあり、故に冷泉富小路殿と云ふ、今の寺町東川下町の西側に當ると云ふ。...

ニデウ

條道家の二男、母は公經の女倫子、寛喜三年三月累進して官權中納言に進み、同年十月春宮權大夫となる、天福元年四月左大臣を兼ね、嘉禎元年六月...

ニナイ

ニナイロ 蝟色、鬚の色目の名、表は黄にて、裏の青なるものをいふ(四季色目)。...

ニノミ

稱金次郎、法名誠明院功譽報德中正居士、世に報德先生と稱徳翁といふ。...

ニノミ

悦ばず、改めて千兩を賜ひ、駿相豆の三州領中の飢民の救済を托す、尊徳乃ち倉庫を發き、大に其法を行ふ、飢民死せざるを得たり、是に於て開拓法を小田原封内に施行す、...

ニハウ

天地の恩徳を講明し、其報徳に勤むるに在り、其教旨神儒佛の三教に基づく(報徳記、二宮尊徳翁略傳)。...

- 氏明 氏時 氏盛 氏範 氏從 氏員
氏興 氏清 氏識 氏勝 氏次 氏信
氏定 氏純 氏明 氏音 氏蕭 氏榮
勝道 氏昭 氏賢 氏中 氏厚

ニハタ

平氏を稱し、後藤藤原氏に改め、遂に長峰氏に復す、その子長秀、天文十八年織田信長に仕へ、屢々武功あり、元龜三年近江國佐和山城五萬石に封ぜらる、信長弑せらる、や、豊臣秀吉と謀り明智光秀を討じ三法師を主とす、尋で柴田勝家等を討つ、秀吉功を賞して舊領の外越前及び加賀半國を授け、越前守に任ず、男長重佐々成政に従ひて秀吉を謀り、爲め、越前加賀の領を奪はれ、天正十五年、九州征伐の時、家人軍法に背きしを以て近江を奪はれ、加賀松任城三萬石に封ぜらる、慶長五年前田利長と戦ひしを以て除封、八年一萬石を常陸古渡に賜はり、御話衆に補せらる、其後屢々加封轉移し、寛永四年白河城に治し十萬石を領す、十四年嫡子に偏諱を賜ひ、光重と改む、正保二年二本松城に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜)

○長秀 長重 光重 長次 長之 秀延 高寛 高庸 長貴 長祥 長富 長國 長裕 長徳

ニハタウチ 庭田氏 宇多天皇の皇子敦賀親王三男源雅信より出づ、九世の孫經實始めて庭田と號す、權中納言正二位に進み、嘉元二年出家す、羽林家の一、將官を経て權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

○雅信 時中 濟政 資通 政長 有賢 實賢 時賢 有資 經資 茂資 重資 經有 重有 長賢 雅行 重經 重親 重保 重具 重定 重秀 雅純 雅秀

ニハタニハヒ

重條 重孝 重照 重嗣 重能 重基 重胤 重文 重行 庭立 舞樂の時、舞臺を設けずして庭上に舞を奏するをいふ(歌舞品目) 二ハノコホリ 丹羽郡 尾張國 起原分國の際之を建て、郡となす、治績延喜式丹羽に作り以後同じ、和名抄に五蓋(アツラ)稻木、上春、丹羽、種積、大桑、下沼、上沼、前刀、小弓、小野、小日(小口の誤か)等の郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニハバン 庭番 關西江戶幕府の職名、將軍の耳目となりて秘密に國事探偵に従事す、若年寄の支配、兩番格小十人格の二種ありて、兩番格は、百俵高、七人扶持にして、小十人格は百俵高、扶持持、部屋住は廿人扶持を給す、専官なりと雖も、直接將軍に拜謁して意見を具陳し得るを以て頗る權力ありしといへり、大抵十人内外あり(國郡沿革考) 八代將軍徳川吉宗、紀藩より俱ひ來れる村垣左大夫を以て奥庭の番とし、内密の探偵となしたるに始まる(左大夫は紀藩にても庭番なりき) 爾來代々の將軍直接に面命して諸國に派遣し偵察に従はしむ、而して庭番等が、或は陪臣の從者となり、或は工商となりて諸藩の國情を探偵し、歸府の上は、また將軍に面謁して復命す、村垣氏世襲の職にして、兩番(書院番小性組)に補せられて此役を兼ねしが、世襲の外臨時に命ぜられたるものもあり、彼の間宮倫宗が西國の某大名(薩藩)に遊じて、城内に入りたるが如き一例なり(明良帶録、官制沿革略史、徳川史)

ニフカハノコホリ 新川郡 越中國 起原萬葉集天平十九年大伴家持の歌に始めて見たり、分國の始め之を置きたるべし、治績延喜式新水に作り、ニフカハ、ニヒカハ、兩條に訓す、和名抄に長谷、志麻、石勢、大前、車持、鳥取、布留、佐味、川枯等の郷あり、郡名考、ニヒカハと訓じ、地誌提要、ニヒカハの舊に復す、明治十三年五月上下二郡に分ち、下新川郡、上新川郡と稱す、今之に従ふ、同廿九年上新川郡の一區域を割きて、中新川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) ニフカン 入眼 物事の成就を云ふ、畫工が繪を書くより出でたる詞なり、蓋し人物鳥獸等を畫くに、彩色悉く成りて、最後に眼中瞳子を入る、これを入眼と云ふ、即ち入眼は畫の成りし時なるを以て、轉じて一般に稱するに至れり(下學集、眞文雜記) ニフキン 二分金 名後江戶時代に行はれたる金貨の一種、二箇を以て金一兩に充つ、圓筒形、鑄造の年代によりて異れども、縱七分内外、横四分内外の長方形なり、起原治績文政元年、始めて之を新鑄す、文政二分金といふ、又眞文二分金ともいふ、同十一年之を改鑄す、こゝまた文政二分金と稱すけれども、前の眞文に對し草文なるを以て草文二分金ともいへり、天保十三年八月、通用を停む、安政三年に至り、また之を新鑄す、安政二分金といふ、萬延元年に至り改鑄す、萬延二分金といふ、詳しくは各條を見よ、金銀貨(キンギンツク)の挿繪參看、 ニフジ 入寺 僧侶の階級、眞言宗の大寺に之を置く、東寺、高野山等にあり、三昧の上にて、三十人の一薦より擔任すと云ふ、定額寺の供僧に突入するの意なり、黒色の袈裟を著す、空海の遺言に非入

ニハンニヒガ

ニハンバ 二半場 江戸時代、御家人の一家格、徳川家康より四代將軍家綱の時に至るまでの間に、四丸留守居同心等の職に居りしものと、子孫にして、其抱入られたる時代は、譜代と同じくとも、譜代と爲さず、而して又抱入(四代將軍以後大番の與力同心等、新に採用せられしものをいふ)にも入るべからざるものない、即ち譜代と抱入との中間の意なり、四丸留守居與力同心、四丸裏門與力同心、賄六尺、膳所奉行支配所石之番番人本丸與表坊主、女中様御侍並書役、女中様御路次之者、同小人、同下男、同仕丁、同陸尺並小間遣之者、臺所小間遣等の職に任ぜらる、ものこれなり(明良帶録、古事類苑官位部) ニヒノコホリ 新居郡 關西伊豫國 起原始め神野と稱す、孝謙天皇紀に見ゆ、大同四年九月新居に改む、嵯峨天皇の諱を避けしなり、治績續紀神野に作り、日本後紀新居に作る、以後之に従ふ、和名抄に新居、丹上、島山、花、賀茂、神戸等の郷あり、郡名考、ニヒノコホリ、郡名考、ニヒノコホリと訓じ、地誌提要、ニヒノコホリ、郡名考、ニヒノコホリと訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニヒカタフキヤウ 新潟奉行 關西江戶幕府の職名、新潟港出入の船舶の事を管し、其地の市政を掌る、老中の支配、芙蓉問詰、千石高、役料千俵とす、後、新潟奉行支配組頭、二人(持高、役料二百俵) 同支配廣間役六人(高百俵、百人扶持) 同定役十七人(高五十俵、十人扶持) 同見習六人(五人扶持) 同並役二十俵高、二人扶持) 同足輕二十人(四石二斗二人扶持) 同水主頭取(同上) 同足留水主三十人(一人扶持) 同手附出役(二人扶持) 起原治績天保十四年六月始めて一員を置く(東鑑、同別錄、同附錄)

寺とあるは、定額廿四口入寺に對する言なり、東寺にては承和四年、これを定め、高野山は康平八年入寺六人を定めたり、後には増して八十五人となれり、又石清水八幡宮寺に、社僧の入寺十人を置きたり(東寺長者補任、紀伊國續風土記、權別當宗清願文) ニフタイ 二分代、年給(ネンギフ)參看)にて、二分(目)の代に、内官の内舍人助充屬の中を申任するを云ふ、長徳三年東宮(三條天皇)の二分代として、源治を内舍人とせしを始めとす(年給考) ニフタク 入道 佛道に歸入するを云ふ、後には在家にして剃髮着衣する者の稱となる、神皇正統記藤原兼家出家の條に「執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申ける云々」とあり、一説に、入道は貴人のみに用ひ、位卑き人は新發意と云へる習なりと云へども、必ずしも一定せず、上下に通じて用ひたるなり、 ニフタクシンワウ 入道親王 親王(シンワウ)を見よ、 ニフタノコホリ 新田郡 關西上野國 起原光仁天皇紀寶龜二年十月の條に始めて見ゆ、治績延喜式又新田に作る、和名抄に新田、津野、石西、祝人、淡甘、驛家等の郷あり、中世全都を新田莊と稱し郡名廢す、後村里澤帳往々勢多郡新田領と記する者あり、尤清雜を極む、江戸時代の始め之を復して新田郡となし、正保圖之を載せ、以後又之に従ふ、寛文十一年古の笠懸野を墾闢して、大原本町等十餘となす、郡名考、ニフタノコホリ、郡名考、ニフタノコホリと訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考) ニフチャウ 入定 佛敎にて禪定に入ることを云ふ、定は、梵語禪那の譯語にして靜慮とも云ふ、智度論に「入定火水不能害、亦不三命終」とあり、後

ニヒクニヒバ

ニヒクヲノコホリ 新座郡 關西武藏國 起原孝謙天皇の天平寶字三年八月新座郡を置き、後新座と改稱す、治績延喜式以後新座に作る、和名抄に志木、餘戸等の郷あり、郡名考、ニヒクヲと訓し、郡名考、ニヒクヲと訓す、地誌提要、ニヒクヲに復し今之に従ふ、明治廿九年北足立郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) ニヒタノコホリ 新田郡 關西陸前國 起原續紀聖武天皇の天平九年四月の條に新田備見ゆ、尋で建て、郡となし、桓武天皇の延暦十八年三月、月賀馬郡を併す、治績延喜式新田に作り、ニフタノコホリと訓す、和名抄に山沼、仲村、貝沼、餘戸等の郷あり、拾芥抄又此郡名を載す、後廢して栗原郡に併す、寛知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考) ニヒナメマツリ 新嘗祭 シンジャウサ イともいふ、 ニヒバリノコホリ 新治郡 關西常陸國 起原孝德天皇の朝建て、郡となす、治績續紀延喜式又新治に作る、和名抄に坂門、竹島、沼田、伊豫、博多、巡廻、月波、大幡、新治、下眞(シモマ)巨神(オカミ)井田等の郷あり、鎌倉時代郡名大に紊れ、東郡、中郡、西郡の稱あり、東郡又笠間郡と稱し、中郡を中郡莊と稱す、西郡を南北二條に分ち、南條を關郡及び下妻庄と云ひ、北條を小栗保及伊佐郡と唱へ、遂に新治の名を失ふに至る、文祿檢地の時、東郡を茨城郡に併せ、中郡を那珂郡と稱し、西郡北條を眞壁郡に併せ、西郡下妻莊を河内郡と稱す、那珂河内皆本郡と相隣るを以て、西郡河内と稱す、元祿中、西郡河内を茨城に併せ、西河内を眞壁に併す、明治廿九年筑波信太郡の一小區域を本郡に編入し、同時に又本郡の葛城大穗田水山の三村を筑波郡に編入す(郡名異同一覽、

國郡沿革考、法令全書) ニフカハノコホリ 新川郡 越中國 起原萬葉集天平十九年大伴家持の歌に始めて見たり、分國の始め之を置きたるべし、治績延喜式新水に作り、ニフカハ、ニヒカハ、兩條に訓す、和名抄に長谷、志麻、石勢、大前、車持、鳥取、布留、佐味、川枯等の郷あり、郡名考、ニヒカハと訓じ、地誌提要、ニヒカハの舊に復す、明治十三年五月上下二郡に分ち、下新川郡、上新川郡と稱す、今之に従ふ、同廿九年上新川郡の一區域を割きて、中新川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) ニフカン 入眼 物事の成就を云ふ、畫工が繪を書くより出でたる詞なり、蓋し人物鳥獸等を畫くに、彩色悉く成りて、最後に眼中瞳子を入る、これを入眼と云ふ、即ち入眼は畫の成りし時なるを以て、轉じて一般に稱するに至れり(下學集、眞文雜記) ニフキン 二分金 名後江戶時代に行はれたる金貨の一種、二箇を以て金一兩に充つ、圓筒形、鑄造の年代によりて異れども、縱七分内外、横四分内外の長方形なり、起原治績文政元年、始めて之を新鑄す、文政二分金といふ、又眞文二分金ともいふ、同十一年之を改鑄す、こゝまた文政二分金と稱すけれども、前の眞文に對し草文なるを以て草文二分金ともいへり、天保十三年八月、通用を停む、安政三年に至り、また之を新鑄す、安政二分金といふ、萬延元年に至り改鑄す、萬延二分金といふ、詳しくは各條を見よ、金銀貨(キンギンツク)の挿繪參看、 ニフジ 入寺 僧侶の階級、眞言宗の大寺に之を置く、東寺、高野山等にあり、三昧の上にて、三十人の一薦より擔任すと云ふ、定額寺の供僧に突入するの意なり、黒色の袈裟を著す、空海の遺言に非入

ニフカニフジ

ニフタノコホリ 新田郡 關西上野國 起原光仁天皇紀寶龜二年十月の條に始めて見ゆ、治績延喜式又新田に作る、和名抄に新田、津野、石西、祝人、淡甘、驛家等の郷あり、中世全都を新田莊と稱し郡名廢す、後村里澤帳往々勢多郡新田領と記する者あり、尤清雜を極む、江戸時代の始め之を復して新田郡となし、正保圖之を載せ、以後又之に従ふ、寛文十一年古の笠懸野を墾闢して、大原本町等十餘となす、郡名考、ニフタノコホリ、郡名考、ニフタノコホリと訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考) ニフチャウ 入定 佛敎にて禪定に入ることを云ふ、定は、梵語禪那の譯語にして靜慮とも云ふ、智度論に「入定火水不能害、亦不三命終」とあり、後

ニフタニフチ

寺とあるは、定額廿四口入寺に對する言なり、東寺にては承和四年、これを定め、高野山は康平八年入寺六人を定めたり、後には増して八十五人となれり、又石清水八幡宮寺に、社僧の入寺十人を置きたり(東寺長者補任、紀伊國續風土記、權別當宗清願文) ニフタイ 二分代、年給(ネンギフ)參看)にて、二分(目)の代に、内官の内舍人助充屬の中を申任するを云ふ、長徳三年東宮(三條天皇)の二分代として、源治を内舍人とせしを始めとす(年給考) ニフタク 入道 佛道に歸入するを云ふ、後には在家にして剃髮着衣する者の稱となる、神皇正統記藤原兼家出家の條に「執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申ける云々」とあり、一説に、入道は貴人のみに用ひ、位卑き人は新發意と云へる習なりと云へども、必ずしも一定せず、上下に通じて用ひたるなり、 ニフタクシンワウ 入道親王 親王(シンワウ)を見よ、 ニフタノコホリ 新田郡 關西上野國 起原光仁天皇紀寶龜二年十月の條に始めて見ゆ、治績延喜式又新田に作る、和名抄に新田、津野、石西、祝人、淡甘、驛家等の郷あり、中世全都を新田莊と稱し郡名廢す、後村里澤帳往々勢多郡新田領と記する者あり、尤清雜を極む、江戸時代の始め之を復して新田郡となし、正保圖之を載せ、以後又之に従ふ、寛文十一年古の笠懸野を墾闢して、大原本町等十餘となす、郡名考、ニフタノコホリ、郡名考、ニフタノコホリと訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考) ニフチャウ 入定 佛敎にて禪定に入ることを云ふ、定は、梵語禪那の譯語にして靜慮とも云ふ、智度論に「入定火水不能害、亦不三命終」とあり、後

ニフボ

に死のことも用ひることなる、

ニフノカハカミノジンジャ

丹生川上 神社 大和國吉野郡南野村丹生。現今官幣大社。高麗神、開國神(水神)開國神を祭り、

ニフノコホリ

丹生郡 越前國 起原 光仁天皇紀實五年三月の條に始めて見ゆ、

ニフボクダウ

入木道 名書道をいふ、

ニフボ

帝の時、北郊の祀の祝版にかけけるものを、後に削りて見るに、其筆勢深き七分ばかりも、墨色のしみ入り

ニフボ

の風を成して、古人に及ばざれども、支那人はなほ、當時の書を觀て、二王の風ありて、唐人の筆迹を學

ニフボ

親王の門人(或はいふ照乘の門人)に大橋長左衛門といふものあり、即ち大橋流の祖にして、幕府に用

ニフボ

○王羲之 王獻之 羊欣 王僧虔 蕭子雲 智永 虞世南 陸東之 張旭 徐浩 徐璠 韓方明 空海 大橋

ニホヒ

ニホヒノラドシ 句威 何色に 限らず、袖草摺の上の方色濃く、次に中色、次に薄色、次に白と次第に薄くしたる

ニホン

に至りしは、後世専ら漢文を使用し、多く音讀を用ひしが爲めに、初めよりかく定められしにあら

ニホン

論なりと雖も、其文の趣を見るに、同時代記録の原文を其儘採録したるものと考へらるゝが故に、これ

ニホン

は神代紀の注により、ヤマトと訓すべきものなりと考ふ、なほ日本倭根子天皇とある倭の字は衍字なり

ニホン

ヤヤホネ、佛蘭語にてはヤヤゴン、西語にてはヤヤボネ、葡語にてはヤヤンなど稱する、ことなり

ニホン

を、世に九代略記、九代實録とも稱したり、普通世に流布せるものは醍醐天皇以後に係り、稀に文武天皇

ニマウ

もの、今の普通本なり、其他寛政の小寺本、文政の大関本等あり

ニホンイツシ

日本逸史 卷四十卷、國史大系第六卷に收む

ニホンコウキ

日本後紀 卷四十卷、國史大系第三卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンギノツボネ

日本紀局 紫式部(ア)

ニホンサンシヤウニン

日本三上人 伊勢神宮の慶光院上人、尾張熱田の誓願寺上人、信濃善光寺の大本願上人の併稱なり

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニホンキリヤク

日本紀略 卷三十一卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷三十一卷、國史大系第一卷に收む

ニシカ—ニシケ

國雨降らず、而して仁海は、大師以來一家の相傳を以て、請雨經法の靈驗顯著なるの故を以て、後朱雀天皇特に勅して雨を祈らしむ。即ち六月八日より宮中に入りて法を修すること六日、大雨沛然として降り、朝野其高徳を讃歎す。天皇勅賞して、車馬を恩許し、且封七十戸を賜ふ、これより世に雨僧正といふ、永承元年五月寂す、年九十二(元享釋書、日本佛教史綱)
ニシカウテンワウ 仁孝天皇 名は惠仁(仁孝)光格天皇の第四皇子、御母は東京極院藤原嫡子、第百二十代の天皇(仁孝)文化六年光格天皇の太子となり、同十四年三月受禪、九月即位す、天保十二年閏正月廿七日隆を先帝に奉りて光格天皇と云ふ、嘗て宇多帝諡法を停められしより始り六十世、爰に於て舊に復す、在位廿九年、年號を改むる事三、三年正月廿六日崩す、御年四十七、京都市下京區今熊野町の月輪院に葬る(野史、陵墓一覽)
ニシキフデン 人給田 莊園内に於て莊司に賜ふ得分田を云ふ、東寺百合文書、高野山文書等に見えたり、
ニシケンテンワウ 仁賢天皇 名は德計王、又は大脚、字は島雄子、藤原市連押登皇子の皇長子、御母は寛媛、第二十四代の天皇(仁賢)市邊押登皇子の、雄略天皇に殺さるゝに及び、皇弟、弘計王と共に難を丹波國余社郡に避け、更に播磨國赤石郡に赴き、縮見屯倉首忍海部細目の家僮となる、會々清寧天皇の二年一月、播磨國司伊與來自部小柄、赤石郡に來り細目の家に宿れるの察、弘計王、歌に托して押登皇子の王子たるを願はしたるを以て、小柄驚き、急使を以て天皇に奏す、時に天皇皇子なかりしかば、大に喜びて二王を迎へ、德計王を立てて太子とす、天皇崩すの候、太子、弘計王の功徳を稱へて

ニシジ—ニシソ

天位を讓る、顯宗天皇之なり、德計王太子たること舊の如し、三年天皇崩すに及び、はじめて位に即き、大和國石上廣高宮に都す、十一年崩す、河内國南河内郡藤井寺村大字野中の埴生坂本院に葬る(大日本史、陵墓一覽)
ニシジャウボン 人情本 小説(モウセツ)を見よ、
ニシジュ 仁壽 文德天皇御宇の年號、嘉祥四年四月二十八日、即位改元、三年を経て齊衡と改元す(文德實錄)
ニシセイヤキ 仁清燒 京燒(キヤウヤキ)を見よ、
ニシソクコセバ 人足寄場 江戸時代無宿の者、并に寺社町勘定の三奉行、及び火附盜賊改加役の取計らしし囚徒の中にて、入墨、敲等輕罪の者が、所刑既に済みたるも、引取人なきもの、又は引取人あるも再犯の虞あるものを、人足として使役する爲め留置する處を云ふ、正しくは加役方人足寄場と略し、畧して寄場ともいへり、江戸石川島に在り、又常陸國筑波郡上郷村、北海道函館等にも置きしもあり、寛政二年二月、老中松平定信、先手頭火附盜賊改長各川平藏宣雄の建議を用ひ、始めて石川島石川大隅守屋敷敷置の地(一萬六千三十坪)に、これを設け、宣雄を寄場所長と爲す、後改めて人足寄場奉行を置き管理せしめたり、人足の住する小屋は七室に分ち、罪科の輕重によりて其居を異にし、一室約四十人を容るべし、老人、病人、婦人等は別置せり、又別に細工小屋ありて各自に手業を營ましむ、大工、建具、差物、塗師等種々あり、其人によりては島外へも出すもあり、もし手業なき者は、米、油、味噌、醬油を製し、菓物工をなさしむ、いれり、

ニシダ—ニシチ

力の多少に従ひて賃錢を與へ、其内三分の一を預り置き、放免の時これを附與す、而してよく規定を守り、且手業等に精勵し、改後の効著しきものにして、引取人あるは、其身元を糺したる上にて放免し、引取人なきは、生地の名主或は地役人に引渡したり、放免の際には手當として錢五貫文乃至七貫文を與へ、品によりては、百姓ならば相應の土地、江戸市民ならば、生地へ店を開かしめ、職業用の諸道具をも官より給與するの制なりき、人足の數は寛政年間には約百二十三人なりしが、後漸く増加し、天保十三年には四百六十餘人、弘化元年には六百餘人に及び、幕府の末年には、大抵平均四五百人なりしといふ、經費は設置の年には米五千俵、金五百兩を下附し、翌年は米三千俵、金三百兩を以て常經費と定め、其不足は島内貸地の地代、及び人足の手業より生ずるものを以て支辨せり、また其刑罪は、別に寄場内の規定ありて所罰したり、かくて王政維新の際に至り、人足を悉く解放し、遂に寄場を廢す、常州筑波郡上郷村の寄場は、石川島と同じく、寛政二年二月におきしが、幾もなくしてこれを廢し、函館には文久元年三月に設立せり、廢したる時代詳かならず(憲政類典、寄場人足仕置并心得書、寄場人足仕置書留置、嘉永明治年間録、徳川太平記、江戸會誌)
ニシダイジンノセチエ 任大臣節會 大臣を任命する時、朝廷より賜はる御酒宴を云ふ、其儀式は玉葉文治二年十月廿九日、愚昧記文治五年七月十日の條等に委しく見えたり、就て見るべし、
ニシチ 仁治 名義四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、延應二年七月十六日、天變地震に因て改元す、三年を経て後醍醐天皇寛元と改む

ニシニ

藏式部大輔菅原爲長之を勅申す(國朝年號譜)
ニシクテンワウ 仁徳天皇 皇后仲姫命、第十六代の天皇(仁徳)應神天皇初め少子菟道稚郎子を寵し太子となしたりしが、天皇の崩後太子位を以て大鷦鷯皇子に譲りてこれを菟道に避け、互に揖讓すること三年の後、太子遂に自盡せざるを以て、即ち位に即き、攝津國難波高津宮に都す、四年天皇高臺に登りて遺望するに、烟氣中から起らざりしを以て、百姓の窮乏せるを察し、三年の間課役を免じ、用度を儉にし給ひしが、三年の後再び遺望するに、烟氣盛んに起れるが故に大に喜び、朕既に富めりて暴露を免れず、何をか富めりといはんやと訝りたるに、天皇は、天の君を立つるは、もも百姓の爲なれば、君は百姓を以て本と爲す、百姓の富めるは即ち朕の富めるなりと宣へりといふ、百姓傳聞して感激し、調を納れて宮室を營まん事を請ひしも聽し給はず、數年の後始めて課役を科せて宮室を造るや、庶民悦びて營作に従ひ、幾ならずして成る、世に聖帝と稱し奉る(高きやにのぼりて見れば烟立つ民のかまどはにぎはひにけり)といへる歌は、御製なりとて世に傳ふるものあれども、蓋し誤傳なり、此歌始めて和漢朗詠集に見えてより、扶桑略記、水鏡、新古今集にも載せたり、而して朗詠集なるは、帝王の題中に見えずして、國司の唐名なる刺史の題中に見えること注意すべきなり、且つ歌調を按ずるも、後世のものなるに疑ひなし、天皇また大に開墾のことに注意し、十一年には宮北の郊原を掘りて、所謂難波の堀江を通じ、茨田堤を築き、なほ河内なる和珙池を造り、横野堤を築き、攝津東生郡なる猪甘津に橋を渡

ニシナ

し、大道を作り、尋で河内國石川郡なる感次に溝渠を通ずる等、土功見るに足るもの多し、八十七年正月十六日崩す、壽詳かならず、和泉國泉北郡柳松村の百舌鳥耳原中陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、大日本通史)
○按ずるに、天皇と稚郎子と皇位互讓のことは、蓋し疑問の存する所にして、書紀に傳へたるがごとく、形式上の互讓にあらざるは、伴信友既に中外經緯傳に之を疑へり、思ふに稚郎子の御母は身分賤しきに反し、天皇の御母は皇后にして、有力なる武内一族の後援を有し給へるがゆゑに、皇位繼承に關し、勢力の争ありしに基因せるものに似たり、
ニシナ 任那 「ミマナ」を見よ、
ニシナ 仁和 光孝天皇の御宇の年號、末一年は宇多天皇の御宇に係る、元慶九年二月二十一日即位改元す、四年を経て、宇多天皇寛平と改元す、
ニシナジ 仁和寺 山城國葛野郡花園村字御室の山號大内山、世に御室と稱す、眞言宗、大本寺なり、本尊阿彌陀如來、光孝天皇の勅願により、仁和二年八月小松郡大内山の麓に造營の工を起し、未だ成功に至らずして崩御あり、宇多天皇、先皇の遺志を繼ぎ、同四年八月落成供養ありて、大内山仁和寺と勅號を賜ふ、天皇落飾の後、即ち延喜元年十二月其南に一字を造營し、此に遷御ありしを以て、世に御室と稱す、僧徒信につき、法皇眞言の靈典を究め給へり、因て當寺の開祖とす、爾來累世親王相承り、御室門跡と號す、特に宣を賜ひて一品又は二品に叙し、總法務に任じ、准三后の封戸を領す、其後歴代塔頭子院を建立せられ、六十院の多きに及び、堂塔坊舎を聯れしが、應仁文明の兵火に罹り悉く燒失す、爾後雙岡の麓に一室を營み、二三の子院を移す、降りて寛永十二年徳川家光堂塔を再建す、同十

ニシニ

四年會々皇居造營に際し、朝廷築殿、常御殿、上舍唐門、四脚門を賜ふ、僧顯證之を經營し、正保三年に至りて落成し、始めて舊觀に復す、文政十年四國の靈場を摸し、大内山に八十八箇所の佛堂を造立す、明治二十年五月十五日火を失し、經藏、庫裏、四脚門、其他廿五宇一時に燒亡し、金堂、觀音堂、御影堂、五重塔、輪藏、鐘樓、大黒殿、南大門、中門、外數字幸に其災を免る、廿一年より殿舎七宇を再築し、其他も漸次増營せり、輪藏の美園より舊時に同じくおらざれども、その構造規模の如き、略ぼ舊に據るもの、如し、三門、一に南大門と稱す、南面す、金剛力士を安置す、假經殿、南大門を入りて西側に在り、光格天皇御遺愛にあり、飛瀟亭、殿殿の北に在り、光格天皇御遺愛の茶亭なり、遊廊亭、光琳が意匠を凝らしたる茶亭なり、二天門、中門なり、持國天多門天を安置す、祖師堂、二に御影堂と云ふ、中央に空海の像を安置し、傍らに宇多天皇の宸像、性信法親王の像を安置す、○金堂、祖師堂の東に在り、本尊三尊の阿彌陀を安置し、左壇に光孝天皇の御像、右壇に徳川家光の像を安置す、○經坊、金堂の東に在り、家光寄附の一切經を藏す、○觀音堂、一に灌頂堂と云ふ、祖師堂の南に在り、千手觀音等を安置す、○五重塔、金堂の東南に在り、三間四方にして高さ十八間なり、特別保護建造物たり、下層に五智如來を安置す、其餘鐘樓、鐘守、密經藏、文庫、寶藏等あり、○寶物は、木造文殊菩薩坐像一軀、著色孔雀明王像一幅、著色聖德太子像一幅、唐草蒔繪寶珠宮一個、御室相承記六卷、尊勝陀羅尼梵字經一帖、蒔繪箱入聖教三十冊、櫻町天皇宸翰、淡紫紙金泥般若心經、紺紙金泥藥師經一卷、承久三年四年日記一帖、皆國寶に指定せらる(山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

ニシニク

忍辱 佛教の菩薩因行六度の一、梵語羅提の譯語、苦痛辱を忍耐すること、法界次第に「内心能安、忍外所辱境、故名」とあり、「ロクハラミツ」を見よ。

ニシニクエ

忍辱衣 袈裟を云ふ、釋氏要覽に「如幻三昧經、袈裟名忍辱籠云々、法華經に、如來衣者、柔和忍辱心是也」とあり。

ニシフ

任符 國司が任國に赴任する際、朝廷より其赴任を證明したる文書を云ふ、年給にて國司に任ぜられたるもの、其國に赴任せずして任符を返上して、更任に國替、名替、名國替を請ふ、之を任符返上更任、任符返上國替、任符返上名替、任符返上名國替と云ふ、「カウニン」、「クニカヘ」、「ナカヘ」、「ナクニカヘ」等を見よ。

ニシベ

仁平 名義近衛天皇御宇の年號、久安七年正月二十六日改元、三年を経て久壽と改む、後漢書に「政貴仁平」とあるに據る（國朝年號譜）

ニシベツチャウ

人別帳 江戸時代の戸籍帳簿をいふ、宗門別改（シユウシニンベツアラマ）を見よ。

ニシヤウテンワウ

仁明天皇 御名は正良、世に深草帝と稱す、醍醐天皇第三皇子、御母は壇林皇后橘嘉智子、第五十四代の天皇、弘仁元年降臨、十四年淳和天皇の太子となり、天長十年二月受禪、三月六日位に即く、承和三年はじめて檢非違使職をおき、六年には彈正藤原、連捕に堪へざるの故を以て其任を使廳に委ぬ、彈正の權是に於て檢非違使に移り（ケビキシ）參看）既にして九年七月、春宮帯刀伴健岑、但馬權守檢邊勢等、皇太子桓胤親王を弑じ、東國に走りて、桓胤親王の孫、山に登りて隱元を開帳し、翌年九月支那に歸らんとし、途次豐前小倉に留まり、小倉侯に迎へられて福聚寺の開山となる、八年崇福寺に遷居し、十一年五月二十日寂す、年五十六、法號三十九、圓覺全錄、佛祖道影贊（續日本高僧傳）

ニヨ井

女院 名義天皇の御母、准母、内親王等に授くる尊號を云ふ、後には宮城の門號を付けしより門院と云ふ〇符過は總て上皇に准す、院職の職員、院司等亦上皇に准じて之を置く（思原道鏡）一條天皇の時、皇太后藤原詮子を東三條院と稱せしを以て、女院の始めとす、次に太后太皇藤原彰子あり、後朱雀天皇の時女院となり、上東門院と稱す、門院の號此に始まる、爾來女院の稱は、單に某院と稱するものと、某門院と稱するものと二種となりて、後世これを遵用せり、此兩女院は、皆天皇の御母にして、剃髮したるものなれば、御母は女院たるを以て例となせども、御母にあらざる女院も頗る多し、帝母にあらざるして三后にて女院たりしは、承保元年六月後冷泉天皇の皇后章子内親王を二條院と稱せしを始めとす、爾後單に三后にして女院たるもの多し、准母にして女院たりしは、寛治五年正月堀河親王堀河天皇の准母として、都芳門院と稱したるを始めとし、帝母又は准母、三后にあらざるして女院たりしは、建久二年六月後白河天皇の皇女觀子内親王を宣陽門院と稱したるを始めとす、女院の稱は、もと居所より起りしが、後には宮城門の名を冠し、或は地の名を取れるものあり、或は門號にも地名にもよらざるもあり、或は各女院の號に後の字、新の字を加へしもあり、後高松院、新待賢門院の如きはなり、又稀には後後に追稱するあり、後高松院の如きはなり、いま女院の表を次頁に掲げて參考に供す（女院小傳、女院略傳、古事類

ニヨリンジ

如意輪寺 前住大和國吉野郡吉野山靈寶淨土宗、智恩院末（思原道鏡）延喜年中日藏上人の開基する所にして、南朝の勅願寺なり、後醍醐天皇屢々幸し給ふ、正平年中兵火に罹りて、堂塔烏有に歸し、元年中世泰親王（後龜山皇子）小堂を營む、爾來漸次衰頹し、荒廢に屬せしが、近年維持金を募りて稍面目を改む、本堂は本尊如意輪座像（傳に安阿彌作）なり、如意輪塔は楠木正行が髮を截つて佛殿に納め、一族百四十餘人の姓名を記し、鐵にて「かへらじとかれて思へば梓弓なきかすに入る名をぞとどむる」との和歌を彫り付けたる處なり（いま歌を彫り付けたる碑あるは、後世の偽作なり）厨子の扉に、巨勢金岡の筆なる吉野より熊野に至る景色繪あり、上に後醍醐天皇の御蹟あり、正平年中燒失す、其地は庫裏の北に在り、寺内に正行の埋骨塚及び森田節齋の撰せる靈塚碑、藤本鐵石招魂碑等あり（京華要誌、大和國）

ニヨリンホフ

如意輪法 名義如意輪觀音を本尊として修する密法、如意輪は六臂にて敬愛の尊、輪寶を以て衆生を化する故に名づく、罪障消滅息災に行ふ、公家三壇御修法の一（思原）其始め詳かならず、或は後三條天皇延久年中より始まる

ニヨウ

女御 名義天皇の侍妾の一、後世皇后を冊立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御、御子王之燕寢、以歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女御 名義天皇の侍妾の一、後世皇后を冊立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御、御子王之燕寢、以歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女御 名義天皇の侍妾の一、後世皇后を冊立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御、御子王之燕寢、以歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヤク

水、大風、炎旱、兵賊の七難競ひ起る時に此法を行ひ、又不斷之行ふ、古は専修寺金剛壽院相承の法なり（思原）寛治四年、朝廷の爲め圓融房にて始めて之を修す、金剛壽院覺摩、長安僧都等これを勤む（諸法要略抄）

ニヤクワウジ

若王子 山城國京都上京區、禪林寺の北〇山城正東山、もと兼々院と號す（思原）天台宗（修驗道を兼修し、聖護院に屬したり）（思原）永曆年中後白河法皇の草創にして、熊野那智權現を此地に勧請し、若王子と號す、弘安中、龜山天皇離宮を東山の地に造り給ふや、御所の鎮守とし、禪林寺新熊野とも稱せり、足利尊氏大に歸仰し、大僧正良海を座主となす、當時堂塔輪奐壯麗を極めたりしが、應仁の兵燹に罹り、以後衰頹に歸す、明治に至り、改めて神社と爲し若王子社と名づく、本社四棟、本宮、新宮、那智、若宮相並びて南面す、一町奥に辨天祠、金峯山祠、山神祠ありて、境内頗る幽邃なり（山城名勝志、山州名跡志、京華要誌）

ニヨイ

如意 僧の所持する道具の一、梵語阿那律の譯語なり、我國にて「マゴノテ」と云ふものと同じくして、骨角竹木等を以て手の形を作り、柄の長さ三尺許となし、背等の痒くして、手の到らざる所を搔くこと、意の如くなるが故に、此名ありとも云ひ、又講僧、柄に文字を記して記念に備へ（即ち俗の笏の如し）自由を視ることを得るが故に、此名ありとも云ふ、心の表にして、形雲葉の如くするを法とすとも云ふ（釋氏要覽、持寶通覽）

ニヨイ

如一 名義字は即非（思原）支那國福清縣林氏の子（思原）年十八歲出家して禪宗に歸し、明州黃巖山の隱元に參じて證悟す、明曆三年日本に渡來し、長崎の興福寺に住す、寛文二年（思原）の實

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

ニヨウ

女官 刀自の下にありて難役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によく官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」といふうくわん」との區別を知るべし、また我江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤室に「年老いたる女官とじなど世にいひしらわめて、御祈りなためまつる云々」、枕草子に「御かうしよまゐらず、女官ありてこれになたせ給（云々）、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時、群衆外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳錄、尤無便、他女官等如浮雲、敷、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前こと見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女御を指したるなり、

女院略譜表 (本表は田邊勝哉氏が主として女院部類、女院次第、女院記門院傳、續三宮傳等に據り、其誤脱は當時の記録に徴して編成せり、表中()括弧の符號は、異説あるを示せり)

Table of female courtiers (女院略譜表) for the year 1964. Columns include: 女院號 (Courtier Number), 御名 (Name), 御父 (Father), 御母 (Mother), 院號以前の時日 (Time before courtier number), 院號の時日 (Time of courtier number), 院號以後の時日 (Time after courtier number). Rows list various courtiers such as 東三條院藤原詮子, 上東門院藤原彰子, etc.

Table of female courtiers (女院略譜表) for the year 1965. Columns include: 女院號 (Courtier Number), 御名 (Name), 御父 (Father), 御母 (Mother), 院號以前の時日 (Time before courtier number), 院號の時日 (Time of courtier number), 院號以後の時日 (Time after courtier number). Rows list various courtiers such as 月華門院藤原四親王, 今出川院藤原信子, 京極院藤原信子, etc.

Table of female courtiers (女御) and their families, including names, fathers, and mothers, with associated court titles and dates.

女御の稱は、始めて書紀の雄略天皇の紀に見えたりと云ふ、給数は目一人、史生一人、又別...

ニヨウゴダイ 女御代

大嘗會御祝の時、女御も亦勤仕す、これを御祝女御と稱す、然して天皇幼穉にして女御なき時は、臨時に女御代を勤仕せしめたり...

ニヨウハウ 女房

禁中に奉仕する婦女子の曹司を與へられて、局住ひするもの、總稱、又院中諸家等に仕ふる女をも云ふ、後に轉じて人の妻をも言ふに至る...

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

Table of female courtiers (女御) and their families, including names, fathers, and mothers, with associated court titles and dates.

超進して皇太夫人と爲り、中宮と稱す、仁明天皇の女御藤原順子、清和天皇の女御藤原高子の如き是なり...

ニヨウゴダイ 女御代

大嘗會御祝の時、女御も亦勤仕す、これを御祝女御と稱す、然して天皇幼穉にして女御なき時は、臨時に女御代を勤仕せしめたり...

ニヨウハウ 女房

禁中に奉仕する婦女子の曹司を與へられて、局住ひするもの、總稱、又院中諸家等に仕ふる女をも云ふ、後に轉じて人の妻をも言ふに至る...

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

ニヨウ

Table of clothing types (衣) and their descriptions, categorized by rank and occasion.

ニヨボ ニヨロ

せるを以て、女帝の事遂に絶ゆることとなりたり、
「テンノウ」を参看、

ニヨボク 如木 「ジヨボク」を見よ、

ニヨボフギヤウクヤウ 如法經供養

【名】法華經を寫し終へたる後に、行ふ供養を云ふ、如法經とは法の如く書寫する義なるも、後には専ら法華經を寫す事をいへり、此寫經終れば十種の法にて供養す、之を十種供養と云ふ、十種とは一華、二香、三瓔珞、四抹香、五塗香、六燒香、七繡蓋幡幡、八衣服、九伎樂、十合掌を云ふ、起願慈覺大師之を始む、留岳要記に「天長六年、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院樹穴中、草庵、殖皮鹿庭三ヶ年、晝夜三時讀天台法華懺法、忽好坐禪、行四種三昧、同八年初秋、天手自以草爲筆、以石爲墨、以禪定智水、一字三禮、書寫妙法蓮華經、同九月十五日、樹穴中草庵、唯請當山座主義真阿闍梨、遂十種供養云々」と見えたり、其後屢々如法供養を行ひし事如法經手記に、文治四年九月後白河法皇十種供養を行ひし事玉葉に委しく見え、増鏡北野の雪にも「五月廿三日十種供養の御經二部、淨土の三部經もかへ給へり云々」、同書山もみちの條に、弘長三年五月後醍醐院、龜山殿にて如法十種供養を行ひし事など見えたり、

ニヨライ 如來

佛敎にて眞如より來生せる者をいふ、即ち佛作といふに同じ、又如去とも云ふ、梵語多陀阿迦と云ひ、又恒他該他也とも云ふ多他を如と譯す、如は眞理を云ふ、眞理より來れる人なれば如來と稱す、凡位より修行して、正覺を成し、乘如去るが故に如去と云ふ、如來は化他、如去は自證の義なり、無量壽經に「從如來一生、解法如如、成眞論に「乘如實道來、成三覺、故名如來」と見ゆ、阿闍梨、大日、彌陀、釋迦等の如來あり、トトケルを參看、應永地蔵



ニヨワ 又カタ

抄佛語解釋

ニヨワウ 女王 王(アウ)を見よ、

ニヨワウロク 女王祿 ヲワウロクを見よ、

ニワウ 仁王 佛法守護の神、多くは寺門の兩側に、其像を造りて安置せり、所謂金剛神なり、普通金剛力士といふ、二に二王に作る、正法念經に「昔有國王夫人、生三王子、欲試當來成佛之次第、拘留孫佛探得第一、釋迦第四、乃至維多三子、第二夫人生三子、一願爲梵王、請千兄弟法輪、次願爲密迹金剛神、護千兄弟教法云々」、空海の秘藏記に「金剛智也、此智攝攝煩惱、譬如金剛強力摧破諸物、其開發心實相門、以智慧、故先門立金剛、内置佛身」とあり、されば印度の傳説に由來し、後に教理上より之を説明する事となり、眞俗雜記問答抄に「諸寺門立金剛力士、事問何、答、金剛力士經云、寺大門有金剛力士、能護三世諸佛門、木幡仰云、右方持柀云、金剛、左方無持物、云、力士哉、二尊通云、金剛力士矣」とあり、經説に依れば、一人なれども後世二人となし、共に金剛力士と云へり、通鑑唐肅宗紀の註に「范成大曰、在處寺門有兩金剛神、是千佛敎中最後者、一名普至德、一名普華智」とあれば、已に支那にて二人となせるものなり、我國には、古く眞辨の作と云はるゝ執金剛神あり、即ち仁王と同神なり、後世二神となし、阿云の二尊を示すものと云へり、

又カタノコホリ

額田郡 三河國

又キノツカヒ 拔穂使 大嘗祭(ダイウヤササヒ)を見よ、

又ケニ 拔荷 江戸時代密貿易をいふ、拔は内密の義なり、又出買、仲買、拔買ともいふ、蓋し當時の制、外國貿易は、必ず長崎會所の手を経ざるべからざる定めなりしを(ナガサキ)參看)其手を経ずして密に貿易を行ふにより名づく、後には、唐蘭以外の外船とも、密に商業を營むものあるに至る、而して禁を犯したる者は、必ず死刑に處する例なりしに、八代將軍徳川吉宗の時、拔荷を行へるもの數人ありたれども皆死一等を減じ、耳鼻を削ぎて追放せり、また享保三年に捕へたる張本の者三人は、特に耳鼻をも削がす、其儘これを釋し、首領の先生三左衛門を捕へ來りて罪を償はしむ(此先生三左衛門といへば、常に支那人の衣服を著し、支那人と謀を合せ、支那船の中に乗込みて、我奸商を誘ひ、其身は彼の地へも渡航し、海上を自由に往來して變幻出沒を極め、踪跡容易に知れ難きものなりき)三人の者即ちこれを捕へて奉行所に差出したり、幕府は更に又其罪をも免し、命じて拔荷を行ふ者を視察せしめれば、奸商も一時手を收めたりといへり、尋で享保八年三月播磨文といへる者の船長崎に來りし時、奉行所より密に町使兩人に命じ、拔買人の體にて其船に近づき、金百兩を以て人參又は紗綾の類を買はしめ、數日の後、右の船頭財福を奉行所に召喚し、買ひ求めたる諸品を示して之を詰りたれば、遂に船中私販の本人五人を調査して、書上げしゆゑ、五人は禁獄せしめられしが、尋で財福并に投獄したる五人の者共に、今後の航海を禁じて追放せしを以て、其後に來れる伊敬心、吳子明の二人は、眞の犯人を捕へて奉行所に呈したりき、下りて寛政年間及びては、豫め外商と

期節を約し、漂流の體を裝はしめ、密商も九州邊の往來少なき海岸に赴きて、これを待ち受け居り、幽かに其船を認むる時は、荷造りしたる金子を小船に積み、官船の至らざる遠沖に於て、外國物産と貿易して歸れば、外船は其まゝ洋中の小島等に假泊して、漕ぎ去る等の事あり、故に文化二年には、支那船を海上に見掛けたる時は、隔て、進行すべし、また支那船の附近に碇泊すべからずとの令を出したり、されどこれを行ふもの絶えず、嘉永六年には加賀の錢屋五兵衛が、海上にて外國船と密貿易せること發覺して罪せられしことありき(徳川太平記、皇典講究所講義、長崎貿易)

又サ 幣

幣帛の一種(一)神に手向るものを云ふ、禱總(總は麻の義)の義にて、事を乞ひ禱ぐとて出すより名づく、白米、榊、紙などを細裁したるものなるより、切幣(切幣)または小幣ともいふ、専ら旅行の時、安全を神に祈らんが爲め、之を道路に散じて神に手向るなり、按ずるに、普通の幣帛にては、携帶の不便あるより、かくは計ひたるものならん、神祇本縁に「元幣、手向之幣云、而海路陸路、山道里道、在所浦々迄、大小神祇幣袋出、手向小幣奉、此袋錦也、白米白紙細切、榊葉是細切撥拵、是少宛奉、切樣口傳有」とありて、其一斑を知らる(一)紙に出す麻、絹布、木綿、未だ織らざる木綿麻をも共にいふ、ヘイハク參看(古事記傳、神道名目類聚抄、古事類死神祇部)

又タノコホリ

沼田郡 安藝國

【起】原 仲哀天皇紀二年夏六月の條に初見す、【沿革】書紀淳田に作る、和名抄に今有、沼田、船木、安直、眞(シラ)梨葉、都字等の郷あり、中世沼田莊と稱して、郡名自ら廢し、豊田郡に合併せらる、正保圖以後

又カノ 又キノ

【起】原 國郡制定の際之を置きしものなるべし、【沿革】和名抄に新城(ニヒキ)鴨田、位賀、額田、麻津、六石、大野、藤家等の郷あり、拾芥抄以後又額田に從ひ、地誌提要「マカゲ」と訓す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又カノコホリ

奴可郡 所置備後國

日本後記桓武天皇延暦廿四年の條に見ゆ、【沿革】延喜式「マカ」と訓す、和名抄に刑部、道部、斗意、三上等の郷あり、古圖忍哥に作り、寛知集奴可に復す、以後之に從ひ、郡名考「マカ」と訓じ、今又之と同じ、明治三十一年三上惠蘇の二郡を合して比婆郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

又キコジ

抜巾子 透額の冠の巾子を、高く抜き出したるものをいふ、堂上家の子弟、元服の時、これを着用す、冠(カシマ)參看(袋束集)

又キテ

抜手 相撲節(スマヒノセチ)を見よ、

又キノサキノジンジャ

貫前神社

【所置】上野國甘樂郡(今北甘樂郡)一宮町(一名抜鉢大明神、本國の一宮にして、現今國幣中社)【沿革】經津主命【起】原 平城天皇大同元年上野地二月を神封に充て、仁明天皇承和六年從五位下を授け、清和天皇貞觀十八年四月正四位下に進め、陽成天皇元慶四年從三位勳七等を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十六年に從二位を奉る、堀河天皇康和五年六月社司に中藏を科す、神事を廢せる榮、御卜に出でたるを以てなり、後堀河天皇寛喜元年十一月將軍藤原賴經、相模五郎時直を遣はして、神飯及び馬を奉らしむ、其神主は、物部牛麻呂の裔磯部氏之を世襲せり、明治に至り國幣中社に列せらる(神祇志料、官國幣社一覽、古事類死神祇部)

又タリノキ

淳足柵 所置越後國中蒲原郡、柵址詳かならざれども、信濃川河口右岸なる沼垂濱の附近なるべし、【起】原 淳足天皇大化二年二月始めてこれを造り柵戸を置く、停廢の年代、舊史闕けて傳はらざるも、和銅五年出羽國を置かれしころ廢したるものならん(書紀、續紀)

又タリノコホリ

沼垂郡 所置越後國

【起】原 孝德天皇大化二年淳足柵を造る、天武天皇の末、越國を分て三國となすに及び、越後國に屬し、蒲原、沼垂、石船、田川の四郡あり、【沿革】書紀淳足に作り、後ち沼垂に改む、和名抄に足羽、沼垂、實地等の郷あり、室町時代の末年金澤庄と稱して、郡名自ら廢れ、遂に寛知集後蒲原郡に入る、郡名考以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノクマノコホリ

沼隈郡 所置備後國

【起】原 天武天皇の朝、吉備國を分ちて備後國を建てし時置かれしものならん、【沿革】延喜式又沼隈に作り以後同じ、和名抄に津宇、赤坂、春部、諫山等の郷あり、郡名考「マクマ」と訓じ、地誌提要「マノクマ」に復す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノビキ

布引 相撲節(スマヒノセチ)を見よ、

又ノヒタタレ

布直垂 大紋(ダイモン)を見よ、

又バカハ

奴袴 指貫(サシヌキ)を見よ、

又ヒドノレウ

縫殿寮 名稱「モロドノ」ツカサとも訓む、唐名尙衣局【所置】大内裡内期平門

又キノ 又ケニ

又サ 又タノ

又タリ 又ヒド

又ヒノ 又マツ

の北國女王及び内外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る、中務省の被官職員頭一人從五位下、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人從八位上、史生四人、染司二人、使部二十人、直丁二人、**起原** 文武天皇大寶元年に創置す、桓武天皇延暦十八年勅して允一人を加ふ、後世助に權官を置き、允を大少に別つ(令義解、令集解、類聚三代格、延喜式、官職秘抄、職原抄)

又ヒノツカサ

縫部司 後宮十二司の一、裁縫、衣服、纂組の事を掌り、併せて女功及び朝采の事をも掌る職員、尚縫一人、準正四位、典縫二人、准從五位、掌縫四人、女嬪一人、**起原** 文武天皇大寶元年に創置す、後世上藤中藏など出づるに及びて、全く廢せられたり(職官志)

又ヒベノツカサ

縫部司 衣服裁縫の事を掌る、大藏省の被官職員正一人、正六位下、佑一人、正八位上、令史一人、大初位下、縫部四人、使部六人、直丁一人、縫女部**起原** 上古衣縫造ありて衣服裁縫の事を掌る、文武天皇大寶元年に司となす、平城天皇大同三年縫殿寮に合併す(姓氏錄、令義解、令集解、類聚三代格)

又ボコ

沼矛、天沼矛(アマノボコ)を見よ、**又マツジヤウ** 沼津城 **所在** 駿河國駿東郡沼津〇三枚橋城ともいふ、**起原** 沼津起り詳かならず、初め今川氏の兵之を守りしが、永祿中武田信玄今川氏を亡ぼし當城を奪ふ、天正九年高坂源五郎之守る、同十年武田勝頼亡びて徳川家康に屬し、同年九月本多重次之守る、同十二年小牧戰の時に、松平康元之を守りて北條氏に備へたり、慶長五年九月康元江戸城を守るに及び、内藤信成當城を守りしが、六年二月大久保忠信これを領す、同十八年九月開城

又リゴ 又リユ

えて除封し、同十九年二月城を壞ち、安永六年四月、水野忠友此地に封せられ、城を復興して治す、子孫相襲きて明治に至り、同元年に上總菊間に移封、封土五萬石を領す(廢城考、駿河國誌、徳川加除封録、明治政覽)

又リゴメ

塗籠 寢殿造の室の名、周圍を壁にて塗りたる故に名づく、明取を付け、妻戸ありて出入の口とす、後世の納戸の類にて、専ら衣服、調度など手近き品を納め置きたり、又寢所に用ひしと見え、源氏物語夕霧の卷に「ぬりごめにたましひとつかせ給ひて、内よりさしておはとのごりにけり」などあり、其他物語類に多く見えて、北の塗籠、西の塗籠など稱したり、後には身分低きものは、帳臺を塗籠にして、居間にも物置にも用ひたり(家屋雜考)

又リザヤ

塗鞘 漆を以て塗りたる刀の室を云ふ、「サヤ」參看、

又リベノツカサ

漆部司 職掌諸種の漆を塗ることを掌る、大藏省の被官職員正一人、正六位下、佑一人、正八位上、令史一人、大初位下、漆部二十人、使部六人、直丁一人、**起原** 景行天皇の世、日本武尊壯石足尾をして漆を干に塗らしむ、因て命じて漆部官となす、其後漆部造ありて漆の事を掌る、大寶元年制定して司となし、大藏省の下に屬す、大同三年勅して内匠寮に併す(姓氏錄、令義解、類聚三代格、伊呂波字類抄)

又リユミ

塗弓 漆塗の弓を云ふ、貞丈雜記に「弓馬故實に、わり弓に藤つがふ事、先は三所藤をつがふが本なり、其外はいづ方に成りとも心次第につがふべし、定法有るべからず、總別藤をつがひても、その上をぬる事有るまじき事なり、藤は白くして置が本なり、口うるしをさす物なり云々、三所藤

ネアヤ ネギ

は、かぶら藤二所(上はす、本はすの付けぎはをよくまくなり)矢すりの藤(にぎりの上の方を巻く)以上三所をまくなり、口うるしとは、藤の巻始と巻終の所藤の下へうるしをさして、ほどけぬ爲にする事なり、是れは騎射弓なりと見えたり、

ね

ネアヤメ 根菖蒲 露の色目の名、藻類草に、表は白に、裏は紅なりといひ、また胡曹抄に、裏を紅梅なりといへり、

ネイイチサン 寧一山 一寧(イチネイ)を見よ、

ネウハツ 鏡鉢 「ハツ」を見よ、

ネウヤクシンバウ 饒益神寶 **名義** 王朝時代に行はれたる錢貨の一種、**起原** 銅にて作る、凡徑六分強、重六分、錢文は春日雄繼の書なり、**起原** 清和天皇貞觀元年四月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしむ、同十一年に至るまで通用せり、セニの挿給參看(大日本貨幣史)

ネギ 禰宜(禰義、念義) 神職の一種、神主の下にありて、新年月次新嘗等の祭祀に預り、幣帛を獻する等の事を掌る、願ひの義なりと云ふ、後世は神職の總稱となれり、舊制は多く八位以上六十以上の人を用ふ、蓋し八位以上六十以上の人は、課役を免ぜらるるを以て、官に同じ、延喜式に於ては、内外女禰宜を用ふるも之と同じ、延喜式に於ては、内外官各一人にして、内職は七位、外職は八位、内外

ネコマ ネコロ

朝野群載各六人あり、四位一人、五位五人となりしが、二所大神宮例文によれば、更に増して十禰宜となれり、その上首を長官と云ふ、後、禰宜あり、四位五位に叙す、之を正禰宜と稱す、また官符禰宜あり、祭主の判授にして三人なり、次に擬符禰宜あり、六位にて未だ叙爵せざるものを云ふ、而して異姓を相續したる禰宜の子孫は叙爵を得ず、一生六位にて終るとも云ふ、聖武天皇天平勝寶元年十一月、八幡大神禰宜外從五位下大神神女に、大神朝臣の姓を賜ひしことあり、これは書に見えたる最古きのものなるべし、淳和天皇長二年十二月勅して諸國小社、或は祝ありて禰宜なく、或は禰宜祝并び置きて定まりなし、自今禰宜祝并び置く神社は、女を以て禰宜とすべしと命ぜり、これ女禰宜を置くの始めなり(古事類苑神祇部)

ネコマ

猫間 親骨に、くり形を施したる扇をいふ、大臣家に限り、他家には使用せず(海人蓬芥、貞丈雜記、裝束集成)

ネコログミ

根來組 鐵砲百人組(テツパワヒヤクニンゲミ)を見よ、

ネコロジ

根來寺 **所在** 紀伊國那賀郡根來村大字西坂本〇大傳法院とも號す、**起原** 眞言宗新義派、**起原** 大治五年覺度、聖憲法親王の助力を得、高野山に小堂を創立して小傳法院と號す、天承元年鳥羽上皇勸願所となし給ふ、同年改築して大傳法院と號し、長承元年落慶供養を行ふ、丈六の大日如來尊勝佛頂を安置し、學侶三十六口を置く、鳥羽上皇臨幸ありて傳法大會を行ひ、莊園七所を用途に賜ふ、覺度示寂の後、金剛峰寺の大衆大傳法院の大衆を排斥し、騷亂常に絶えず、正應三年三月頼瑜、大傳法院を根來に移轉し、大に規模を擴張す、是より佛塔經

ネコロ

藏僧坊等を造り、一山の諸堂坊舎二千七百餘宇あるに至る、建武以來世靜かならず、軍卒の狼藉甚しかりければ、僧徒兵仗を以て守護す、遂に勢を得て僧兵の第一と稱せらる、天正十三年三月、豊臣秀吉の爲に攻め燒かれ、一山悉く灰燼に歸す、慶長年中再興し、國主淺野氏、根來山の四至を正し、山林濫伐を禁止す、明暦元年徳川氏蓮華律乘兩院を同學頭と定め、寺領六十石を寄進す、爾後漸次再興するととなれり(紀伊國續風土記)

ネコロ

根來塗 紀伊國那賀郡なる根來寺に於て製造せし漆器をいふ、正應元年高野山の僧徒等、故ありて多く此に轉住して、堂宇を造營したりしが、根來、概は蓋し此際より盛んに製造せしものならん、其漆法は朱漆を以て、これを塗る、黒漆を以て唯漆塗の内のみなりたるものもあり、其中或は全體黒漆塗のものあり、これを黒根來と云ふ、天正十三年豊臣秀吉の爲めに根來寺灰燼に歸し、僧徒或は關死し、或は逃亡す(この際薩摩國の田代根占と云ふ所より朱を出す、因て根來寺の僧徒の中、この地に來り朱塗碗を作り、以て業と爲す者あり、其製根來塗に同じくして、粗なるものなり、これを薩摩碗と云ふ)是に於て其地漆器を製するの業も、隨て廢するに至れり、而して後京都の漆工、根來塗を模擬す、これを京根來と云ふ、工人業を傳へて今に至る(工藝志料)

ネツケ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネコロ ネツケ

禰等に付する器具をいふ〇其意匠の材料は頗る多趣にして、神仙、妖怪、佛陀、人物を始め、禽獸、蟲魚、花實、山水、風景、各種紋樣等の類に至るまで、實物と想像物とを網羅し盡さるはなし、**起原** 寛永の頃、本阿彌光悅、野口立圃ありて根付を作りたりといふも、其作品固より多からざるべし、其後寛文天和年間、根付大に流行せんとする形勢に赴けり、而して當時、支那の製品を貴重愛賞せし餘り、又當時根付の製作酷肖するを妙技と爲すに至れり、又當時根付の製作者は、則ち佛師、彫刻師、樂器師、蒔繪師等が、本業の餘暇に之を作りて、其需用者に供したりしに過ぎざりしが如く、根付専門の職工はあらざりき、降りて元禄より正徳に至りては、根付の流行彌々盛んならんとするの趨勢なるを以て、其作者は亦丹精を凝らして工夫を練るに汲々たりしより、その技術も頗る發達して、頗る名品を製出し、意匠考案の上にて於ても一大進歩をなせり、當時奈良の佛工、造像の餘暇に、能人形及び小假面の根付等を作り、世に出だし、かば、大に流行して、遂に京阪奈良地方より、盛に至り、根付を愛賞するもの益々多くなりたり、その主なる原因は、煙草入を用ふるによれり、當時諸侯及び旗本等が、刀劍裝飾に美を盡して之れを帶用するを以て榮とせしが、巨商富豪に至りては、之れに代ふるに煙草入を腰に提げ、以て其粋美を競ひ、大金を惜まずして之れを購求せりといふ、斯る形勢なれば、根付も亦優品奇物にあらざるよりは、嗜好に投ずる能はざるを以て、自ら其作者をして、専ら意匠を凝らして、高雅なるものを製出するに至らしめ、寧ろ細工の精巧美惡は敢て問はざりしに似たり、當時

ネコロ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 刀、義印籠及び煙草入等の紐

ネリカハ—ノウイ

替に事務を預りしが、後には専ら年預職を置きたるもありき(朝野群載、玉葉、桃元問答)
ネリカハ 練草 練りたる草を云ふ、又いたため草とも云ふ、イタメカハと云ふ、



ネリツバ 煉鋸 煉草の鋸を云ふ、煉草の鋸の略、煉草とは、いため草の上に煉物を付けて固めたるを云ふ(貞丈雜記)
ネリヌキ 練緯(練貫) 熨斗目(ノシメ)を見よ

ノウ 能 舞樂の一種、田樂能、幸若能、猿樂能等あり、所謂藝能の意なるべし、後ち田樂衰へ、幸若類れ、猿樂獨り盛んなるに及び、能もまた自然の結果として、猿樂能の別名となり、更に主として、能の名稱を以て世に行はれ、本名なる猿樂能は却て忘れらるゝに至りしと雖も、時として猿樂、散樂など用ひられしことあり、謡(ウタヒ)、テンカク、サルカク、カウツカとの條參看、

ノウイン 能因 俗姓橋水愷、世に古曾部入道といふ、源朝忠望の子、元愷の養子となり、白河天皇御宇前後の人なり、はじめ文章生となり肥後進士と號す、性和歌を嗜む、嘗て藤原長能に就きて作歌の法を問ふ、長能「山深み落ちては積るもみち葉のかはける上に時雨ふるなり」の詠を舉示して曰く、體裁宜しく此の如くなるべしと、之を聞いて深く領悟し、遂に長能に師事す、後ち別號し

ノウク—ノウシ

能因と改め、攝津國古曾部に居る、一日藤原兼房と同乘して二條東洞院に至り、遽かに車より下る、兼房怪しみて其故を問ひしに、こゝは才女伊勢御の舊跡にして庭松なほ存す、豈になくして過ぐるに忍びんやと答へ、行くも數十歩、樹影見えざるに及び、始めて車に就きしといへり、其歌を重んずること此のごとし、また藤原節信といふものあり、好事の士なり、嘗て能因に逢ひ相得て其だ歡ぶ、能因懷中の錦囊を探り、一木片を出して曰く、これ長柄橋の株なり、我愛蔵すること久きも、今君に贈ると、節信大に喜び、また一枯蛙を出して曰く、これ井手の蛙なりと、二人愛觀し、歡を盡して去るといふ、而して藤原範國の任に伊勢に赴くや、能因之に従ひしが、會々大旱あり、即ち「天の川苗代水にせきくたせあま降ります神ならば神」と詠じて雨を祈りしに、須臾にして雲を興し、大雨三日、遠近皆霑へりと傳へらる、能因又「都をば霞と共にし出しかど秋風ぞふく白川の關の詠あり、世以て絶唱と爲す、なほ此歌は著聞集にあれば、自ら佳調と信じたれども、實事にあらずと謾られんとを慨し、閑居して面を風日に曝し、伴りて陸奥の旅より歸りたりと稱し、これを人に示したりとあり、大日本史には、袋草子によりて、其陸奥に遊びたるをあるを證し、右の逸話は後人の附會に係るとす、記して疑を存す、其歌後拾遺集に載せたる者多し、彼の百人一首に入りて著明なる「風ふく御室の山の紅葉葉は龍田の川の錦なりけり」の詠も、また同書秋の部に、永承四年内裏の歌合にと詞書して出でたり、續古今著聞集、八十島の記、歌枕等(大日本史、後拾遺集)

ノウクワン 能冠 元服(シヤク)を見よ、ノウシヤウムシヤウ 長商務省 國語院

その両肩に切疵を加へて、血を竹筒にねり傍におく、若し挽かんとこと望むものあらば之を聽す、夜は穴より出して牢屋敷に歸り、翌日また晒す、かくすると三日の後、刑場に導きて磔に行ふ、磔は別に其條あり、就きて見るべし、この時代のはじめには、眞に鏝にて挽き殺せるとありしが、後には望みてこれを挽く者なく、全く形式のみとなれり、磔は竹二ツ割、長さ柄ともに三尺、柄には繩を巻きたり、死刑(シヤク)參看、總見記、三河物語、科條類典、御定書百ヶ條、徳川政史料、徳川幕府刑事圖譜、古事類苑(法律部)

ノコリキク 殘菊 露の色目の名、表は黄色にて、裏の薄青なるをいふ、また裏は白なりともいへり、十月之を着用す(藻鑑草)

ノサキノツカヒ 荷前使 朝廷にて、諸國より奉る貢物の荷の初穂を、帝陵及び外戚の墓に獻らる、使をいふ、續古今著聞集、まづ十二月十三日に、使定めぬあり、使はいつれも納言己下の人を撰ぶ、かくて十二月の中吉日を撰びて遣はさる、常に預る帝陵及び外戚の墓は、時代によりて異なれりとも、清和天皇の時は、十陵四墓にして、後ち増減あり、延喜以來は十陵八墓となれり、國朝御代皇年代略記には、持統天皇の御代に始まると思へたれど確かならず、平安朝の末に及びて其漸く衰へ、後三條天皇の頃には、僅かに故事を存するのみなりしが、幾もなくして終に廢絶せり、近隣(キンリヨウ)近墓(キンボ)參看(江次第、公事根源、古事類苑(帝王部))

ノシメ 熨斗目 練緯(練貫)即ち經生糸、緯練糸にて織れる絹を云ひ、轉じて其地にて製したる衣服を稱す、和漢三才圖會に「經用練緯、用生絹織之、染茶色鴨草色踏等、腰帶邊用、他色、似地之熨斗故名之、爲諸士嘉祝之衣」と見えたり、

ノキノ—ノコギ

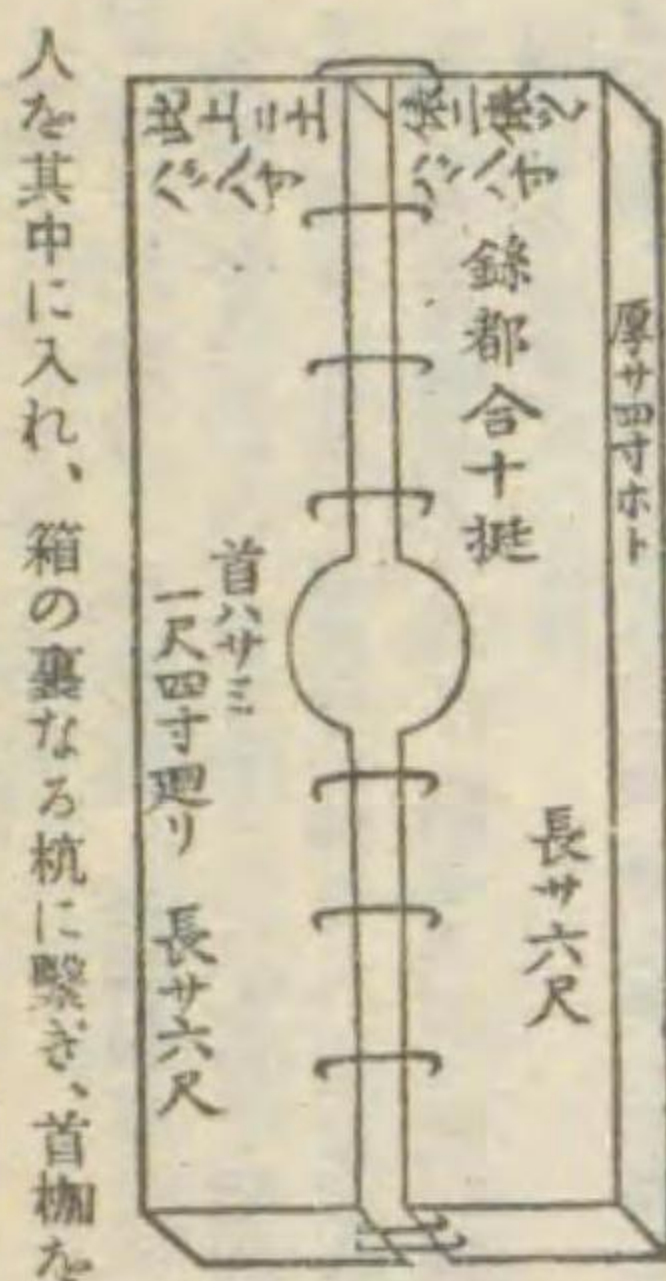
治政府の官衙、農、工、水産、林野、鑛山、地質及び内外博覽會に關する事務を掌る、明治十四年四月、始めて之を置き、書記、農務、商務、工務、山林、驛選、博物、會計の八局、及び農商工上等會議を設く、其後屢々官制の改革變更ありて、現今は省中を官房(秘書文書、博覽會、統計會計の五課あり)及び農務商工、山林、鑛山、水産の五局に分ち、製鐵所、特許局、林區署、鑛山監督署、農事試験所、工業試験所、生絲検査所、花産検査所、種牛牧場、蠶業講習所、水産講習所、糖業改良事務局、林野整理審査會等を管す(法令全書)

ノキノコホリ 能義郡 所在出雲國(肥前古)ノキノコホリ 能義郡 所在出雲國(肥前古)ノキノコホリ 能義郡 所在出雲國(肥前古)

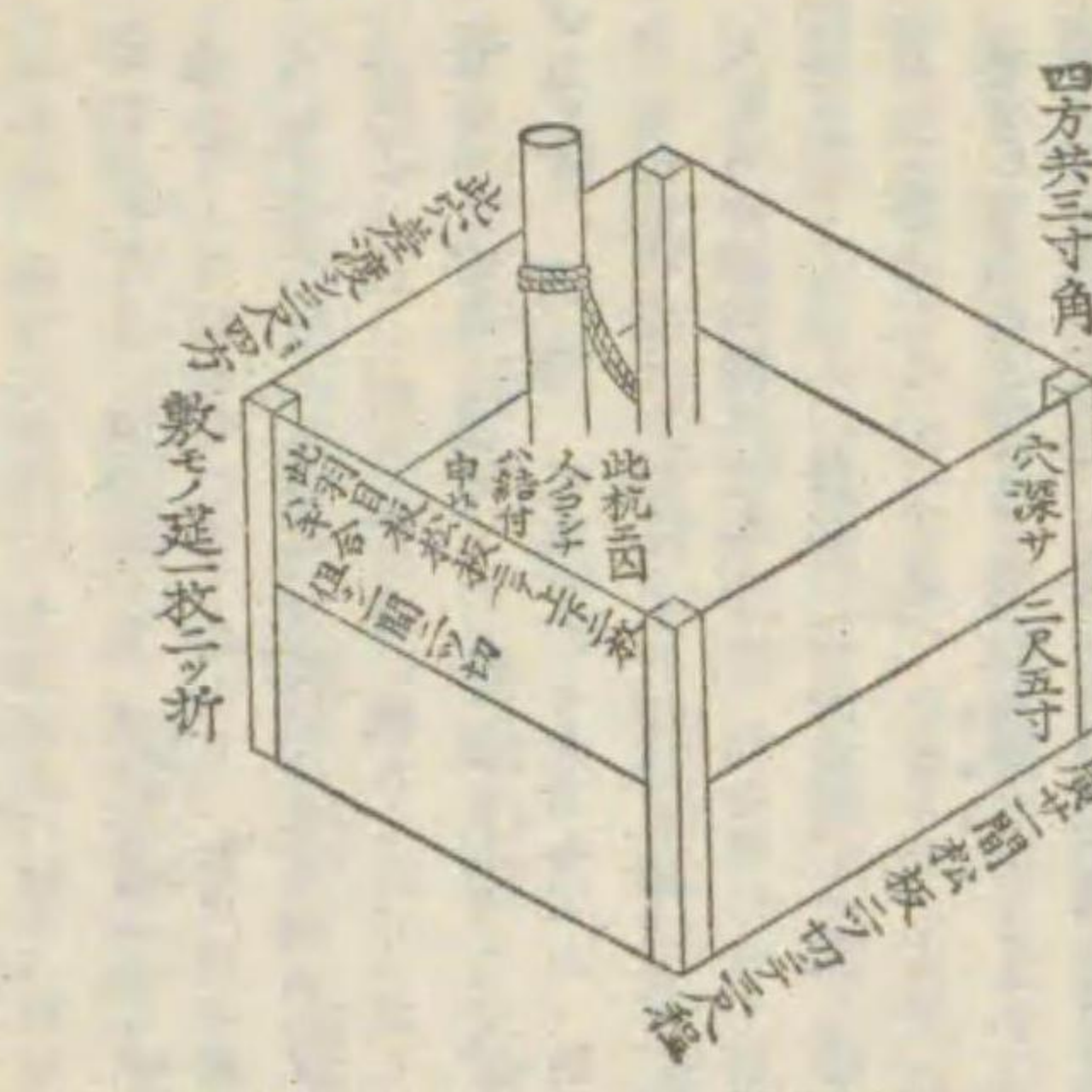
ノコギリビキ 鋸挽 名義武家時代に行はれたる刑名、鋸を以て罪人の首を挽きて殺すをいふ、江戸時代には只形式のみなりき、肥前朝平治物語に、筑後守平家貞が、長田忠宗を罵りたる詞の中に「哀れきやつを廿の指を廿日に切り、首をば鋸にて引切し候は、や」と見え、源平盛衰記に、河野通信が、額入道西寂を殺せるとを記して「又鋸にて頸を切たりとも申す」と見え、前者は永曆元年、後者は養和元年のものなれば、早く王朝時代の末に、このことを行はれしを知るべし、後ち暫く行はれざりしと見え、史籍に傳ふる處なし、室町時代の末年天下大に亂るゝに及びて、尤盛んに行はれたるは、言繼卿記天文十三年八月十一日の條に見えたるは、恐らくは其條なるべし、江戸時代には土俗に遺つての正刑

ノシロ 能代塗 出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、肥前朝平治物語に、或は云ふ靈元天皇の御宇飛騨の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製す、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代春慶といふ、飛騨春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のは桐、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗る、これを愛敬す、工人業

ノコギ



(箱晒穴)



(箱晒穴)

にして、主殺の者に之を行へり、肥前朝平治物語の末年に行はれしは詳かなる記述なきも、普通の鋸にて引きたるべし、室町時代には、言繼卿記に「武家之四人和田新五郎(三好被官)爲三京兆、被申付華師寺興一、於モドリ橋、頸ヲノコギリニテ引云々、先左右手、次頸引云々、前代未聞之御成敗也」とあれば、これも普通の鋸にて引き切り、且其前に両手をも支解せしなり、後には多く竹籠を用ひしが如し、江戸時代には、まづ罪人を引き廻にすること一日、それより日本橋南の廣場に晒して來に示す、其法、穴晒箱と稱する、三尺四方、深二尺五寸の箱を土中に埋め、罪

ノコリ

ノコリ 能代塗 出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、肥前朝平治物語に、或は云ふ靈元天皇の御宇飛騨の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製す、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代春慶といふ、飛騨春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のは桐、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗る、これを愛敬す、工人業

ノシロ

ノシロ 能代塗 出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、肥前朝平治物語に、或は云ふ靈元天皇の御宇飛騨の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製す、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代春慶といふ、飛騨春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のは桐、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗る、これを愛敬す、工人業

ノセノ

ノセノコホリ 能勢郡 所産 攝津國 能勢郡 和銅六年九月、河邊郡を割きて之を置く。和名抄に能勢、雄村、根根等の郷あり、明治廿九年豊島郡と合せて豊能郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ノタカ 野高 江戸時代、野に對して誤したる税を云ふ、地方凡例錄に「大方山高に類し、秣場等入江の場所にて、又持添の原、或は堂立の野方など、檢地して、反別を付たるものあり、無反別の場合にて、高入になし、年貢は其村定の通り納め、又は本高の内より抜き、野高永別段に納るもあり、又、眞菰菅高等は野高と唱るもありて色々なり」と見えたり

ノタチ 野劔 毛拔形ある太刀を云ふ、朝廷にて武官警衛の爲めに帶く、又行幸の日殿上人之を帶し、文官も非常の時之を用ふ、筋を專にせし朝儀の細劔に對して云ふ、野郊に用ふる義、一説に飾なき太刀にて野卑なる心にて名づくとも云へど信難し、衛府の官人專ら帶する故に、衛府太刀といひ、また構造に毛拔形芝引の金具を設け、革緒を着け稍平なるより、毛拔形劔とも、革緒劔とも、平鞘劔とも云ふ、四位五位裝束抄に「大將は蒔繪野太刀、公卿の蒔繪輪螺鈿野太刀、次將并四府佐は木地螺鈿野太刀、近代次將蒔繪螺鈿野太刀をもたしむ」と見えたり(和名抄、同鑑註、西宮記、北山抄、禮業考、西三條裝束抄、次將裝束抄、武家名目抄)

ノタチ 野太刀 長太刀(ナガタチ)を見よ、

ノチノイシシ井 後己心院 九條忠基の法號、

ノチノ井シシ井 後唯心院 一條教輔の法號、

ノチノシヤウメウジノサダイジン 後淨妙寺左大臣 近衛經平(コノエツネヒラ)を見よ、
ノチノシヨウネン井 後稱念院 鷹司冬平の法號、
ノチノシヨウメヤウ井 後稱名院 三條西公保の法號、
ノチノズ井ウシ井 後瑞雲院 廣橋兼宣の法號、
ノチノズ井ケイ井 後瑞慶院 大炊御門信宗の法號、
ノチノセイカンシノミササキ 後清閑寺 陵 高倉天皇の御陵、玉海、吉記、并に清閑寺法華堂に作る、山城國京都市下京區清閑寺町に在り○石を築きて垣と爲す、高二尺許、方各一丈五六尺、後鳥羽天皇建久六年、法華堂三味僧供田六口各二町を充つ(諸陵考、禮樂志、陵墓一覽)

ノチ

ノチノイチオン井 後一音院 九條房實の法號、

ノチノイチリン井 後一林院 今出川實種の法號、

ノチノイツシシ井 後一心院 鷹司冬家の法號、

ノチノウチノニフダウ 後宇治入道 藤原師實を見よ、

ノチノエンクワウ井 後圓光院 鷹司冬教の法號、

ノチノエンケウジノミササキ 後圓教寺 陵 堀河天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口に在り、一條天皇の御陵と相列ぶ、封土の高一間半、兆城兩段を通じて東西二十間餘、南北二十間、天仁元年三月、香隆寺より遷す(陵墓一覽、平安通志)

ノチノエンシヤウジサキノクワンバク 後圓成寺前關白 一條兼香(イチテウカカネ)を見よ、

ノチノエンメヤウジクワンバク 後圓明寺關白 一條兼冬(イチテウカカネフユ)を見よ、

ノチノヲカヤノクワンバク 後岡屋關白 近衛基綱(コノエモトツグ)を見よ、

ノチノヲノミヤノウダイジン 後小野宮右大臣 藤原實資(フサハラノサネスケ)を見よ、

ノチノカウオン井 後香園院 二條師嗣の法號、

ノチノカウリユウジサキノサダイジン 後香隆寺前左大臣 大炊御門經光を見よ、

ノチノキヤウゴク井 後京極院 藤原實資(フサハラノサネスケ)を見よ、

ノチノチリク井 後智足院 近衛房綱(コノエフサツグ)を見よ、
ノチノチユウジヨウウ 後中書王 具平親王(トモヒラシムラウ)を見よ、
ノチノツキノワノニフダウ 後月輪入道 九條兼孝(クダウカネタカ)を見よ、
ノチノツキノワノミササキ 後月輪陵 山城國京都市下京區今熊野町に在り、光格天皇、仁孝天皇、光格天皇皇后欣子内親王、仁孝天皇皇后藤原繁子、仁孝天皇皇后藤原祺子の御陵をいふ、陵墓一覽)

ノチ

ノチノフカクサテンワウ 後深草天皇 二位藤原孝子、若狭守孝泰の女なり、後醍醐天皇の中宮(藤原)文保二年四月從三位を授けられ、七月女御と爲り、元應元年八月中宮となる、正慶元年五月光嚴院、院號を上りて禮成門院と稱す、元弘三年之を止む、同年七月皇太后と爲り、同年十月十二日崩す、御年三十一歳、諡して後京極院と號す(尊卑分脈、女院小傳、三宮傳)

ノチノキヤウゴクセツシヤウ 後京極攝政 藤原長経を見よ、

ノチノクワウクシサキノサダイジン 後光福寺前左大臣 大炊御門經孝を見よ、

ノチノクワウメヤウセウ井 後光明照院 二條道平の法號、

ノチノクワウメヤウアジサキノセツシヤウ 後光明峰寺前攝政 一條家經(イチテウアイヘツネ)を見よ、

ノチノケイカウ井 後景皓院 鷹司房輔の法號、

ノチノサンバウ 後三房 「サンバウ」を見よ、

ノチノジガン井 後慈眼院 九條尙經(クダウヒサツネ)を見よ、

ノチノジフリン井 後十輪院 中院通村(ナカノキンミツムラ)を見よ、

ノチノシンクウケ井 後心空華院 鷹司輔平の法號、

ノチノシシシ井 後深心院 近衛道嗣(コノエミナツグ)を見よ、

ノチノシヤウオンジゼンカフ 後成恩寺 禪閣 一條兼長(イチテウカカネナガ)を見よ、

ノチノシヤウトジノセツシヤウ 後淨土寺攝政 九條道房(クダウミチフサ)を見よ、

ノチノフカクサテンワウ 後深草天皇 名號御名は久仁、法諱兼實、常盤井殿、又宮小路殿とも稱す(深草)後醍醐天皇の第三皇子、御母は大宮院藤原結子、第八十九代の天皇(醍醐)寛元元年六月十日降誕、同廿六日親王宣下、同四年正月、後醍醐天皇の禪を受け、四歳にして即位し給ふ、在位十三年、改元すること五、正元元年十一月、後醍醐上皇の意によりて位を皇太弟恒仁に傳へ院政を聽き給ふ、嘉元二年七月十六日崩す、壽六十二、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草法華堂に葬る、天皇孝友和順、讓位の後、毎に後醍醐法皇に侍して宴遊必ず從ふ、法皇崩御の後、龜山天皇親ら庶政を決し、院別當を置きて院中の事を管す、天皇預る所なし、後宇多天皇即位するに及び益々憂鬱、是に於て北條時宗、天皇の第一皇子を後宇多天皇の皇太子と爲す、天皇の意釋く、伏見天皇即位の時、淺原爲頼の謀逆あり、衆議紛々、龜山法皇の意より出づと爲す、藤原公衡勸めて法皇を六波羅に遷さんとす、天皇湛然として曰く、浮言信難し、何ぞ遽に此に至らん、先帝もし知るあらば、朕を何と思ひ給はん、事遂に釋く(大日本史、陵墓一覽)

ノチ

ノチノセシヨウ井 後是心院 二條光平の法號、

ノチノセシヨウ井 後專稱院 鷹司忠冬の法號、

ノチノダイセンコウガウ井 後大染金剛院 二條尹房の法號、

ノチノタムラノミササキ 後田邑陵 光孝天皇の御陵、小松山陵也といふ、山城國葛野郡田邑郷立屋里小松原(今花園村大字宇多野)に在り○醍醐天皇延喜の制、陵戸四間を置き、四至を定め、西は芸原丘岑、南は大道、東は清水寺の東、北は大岑を

ノチ

ノチノトウウ井サキノクワンバク 後洞院前關白 九條輔實(クダウスケサネ)を見よ、

ノチノトウクワウ井 後東光院 九條植基(クダウキネ)を見よ、

ノチノトキハ井ノニフダウ 後常盤井入道 西園寺實後を見よ、

ノチノトクジャウ井 後得成院 一條輝真(イチテウケイマサ)を見よ、

ノチノナガラカノウダイジン 後長岡右大臣 藤原内麻呂を見よ、

ノチノニテウ井 後二條院 藤原師通を見よ、

ノチノノミヤノサキノナイダイジン 後野宮前内大臣 徳大寺公清を見よ、

ノチ

ノチノフクセウ井 後福照院 二條持基の法號、

ノチノフクワウラン井ンタイカフ 後普光園院太閤 二條良基(ニテウヨシモト)を見よ、

ノチノフケンシノニフダウ 後普賢寺入道 近衛忠綱(コノエタダツグ)を見よ、

ノチノホウセイ井 後鳳栖院 花山院政長の法號、

ノチノホツシヤウジノニフダウ 後法性寺入道 藤原兼實(フサハラノカネサネ)を見よ、

ノベターノミニ

カインは、サンフランシスコに乗り、前年の書状に答へ、且つ勝助を護送するの表儀により、濃尾敷般を發し、九月十五日浦賀港に入港し、尋で家康、秀忠に謁見して、方物を献上、更に宇都宮、太田原、若松、會津、米澤、仙臺より、京都、大阪、堺等を歴覽し、各地の大名及び臣下と交際を結び、港灣を視察し、布教の事を圖りしといへり、同十七年七月朔日に至り、家康父子より同總督に對し、通商を許可し布教を禁ずる旨を認めたる答書を授け、ビスカイノは之を奉じて歸國せり、既に同十八年、伊達政宗の使を羅馬に使はずや、其使者此國を過ぎ、元和六年又使を此國に遣はしたる等のことあり、幾もなくして西班牙の來航を禁ずるに及び、濃尾敷般との通商又自ら絶ゆ、明治二十一年十一月メキシコ共和国と修好通商條約を結び、二十二年一月之を交換す(外蕃通書、慶長年録、通航一覽、國師日記、ドン、ロドリゴ、デ、ビベロ報告、セバスチアン、ビスカイノ金銀探險報告、大日本史料)

ノベター

ノベター 延高 江戸時代、知行を渡す時、前行の三ツ五分取の所を、此度村方の四ツ厘取にすれば、前行の取米を四ツにて割るなり、然る時は前の高よりも減ず、其減する高の分を延高と云ふ(地方落糶集)

ノベター

ノベター 延米 出目「デメ」を見よ、

ノベター

ノベター 野見宿禰 天徳日命十四世の孫、出雲の人、勇力を以て聞ゆ、垂仁天皇の時、當麻村に當麻蹶速といふものあり、勇敢多力にして、能く角を豎り釣を伸ばす、恒に死に勝りて曰く、天下我力に抗するものあらば、死を以て勝り

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノヤ

ノヤ 野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿箭(一名狩箭)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノリモノ

ノリモノ 乗物 駕籠(カゴ)を見よ、

ノリモノ

ノリモノ 賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ(儀式)正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の朝より、右近は射場の東面、北間部の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及び、勝負亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大将射手に鞭を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ(國體略記、清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根、江次集))

ノリモノ

ノリモノ 賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ(儀式)正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の朝より、右近は射場の東面、北間部の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及び、勝負亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大将射手に鞭を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ(國體略記、清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根、江次集))

ノリモノ

ノリモノ 賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ(儀式)正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の朝より、右近は射場の東面、北間部の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及び、勝負亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大将射手に鞭を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ(國體略記、清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根、江次集))

ノリモノ

ノリモノ 賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ(儀式)正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の朝より、右近は射場の東面、北間部の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及び、勝負亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大将射手に鞭を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ(國體略記、清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根、江次集))

ノリモノ

ノリモノ 賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ(儀式)正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の朝より、右近は射場の東面、北間部の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及び、勝負亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大将射手に鞭を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ(國體略記、清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根、江次集))

ノロシ

ノロシ 御即位の調度、天皇高御座に御はす時に、御顔に繫す具なり、國威の如きものに柄を着けた

は

ノロシ 狼烟 軍中合圍の爲め、薪を燒きて火煙を擧ぐるものをいふ、狼の糞を加ふれば煙能く立のぼると傳へらる、蓋し古への煙の類なり(「トアヒ」參看)名義詳かならず、和漢三才圖會に「以狼糞積之、寇至即燃、以望其煙、謂之狼煙」と見え、倭訓栞に「野狼矢の義にや」といへり、築城記にのるしは、かやりを燒如く、木をつみてをく也、用の時火を付る、狼のふんをくぶる也、狼煙けぶり、上へ能立のぼる也」とあり、北條五代記に「山の峰々に薪を積みおき、貝鐘をつらし、人守り居て、敵の舟來るを見付け、火をたて貝鐘をならせば、山峰に火を立つかけ、即時に三崎に聞え、舟を乗いだす、是を夜るはかりと名付、晝はのろしといふ、此三國に限らず、關東諸國にもあり、兼日鎌所を定めおき、萬の約束にも、相圖に立る事あり、狼の毛糞を求めおき、是を日中には、少し火中に入る時、煙空へ高く上るとあるにて、其大概を知るべし、梅松論に「狼煙たつことなるに、家に月さしを忘れて榮榮えて久しかりし」と見え、たれども、南北朝頃の群籍を按ずるに、狼煙を用ひしことなれば、形容の句なるべし、尋で祇園執行日記天文元年八月十六日の條に「山科より將軍塚まで足輕かけ、のろし上げ候」とあるをはじめとし、爾來戰國時代には此事盛んに行はれしこと諸書に見ゆ、

ハ

ハ 刀劍の縁の薄く鋭くして物を切るべき所を云ふ、又「ヤイバ」とも云ふ、焼刃の音便、刀の利からしめんため、焼を懸けたるを云ふ、諸刃なるを級、片刃なるを刀と云ふ、此の刃と地鐵との境の直くなるを直刃、うねりたるをノメ刃、くるむたるを亂刃とも亂焼とも云ふ(和名抄、武家名目抄)

ハ

ハ 破 樂曲の一體の名、多くは中曲の緩吹の物なり、破は破砕の義にして、曲中大第に節拍の細碎なるの義なり、また入破といふ(歌舞目録)

ハ

ハ 拜 支體を屈折して行ふ敬禮をいふ、古訓オロガムといひ、轉じてオカムともいふ、折れ屈むの義、佛法の漸く盛んとなるに及び、世人多くはオカムを以て合掌支手の事となし、通稱の拜は、字音を以てハイといひ、又轉じて禮といふに至れり、上古の拜は、座拜拍手なるが如くなれども、三韓支那と交通し彼の國の禮を模するに及び、立拜始めて起れり、然れども桓武天皇の朝までは、元且になほ拍手の禮を用ひしが、渤海人の其儀に陪するに由り、これを用ひざりし事あり、爾來拍手の禮永く廢せられしもの、如くにして、終にこれを神事にのみ用ひたり(後

ハ

ハ 刀劍の縁の薄く鋭くして物を切るべき所を云ふ、又「ヤイバ」とも云ふ、焼刃の音便、刀の利からしめんため、焼を懸けたるを云ふ、諸刃なるを級、片刃なるを刀と云ふ、此の刃と地鐵との境の直くなるを直刃、うねりたるをノメ刃、くるむたるを亂刃とも亂焼とも云ふ(和名抄、武家名目抄)

ハ

ハ 破 樂曲の一體の名、多くは中曲の緩吹の物なり、破は破砕の義にして、曲中大第に節拍の細碎なるの義なり、また入破といふ(歌舞目録)

ハ

ハ 拜 支體を屈折して行ふ敬禮をいふ、古訓オロガムといひ、轉じてオカムともいふ、折れ屈むの義、佛法の漸く盛んとなるに及び、世人多くはオカムを以て合掌支手の事となし、通稱の拜は、字音を以てハイといひ、又轉じて禮といふに至れり、上古の拜は、座拜拍手なるが如くなれども、三韓支那と交通し彼の國の禮を模するに及び、立拜始めて起れり、然れども桓武天皇の朝までは、元且になほ拍手の禮を用ひしが、渤海人の其儀に陪するに由り、これを用ひざりし事あり、爾來拍手の禮永く廢せられしもの、如くにして、終にこれを神事にのみ用ひたり(後

ハ

ハ 刀劍の縁の薄く鋭くして物を切るべき所を云ふ、又「ヤイバ」とも云ふ、焼刃の音便、刀の利からしめんため、焼を懸けたるを云ふ、諸刃なるを級、片刃なるを刀と云ふ、此の刃と地鐵との境の直くなるを直刃、うねりたるをノメ刃、くるむたるを亂刃とも亂焼とも云ふ(和名抄、武家名目抄)

ハ

ハ 破 樂曲の一體の名、多くは中曲の緩吹の物なり、破は破砕の義にして、曲中大第に節拍の細碎なるの義なり、また入破といふ(歌舞目録)

ハ

ハ 拜 支體を屈折して行ふ敬禮をいふ、古訓オロガムといひ、轉じてオカムともいふ、折れ屈むの義、佛法の漸く盛んとなるに及び、世人多くはオカムを以て合掌支手の事となし、通稱の拜は、字音を以てハイといひ、又轉じて禮といふに至れり、上古の拜は、座拜拍手なるが如くなれども、三韓支那と交通し彼の國の禮を模するに及び、立拜始めて起れり、然れども桓武天皇の朝までは、元且になほ拍手の禮を用ひしが、渤海人の其儀に陪するに由り、これを用ひざりし事あり、爾來拍手の禮永く廢せられしもの、如くにして、終にこれを神事にのみ用ひたり(後

ハイ

ハイ 御即位の調度、天皇高御座に御はす時に、御顔に繫す具なり、國威の如きものに柄を着けた

ハイ

ハイ 刀劍の縁の薄く鋭くして物を切るべき所を云ふ、又「ヤイバ」とも云ふ、焼刃の音便、刀の利からしめんため、焼を懸けたるを云ふ、諸刃なるを級、片刃なるを刀と云ふ、此の刃と地鐵との境の直くなるを直刃、うねりたるをノメ刃、くるむたるを亂刃とも亂焼とも云ふ(和名抄、武家名目抄)

ハイカ

して、佛事にのみを用ひしが、後には神拜にも用ふるものあり(古事類苑禮式部)

ハイカ 拜賀 任官叙位の時に、御禮を申上るを云ふ、又奏慶とも、慶賀とも云ふ、

ハイカイ 俳諧 名義 理言俗語を詩せむる連歌の一體をいふ、故にまた俳諧の連歌、連俳とも稱す、俳諧なる名稱は、早く古今集以下の諸集に、諧謔の意を含みたるものを俳諧と稱して之を載せたりしが、所謂俳諧の起因は、諧謔的の連歌より出でたるより、其名稱を因襲して、また俳諧といひしが、後ち俳字を俳字に改めて用ふるに通用となれり

俳諧の濫觴を爲せり、尋で室町時代の末葉に至り、山崎宗鑑あり、形式的連歌の羈束を脱したるのみならず、狂連歌中の狂連歌といふべき、極端なる一風の新芽は、茲に最も力ある萌出を見たり、去れども宗鑑の試みたる新詩形は、上下二句を以て成る事、上代の連歌の如く、五十韻百韻と連続せるものにはあらざりき、永正十一年俳書の嚆矢として世に出でたる、宗鑑の大坑波集に於て之を見るを得べし、既にして荒木田守武、彼の狂連歌と宗鑑風とを折衷して、大永五年一夜百吟を試む、所謂世の中百首、或は伊勢論語と稱し、教訓を旨とせるものなりき、天文九年獨吟千句の著あり、尋でまた俳諧連歌の式を定めたり、純正連歌が高尚にして貴族的なるに反して、俳諧の連歌の俗に入り易くして、趣味又清新なるが爲めに、連歌を凌ぎ、俳諧に入るもの益々多し、因つて

ハイカ

其調も亂れんとするに際し、松永貞徳出で、之れを統一し、慶長三年勅に依りて花吟翁と稱し、花の本の稱號を賜ふに及び、連歌俳諧全く割然たる分離を見、正保三年花吟亭に於て、貞徳俳諧の式を定め、慶安四年には、有名なる御衆世に公にせられたり、貞徳没後數年ならずして、西山宗因(ニシヤマソウイ)參看)檀林風(ダンリンフウ)參看)を唱へ、天下擧つて之れに赴きしが、其流派の全盛を極むると共に、又一種の弊風を生じ、只管輕口の諧謔を讀ひて、俗悪なる調想共に見るべき無きに際し、松尾芭蕉出で、幽玄閑寂を以て生命とせる正風體の俳諧を唱道し、俳諧は茲に一變せり(マツチバセチ)參看)かくて其角、嵐雪等、所謂蕉門の十哲以下の出づるありて、大に之を振起したるのみならず、用語また自在なるより、少しく文才ある者は皆俳諧を弄びたりしが、俳諧より出でたる發句の流行は、俳諧を壓し、遂に俳諧といへば、發句なるかの如くに思はしむるに至れるより、俳諧を解する者は、一流の俳人が、もしくは所謂宗匠と稱せらるゝ一部の人士に留まることとなり、俳諧は大に衰へたり(ホツカ)參看)俳諧は連歌より來れるを以て、其體式の如きも、和歌と狂歌との關係の如く、自ら難易の別あるも、連歌の法式を其體採用したるもの多し、去歲の如き、折方の如き、花月の座を定めたるが如き是なり、而して其第一句を發句第二句を脇句といひ、第三句以下は、數の順序の如く、第三句以下第四句第五句と唱へ、最後の句を脇句と稱す、又句數に依りて百韻、七十二韻、四十四、五十韻、歌仙、源氏、長歌行、短歌行、煎、首尾、三つ物等の名目あり、此外漢和、和漢、繪畫を以てせるもの、繪と句とを連綴せるもの等、體裁も少からず、折は初折、二の折、三の折と稱ひ、各表裏も

ハイカ

最後の表裏を名殘の折といふ(通俗志、俳諧節用抄、俳諧正風直旨傳、俳諧古目抄、俳諧年表、俳諧獨稽古、俳家人名錄、俳諧略史)

ハイカイジイツサ 俳諧寺一茶 小林一茶(コバヤシイツサ)を見よ、

ハイシ 唄師 大法會の時、梵唄を發する僧を云ふ、(カンバイ)參看、

ハイシン 陪臣 君主を有する臣屬に對して、更に臣屬の禮を取るものないふ、即ち臣下なるもの、臣下なり、又者、又家來ともいふ、陪は重なる義、又ともいふも之と同じ、左傳に「王以三上卿之禮饗三管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在、若節春秋、來承三王命、何以禮、焉陪臣敢辭」と見えたり、いま江戸時代の例を以て示せば、旗本、諸大名の如きは、將軍の臣屬たるを以て、天皇に對して陪臣たり、旗本諸大名の臣下は、また將軍に對して陪臣たるが如し、其他類推して知るべし、

ハイシヨウロン 梅松論 卷二卷、經濟雜誌社刊行群書類從十三輯に收む(内宮主として足利尊氏に關する戰記なれども、廻りて鎌倉時代より書き起し、兩統併立に關する記事等もあり、比較的正確なるものにして、史家の參考とするに足る、記述の體は大鏡増鏡に倣ひたるもの、如く、北野に參籠したる某法師の談話に作り成したり、尊氏兄弟の榮を飛梅の開くにたとへ、其子孫の後世を老松の千歳に祝きて梅松論と名づけたり(梅松論)栗山愚の弊帯集に、寛正年中一圓齋道輝親筆本の奥書によりて、細川和氏の夢想記なるべしと云へども、信難し、文中尊氏を尊敬したるより考ふれば、足利氏の家臣の筆に成りしものなるべし、又文中當今量仁、當今量仁と見え、崇光院の御即位等記したるものなり、考ふれば、貞

ハイゼン

和五年頃に記したるものなるべし(梅松論考)

ハイゼン 陪膳 天皇に供物を奉る時に伺候する人を云ふ、今云ふ給事人なり、主に典侍、采女等奉仕す(何れも髪上して仕ふ)又四位五位の殿上人、公卿も奉仕す、典侍は奉仕の際禁色を許されて、青又は赤色を着用す、西宮記に「節會陪膳、采女奉仕、内宴更衣典侍奉仕、御本殿、朝夕膳四位奉仕、女房可(候也)朝夕膳、女房無、無、女房者、五位以上候、公卿供、朝夕膳、者、挿、笏、不、脱、(臨時陪膳脱之)警蹕事、除、伊勢齋、者、可、稱、之、御、晝、御、座、之、時、供膳者、御飯、御、他、所、者、執、竟、御、飯、者、參、奏、御、殿上侍之間、昇、脫、着、上、奏、之、云々、」禁秘抄御膳事條に「役達者四位五位六位隨、近代漸絶、陪膳上聽四位、候、役達、常事也、又公卿候、陪膳、上古常候也、(直衣常事也)高倉院御時、中山太政大臣常候也、其後經畢」と見えたり、即ち鎌倉以後は、男子は四位五位の殿上人奉仕し、女房は典侍采女奉仕すること、舊來の通りたりしなり、而して四位五位の殿上人は、多く朝廷の典故に明かなる人を用ひたり(西宮記、禁秘抄、三口中傳、安齋隨筆、松屋筆記)

ハイテウ 廢朝 天皇の朝政を視給はざるを云ふ、諸司に又は政を行ふこと恒の如し、令の制、天皇二等以上の親、及び外祖父母、右大臣以上、若しくは散一位の表には廢朝三日、國忌、三等以上の親、百官三位以上の表には廢朝一日と定めたり、禁秘抄によれば、天變、火事、災奏事の淺深により、五日或は三日なりしが如し、廢朝の時には音奏警蹕を止め、清涼殿の御座を垂れ、三關を警固せしむるなり(合義解、禁秘抄、拾芥抄)

ハイテン 拜殿 社(ヤシロ)を見よ、

ハイハラマス 榛原枳 後北條氏の時、關東

ハイゼ ハイバ

ハイム

にて用ひたる外の一様、安齋豐前守といへる者作り出せしに因りて安齋外とも名づく(甲斐國志)

ハイム 拜舞 叙任官又は職等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に顧みて、忻悅の狀を表するなり、顧みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「草調、錄事宅觀曹將軍畫馬圖、引、盤腸將軍拜舞、輕執細綺相追飛、」老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被、叙人等、相依、依、隨、道、拜、舞、訖、退出、云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不、升、殿、者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概れ一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁秘抄、拾芥抄)

バイロ 倍膳 名義 林邑樂、平調廿九曲中の一、古人は「ペロ」といへり、一名倍膳破陣樂と稱す、古樂にて中曲、舞者四人、太平樂の答舞(原治)胡人班昭徳の作る所にて、楯と劍とを持ちて舞ふを例とす、我國聖武天皇の朝、婆羅門僧正佛智等に依りて渡來し、天王寺に傳はる、又唐招提寺四月八日の倍膳會に此曲を奏するは、鑿真和尚の傳ふる所といへり、大國法清舎に曰く「於三陣内、奏、此曲、知勝、負、此樂七反時有、舍毛首、我陣則勝」と、聖德太子守屋を敵とせる時此曲を奏し、爲めに勝を得、又源義家陣に臨むに、常に此曲を奏して克捷を得ざること

ハイム ハイロ

ハイム ハイロ

ハイカ

ハイカ ハイシ

ハイシ 唄師 大法會の時、梵唄を發する僧を云ふ、(カンバイ)參看、

ハイシン 陪臣 君主を有する臣屬に對して、更に臣屬の禮を取るものないふ、即ち臣下なるもの、臣下なり、又者、又家來ともいふ、陪は重なる義、又ともいふも之と同じ、左傳に「王以三上卿之禮饗三管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在、若節春秋、來承三王命、何以禮、焉陪臣敢辭」と見えたり、いま江戸時代の例を以て示せば、旗本、諸大名の如きは、將軍の臣屬たるを以て、天皇に對して陪臣たり、旗本諸大名の臣下は、また將軍に對して陪臣たるが如し、其他類推して知るべし、

ハイシヨウロン 梅松論 卷二卷、經濟雜誌社刊行群書類從十三輯に收む(内宮主として足利尊氏に關する戰記なれども、廻りて鎌倉時代より書き起し、兩統併立に關する記事等もあり、比較的正確なるものにして、史家の參考とするに足る、記述の體は大鏡増鏡に倣ひたるもの、如く、北野に參籠したる某法師の談話に作り成したり、尊氏兄弟の榮を飛梅の開くにたとへ、其子孫の後世を老松の千歳に祝きて梅松論と名づけたり(梅松論)栗山愚の弊帯集に、寛正年中一圓齋道輝親筆本の奥書によりて、細川和氏の夢想記なるべしと云へども、信難し、文中尊氏を尊敬したるより考ふれば、足利氏の家臣の筆に成りしものなるべし、又文中當今量仁、當今量仁と見え、崇光院の御即位等記したるものなり、考ふれば、貞

ハウ

なかりしと傳へたり(禮樂志、歌舞音樂時史)

ハウ 袍 名義 束帶の表衣、ウヘノキヌともいふ、禮服なり、製作文官武官によりて其制を異にする、前者の着用するを縫服といひ、後者の着用するを襖(調服)といふ、詳しくは縫服の袍(ホウケキ)ノハウ(襖)を見よ、(注)位階によりて服色を異にし、又時代に隨ひて變遷あり、まづ大寶の制、衣服令には皇太子は黃丹色、親王及び一位は深紫、二位三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺綠、八位は深緋、初位は淺緋、無位は黃袍にして、諸王の袍は之と同じく、天皇は黃袍、麴塵、帛の袍を召されたり、然るに壺井義知、伊勢貞丈等の云ひしが如く、「一條天皇の寛弘以來は、四位以上皆一色の黒袍になりて、之を椶の衣といひ、五位の緋は蘇芳になり、六位の青彩も、八位と同じく緋になりて、七位以下は服色の制すられたり、されば源氏、枕草子等の出來し時代よりは、一位より四位まで黒袍、五位は蘇芳、六位以下標の三色となれり、又地質も、人品によりて差別あり、平安朝時代には、五位以上、冬は表綾、裏平絹、夏は表綾といふ薄物を用ひ、六位以下は、夏冬ともに、無文の綾織を用ひるの制なりき、而して五位以上の袍の地紋は別に法度も見えず、古くは雲鶴藻堅食の模様多し、此の外麴唐草、輪有、輪無、輪違杯を通例とす、四位以下は通例輪無なり、然るを稍稍後より、別に異文の袍と唱へて任大臣の後、家々の紋を定めて着す、其紋は雲立涌、雲鶴、浮線綾、龍膽などなり(西三條裝束抄、裝束集成、歷世服飾考、裝束圖解、裝束甲冑圖解)

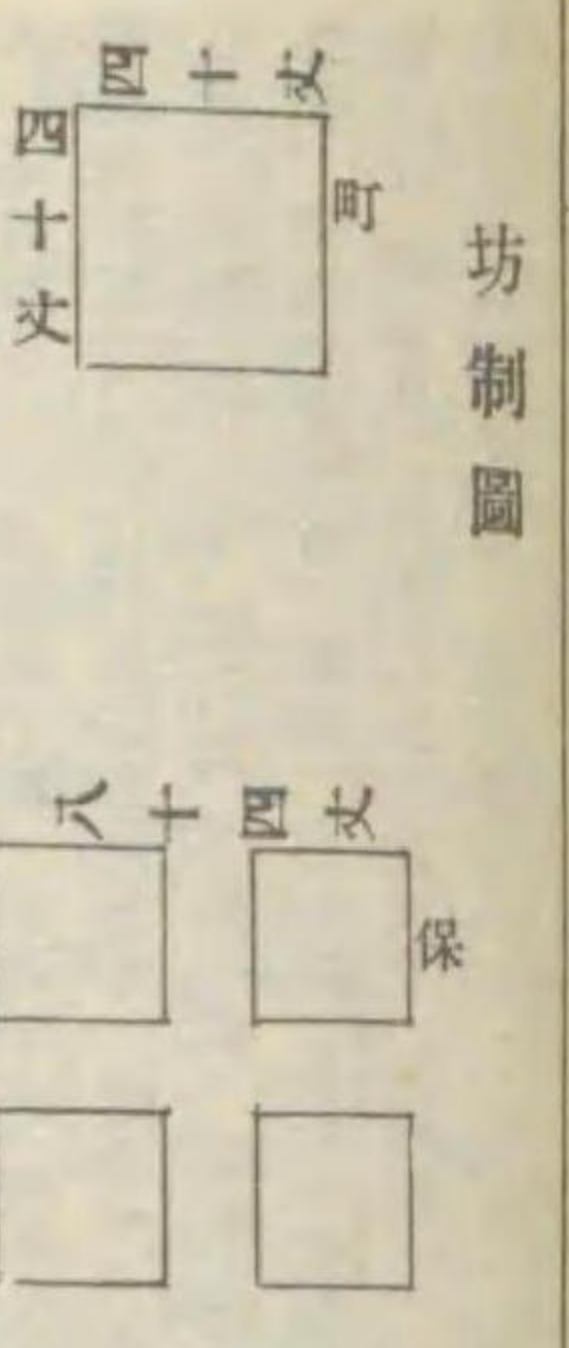
ハウ 保 王朝時代以後、都市地方に於ける土地の一小區劃の名、保は隣保の義にて、令制の五條より變化したるものなり、五保のことは五人組(ゴ

ハウ 保

ハウ 保

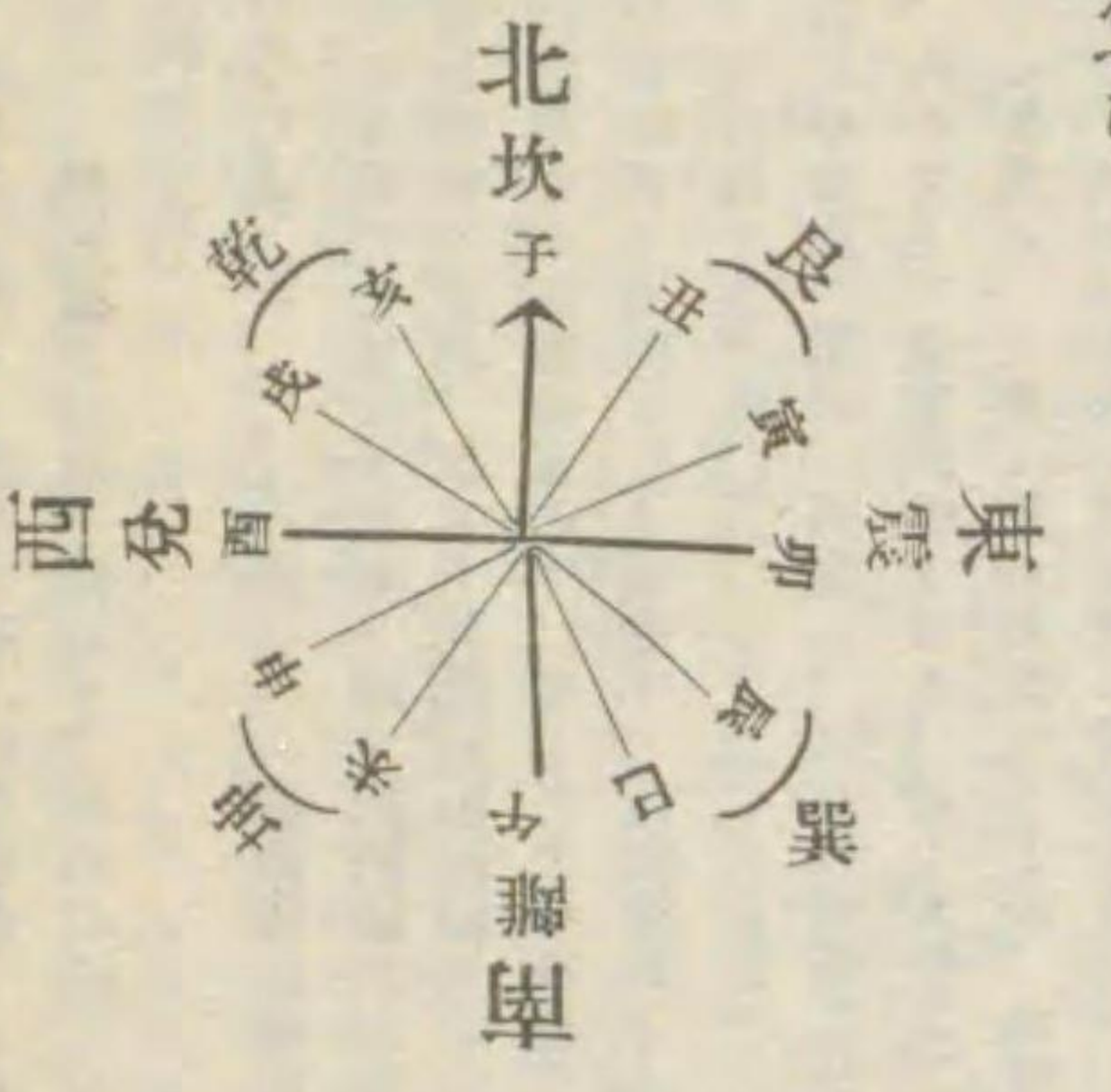
ハウ

(保の市部) ニンケミの條に委しく述べたり、参看すべし(一) 都市の保は、桓武天皇平安城遷都の時、京城の區劃を定めて、左右京保町に分ちたり、市宅卅二戸(一戸の長十丈、廣五尺)を一町とし、四町を一保とし、四保を一坊としたり、保を計るに、左京は西北よりして南に下る、一二七八町を一保、三四五六町を二保、十一十二三四町を三保、九十五十六を四保となす、左右京を併せて三百保あり、保内の事を掌るものは刀福と云ふ、後一條天皇の長元中既に其名稱ありし事小右記に見えたり、白河天皇應徳二年、堀河天皇康和五年に於ける保刀福の辭令は、朝野詳載に見えたり、もとは京職の管下にありしが、其權檢非違使に移るや、檢非違使の管下に屬するに至り、後鳥羽天皇建久二年三月廿八日、後堀河天皇寛喜三年十一月三日の宣旨に、保檢非違使とあるものも、保の刀福に外ならざるべし、鎌倉幕府にては、保内に保檢斷奉行ありて、保内の雜務を掌らしむ(二) 地方の保は、其起原詳かならず、蓋し令制の五保は、家數によりて定めたるものなれど、地方は都會と異にして、一般に民戸の稀疎なりしより、五保は所在に散在して、充分に行はれざりしが、五保の制度弛廢し、制限の撤去せらるゝと共に、家數によらざる一區劃を稱する名となりて、庄園郷保と並び稱せらるゝ迄に、大なるものとなるに至りしなるべし、後一條天皇の代、穀倉院領播磨國小犬丸保ありしこと、壬生文書に見えれば、古くよりありしこと知るべし、又建久六年十二月四日の同文書に、若狭國國富保を公家長日御修法供米等の領としたる事を記して「當保者、吉原安富相傳私領也、永萬元年保號以後、殊入二功力、開二發荒野、進二濟四ヶ所(國富郷、積光里、能野、大熊野浦、納物、追年無國傳意一而國中土民入二作保領云々」と見えたり、



ハウアン 保安 鳥羽天皇御宇の年號、元永三年四月十日改元す、四年を経て、崇徳天皇天治と改む、

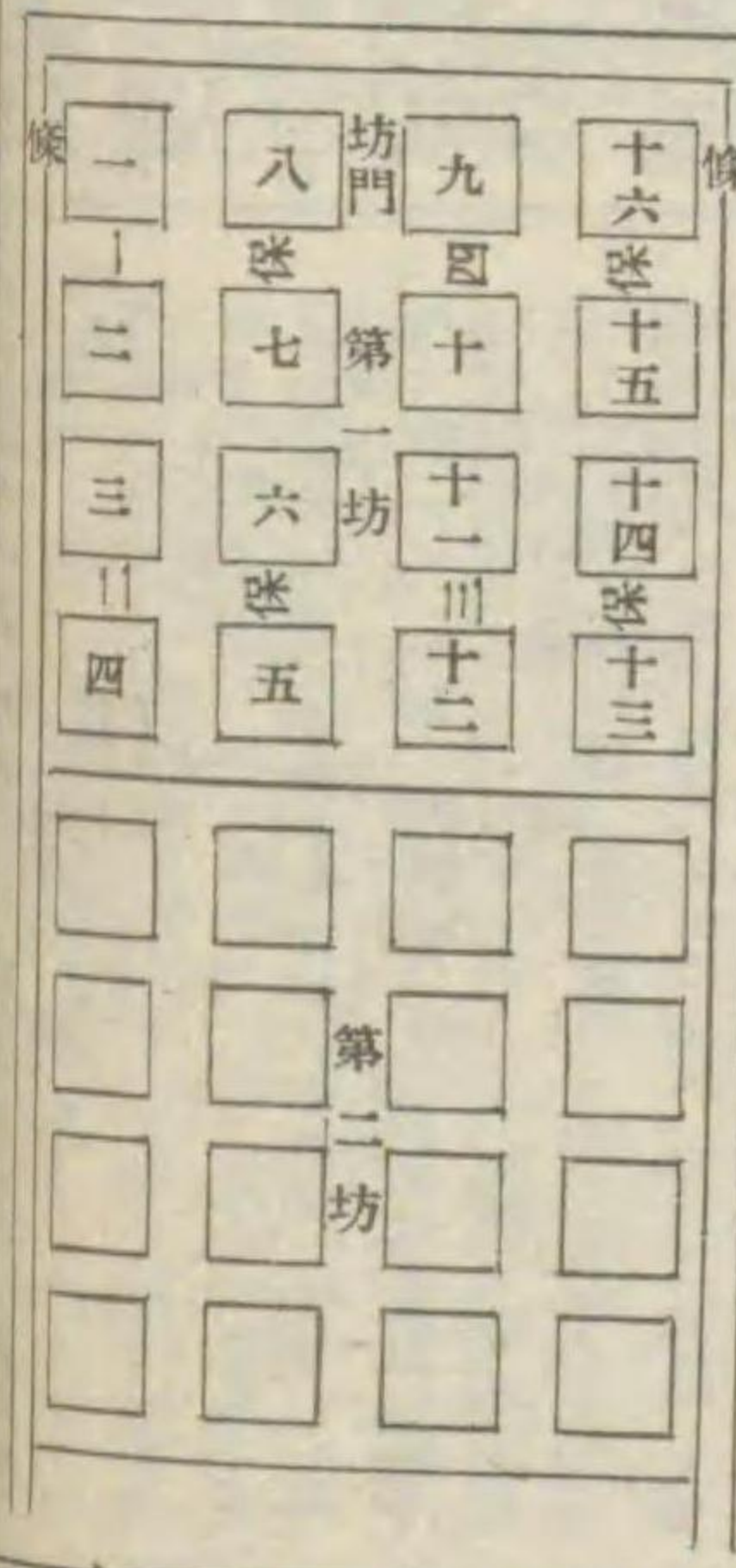
ハウ井 方位 我國古より、維新前に至るまで、方位を示すに、東西南北等の稱呼の外、別に十二支等を以て示すことあり、即ち卯を東、酉を西、午を南、子を北とす(拾芥抄)詳しくは左圖に就きて知るべし、



ハウイチ 抱一 俗名は酒井榮八郎忠因、出家して文詮禪真といふ、抱一、屠龍、鷲村、兩

ハウエ

即ち以て保の起り、及び保の大きさ等の一斑を知るを得べし、而して保を管するは、刀福を置きたること、京都の保と同じ、猶「ニンケミ」及び「マサ」の圖來系拾芥抄、壬生文書、五人組制度の起原) **ハウ坊** 市街を區劃したる行政上の名、平安京に就きて云はんに、全市を劃して之を分轄し、左右京に各九坊あり、北より起りて南に限る、二條以北は左右京ともその名相同じ、二條以南は其名を異にす、最北の半坊は九坊の外とす、坊を計るには左京は四より、右京は東よりす、坊は町より成る、凡そ坊を立つるには方四十丈を町とし四町を保とし、四保十六町を坊とし、四坊十六保七十四町を條とし、毎條に四坊を置く、坊の間に必ず大路を通じて縦横に劃す、三條以南は四坊を管するを例とすれど二條を管す、蓋し坊制は四坊を管するを例とすれど二條以北は大内裏の内に保るを以て、其管する所少きなり、坊の中央の通街を坊門と稱す、町に入行あり、一町に四行とす、行に入門あり、之を一戸とす、一戸の長十丈、廣五尺なり、町内に小徑を開く、大路の邊町には二、廣各一丈五尺、市人の町には三、廣各一丈、自餘の町には一、廣一丈五尺とす、左右京に各坊令十二人、坊長三十五人を置きて坊を管す、坊令は毎坊に一人を置く、但し一條二條は皇居に接するを以て、特に一條より土御門まで一人、土御門より近衛まで一人、近衛より中御門まで一人、中御門より大炊御門まで一人、大炊御門より二條まで一人人を置き、二條以下は、每一條に一人を置く、又條令とも云、戸口を檢校し、奸非を督察し、賦役を催進することを掌る、正八位以下明兼強直にして、時務に熟したる



ハウエイツウハウ 寶永通寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寶永の年作りたるを以て此名あり、性質圓徑一寸二分、重二錢四分、面に寶永通寶の文字あり、裏には、永久世用の文字を縁に印せり、原質寶永五年正月、新鑄して之を行はしめ、金一兩に、新錢三貫九百文より四貫に至るを以て定價とせり、同六年、人民之を不便とせるを以て遂に廢す、錢(セニ)の條の挿繪參看(大日本貨幣史)

ハウエン 保延 名義崇徳天皇御宇の年號、長承四年四月二十八日改元、六年を経て永治と改む、出典文選に「永安蒙、以三祖福、長與三漢、而久存、實至尊之所御、保三延壽而宜三子孫」とあるに據る、右中辨兼文章博士藤原顯業之を勸申す(國朝年號譜)

ハウカク 防鴨河使 鴨河の字を署して訓むこと故實たり、京都鴨河の提防修繕を掌る、鴨河の水屢々汎溢して市民大に害を被れるが故に、特に此職を置きて防水を掌らしむ、長官一人、衛門權佐にして檢非違使を兼帶せる者を以て臨時に任命す、判官、主典、各二人、衛門府の官人を以て之を兼らしむ、初め朝廷鴨河及び葛野河兩所に別當を置きて防水を掌らしむ、天長元年制して、三年を以て運替せしむ、後改めて四年とす、貞觀三年防鴨河防葛野河二使を罷め、山城國司に隸す、後ち臨時に置くことなれり(日本紀畧三代格、新儀式、官職秘鈔、職原鈔、職官志)

ハウキ 寶龜 光仁天皇御宇の年號、神護景雲四年十月一日改元、十一年を経て天應と改元す、肥後國より再び白龜を獻じたるを以てなり(續紀)

ハウエ

ハウエ ハウエ

ハウ

ものを以て之に補す、延暦十七年少初位下の官とし、職田二町を賜ふ、天長二年初め坊令は當坊若しくは比坊より擔任せしが、是に至り京畿入色の人を簡用することしたり、坊長は條毎に四人あり、但し一條二條は各三人、北邊坊は一人を置く、又町長とも云ふ、掌る所坊令と同じ、部内白丁の清正強幹なる者を以て之に補す、若し當坊に人なき時は比坊の人を撰補す、左に坊名を掲げて參考に資す、保(ハウ)及び京都の條の挿繪參看(拾芥抄、平安通志)北邊坊、一條より土御門に至る六保二十四町を管す、九坊の中に入らず、桃花坊、土御門より中御門に至る、第一坊は内裏内に屬し、第二坊より第三坊に至る十二保四十八町を管す、銅駝坊、中御門より二條に至る、所管桃花坊と同じ、左京、教業坊、二條より三條に至る、四坊十六保七十四町を管す、以下各坊皆同じ、永昌坊、三條より四條に至る、淳風坊、五條より六條に至る、安樂坊、六條より七條に至る、崇仁坊、七條より八條に至る、陶化坊、八條より九條に至る、右京、豐財坊、二條より三條に至る、その管地以下左京の教業坊と同じ、條もまた之と同じくして、永寧坊、宣義坊、光徳坊、毓財坊、延嘉坊、開建坊等あり、

ハウゲ

ハウゲハ 半靴 名馬馬に用ふる靴をいふ。...

ハウクワウジ

方廣寺 所在山城國京都下京區茶屋町。世に大佛殿と稱す。...

ハウフ

木像に就いていへるなり(平安通志、京華要誌)...

ハウクワウジ

方廣寺 遠江國引佐郡奥山村大字奥山。...

ハウゲ

僧を云ふ、髪を剃り僧衣を着して腰刀をさし、魚鱗を食し、妻帯なり。...

ハウグワンダイ

判官代 院判官代(キンノハウグワンダイ)を見よ。...

ハウケイ

方磬(磬) 樂器の一種、方響ともいふ。...

ハウゲン

保元 名後白河天皇御宇の年號、久壽三年四月二十七日代始に因りて改元す。...

ハウコ

房戸 癩病(ガウコ)を見よ。...

ハウサウ

疱瘡 名後疫病の一種、或は豌豆瘡(其瘡形、豌豆に似るを以てなり)...

ハウサウ井リウ

寶藏院流 寶藏院流 榮の創めたる槍術の流派。...

ハウケ

ハウサ

ハウゲ

に二子あり、忠通、賴長といふ、忠通父に繼ぎて攝政關白となり、内覽の宣旨を賜ふ、忠實殊に賴長を寵し、常に通を仰ぐ、忠通故に忠實、賴長と不和を生ず、...

ハウゲ

を厭じ、夜に乘じて後白河天皇を高松殿に殺はんとす、清盛等千七百餘騎を率ゐて白河殿を圍む、為義朝、清盛等千七百餘騎を率ゐて白河殿を圍む、為義朝、清盛等千七百餘騎を率ゐて白河殿を圍む、...

ハウケ

ハウサ

ハウジ

七歳にて寂す、二世権律師胤登(禪榮房と稱す)思ひらく、吾が此寺は釋氏遺教の故にあらず、只先師胤榮槍術の故なり、吾槍術を繼がざるべからずと稱し、即ち胤榮の門下奥藏院の僧に就きて槍術を學び、精妙の極に達す、爾來三世法印胤清(覺舜房)四世大法師胤風(覺山房)以下相繼で其技を傳ふ、かくのごとく寶藏院既に代々槍術を以て家とするが故に、出家たりと雖も、往來の際槍を持たしめ、又槍術に長ずる者なき時は無住とし、妙手の其門下に出づるを俟ちて住持職とす、然れども陪臣地下の者を禁ず、また不淨を思ひ、不幸の家に来る時にも地幅を越えず、これ春日社に奉仕するを以てなりといへり(本朝武藝小傳、國朝大業廣記、興福寺乘徒中御門系圖)

ハウサウシ

方相氏 追儼(ツキナ)を見よ、境界等の標に打つ杭を云ふ、倭名抄に「勝示孫恒切韻云勝(博期反)顯示也」と見えたり、勝示の形は寛喜二年の神護寺圖等によれば右の如し、



ハウシカフト

帽子冑 後の鎧頭巾に同じ、貞丈雜記に「平家物語に、坂四郎永覺、帽子冑に五枚冑を着ると云、右の帽子冑は、今世の鎧頭巾にて、頂上も鏤なる故、其上に常の冑を重ねて着らるる也、常の冑ニツは重ねて着る事ばならぬ也」と見えたり、

ハウジギン

保子銀 名義銀貨の一種、天保の丁銀及び豆板銀をいふ、極印に保の字あるを以て此名あり、又天保の年作りたるを以て、天保丁銀、及び天保豆板銀とも云ふ、性質丁銀は、縦二寸九分五厘、横一寸、重四十匁、豆板銀は、重四匁二分、貨率は孰も百分中銀二十六分、銅七十四分なり、(天保八年に鑄造す、總額十八萬二千二百零八匁、)

ハウジ

後ち改鑄の額、十万二千四百四十貫目なり、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす(大日本貨幣史)

ハウジギン

寶字銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、寶永年中に作りたる丁銀、豆板銀をいふ、寶永銀ともいふ、寶字丁銀(ハウジチヤウギン)を見よ、

ハウジチヤウギン

寶字丁銀 名義江戸時代に行はれたる銀貨の一種、寶の字の極印あるを以て名づく、寶永銀ともいふ、性質縦二寸九分、横一寸一分、重三十九匁、貨率は凡九百分中銀五十分、銅五十分なり、(天保三年六月、豆板銀縦四分五厘、横五分強、重三匁二分)と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額二十七萬八千三百三十三貫目、寶永三年より同七年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を同六年までと定めしむ(大日本貨幣史)

ハウジマメイタギン

寶字豆板銀

ハウジン

防人 名義王朝時代、邊要を守る兵士、いふ、「サキモリ」セキモリとも訓む、崎守、境守、關守の義、唐六典に、邊要置防人、爲鎮守とあるより出づ、上古「ヒナモリ」と云ふ、夷守、島守の意なり、(防人は諸國軍團の兵士より徵發す、凡そ軍團には、兵士の歴史名簿を備へ、校尉以下、各種兵士の姓名年齢等級種類を詳記し、上番(邊要に至るを云ふ)の防人交替して軍團に歸るべき期には國守名簿につき、順番に當れる兵士を交替に發遣す、校尉以下の内一人兵士と共に防に向ふ、本國より難波津に至る迄は國司之を監送す、之を部領使と云ふ、防人難波に着すれば防人校尉勅使を出して、兵士の身分別員の成員を檢し、事無ければ兵部省之を

ハウジ

受取り、難波津より船にて大宰府に送る、若し、防人の數、千人以上の時には、中務省之上奏も内舎人を勅使として發し防人を勞ふ、大宰府に着するや、防人司之を受取る、司にては兼れて防人を調査し、新防人と交替す、年限は三年間にて、上番交替は毎年二月一日とす、而して一旦防人司に屬するや、部署に従うて役に從ひ、諸城柵を守り、岬角には斥候を出し置く、防置に守役するは三ヶ月に一度交替す、若し一家中、父子兄弟同時に兵士となり、父兄既に防人たりば、同時に子弟を發遣すること勿らしむ、防人司に在りては十日に一日の休暇を與ふ、(天保大化二年の勅に始めて見えたれば、是より先既に在りし事明らかなり、大寶元年制定して、諸國より召集することとなる、天平二年九月諸國の防人を停めて東國のみより徵發する事となりしが、九年九月東國の防人も停めて、筑紫の人を以て僅に壹岐對馬を守らしむ、其後再び東國防人を發遣せりとも雖も、天平寶字元年八月、防人發遣により、路次の國供給に苦むを以て、西海道七國の兵士一千人を防人司に充て、東國の防人を停む、既にして西海道の兵士にも勇健ならず、武備大に弛み、邊境日に荒廢せしを以て、天平神護二年四月東國人を差發して威を宣べしむ、尋で桓武天皇東夷を平げんとし、延暦二年五月東國防人を停め、當士の兵士を常成に配し壹岐對馬舊によりて防人をして守らしむ、二十四年再び防人を復す、大同元年十月夷浮六百四十人を大宰府に遷して防人とし、舊防人を停む、而るに此等防人厄窮なるを以て、天長三年十一月遷士を以て成らしむ、承和二年三月舊防人を以て防人とし、新羅の入寇に備ふ、十年八月大宰府の請により、筑紫の防人を復せしむ、府政漸次衰へ、貞觀元年三月防人の内を以て斷つに先づるに

ハウジ

ハウシヤウエ

放生會 魚鳥等の人に捕へ

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

ハウジ

ハウジ

放生會 魚鳥等の人に捕へ

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

放生會 魚鳥等の人に捕へ

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

放生會 魚鳥等の人に捕へ

俊章

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

俊清

俊將

俊親

俊明

俊克

俊政

俊顯

俊昌

俊完

俊廣

ハカリ

見聞して悲憤に堪へず、乃ち正親町三條公積、烏丸光胤、坊城俊逸、今出川公言等十餘人と相謀して互に血誓し、陰かに皇權收復の策を建つ、時に公城の家人に竹内式部あり、山崎闇齋の學説を奉じ、大義名分を論じて人心を鼓舞せり、公城、敏通、これに師事して神典儒書を研究し、また他の同志を勸説して式部の門に入らしむ、而して公城敏通等は、皇權收復を経営するに、先づ君徳を培養し奉るを急務とし、寶曆五年侍讀伏原宣條をして經書を進講し、専ら式部の學説に據らしめたり、是より先式部の同志に藤井右門あり、血誓の堂上と相往來し、孫吳の書を講讀して専ら軍旅の事を教授す、是に於て血誓の堂上は心を兵學に潛め、且つ武技を講ずるを以て、御築地内(宮中)及び緞紳家を總稱すに於て、近習の堂上は、武臣の業を習ふとの風説流傳して、聞く者潛に眉を蹙む、關白一條道香之を聞いて大に驚き、同六年四月、傳奏柳原光綱、廣橋兼胤に命じて武術修業を禁止せしむ、蓋し此風説は、式部が靖獻遺言を講讀するに、孔明の八陣圖を説きしに起因せるものなり、翌七年三月道香關白を辭し、近衛内前之に代る、是時に當り公城は、正親町三條公積、西洞院時名と議し、日本紀御覽の事を建言し、六月始めて神代卷御覽の事あり、公城及び坊城俊逸、高野隆古、白川資顯等皆承けて輪番に之を進講し、皆式部所傳の垂加流の學説を用ふ、而して天皇は日本紀、孝經、大學、孟子等の講義を聞召し給ふ餘暇に、又近臣と史記、通鑑等の會讀を催し、専ら衷心を學問に寄せ給へり、血誓の堂上は言を文事に託し、相互に御前に伺候して、大柄を皇室に收復せざるべからざる事由を言上し、専ら君徳を培養し奉るに注意したり、道香内前の二人は、垂加流の學説を以て、相繼して、公城等は公城中の

ハカリ

動靜を式部に漏洩すと論じ、神書の進講を停止せり、これが爲め公城等の計畫は徒勞に屬せんとす、公城、時名、公積等乃ち關白を排除するの念慮を發し、前後封書にて、確乎不拔の敬慮を以て、諸事宸斷あらん事を内奏せり、天皇此内奏を熱覽せらるゝに際し、龍妃内侍突然と御座所に參入せり、天皇大に驚き、内奏の書を御机の側に秘め給ひしに、内侍は主上の御舉止を見て、他の女房の艶書を隠し給ふかと疑念し、天皇の御座に在しませざる隙を窺ひ、密に之を見るに、勘解由小路實望の筆蹟なるを以て、大に驚愕し、卒忽其文意を手書して青橋門院に密告し奉る、女院之を内前に下し給ふに、内前愕然として、一條道香、九條尚實、鷹司輔平等と議し、禁中に列參し、式部門弟の堂上は異謀ありと奏し、嚴罰に處せられんことを要請して已まず、主上震怒、御座を起ちて便殿に入り、内前等の爲す處に任せ給ふ、内前等專斷を以て譴奏傳奏の兩役に下知し、公城以下二十餘人を罰す、時に寶曆八年七月二十四日なりき、式部亦之に連坐し、追放の刑に處せられたり、タケノウチシキヤ(岩倉公實記)のなほ寶曆事件につきては、星野博士の武内式部君事蹟考、及び史學雜誌十編所載山縣昌藏氏の「寶曆における武内式部勤王事蹟考」あり、必ず參考すべし、

ハカリ

え、宮參次第に「靴を付けてはなり袴を着し云々」など見えたるを初見とす、爾來其製によりて種々の名目あり、并に男子の着用するものなりしが、江戸時代の初期より、女子も用ふる事となりたり、而して寛文以前は長羽織を用ひしが、其内縷縷羽織と稱し、甚短き一種の羽織ありき、延寶以後は少く短くなりしが、貞享の頃より元祿の中頃まで長羽織行はれ、中頃より以後短くなり、享保の頃は二尺二三寸、元文の頃よりまた段々と長くなり、二尺五六寸より三尺に餘り、明和の頃また享保の如く短くなり、安永の末より天明に保りてまた丈長く身幅廣くなり、なほ此時代革羽織と稱し、獸革より造りたるを、鷹之者の頭等は、之を着するを名譽と爲したり、并に通常服なりしが、維新後上下の制廢せらるゝに及び、男子は羽織袴と共に禮服として用ふる事となりたり、**長羽織**、廣袖羽織、袖無羽織、具足羽織、陣羽織(ナンバオリ)參看、金襴羽織、唐織羽織、鳥毛羽織、半羽織、繩羽織、紙子羽織、雨羽織、ぶつき羽織、火事羽織(クハツバオリ)參看、三齋羽織、蠟燭羽織等あり(武家名目抄、貞丈雜記、嬉遊笑覽)

ハカリ

は木を用ひ、楕圓形の大石を以て長方形に圍めるを常とせり(上代)神武天皇以後に至り、形状は楕圓のもの多く行はれ、仁徳天皇の頃に至りて尤も盛大を極めたり、而して當時殉死の風ありしより、殉死者をも其傍に葬ること行はる、これを陪塚と稱す、陪塚は楕圓形古墳にては多くはクボレタル兩側に在り、圓形古墳も亦これと同じく、其數十箇箇に及べり、圓形古墳と稱するもの、諸地方に在るものあり、後世車塚と稱するもの、諸地方に在るものあり、皆古墳と陪塚との合稱にて、其狀恰も車に兩輪あるが如きよりいへるなり、楕圓形古墳に前方後圓のもの、前後共に圓形なるものと、前後兩方共に角ばりたるものとの三種あり、而して今日までに、其發見せられたる地方は、三十一箇國の多きに達す、周圍には皆灌渠あるを法としたれども、此時代の中葉以後は其事絶え、陪塚も影を留めざるに至れり、なほ楕圓形古墳は、何頃まで行はれしか明かならざれども、陪塚につきていは、用明天皇以後は圓形のもののみなれば、帝皇に於ては早く衰へたるが如しと雖も、其他の貴族、地方の豪族等は依然としてこれを營み、上代を通じて行はれたり、また墳墓の地位は、古くは山嶺に築きたるも、漸く下りては山麓に起し、後ち益々低地に作る事となり、楕圓形古墳のものもありたれども、貴族豪族間には石棺主として行はれ、今日其發見せらるゝもの尠ならず、石棺は垂仁天皇の時、石作連某が、皇后日葉酢媛崩去の際、製造したること、姓氏録にある初見とすれども、安寧、孝昭、孝安の諸陵皆石棺なりしことを以て考ふれば、其製早くより行はれたるを知るべし、また陶棺の製あり、陶棺は今日までに七國二十九箇發見せられ、而も其中二十六箇は中國地方より出でたり、思ふに中國地方にて、重に用ひられしものならんか、

ハカリ

規則正しき石を用ひ、且つ數至連合の制を敷け、而して重仁天皇の時より、埴輪を以て殉死に代へ、これを墓圍に植つる風を生じたり、詳しくは埴輪(ハニ)の條を見るべし、また横穴あり、穴居の迹なりとも、葬穴なりともいへど、恐くは葬穴なるべし、武藏國比企郡の百穴の如きこれなり、上述の如く此時代には、石棺石槨の制なりしが故に、今日諸地方にて遺蹟の發見せらるゝもの頗る多く、狀塚、人穴、石壁、火雨塚、造り山、興し山、岩石山、塚穴、鬼の窟、鬼の雪隠、土蜘蛛石室、火塚、丸山、車塚、茶臼山等の稱を以て呼ばるゝもの、多くは皆古墳なり、また石槨石棺の一部を爲したる大石を鬼の魚板、石舟などいへり、右に擧げたる所にて、此時代の墓の形状の大概を知るを得べし、而して其制度を舉ぐれば、大化二年、詔して諸王諸臣墳墓の制を定め、王以上の墓は、その内長九尺、闊五尺、其外城方九尋、高五尋、役夫千人、七日に造り訖らしめ、上臣以下順次に減殺し、大仁以下有冠の人は役夫に差等あり、封せずして平かならしめ、庶人は單に地に取埋せしむ、下りて文武天皇大寶の制三位以上及び別祖の氏宗に限り、墓を營むことを許し、四位以下の造ることを許さざりき、然れども其高濶等は詳かならず、而して墓上に碑を立て、卒都婆をおき、墓誌を埋むることも、早くより見えたり、雄略天皇が、小千部酒輕の爲めに、取雷酒輕之墓といへる碑柱を建てたるに、其碑破壊せしかば、更に生之死之捕雷酒輕之墓といへる碑文の柱を立てたるに日本書紀に見ゆ、また表葬令に「墓皆立、碑(謂碑者刻石銘文也)記其官姓名之墓」とあり、其他大貳采女、那須國造、藤原鐵足等皆これを立てたること史籍に散見し、墓誌は船首王後、小野毛人等の

ハカリ

墓より發見せられたるものあり、塔婆を圍くことは大和多武坐藤原鎌足等の墓側に建てしといふ十三重の卒都婆を權輿と爲すべし、然れども其風未だ舊れかりしにあらざるなり(奈良平安朝時代)には前代の末期と大差なしと雖も、楕圓形墳墓の如きは漸く衰頹し、また多くは平地に起したれども、山地に營むこともなきにあらず、形状は多く土をや、高く盛り上げ、又は大石などを置きたり、卒都婆を立つるの風は、佛教の隆盛と共に大に行はれ、仁明天皇の御陵にこれを置きたること文德實錄に見えたり、當時より漸く流行するに至れるものならん、なほ此風庶人にまで及びたるは、宇治拾遺に清徳といへる聖の死したる時、愛宕山に葬り、石の卒都婆を立てたることあるにて知るべし、されど其塔婆は如何なる形状なりしか詳かならざれども、光孝、冷泉、高倉諸天皇の陵のは、皆石の五輪塔(タフ)の挿圖參看なり(鎌倉時代)形状は大体前代と同じ、而して五輪の塔婆を建つることは此時代一般に行はれしもの、如し、八木井三郎氏の説によれば、其形は、最初のものほど、屋根に反りを生ぜずして、稍々古寶塔時代の風を存し、且つ中間圓形の大き、屋根の縁とは、等しきを示せり、臺石は一個に限り、上部の擬寶珠まで凡そ五個に限り、然るに後世の五輪は、漫りに此臺石の下に大石もしくは石垣を設け、一見仰き見るの風を生ぜり、文字は中間圓形の石面へ、梵文を一字彫刻せるのみにして、他の文字なく、次なるは、臺石へ年號其他を刻めりといへり、其説大体に於て誤らざるに似たり、なほ此時代禪宗渡來してより無縫塔(タフ)の挿圖參看あり、概れ禪僧の墓にこれを建つること、なほ(室町時代)には、塔上多く寶篋院塔(タフ)の挿圖參看)を建てたり、其形状は、家屋

ハンリ

如きの類頗る多し、下りて室町幕府の時、小笠原氏世々其術を傳へたり、時に上總の人、大坪式部大輔慶秀入道道禪といふものあり、馬術に達し、足利義満、同義持に仕ふ、これを大坪流の祖とし、其門に學ぶもの甚隆にして、傑出せるものまた多し、尋で後相原天皇の時に、八條近江守房繁といふもの、業を小笠原氏に受け、特に精絶と稱す、即ち八條流の祖なり、後世馬術をいふもの、皆此二流を以て標準とす、また佐々木流、上田流、荒木流等あり、江戸時代に於ても新當流、新八條流の開始あり、八代將軍吉宗の時、關人ケイツルが馬術に巧なるを聞き、馬役高橋又右衛門をして、長崎に行きて就きて學ばしめ、尋でケイツルを江戸に召し、齋藤三右衛門盛安をして、從ひて學ばしめたり、西洋の馬術我國に傳はるは、これを以て權輿と爲す、大坪流、佐々木流、上田流、荒木流、八條流、新當流、新八條流等あり、なほ詳しくは各流派の條を見るべし(書紀、續紀、武術派祖録、日本教育史)

ハシリシユウ

走衆 鎌倉室町兩幕府にて、將軍の出行に、徒歩隨行して、駈使に供する者をいふ、禮儀の時は烏帽子素袍にて小刀を佩ぶ、平常は股だちを取り太刀をばく、夜に入れば鐵鞭を取る、強壯の者を之に任ず、又歩行衆とも稱す、曆仁元年二月、將軍藤原賴經、上洛の供奉の行列の中に、歩走三十八人あり、室町幕府のそれは、嘉吉元年將軍足利義教、赤松滿祐の第に臨み、弑逆の殃に遇ひし時、走衆遠山治部、市三郎等奮戦して死す、又三上某あり、走衆たり、嘗て駕に隨ひ疾走す、馬胃を傷て死す、文明中七人あり、服制の條の挿繪を參看すべし(吾妻鏡、官制沿革略史)

ハシリユゴングン

走湯權現 伊豆權現

ハセガ

ハシロ

端城(イツゴングン)を見よ、其支城をいふ、羽城とも書す、義後後覺に蔚山城のこをいひて、仰の如く主計頭罷出で、和睦の儀を談ず可きにて候、共、此間以の外違例に因て、端城にまかり有、此城には候はずとあり、蒲生氏郷記に、九月端城私賀突井と云城あり(申略)私賀の城より上方道三里ほどのあなた、九月のかたに突井の城ありとあるにて、これを知るべし、而して川住録三郎氏は、長後城の端城は、壕を隔で、本丸の東北に位し、三河大給城は、本丸の南、腰郭に接して、はじやう曲輪と呼ぶ地あるに基き、本丸に對して二三丸等をいふなるべしといへり(端城考)三河物語に「長しの、城を打まわらせ給はんとて、かけよせ給ひて、大矢を射させて御覽じければ、案の外に本城、端城、藏屋共に、一間も残らず焼きはらひければ云々」とあるによりて考ふるに、此端城は、本城に隣接せる地位にあるべければ、川住氏の説是なるが如しと雖も、上に擧げたる義後後覺、氏郷記に見えたる端城は、遠距離にあること明かなり、因ておもふに端城に二種あるものならんか、記して疑を存す、

ハズ

筈 矢(ヤ)を見よ、

ハセウ

芭蕉 松尾芭蕉(マツバヤシ)を見よ、

ハセガハセツリ

長谷川雪且 名號名は宗秀、巖岳齋又は一陽庵と號す、雪舟の畫風に宗達光琳の骨法を折衷して一家を爲す、法橋に叙せらる、文政天保の間、江戸名所圖會、東都歲事記等を畫き、妙手の開えありき、天保十四年正月二十八日歿す、年六十六、江戸淺草幸龍寺に葬る(浮世畫人傳)

ハセガ

ハセク

ハセガハトウハク 長谷川等伯 雲谷派の一派たる長谷川派の始祖なり、能登國七尾の人、初め狩野派を學びしが、後ち轉じて雲谷派に入り等伯に學ぶ、特に肖像寫真に長じ、一時其右に出づるものなしと稱せられ、一門戸を立つ、年七旬に及びて筆力衰へず、等伯二子あり、善く家法を繼ぐ、其歿年詳かならず、慶長文錄の人なり(畫乘要略)

ハセクラツネナガ

支倉常長 名號名



(集寛掛纂編料史)

名與市、六兵衛と稱す、伊達政宗に仕ふ、政宗圖南の志あり、即ち常長に命じ、西班牙人ソテロに就て、彼の國情を聞かしめ、更に歐洲に遣す、慶長十八年九月十五日陸奥國月の浦より發し、明年一月メキシコに著し、尋で西班牙マドリッド府に入り、國王に謁し書を呈し、更に伊太利に入り、法王ボール五世に見えて書品を呈し、使事を終へ、書品を齎し八年を経て歸る、後ち南蠻を伐たんことを請ふ、既にして禁教の令あり、爲に目的を果さず、元和八年七月一日歿す、年五十二(仙臺史傳)

ハセテ

ハタ

ハセテラ 長谷寺 「ハセテラ」を見よ、
ハセノアサクラノミヤ 泊瀬朝倉宮 名號名、雄略天皇の皇居、大和國城上郡黑崎岩坂二村の間、開國、安天皇三年、之に遷都し給ふ、二十三年間の皇居となす(書紀)
ハセノナミキノミヤ 泊瀬列城宮 名號名、武烈天皇の皇居、大和國城上郡南出雲村、起原、仁賢天皇十一年八月、天皇崩御す、同年十二月太子(武烈天皇)壇場を泊瀬、列城に設けて、天皇の位に即き、この地を都と定め給ふ、武烈天皇八年十二月、天皇崩御に至るまで、即ち九年間の皇居たり(書紀)
ハソンザイモクフギヤウ 破損材木奉行 大阪破損奉行(オホザカハソンアギヤウ)を見よ、
ハタ 旗(旌、幟) 名號名、儀式戰陣等の時に用ひて、標識又は裝飾となす器具をいふ、繪を用ふる故に名づくとも、ハは長き義、カは手にて、手の長かありたれば爾か云ふともいへり、名號名、旗の幅を足、または旗手、頭を旗首、旗頭の處に、旗の幅を張るべき爲に附したる横木の處を横上、旗竿に横上を結び付くる處を蟬口(又蟬木)といふ、儀式に用ふるもの、中、朝廷の公事に用ふるを仗旗といふ、此外神事佛事葬禮等に用ふるものは、特種の名稱なし、軍陣に用ふるものを軍旗といふ、仗旗は即位の條に重なるものを掲げ、また軍旗は別に其條に出しおきたり、起原、伊非冊尊を祀伊國熊野の有馬村に葬る後、土俗此神の魂を祭るに、花の時花を以て祭り、又鼓吹幡旗を用ひて歌ひ舞ふといへること、書紀に見えたるを始めとす、尋で景行天皇親征して、周防の凌辱に至り給ひし時、神夏磯媛素幡を立て、

ハタ

降伏したることあり、素幡は白旗なれば當時これを以て降伏の意を表するに用ひしこと、なほ今日の如くなりしを知るべし、なほ神功皇后紀仲哀天皇九年九月の條に「金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整」とも、又十月の條に「船師滿海、旌旗耀日」とも見えたり、これは新羅征討の時のことなれど、以て早くより戰陣に用ひしこと知るべし、推古天皇十一年十一月、聖德太子旗幟に繪畫を施せることあり、おもふに仗旗なるべし、旗に繪畫を描くこと、これを初見とす、大寶元年正月、文武天皇が朝賀を受けられし時、鳥形、日象、月象、青龍、朱雀、玄武、白虎等の幡立てしことあり、葬禮に用ひしは、黒坂命薨去の時、赤幡青幡等を用ひたるを初見とし、大寶令には、親王一品の幡四百竿、二品の幡三百五十竿、三品四品の幡三百竿、諸臣一位及び左右大臣は二品に准じ、二位及び大納言は三品に准じ、三位は二百竿、太政大臣は五百竿と規定せり、佛事に用ひたるは、嘉祥三年二月、仁明天皇御病の時、僧侶を召して加持せしめ、絹十二疋を以て續命幡とし、十二大寺刹に懸けたるを初見とす、これよりして旗の用途々々、各種の場合に用ひられたり、武家時代に入りしは、戰陣の際最も必要なる器具として重んぜられしが、其製皆手長の旗なりしを、室町時代に至り、康正二年島山政長始めて旗に乳を付け、竿に通して用ひたり、乳付の旗と稱す、後に幟(ノボリ)といふ、爾來旗と幟とは別のものとして扱はるることなり、戰場の外、儀式神事等にも用ひられたり、また同じく戰國の頃より、吹流し、吹貫等も戰場に用ひられしが、并に旗より變形したるものとす、なほ旗は笠輪、袖輪、指物にも用ふることあり、日の丸旗は、江戸時代の末年船印に制定せられしに起因し、遂に國旗となれり、「コツキ」カ

ハタ

ハタウチ 秦氏 秦主政三世の孫孝武王より出づ、宿禰、忌寸、連、公、造等の姓あり、又大秦公宿禰、秦大藏造、秦井手忌寸、秦長藏連、秦原公、葛野秦造、朴市秦造等の姓あり、孝武王の子功滿王、仲哀天皇八年來歸し、其子弓月王、應神天皇の時百二十餘縣の人口を率めて歸化す、天皇大和朝津間按上の地を賜ひ、之に居らしむ、子眞德王、普洞王を生む、普洞王、仁德天皇の時、秦氏を諸國に分置し、蠶織の貢を爲し以て服御に充つ、天皇姓波陀公を賜ふ、普洞王の子酒、雄略天皇に奏して、劫略せられたる氏族を集め、蠶桑織絹を貢進す、饒饒積みて山を爲す、天皇大に悦び、特に酒に號を賜ひて萬部滿佐といふ、即ち盈積利益の義なり、因て秦氏を役し、八丈の大藏を宮側に營み、其貢物を納め、始めて大藏官員を置き、酒を以て長官となす、秦氏の子孫各地に分居し、行事に因りて、分れて數氏となる(氏族志)
ハタカシラ 旗頭 大小名にして、一地方または一部族に長たるものを云ふ、鎌倉時代以後、陣中には各々其氏族の標として、旗を押立て、戦ひし故

ハタケ

に、名づけしものなるべし、幟頭に對して旗下に屬する兵士を旗子と云ふ、太平記尾張小川東池田の條に「佐々木判官入道其勇健なるものなりければ、此軍天下の勝負を計るのみにあらず、今日打負なば、弓矢の名を可失とて、僅の勢を數々に成しては叶まじとて、目賀田、檜崎、儀儀、平井、赤一揆を旗頭に、河端に傍て控へたり云々、」應永記に「天正十三年より同十五年迄伊達政宗、仙道を攻たまふ(中略)然れども二本松右京亮吉次仙道旗頭として城を堅く守り候故、此城は落城せず云々、東遷基業に、家成に懸川城を賜はりし後は、其甥石川數正に旗頭職を命ぜられ云々」と見えたるに、其一斑を知るべし、

ハタケミ 畑見 江戸時代畑見の一種、畑に行ふものとす、舊幕藩治要略に「畑見は往古の法にして、獨り多作のみならず、二作三作をも爲すものあり、享保十八年、夢見廢止以降、是等の類定租として、容易に減租を聽許せざる事となり、されども五畿内中國の、綿花重なる土地は、木綿畑見と稱して、幕末まで存在せしものあり」と見えたり、

ハタケヤマウチ 白山氏 姓は恒武平氏、村岡忠頼の長子將恒より出づ、又秩父氏といふ、將恒、武基、武常の二子を生み、武基秩父別當と號す、四世の孫重綱、四子重弘、重隆、重遠、重繼を生み、重弘は重能、有重を生む、重能、白山莊司たり、因て氏とす、其子重忠、源頼朝に仕へ、忠亮勇敏を以て著はれしが、後北條氏の殺す所となる、是より白山氏の勢稍々衰ふ、其裔篠塚伊賀守、新田義員に屬し、勇武を以て名あり、而して武常は葛西氏、重隆は河越氏、重遠は高山氏、重繼は江戸氏、有重は小山田氏を稱したり(氏族志) 白山重忠

ハタケ

幼名氏王丸、長じて莊司二郎と稱す、重能の子、伊豆に擧ぐるや、重忠の父重能、叔父山田有重并に京都にありて平氏に仕ふ、故を以て重忠、頼朝の徵發に従はず、八月頼朝の部將三浦義盛兄弟と金江川に戦ひ、尋で衣笠城を攻めて、これを抜く、然れども重忠密に頼朝に歸するの意あり、既にして頼朝の軍大に振ひ、兵を引て武藏に至るに及び、長井渡に赴きて降を請ふ、頼朝其罪を許し、軍に従はしむ、壽永三年頼朝、源義仲を討つに際し、重忠義經に従うて宇治川口より進み、尋でまた鶴越を踰え、平氏を一谷に攻め、并に殊功有り、文治三年重忠の目代、伊勢神戶を鈔暴するに座し、采邑を除きて千葉胤正の第に幽せらる、胤正間に居て調停する處あり、頼朝の怒漸く解け、伊勢沼田御厨の外、其本領を復するを得たり、尋で武藏に歸る、會々梶原景時に乗じて重忠を護す、重忠自ら鎌倉に出て、陳謝し、事自ら解く、五年頼朝の藤原泰衡を討つや、重忠先鋒として功あり、事平ぐの後葛岡郡を賜ふ、頼朝薨じ頼朝嗣立するに當り、忠直の故を以て、遺命によりて之を保護す、元久元年重忠の子重保、事を以て平賀朝雅と隙を生ずるに及び、朝雅、妻の母牧の方に訴ふ、牧の方は北條時政の説く、時政即ち兵を遣はして重保を鎌倉の邸に圍みて、これを殺し、更に偽りて急に重忠を召す、重忠倉皇百餘騎を從へて郷を發し、二股川に至りて、始めて重保既に殺され、北條時時大兵を率へて來り討つを知り、兵を鶴峯に屯し、子重秀と共に、安達康盛の陣を突きて奮闘したりしが、遂に愛甲季隆の矢に當りて死す、年四十二、蓋し重忠武勇絶倫にして資性精忠、頗る威望あるを以て、北條氏の爲めに思まれ

頼朝なり、二人もしくは三人を定員とし、與力一人、同心十五人づゝ之に屬す、與力は八十石高にして、同心には三十俵二人扶持を給せり、西丸にも亦一員ありて、待遇本丸に同じ、(應永記) 舊くは旗差(ハタケサシ)と稱ありて此任に當りしが、文明以後、大名諸家に於て此を置きたるより遠りて、室町幕府にても此奉行を設けたり、戰場にありては、旗旗の進退は、奉行につきたる重職なり、人の品は、侍大將よりは下り、物頭よりは上に居るものなりといへり、また甲陽軍鑑信玄旗の條に「此六本の御旗奉行一人、總旗奉行一人、それによりて二人なり」と見えたる、總旗奉行は、總軍の旗と爲すべき種々の旗、馬標を奉行するものにて、常に等はしく旗奉行とのみ稱へしなるべく、家にありては主將の旗も、總軍の旗も、總べ掌りて、區別せざりしもありしならん、江戸幕府にては、幕府開始以前既に、元龜天正の頃より此職ありしこと、書に見えたる、其定役となりしは、元和三年十二月永井安盛が任せられしよりのことにて(累代武職には、元和元年初鹿野傳右衛門の任せられしより定役となるとあり) 尋で寛永九年六月大久保彦左衛門、横田甚右衛門任せられしより、始めて二員となり、後三員となる、慶應二年十二月之を廢す、軍中に在りては、重要な職なれども、此時代は昇平の世なりしかば、平時只五箇旬月並等に登營するのみにて、閑散の職となるを以て、老年の者を任補し、概れ前途なし(武家名目抄、吏役、明良帶録、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ハタケ

たるなり(大日本史) 白山持國 名蹟 幼名尾張二郎、薙髮して徳本と號す、(事蹟) 從五位左衛門尉より累進して、嘉吉元年從三位に陞る、尋で薙髮す、二年八月管領となりて政務を聞き、文安二年これを辭し、寶徳元年再び管領となり、享徳元年辭す、持國久しく權を握り、威勢強大に、耶麻專横なり、初め子なきを以て姪政長を養ふ、幾もなくして義就を生み、鍾愛甚しく、遂に政長を黜け、義就を嗣とせんことを圖る、白山氏の家宰を遊佐氏、神保氏といふ、遊佐氏尤も勢力あり、義就の生るに及び其傳となる、神保氏之を嫉思し、政長を奉じて家督と爲さんとす、是に於て家中二派に分れて紛争止まず、三年四月持國遂に政長を逐ひ、義就を嗣と定め、將軍足利義政の御教書を得て政長を黜せんとせしかば、政長は細川勝元の邸に遁れ、山名宗全又之を援けしを以て、持國志を遂ぐるを得ざりき、既にして宗全火を持國の邸に放つ、持國叔父道祐の家に逃げ、義就は遊佐國助の宅に入る、都下爲めに懸然たり、尋で義就伊賀に奔り、持國建仁寺西來院に蟄居す、是に於て政長家を繼ぎ、謂を義政に執る、政長の部下神保某等持國を激するの不利を悟り、人を遣はして之を迎へ、陽に敬禮を竭す、康正元年三月薨す、年五十九、按するに持國家督の紛争は、その餘波延いて遂に應仁の亂を生ずる起因を爲せり、「オウニンソラン」參看(野史)

ハタケサシ 旗差 武家にて旗旗を持ち、また之を奉行する所職をいふ、後世旗奉行の起るに及びて旗持ともいへり、(應永記) 軍中に旗旗を持たしめて、隊伍の標となす事は、古代よりの制度なれば、必ず旗差の所役ありしなり、後三年の繪巻物に

ハタス

ハタフ

も、正しく旗差の者は見ゆれど、其名目は、杉原本平治物語牛若奥州下向の條に「上野國松井田と云處に、けふの亭に一夜宿せられけるに、主の男を見て、奴が眼さし頼魂、所存一つは有らん、彼等を語ひて、平家を滅さん時、旗さしにせばやと思ふ云々」とあるを初見とす、而して此後は、進退に賢きものならざれば不便なるが故に、思慮もあり、力量も過ぐれ、殊に輕捷なるものを擲びて其任に當てたり、且つ鎌倉時代より室町時代の中葉にかけては、幕府には奉行といふ所職なかりしを以て、旗差たる者、即ち旗旗の奉行なりしかば、老功の武士を補したり、鎌倉の足利氏も、京都に准じて、侍たる輩の役する事なりしといへり、大名諸家には、雑色中間などの内に、其役にあてたれど、其身は賤しくとも、武藝に達したる者を選び、騎馬にて役せしめたり、かくて室町時代の末期より、諸家にては、多く旗奉行を置きたるより、足輕の役となりたれど、なほ古に准じて、騎馬人の役する家もありき、また此頃よりして旗持とも稱することとなりたり、旗奉行(ハタフギヤウ)參看(武家名目抄)

ハタモ

ハタモ

ハタスリゴノヲドシ 耳裳濃威(耳坐滋) 威の一種、袖草摺の豎の兩端を耳と云ふ、其耳を裳濃にしたる威を云ふ、真中は薄色なり、其左右を中色にし、亦其左右を濃くす「ヲドシ」參看(軍用記)

ハタモ

ハタモ

ハタツケ 膚付 膚着(ナメ)を見よ、ハタフギヤウ 旗奉行 武家の職名、主將の旗旗を所管することを掌る、また旗大將、幟奉行ともいへり、江戸幕府の制は、徳川氏家傳の總白の旗及び金扇の大馬標、半月の小馬標を始め、諸旗を掌る、老中の支配にして、役高二百石、菊之間縁

ハタモ

ハタモ

ハタモト 旗本(旗下、幕下) 陣中主將の居る處即ち本營をいふ、轉じて本營に詰り居る士人をいふ、再轉じて一般の家臣、及び主將其人の命令

ハタモ

へ、旗本御家人を區別したり。而して旗本の家格は、武役の階級に依りて之を分ち、其家柄に種々の別ありしと雖も、大將兩番席(小姓組書院番)の者を以て一等とす、持高二千八百石より粟米三百俵までなり、其次を大番席とす、持高二千石未滿、粟米二百俵までなり、其他は御家人よりして小吏となり、御目見以上となりたる者にして、家柄定かならず、御家人より旗本となるには、御目見以上の役を三轉するか、若しくは三代御目見以上の役を勤めたる者にあざれば、御目見以上の家となる事を許されず、故に御目見以上の役を勤めて、未だ永々御目見以上の申渡を受けざりし者は、其身一代御目見以上の格にありて、その子の代に至れば、以下に返るものとす、而して其家政は、三千石以上の旗本に就きてはいは、家老(重役と稱す)給人、中小姓、側用人、奥用人、納戸役、近習役、勘定方、祐筆、地方役人、藏元、納戸、子女の附き人(保母)目附役、吟味役、廣敷番、武藝師範役、醫師、繪師、徒士、足輕、仲間等を置き、家來は在所江戸を合せて、上下百人餘の士足輕を養ひ、多くは譜第の者なり、在所には陣屋を設け、侍屋敷數軒あり、また米藏あり、牢獄あり、國札發行の會所あり(旗本の領地にては、死刑を執行すること能はず)地方には大庄屋、庄屋ありて里正の任に當る、三千石以下亦之に准して知るべし、但し旗本の内にも、九千九百石を領して大名に劣らざるものあれば、百石又は百俵位の小身者もなきにあらざるが故に、一概には論じがたし、尊稱には殿様と稱し、寄合以上には御前と呼びしもありき(武家名目抄、徳川盛世録、徳川禁令考、舊幕府、旗本の風俗)

ハチキヤク 八虐 王朝時代の罪名、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反とは、至尊を害せんことを謀るをいふ、犯せる者は斬、其父子は没官、祖孫兄弟は遠流、家人、資財、田宅亦没官す、謀大逆とは、山陵及び宮闈を毀たんと謀るをいふ、刑并に縁坐の法、謀反に同じ、謀叛とは、國に背き僞に従ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは皆斬す、惡逆とは、祖父母、父母を殺し、殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、(一)一家死罪に非ざる者三人を殺し、(二)人を殺して手足を支解し、(三)蠱毒を造畜し、(四)歷魅し、(五)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打、(六)若しくは告訴し、(七)又は殺さんことを謀り、(八)及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、(一)(二)は斬、其子は徒三年、(三)は絞、(四)は徒二年、(五)は假令實なるも徒一年、(七)は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は遠流、(八)は斬に處す、大不敬とは、(一)大社を毀ち、(二)大祀神御の物、(三)若しくは乘輿服御の物を盗み、(四)神璽内印を盗み、又は偽造し、(五)至尊の御業を合和する時、誤て本方の如くならず、及び封題を誤れる、(六)至尊の御膳に誤て食禁を犯せる、(七)至尊乗御の舟誤りて牢固ならず(八)乘輿を指斥し、情理切實せる、(九)詔使に對捍して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、(一)(二)(三)は中流、(四)は神璽ならば共に斬、内印ならば盜めるは遠流、偽造せるは絞、(五)(六)(七)は共に徒三年、(八)は斬、(九)は絞に處す、不孝とは、(一)祖父母、父母を告訴し、(二)若しくは見聞し、(三)若しくは罵詈

ハチカ

ハチモトハツト 旗本法度 諸士法度(ヨシハツト)を見よ、
ハタモトヤツコ 旗本奴 男達(ナトコダ)を見よ、
ハチエウノクルマ 八葉車 名義(牛車)の條、車箱に八葉の紋(今の九曜の紋に似たり、牛車の條の挿繪を見て知るべし)を付たる車を云ふ、貴賤上下男女僧侶等も乗用す、大八葉小八葉の別あり、大八葉は公卿以上及び僧綱等の乗用にして、小八葉は四位五位の人(即ち辨、外記、醫陰兩道の)僧侶の有職非職等の者の乗用なり、關西關東兩道の僧侶の有職非職等の者の乗用にして、大八葉は正式の時、大八葉長物見なるを略式の時、親王以下は長物見小八葉を正式の時、切物見を略式の時、用ひたり(飾抄、弘安禮節、海人儀、物具裝束抄、與車圖考、裝束集成)ハチカイ 八戒(カキ)を見よ、

ハチギ

ハチサ 八十八箇所大師 四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代には盛んに行はれしも、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また単に巡路とも

ハチサ

し、(四)祖父母、父母在りて、而して籍、又は(五)財を別にし、(六)父母の裏に居て嫁娶し、及び(七)樂を作し、及び(八)服を釋きて吉に從ひ、(九)祖父母、父母の裏を匿し、(十)偽りて祖父母、父母の死を稱し、(十一)父祖の妻妾を姦するをいふ、犯せるものは、(一)は絞、(二)(三)は徒三年、(四)は徒二年、(五)は徒三年、(六)は徒二年、而して各之を離す、(七)(八)(九)は各徒一年半、(十)は妻ならば徒三年、妾は一等を減す、不義とは、(一)本主、(二)本國守、(三)業を受けたる師、(四)本部長を殺し、(五)夫の裏を匿し、又は(六)裏に居て樂を作し、(七)若しくは服を釋き、(八)若しくは改嫁するをいふ、犯せるものは、(一)(二)(三)(四)は共に斬、殺さんと謀れるは徒三年、傷けたるは遠流、(五)は徒五年、(六)は徒一年半、(八)は徒二年、妾は二等を減じ、各之を離す、以上凡て八種の大罪なるを以て、通じて八虐と名づく、もと不睦、内亂の二罪を加へて十惡と稱せしが、大寶律令撰定後之を除きて、八虐となれり、尤も重罪にして、大赦の時も恩典に浴するを得ざるものとす(法曹至要抄、律疏、金玉袖中抄、續日本紀考證、古事類苑法律部)

ハチシ

ハチサノクワン 八座官 參議(サンギ)を見よ、
ハチジフハツカシヨタイシ 八十八箇所大師 四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代には盛んに行はれしも、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また単に巡路とも

ハチジ

ハチサノクワン 八座官 參議(サンギ)を見よ、
ハチジフハツカシヨタイシ 八十八箇所大師 四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代には盛んに行はれしも、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また単に巡路とも

ハチモ

紀豐玉姫也とあるを、正説なるべしと云へり、八幡神は、古来より或は神武天皇の第三皇子とし、或は神功皇后の所生第三皇子とし、或は彦波瀲武鸕草葺不合尊とし、或は彦火々出見尊の事蹟を以て、八幡大神の傳説とし、或は彦火々出見尊とされども、一も應神天皇を以て八幡神としたる者なし、八幡神を應神天皇としたるは、大神比義(字佐八幡の社家)の假託の言に出づ、其説始めて宇佐託宣集に見えたり、且つ託宣集は、比義を欽明天皇の代の人とし、其子春鷹を和銅年中の人となせども共に信じ難し、聖武天皇の時、比義の裔大神田原等豊前宇佐に神宮を造り、神託と稱し、八幡神を奉じて、大和に赴き、東大寺大佛を拜す、朝廷其誣言を信じて、神を以て佛と同視し、天應元年遂に菩薩號を奉るに至れり、然れども朝廷また應神天皇と認めざりしが如し、弘仁十四年神功皇后を配祀するに及びて、稍々比義の言を取るもの、如きも、猶ほ明かに應神天皇とせず、貞觀年中大安寺の僧行教、武内宿禰の裔を以て八幡神を石清水に遷し祭り、公然之を其祖先武内之仕へ奉れる應神天皇を祭れりと云へるより、其説朝野に傳播し、朝廷亦之を信じ、稱するに顯祖の號を以てし、暗に應神天皇を指すものに似たりと雖も、猶ほ公然天皇とはなざりき、然れどもこれより皆八幡神を以て應神天皇とし、世人の信仰を受け、諸國莊園御厨を獻するもの多く、其土地に必ず八幡宮を勧請奉祀するに至れり、今諸國に八幡と稱する地名の存するは、皆其舊地なり、之に加ふるに清和源氏の諸將弓矢神として尊崇厚かりしを以て、日本全國に八幡宮多く奉祀せらるゝに至れり(八幡の神の考、八幡地名考)

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチリ

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチリ

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハツ

ハツ 鉢 注要に用ふる樂器の一種、ハツとも云ふ、又銅鉢、大銅鉢、銅鉢、鉢とも云ふ、南齊の種士業始めて之を造る、圓數寸あり、其大なるものは、圓數尺にして、扶南、高昌、疎勒等の諸國より出づ、并に隆起して浮漚の如く、草を以て之を貫き、相打ちて樂を和す(佛敎の辭典、佛像圖彙)

ハツカ 幕下 近衛大将を云ふ、ハツカフ、コノエフを見よ、ハツカウ 八講 法華八講(ハツカウ)を見よ、ハツキ 葉月 八月の異名なり、其義詳かならず(一)奥義抄には、葉落月の轉なりといひ、下學集、日本歳事記、歳時語苑等皆此説に従へり(二)類聚名物考には、此月(は)じめて雁來れば、初來月の略なるべしといひ(三)語意には、稻は八月皆穂を張る故、穗張月の略なるべしといひ、古事記傳、古今要覽稿、亦

ハツケ 八家 千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を云ふ、又鎌倉八家とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳ならず(豆相記)

ハツカ

ハツカ 幕下 近衛大将を云ふ、ハツカフ、コノエフを見よ、ハツカウ 八講 法華八講(ハツカウ)を見よ、ハツキ 葉月 八月の異名なり、其義詳かならず(一)奥義抄には、葉落月の轉なりといひ、下學集、日本歳事記、歳時語苑等皆此説に従へり(二)類聚名物考には、此月(は)じめて雁來れば、初來月の略なるべしといひ(三)語意には、稻は八月皆穂を張る故、穗張月の略なるべしといひ、古事記傳、古今要覽稿、亦

ハツキ

ハツケ 八家 千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を云ふ、又鎌倉八家とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳ならず(豆相記)

ハツサ

書くこと故實なりしが、堀田正俊老中の時、右筆頭久保吉右衛門、奮憤によりかく記したるを、正俊見告めて、毛色遣へりといひしに、吉右衛門過言爲したるより、即坐に改易せられ、爾來は毛色のまゝに記すことなれり、武家の儀式もまた、鎌倉時代は明かならず、室町幕府にては、朝廷の如く、公家、諸大名、外様衆、御供衆、申次以下出仕して賀詞を述べ、太刀馬を獻す、返しあり、江戸幕府にては、正旦に次ぎたる重儀たり、萬石以上以下出仕して賀詞を述べ、皆白帷子長上下を著用す、太刀目録馬代を獻すること、元日の儀と同じきも、此日は官位に關はらず、三千石以上より諸大名に至るまで悉く之を獻る、太刀獻上と稱す、また禁裡へ馬獻上の事あるは、前に述べたり、**ハツサ**も武家より起りて朝廷に及びたるものなれども、起原詳かならず、吾妻鏡寶治元年八月一日の條に、恒例の贈物を停止すべき事を、諸人に觸れられし旨見たり、同書を通じて八朔の記事あるは、只此一箇所のみなり、蓋し其始めは、假初より事起りしが故に、記さざりしものにして、また同書の体裁は、前後を経て恒例となりし以上、之を載せざる例なれば、前後に書きあらはさず、茲に至りて諸人の進物を停められし事のみを、記したるものなるべし、康富記には後鳥羽天皇の末つ方、鎌倉より事起ると語り傳ふとあり、而して其風朝廷に移りしこと、また明かならざれども、公事根源には「或説には、後醍醐院末若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素を慰め申さんとて、近習の男女密々奉りけるに、其後ふしぎに聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、内々御さたりけるなども申傳へたり」とあり、但し辨内記日記寶治元年八月一日の條に「たのめば深きにはひとぞなる」とあるは、意といへる風俗を諷みたるものなれば、其頃既に行はれしならん、されど幾もなく絶えたりしを、後伏見院の時、再興したれども、また連絡せず、康承二年更に再興してより以後、引續きて此儀あり、武家にては、寶治元年に進物を停止したれども、儀式は廢せざりしのみならず、其後また進獻の儀あり、室町幕府にては、月次の儀を重んじ、遷は内々のことにてありしを、成氏年中行事には、月次の禮を停めて八朔御祝と號し、御願進上の事のみ記したれば、重立し儀式となりしは、此頃を濫稱すべきか、江戸幕府は、正旦に次ぎたる大典として重んじたるが、其所以につき二説あり、一は、天正十八年徳川家康關東入部の時が、八月朔日なりしより、吉例となりたりといひ、白石手簡、殿居鑑等此説なり、二は、元和元年大阪落城の後、天下一統の賀儀なるが故なりといひ、年中行事歌合註に出て、内藤忠重氏は此説或は然らんとし、記して疑を存す、なほ馬獻上のことは、慶長十五年より始めて史に見えたり、なほ此時代には、一般にも節日として祝賀し、知人の間互に贈答の儀ありき（拾芥抄、武家名目抄、古今要覽稿、幕朝年中行事歌合、徳川盛世錄、日記記事、内安録、骨董集）

ハツシ

ハツシキノカバネ 八色姓 天武天皇の十三年十月に制定したる八種の姓をいふ、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置是なり、此内真人より道師に至る五姓は、舊來なき所にして、此時始めて定めたるものとす、されど史籍に、朝臣、宿禰、忌寸、連等の姓を賜ひしこと見ゆれども、道師、臣、稻置の姓を賜ひしこと、見えざるのみならず、八色以外の姓も此後なほ多し、蓋しかく制定したれども、十分に

ハツシ

行はれざりしものなるべし、尙ほ各條及び「カバネ」參看（書紀、古事記傳、古事類苑姓氏部）
ハツシンテン 八神殿 名義神祇官構内に在る一殿、神祇官西院の西築地内、南北十丈、東西三丈、朱の玉垣を東南北の三方に圍らし、東面三箇所（北第一殿、第五殿、第八殿の前）に鳥居を設く、北より第一殿とし、八殿相並びて東面し、丸木の堅魚木を棟上に置き、また榎風あり、殿内に御體を安せず、只賢木を用ふといふ（大内裡圖考證）
ハツシヤウ 八省 令制に、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省を云ふ、委しくは各條を見よ、
ハツシヤウ井ン 八省院 朝堂院（テウダウケン）を見よ、
ハツシヤウタウ 八正道 佛教の修行條目を云ふ、釋迦牟尼は、煩惱を斷滅する方法として、八正道を説けり、即ち正見、正思惟、正語、正業、正精進、正定、正念、正命之なり（阿含經）
ハツシユウ 八宗 佛教の八宗派を云ふ、即ち華嚴、律、法相、三論、成實、俱舍（以上南宗六宗）天台、眞言（以上北宗の二宗）是なり、各條參看（八宗綱要）
ハツスケ 八介 下總の千葉介、上總の上總介、相模の三浦介（以上三介と云ふ）伊豆の狩野介、出羽の秋田城介、近江の井伊介、加賀の富樫介、周防の大内介を云ふ、何頃の稱呼なるか詳かならず（安齋隨筆、類聚名物考）
ハツセテラ 長谷寺（泊瀬寺） 關西大和國城上郡（今磯城郡）初瀬村泊瀬山に豐山神樂院と號す、又本長谷寺とも云ふ、關西新義眞言宗豐山派

ハツタ

の本山〇本尊十一面觀音、西國三十三札所の第八番觀音、靈龜年中弘福寺の修行僧道明、文武天皇の爲めに造立す、寺傳に、養老五年草創する所と云ふ、元亨釋書に、神龜三年成り、行基導師として落慶すと、又道明、徳道戮力して建立し、近江國高島郡より流出せし靈木を以て、稽主勳、稽文會をして十一面觀音を作らしむると云へり、元正天皇稻三千束を賜ひ、聖武天皇神龜元年勅して御願寺となす、神護景雲二年長谷寺に行幸して田八町を寄す、承和十四年觀音の靈驗著しきを以て、定額寺及び官長をして檢校せしむ、延喜年中料稻二千四百束と定む、創建以來火災に罹ること十數次なりしも、世間の信仰最も深く、寺運益々盛んにして、結構の宏壯令に衰へず、二王門を入れ、長廊を山腹に架し、本堂に至る、慶安三年造立する所なり、本尊十一面觀音は、高二丈六尺、天文年中東大寺の佛工長學及び丹後の作る所なり、小池坊は觀音堂の西の岡上に在り、妙音院と云ふ、天正十一年根來より移したるものにて、今のは寛文七年徳川家綱の建立する所なり〇寶物に、銅盤法華說相圖あり、千體釋迦板佛とも云ふ、竪二尺五寸、幅二尺、厚六分、中央に多寶塔を鑄出し、四傍に無數の諸菩薩を充滿す、其鑄造の技精妙なり、下段に銘文あり、近年五重大塔焼失後、灰中より現出したるものと云ふ、其他觀音銅像、普公の筆と稱する長谷寺縁起、土佐光茂筆の長谷寺繪縁起、聖武天皇所納の經卷及び經筒、香爐、彌陀來迎圖等頗る多し（續紀、三代實錄、日本紀略、長谷寺縁起、大和廻、國寶目錄）
ハツタウ 法堂 佛教伽藍の法を説く堂を云ふ、百丈清規に「不立佛殿唯樹法堂」者、受佛祖親囑云々とあり、七堂伽藍（シチダウカラン）參看（禪林象器箋）

ハツト

ハツト 法度 法規をいふ、轉じて禁制の意にも用ひたり、即ち武家諸法度、諸士法度、五山十刹法度等いへるは、并に武家、諸士、五山十刹にて守るべき法規の義なり、夏山雜談に「梟首を獄門といふやうなる事は、誤ても妨なし、禁制と法度とを、世俗に同事のやうに覺えたる人もあり、是等は事に依りて妨あるべし、假令ば、禁制は濫妨狼藉する事御禁制也と書く、法度は、濫妨狼藉せざる事御法度也といへば、義理に背きたる事ありわべし、往來の人、マコ呑む事御法度なり」としては、マコとのめよと聞ゆるなり」といへるは、其本義に就きて論じたるものにして、正に此説の如くなるべし、されど江戸時代の中葉以後は、通俗に禁制と同じ意にも用ひたること事實なり、即ち不義は御家の御法度といひ、また博奕は天下の御法度などいひしは、法規の義にあらずして、禁制の義なりとす、されば兩様に用ひられしこと知るべし、
ハツトク 八徳 名義、扇服をいふ、形十徳に似たるより、かくいへるものなるべし、關西瓦礫雜考に「猶近代のものにて、仕立て様一概ならず、尤故實もなきことなり」とあれば、定まれる制もなきことを知るべし、紋所あり、染色定まらず、地は布又は木綿等にて作れり、關西もとは腰昇下部等着用せり、蛭川記には「肩衣の上に、八徳又は皮衣など打かけ、貴人の前へ參候事、いかに見え候也」とあれば、室町時代には士人も著したりと見ゆ（貞丈雜記、瓦礫雜考）
ハツトリランセツ 服部嵐雪 名義、通稱久馬助（或は桑助、又桑之助）後ち彦兵衛（或治助）と改む、俳名初め嵐亭治助といひ、後ち嵐雪と稱す、黃落庵、寒齋堂、雪中庵、不自軒、玄峯堂、石中庵、山嵐

ハツノ

亭の諸號あり、法名雪中庵、不白玄峯居士、關西評かならず、關西淡路小坂並村人、綾錦巻には、江戸湯島生るとあり、承應三年生る、長じて江戸に來り、はじめて新庄隱州侯に仕へ、後ち井上相州侯（或曰河州侯）に仕へたりといふ、幾もなくして、松屋芭蕉の門に入りて、俳諧を學びたり、其時代に關しては、俳家奇人談には家を出でたる後に、蕉門に入りたりとし、風俗文選、作者列傳には、蕉門に入りたる後の出家とし、之を詳かにすること能はず、而して蕉門にありて、其高足として知られ、寶井其角と名聲を等しくし、芭蕉歿後には、江戸俳壇の牛耳を執り、其門に遊ぶもの夥なからず、世に此一派を雪門と稱す、其作句に就て之れを見るに、詞藻の豊富なる、格調の溫雅にして精緻なる、彼の其角が豪宕磊落の風ありしに似ざるのみならず、その性行もまた其角の放縱なるに比し、嵐雪は稍々老實なりしといふ、寶永四年十月十三日卒す、年五十四、江戸駒込竹町常盤寺に葬る、深川長慶寺の墳墓は、後ち門人の建立にかゝるといふ、嵐雪また繪畫を能くし、なほ齊雲和尚の會下に參じて、大に得る處ありしと傳へらる、關西清水周竹、三田白峰、吉田白砂、熊谷素秋、櫻井東登（雪中庵二世）和田東湖、帶金舞山、栢十、稻川當國、大場鑿和（一世）高野百里等尤も著る、其詩、若水集、俳家奇人談、風俗文選、綾錦、江都諸名家墳墓一覽、俳家人名錄、類題發句集、俳諧年表）
ハツノコホリ 幡豆郡 所在三河國起原、延喜式に始めて見えたり、治承和名抄に能東、八田、磯伯、意太、大川、大藏、新島、修家等の郷あり、以後變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）
ハツバウジロノカフト 八方白兜

ハツビ

銀にて其全面を包みたる兜を云ふ、貞丈雜記に、今世
畫工の俗説に、冑の左右二方銀にて包みたるを、八の
字にかたどり、八方白と云ふは非也、四方白は四方
を銀にて包み、殘る四方は鐵地也、其鐵地の處をも、
銀にて包めば八方白也、是一面に銀包の冑になる也、
一面に銀をきせたるものなる故、銀のうすかれが、日
よけになる也云々と見えたり、

ハツピンハ

八品派 日蓮宗の一派、日隆を派
祖とす、法華經本門十四品中に於て、涌出品より、囀
累品に至る八品を以て、正依の經となせるより名づ
く、勝劣派の一派なり、京都の本能寺、妙蓮寺、尼
ヶ崎の本興寺、駿河の光長寺、上總の鷲峯寺を本山
とす、末寺三百三十三ヶ寺あり、明治三十一年本門法
華宗と改む、日隆は、越中の人、俗姓桃井氏、字は深
圓、精進院と稱す、至徳二年生る、幼にして越中國圓
城寺に入りて難髮し、十八歳の時京都に上り、妙顯寺
の日壽に師事し、法華經八品の深旨を究め、遂に一派
を開く、應永二十七年に本興寺を、永享元年に本能寺
を創め、爾來兩山師資相承ぐ、寛正五年寂す、年八
十、ニチレンシユウと參看(佛教各宗綱要、日本佛教
史綱、諸宗祖師略傳)

ハツフリ

半首(半頭) 額部を覆ふ鐵製の
武具、内冑を射られざる爲にして、また半額、目の
下の頰當を着たる時、顔面の全部を全く掩ひ得る料
(軍用記所載) (北野天神記所載)



なり、此上に烏帽子、冑なども着用す、保元物語な
どに見えなれば、平安朝時代の末期より起りしもの

ハツベ

なるべし(本朝軍器考、軍用記)
ハツベイシ 八平氏 桓武平氏の末流にし
て、坂東地方の豪族たる千葉、上總、三浦、土肥、秩父、
大庭、梶原、長尾の八氏を云ふ、又坂東八平氏とも云
ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳かならず(書言字考節
用集、武家職考) 太平記道、奥勢跡、道々合戦の條に
「江戸葛西三浦鎌倉坂東八平氏云々」三浦大多和合戦
の條に「江戸葛西葛西河越坂東八平氏云々」など見え
たり、

ハツモミチ

初紅葉 襲の色目の名、表は萌
黄、裏青なるものをいふ、秋季着用す、カサチノイ
ロメシの挿繪參看(深窓秘抄)

ハツユキ

初雪 襲の色目の名、表白、裏うる
み色のものをいふ、十一月頃用ふ、カサチノイロ
メシの挿繪參看(深窓秘抄)

ハツレン

伴天連 耶蘇教の傳導師をいふ、
ホルトガル語パドレの轉、院主又は和尚と譯す、父の
義、また破天連、煩姪連、巴禮、馬轉連、馬天連など書
したり、吉利支丹宗(キリシタンシユウ)參看(史學雜
誌、往時の西洋交通が國語に及ぼしたる影響)

ハトウ

披頭 名義林邑樂、食調廿四曲中の
一、或は乞食調とも云へり、一名宗祀樂と稱す、古
樂にて小曲、一人舞、答舞、濱城樂、國風、昔西域の
胡父、狂歌の爲めに嘔み殺されしかば、其子獸を養め
て父の仇を報せしに象どり、此舞を作りしともいひ、
又唐土の后妃嫉妬のあまり、鬼となりしかば、樓に籠
められたりしを、破り出で、舞ふ姿を摸せりとも云
へり、これが傳來に就ては、婆羅門僧正、又は沙門佛
哲なりとも稱し、詳かならず、伴内麻呂此曲を善くせ
り、多く用撲撲馬等の節會に用ひ、相撲節の勝者之を
奏す(禮樂志、歌舞音聲略史)

ハトウ

ハトウクワンオン 馬頭觀音 六觀音の
一、頭上に馬頭を戴ける觀音にして、觀音が、轉輪王
の寶馬が、須彌山の四方を驅馳するが如く、大威勢を
以て、大悲心を行ふことを形容したるものなり、大
日經疏五に詳説あり、

ハトノツエ

鳩杖 鳩を以て飾りたる杖を
云ふ、老人の携ふるもの、内裏にて御賀ありし時、鳩
杖を奉らしむることあり、或は臣下の算賀の時に、特
に宮中より賜ふことあり、宮中に杖を許さるゝは多
く此杖なり、後漢書禮儀志に「三老五更八十九賜
玉杖、長尺九、端以鳩爲飾、鳩者不噉之鳥也、欲老
人不噉」と見えたり、其制は、竹にて鹿杖(今の檜木
杖)を造り、杖に葉のつきたる枝一ツありて、上の檜
木の端に鳩を造り付く、中清話に見えたり、清輔尙
書會記に「はとのつゑにすがれるすがた云々」新後拾
遺集神祇の部に「石清水社の歌會に、源家長朝臣、や
はた山神やきりけんはとのつゑ老いてさかゆくみち
の爲とて、などあり、亦建仁三年十一月廿三日、後鳥
羽院が藤原俊成に、九十賀を賜ひし時、鳩杖を賜はれ
り、其時の長經日記に「其北置鳩杖、以銀作之、件
杖竹形也、其上居鳩也、有二杖二葉、件葉書三和歌、
有家朝臣詠之」と見えたり、いまも、八十以上の元
老には、宮中より、優待の恩召にて、之を賜ふ、

ハナアヤメ

花菖蒲 襲の色目の名、表白、裏
萌黄なるものをいふ、夏季着用す、カサチノイ
ロメシの挿繪參看(深窓秘抄)

ハナサクラ

花櫻 襲の色目の名、表白、裏青
なるものをいふ、春季着用す、カサチノイ
ロメシの挿繪參看(深窓秘抄)

ハナシツメノマツリ

鎮花祭 朝廷に於
て、毎年三月吉日を撰ひ、大神狹井の二神を祭るをい
ふ、蓋し春花飛散の時に、疫神分散して穢を行ふが故
に、其穢進の爲めに必ず此祭あり、故に鎮花といふ

ハナナデシコ

花撫子 襲の色目の名、表
紫、裏紅なるものをいふ、夏季着用す、カサチノイ
ロメシの挿繪參看(深窓秘抄)

ハナノコシヨ

花御所 室町殿を云ふ、足利
義滿室町に第を起し、花を多く植ふしより、時人稱
して花の御所と云ふ(貞丈雜記)

ハナノモト

花の本 連歌宗匠の棟梁たる
者の稱する號、宗祇が朝廷より此號を賜ひしに始ま
る、按ずるに花の本の稱は、もと連歌の意に用ひた
り、十訓抄に「土佐判官道清といふものあり、源氏
狹衣たてぬきに覺え、歌よみ、連歌を好みて、花のも
と月の前すきありきけり」と見え、太平記に「將軍家
の花の下の會を、かはゆげなる遊哉と欺るものなり
云々」、また、花の下の連歌どもを呼び下し、など見
えたり、なほ沙石集にも「花の下の十念坊ありける
が云々」ともあり、十訓抄なるは、菟玖波集の僧正
慈遍が眞名序に「或詠花下、或嘯三月前單」とあり、
同普光園殿の假名序に「世々のひじりのみかども撰
集に加へ、家々の道を得たる人も式目をつくりて、
久しく雲の上のもてあそび、花の下のたはぶれとな
れり」などあると同じく、風雅の意を述べたる詞に
過ぎざれども、太平記なる花の下の會とは、連歌の
會といふ事なるは論なし、依て沙石集なる花の下の
十念坊などいへると合せ考ふるに、當時連歌師の事
を花の下とか、花の下衆とかいへるにはあざりし
か、更に又按ずるに、後鳥羽院の時、連歌の上手を
楠本衆、下手を栗下衆と名づけられし、ことあれば、是
等に準據して宗匠號となりしものなるべし、宗祇の

ハナゾ

と、令義解に見えたり、大神、狹井の二神は共に大物
主神にして、前者は其和魂、後者は其荒魂なりと傳
ふ、神祇官にて之を行ふ、崇神天皇の時、疾疫流行し
たりし時、大物主神の告により、太田々根子をして、
同神を祭らしめたるに、疫病忽ちにして息ふたるこ
と、史に見えなれば、それよりして此神を祭るなるべ
し(書紀、令義解、公事根源、大三輪神三社鎮座次第)
ハナゾノウチ 花園氏 姓は藤原、閑院家の
一なり、正親町三條公兄の二男左近衛中將實教の男、
公久を祖とす、右中將從四位下となり、寛永十二年
卒す、その子實滿、參議從二位となる、子孫相繼ぎて
明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜撰
記、華族譜)

ハナゾノテンノウ

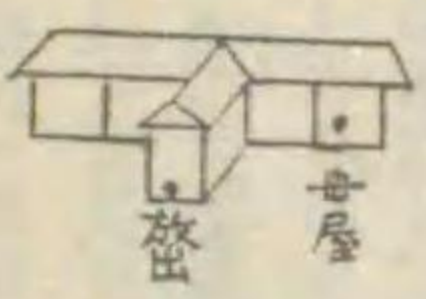
花園天皇 名は富仁、法名遍行、秋原法皇と稱す、醍醐天皇
の第三皇子、母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の
女、第九十五代の天皇、應永五年七月降誕、皇
兄後伏見天皇養ひて子とす、正安三年八月、後二條天
皇の皇太子となり、延慶元年八月、後二條天皇崩す
るに及び、同月踐祚、十一月十六日即位あり、在位
十一年、改元すること四、文保二年二月廿六日位を後
醍醐天皇に讓る、因て尊號を上りて太上天皇といふ、
元弘三年三月、後醍醐天皇隱岐より遷幸あるに及び
後伏見上皇と共に移りて六波羅に御し、五月また伊
吹大平護國寺に幸し、留まること十八日にして京都
に還る、建武二年十一月、薨髮して、秋原殿に居り、正
平三年(北朝貞和四年)十一月十一日崩す、壽五十二、
山城國愛宕郡栗田口村の十樂院上院に葬る、天皇學

ハナタチバナ

花橘 襲の色目の名、表朽
葉、裏青なるものをいふ、夏季着用す、カサチノイ
ロメシの挿繪參看(胡曹抄)

ハナチイデ

放出 本家より突出たる居室を
いふ、又ハナチイデとも云ふ、即ち左圖の如し、今昔物
語平貞盛射三盜人一條に「法師をば、物忌がたくおほす
なればとて奥に入れて、その身は放出の方に居て、食
したためてね」とあり、源氏物語梅枝卷に「うへは
ひんがしのながのはなちいでに御しつ
らひのことにかう、しなさせ給うて
云々」また其下文に「西の放出をしつ
らひて、御くしあげのないじなども、や
がてこなたにまいれり云々」と見え
るが、源氏物語の諸註に、いづれも母屋をしきりた



るが、源氏物語の諸註に、いづれも母屋をしきりた

ハナダ

ハナチ

ハナハ

後、宗長、里村紹叱、松永貞徳、北村季吟等皆花の下と號したり、なほ紹叱の後裔は江戸幕府に仕へて、柳營の連歌師たりしより、世々此號を繼承したりともいへり(小夜の寢覺、文藝類纂、續俳家奇人談、明良帶録、南窓閑話、野史、古事類苑文學部)

ハナハケンゲウ

堀保己(ハナハホキイチ)を見よ、

ハナハタケバン

花畑番 江戸時代、小性組を云ふ、コシヤウを見よ、

ハナハホキイチ

堀保己 名本姓

萩野、後ち師雨宮須賀一の本姓なる堀を習す、幼名辰之助、後ち千瀬、保木野一と稱し、更に保己一と改む、水母子と號す、法名和學院總檢校心眼明光居士(系譜)萩野宇兵衛の子(系譜)延享三年武藏國兒玉郡保木野村に生る、五歳より肝を病み、七歳明を失ふ(年譜)には五歳の時とす(寶曆十年(年譜)八年とす)江戸に登り、雨宮檢校須賀一の門に入り、翌年また萩野宗因に國書を、川島實林に漢籍及び神道を、山岡俊明に律令を、東禪寺の僧孝首座に醫書を學びしが、十三年一座の衆分となり、寶曆六年、賀茂眞淵の門に入る、されど其冬眞淵歿したれば、從學する事半年餘に過ぎざりしといへり、安永四年(年譜)に進み、此時保己一と改む、八年(年譜)に、



(藏所氏昭忠)

三年檢校に進み、四月また日野資枝に就きて和歌を學び、資枝の歿後外山光實に從ふ、五年水戸文公に見えて盛衰記の校正に預り、月俸五口を賜ひ、功畢るの後、更に大日本史の校正を囑托せられ、月俸を増して十日を賜ふ、六月今物語の刻成る、これ國書録刻の始なり、寛政五年幕府に請うて和學講義所を設立す(ツガカクカウダンシヨ)是に於て保己一の名聲頗る高く、前後就きて學ぶ者頗る多し、六年官人一座の取締を命ぜられ、十一年これを辭し、享和三年一座總録となりしが、文化二年職を辭して十老の列となる、一座の、先例、十老に入る者必ず京都に在住するを法と爲せども、保己一は講義所其他の事務を擔當するの故を以て、これを免されたり、十二年四月別旨を以て將軍徳川家齊に拜謁し、爾來年首には、醫師と共に登壇して拜賀するを得たり、文政元年二老に進む、二月群書類從全部の刻成る、四年正月總檢校となり、八月これを辭す、此月病にかゝり九月十二日歿したりしが、明年七月九日に至りて喪を發せり、年七十七、江戸四ツ谷醫王山安樂寺に葬る、寺後ち廢頽に歸せるを以て、明治三十一年井上頼園博士等、遺族と議して隣地愛染院に改葬せり(開)屋代弘賢、中山信名、松岡辰方、石原正明、稻山行教、長野美波留(留)群書類從、續群書類從、武家名目抄(以上各條參看)史料、盛埤抄、花咲松、椒庭譜略、家記、徒然草拾遺、松山集、鶴林拾葉、皇親譜略、假名曆略法、總釋集、水月文藻等、其他校正して出版せる古書等頗る多し(温故堂堀先生傳、前總檢校年譜)

ハナフサイツテフ

英一蝶 名保己は多賀、名は信香、通稱は助之進、また大右衛門といひ、翠葉齋、一蝶閑人等の號あり、(續)白巻の子(續)白巻、承應元年(年譜)に生る、幼より繪畫を好み、寛政六年、

ハナフサイツテフ

英一蝶 名保己は多賀、名は信香、通稱は助之進、また大右衛門といひ、翠葉齋、一蝶閑人等の號あり、(續)白巻の子(續)白巻、承應元年(年譜)に生る、幼より繪畫を好み、寛政六年、

ハナヤマフキ

花山吹 襲の色目の名、表薄粉葉、裏黄なるものを云ふ、春季之を著用す、カサネノイロメノ挿給參看(胡曹抄、雁衣抄)

ハナレモノ

雜物 甲の胸の威毛と、袖の威毛の色違たるを云ふ(軍用記)

ハニフノコホリ

堀生郡 關西 上總國 起原延喜式に始めて見ゆ(海國)和名抄に、堀生、堀石、小田、坂本、横栗、河家等の郷あり、始め此郡の東境、古へ一宮川南の地に沿うて、東海に至りしが、後

年十五の時、江戸に出て、狩野安信の門に入り、繪事に勵精して、安信に深く愛せられ、安雄の名を授けられしといふ、其後剃髮して朝潮と號し、斬新なる意匠の圖畫をつくりて、世にもてはやさる、元禄十一年十二月、繪畫をもつて朝事を諷し、幕府の忌諱にふれ、三宅島に遠謫せらる、島に駐ること十二年、寶永六年九月赦に遭うて江戸に還れり、その未だ三宅島阿古の浦に在るや、日々母を思ふの情切なりしかば、自ら窓を北方に於て望郷窓と名づく、これより配所にて畫きしものには、北窓翁の落款を用ひたり、また一日前栽の草花に胡蝶の戯るを見て、心を慰め居りしに、偶々牧師の報到來せしかば、喜びの餘り名を英一蝶と改めたり、一蝶の島より歸りし後は、暫く深川海邊の宜雲寺に寄食せしといふ、一蝶の畫は元狩野派より出でしも、中頃己が工夫を參へて遂に一派を爲す、また俳諧を好み、俳名名句ありて人口に膾炙す、享保十年正月十三日歿す、年七十三、江戸二本橋承教寺中願樂院に葬る、なほ一蝶派の系圖は「イッテフハ」の條に掲げれば、就きて見るべし(横井博士日本繪畫史)

ハニフ

と稱し、地誌摘要「ハニフ」兩條に訓す、明治十三年之を上堀生郡と改稱せり、明治廿九年長柄郡と共に廢して長生郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ハニフノサカモトノミササキ

堀生坂 本陵 仁賢天皇の御陵、河内國南河内郡藤井村大字野中に在り、西南に面して、其形前方後圓、高さ二丈、四周に障あり、兆域方二町、守戸五烟を置く(禮樂志、陵墓一覽)

ハニフ

堀輪 名義 上古墳墓の周圍に樹てたる堀製の器物をいふ、周圍に輪の如くに並列したるより名づく、また立物ともいふ(續)圓筒(土管形爲したるもの、坪井理學博士の説に従へば、最初は墳墓の崩れざる爲、土留の用に供し、後には神社の玉垣と同じく、區域を定むる用に供したるならんといひ、喜田貞吉、和田千吉の両氏は裝飾ならんといへり)土隅(人、牛、馬、兎、野猪、鶴、水鳥等)土器(笠、碓、靴、瓶、鉢、壺、鐘形の物等) (起原)海國 垂仁天皇廿二年、皇后日葉酢媛薨じたる時、野見宿禰が、陵墓に生人を埋立つるの風に代へんが爲め、堀を以て人馬及び種々の物の形を造りて天皇に獻じ、之を陵墓に樹て、後世の法則と爲さんことを請ひしかば、天皇嘉納し給ひ、始めて皇后の墓に立てしめたり、堀輪の制實に茲に起る、而して坪井博士は、從來陵墓の周圍に物を立て列れる風もなく、堀を以て諸種の物を模造する風なかりしを、野見宿禰が突然此事を案出したりとは信じ難きが故に、垂仁以前早く圓筒を立て列れる風ありて、野見宿禰は、これよりして、其上へ土隅を作



ハニフ 名義 上古墳墓の周圍に樹てたる堀製の器物をいふ、周圍に輪の如くに並列したるより名づく、また立物ともいふ(續)圓筒(土管形爲したるもの、坪井理學博士の説に従へば、最初は墳墓の崩れざる爲、土留の用に供し、後には神社の玉垣と同じく、區域を定むる用に供したるならんといひ、喜田貞吉、和田千吉の両氏は裝飾ならんといへり)土隅(人、牛、馬、兎、野猪、鶴、水鳥等)土器(笠、碓、靴、瓶、鉢、壺、鐘形の物等) (起原)海國 垂仁天皇廿二年、皇后日葉酢媛薨じたる時、野見宿禰が、陵墓に生人を埋立つるの風に代へんが爲め、堀を以て人馬及び種々の物の形を造りて天皇に獻じ、之を陵墓に樹て、後世の法則と爲さんことを請ひしかば、天皇嘉納し給ひ、始めて皇后の墓に立てしめたり、堀輪の制實に茲に起る、而して坪井博士は、從來陵墓の周圍に物を立て列れる風もなく、堀を以て諸種の物を模造する風なかりしを、野見宿禰が突然此事を案出したりとは信じ難きが故に、垂仁以前早く圓筒を立て列れる風ありて、野見宿禰は、これよりして、其上へ土隅を作

ハネダ

ハネダ 名義 乗馬の練習場を云ふ、古くはマバと訓す、馬場の本を馬出、末を馬駐と云ふ、圓らすに垣を以てす、之を埒と云ふ、其結び方に雄埒雌埒あり、雄埒は高く結び、女埒は低く結びといへり、埒の外に、屋舎あり、馬術を觀覽し、或は點檢する處となす、昔時武徳殿前に馬場あり、天皇臨御し

ハバキ

て射御を寛給ふ所なり、故に武徳殿と稱す、また馬埒殿、馬場殿、又はウマキ殿とも云ひ、其馬場を内馬場と稱す、又近衛兵衛二府の馬場あり、衛府の兵士の調馬場なり、又此他に相馬馬場と云ふあり、其縦横同じきを謂ふ、此他臨時に設くる馬場あり即ち犬追物、流鏑馬、笠懸等を行はる、時、作るものなり、其作り様一ならず、即ち犬追物の時は圓形なり、弓杖十七杖四方にして小繩あり、大繩あり、共に繞らして輪状をなす、小繩は馬場の中央にあり、徑弓杖一丈なり、大繩は其外にあり、長さ廿一尋なり、其周圍に砂をしく、之を鏝際と稱す、流鏑馬の時は、長二町となし、的を三ヶ所に掲ぐ、馬かへる所は兩方に扇形を作る、埒は兩方にあり、笠懸の時は殆ど流鏑馬の時に同じ、但しさぐりの道は一町となし、廣さ一尺八寸、深さ五六寸となす、矢道の廣さは弓杖一丈となす、後世武家起るに及びて、馬術益々貴ばれ、殊に江戸時代に至りては、馬術を業とする専門家を生じ、至る處に馬場を設けて、之を教習するに至れり、而して幕府にては、城内吹上其他に馬場あり、また天和二年初て湯島に馬術修練場を設け、之を新馬場と云ふ、江戸砂子には櫻馬場と記したり、之に次いで寛文の頃馬喰町の馬場、享保の頃木挽町馬場、高田馬場等出来せり、蓋し尤も古きは、馬喰町の馬場にして、寛文の頃出来たりと云ふ、此他諸國にも二三ヶ所より、多きは十數ヶ所の馬場を作り、藩士以下、馬術の修練場に充てたりき（後訓業、法量物、流鏑馬次第、江戸名所圖會、古事類苑武器部）

ハバキ 腰巾 名義腰に當て、佩くもの、今いふ脚絆也、縞子、絹、木綿等にて作る、形圖の如し、又業にて作れるあり、これを業腰巾といふ、イナヒハバキともイナミハバキとも訓む、同條（貞丈雜記所載）

主上行幸の時、供奉の隨身及び春日祭の使、舞人等之を着し、腰巾は、兵衛衛士、主帥、赤腰巾は、衛府督佐等集會の日之を著用せり、腰巾はもと裝束に付帶したるものなれば大口、直垂、四幅袴を著せる時は、一班にこれを著す、近世は旅人、行人商人等が、著用せること、人知る所なり（裝束集成、貞丈雜記、四季草）

ハバキノクニ 伯耆國 關西東は四幡、西は出雲、南は備後、備中、美作、北は海に至る、東西凡十七里、南北凡八里、山陰道に屬す、關西大山中央に挺立して支脈左右に蜿蜒し、國の西北一隅分出して出雲の東隅に對し、中海を擁す、西北平坦、稍々沃饒に屬す、關西古伯耆に作る、古事記神代卷に見ゆ、天武天皇の時國造あり、國府を久米郡に置く（今の國府村）元弘三年後醍醐天皇隱岐より本國に潛幸し給ふや、國人名和長年船上に奉迎し勤王の師を興す、因て國守に任じ、守護に補す、延元元年長年京都に戦死し、子顯興城を襲ぎ、尋て征西將軍源義親王に從ひて西海に赴く、興元元年足利義満、山名



ハバキ 時氏を守護となす、正平中時氏、吉野に歸順して丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、隱岐六國を併せ、後ち再び足利義隆に降り、諸子を分封し、本國を長子師義に與ふ、師義卒して其子氏之嗣ぎ、河村郡松崎に治す、元中七年其弟滿幸、之を足利義隆に讓り、擊つて之を走らす、義滿因て滿幸を守護となす、滿幸尋て誅せられ、義滿、氏之を復封し、久米郡倉吉に居り、子孫に傳ふ、七世澄之に至り國勢日に衰へ、大永四年子孫久に滅ぼさる、經久終に河村郡羽衣石の南條宗勝、久米郡岩倉の小嶋氏等を送ひ、全國を併す、永祿中毛利元就本國を略定し、宗勝等を納れ、杉原盛重を泉山に置き、國内を鎮せしむ、天正八年豊臣秀吉西伐し、宗勝の子元續を誘降す、十年元就の孫輝元、秀吉と媾和し、本國及び備中の半を割きて之を織田氏に納る、明年秀吉、元續元清兄弟に羽衣石岩倉二城を分ち與ふ、十九年秀吉本國の半を吉川廣家に賜ふ、關ヶ原役後、徳川家康、廣家及び南條氏の封を收め、中村一忠を全國に對し米子城に治す、慶長十四年一忠卒し、嗣なくして國除す、明年加藤貞泰大洲（伊豫）に轉じ、一政事に坐して封除し、池田光政に全國を賜ふ、寛永九年光政備前に徙り、從弟光仲之に代り世襲す、明治維新島取縣より兼治す（關西古へり管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

ハバサキ

日野	同	同	同	同
入橋	同	同	同	同
久米	同	同	同	東伯
河村	同	同	同	同

ハバサキモン 馬場先門 所在江戸城廓門の一、和田倉門の南方に在り、此門内に馬場あるが故に名く、又昔此の門は閉切にて、往來なかりしかば不明門とも云ふ、寛文八年四月、火事の爲め馬場先門の往還を許し、橋を架す、是より馬場先門と云ふ、殿居裏に、當所は正徳元年迄御門無之、文昭院様當所にて馬場出来、朝鮮人騎射爲上覽之御床出来候後、御門出来、南角者御櫓有、明和九年大火に同録、日比谷御門升形の向、今石疊有之所也、當所御門外は、八代州河岸、元來増上寺舊地、朝鮮人來朝の節滞留致候所也といへり、門衛には、譜代大名二萬石限り、番士五人、羽織袴を著く、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は外櫻田門に同じ（業の一、殿居裏）

ハバドノ 馬場殿 殿敷にて、馬場に臨みて建築せる殿舎を云ふ、多く廊の中に設くと云ふ、後世の馬見所に同じ、源氏物語野分卷に、「うまほのおとど、南の釣殿などは、あやうげになんとて、事行ひのじろ云々」と見えたり、後鳥羽院は、鞍馬を獎勵せられ二條殿、京極殿を始め、水無瀬、宇治、鴨、泉等の離宮に、馬場殿を設けられし事、明月記に見えたり

ハバンセン 八幡船 倭寇の徒、即ち室町時代支那朝鮮等の沿岸を侵略せる我國の邊民が乗用せる船をいふ、船中八幡大菩薩と記したる標旗を用ひしを以て、彼國人呼んで爾か云へるなり、南海通記豫州龍島氏侵大明國記の條に、「この時我國の賊船各八幡宮の幟を立て、洋中に出で、四藩の市舶を侵し掠めて其の財産を奪ふ、故に其の賊船を稱して八幡船と呼也」とあり、又野島流兵衛船口義にも見えたり、海軍（カイケン）倭寇（ワカウ）參看、

ハフ 破風（搏風） 屋根の切妻の合掌形の板を云ふ、もとは神明造の千木と同一物なりしを以て、其形は直なるを本式とす、故に之を本破風とも云へり、屋根の面に取付たるを障泥破風と云ふ、和漢三才圖會には、大棟の肩に小棟を寄せかけて作りたるを云へり、現今之を掘破風と稱す、其形は屋根に掘付たるが如き故に名づく、切妻破風の下に並べて二ツの破風を置きたるを千鳥破風と云ふ、入母屋造の破風を入母屋破風と云ひ、多くは屋端にあり、現今千鳥破風と稱するは、掘破風及び入母屋破風を併せ云ふ、棟より軒迄の長さ、左右異なる屋根の妻の破風を流破風、下半の上下凹曲線をなし、上半は凸曲線をなすものを、唐破風、屋根の軒より起る唐破風を軒唐破風、上方の凸なるものを起破風、本家の軒

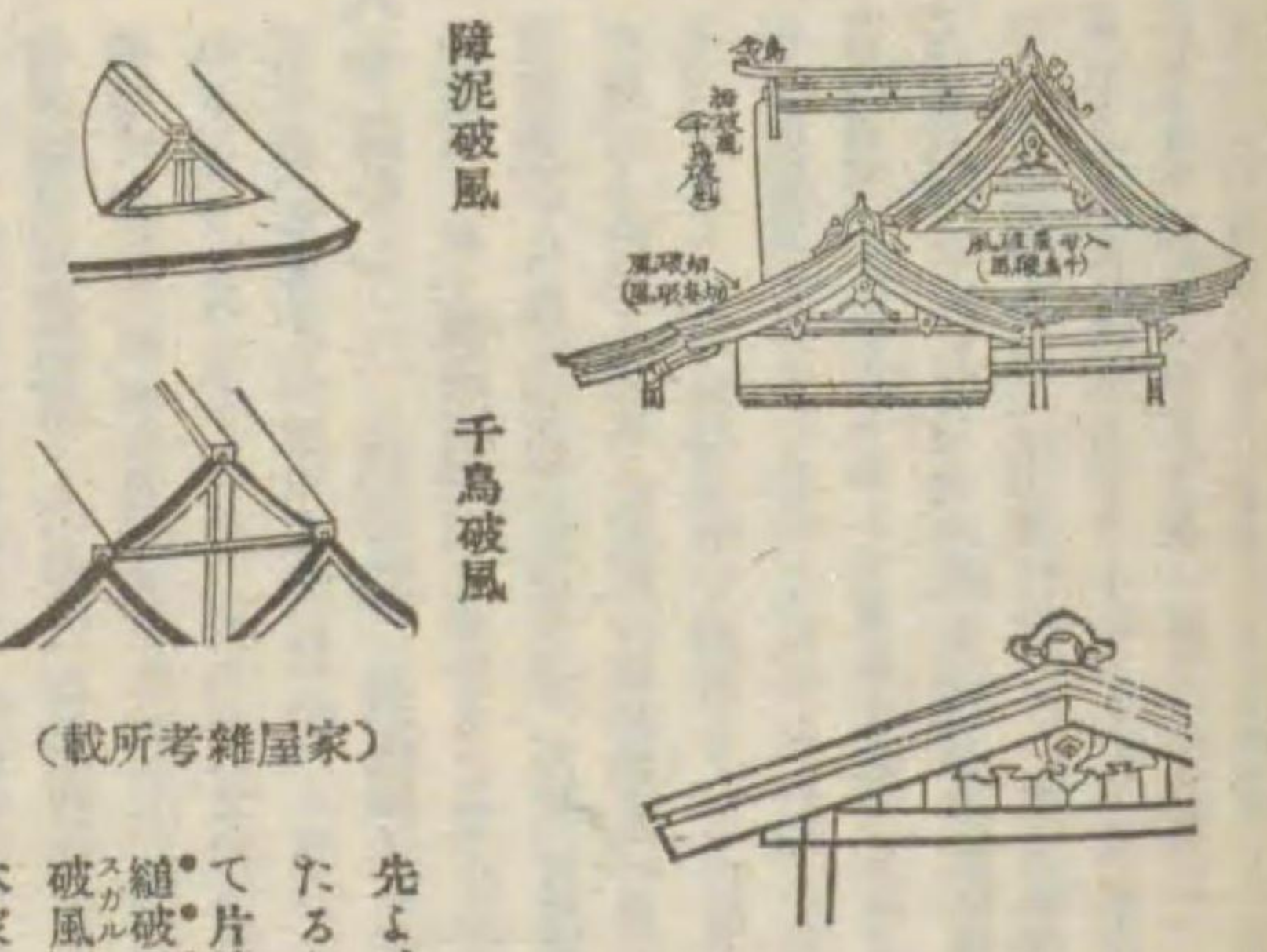
障泥破風

千鳥破風

先より突出したるものにして片流なるを流破風（素輕破風）と云ふ、本家に纏り付

ハフタツ 葉一 横笛の名器、鬼丸とも名づく、朱雀天皇の重器、此笛は源博雅が朱雀門にて得たる笛なりといふ、博雅早世の後、僧淨藏繪畫によりて、此笛を吹く、此笛赤葉青葉各一あり、故に名づく、天下第一と稱す、後藤藤原道長に傳はり、後一條院御在世の時、藏人某を以て此笛を召されしことあり（拾芥抄、江談抄、樂器考）

ハフリ 祝 名義姓の一種也、古事記開化天皇の條に、御上祝とあるを初見とす、又姓氏錄に、鴨部祝、紀部祝、波多祝、三歲祝等見たり、祝部とは別なれば、混同すべからず、いま祝姓を帯びたる氏を擧ぐれば左の如し、「カバネ」參看（古事記、古



ハフタ

ハフリ

事記傳、丹生祝氏文、新撰姓氏錄、姓名錄抄）
波多祝 三歲祝 鴨部祝 紀祝 御上祝 丹生祝
ハフリ 祝 名國神職の一、神社に奉仕して

専ら祭祀に従事する者ないふ、祝子とも稱す、普通禰
宜の下に位す、また神主、禰宜をも總稱する事あり、
其義詳かならず、東雅に「袖振などいひし事つこと
く、起舞して神を祭るものを稱せしにぞあるべき」と
いひ、儀訓采には「羽振の義、羽は衣袖をいふ、立舞
ふ袖などいへる義なるべし」といひ、同説なれど程
ならず、古事類苑編者の説に「はらふの義にして、撰
災をいへるならん、即ち禰宜祝は共に、祈禰撰災を
司るものなれば、各其職の一を以て、分ちて名づけ
たるものなるべし」といへり、從ふべきに似たり
【原注】仲哀紀八年正月の條に、伊賀彦といふ者
を祝として、神を祭らしめたることあるを初見とす、
また神功紀に紀伊國小竹、天野兩社の祝の事を載
せたり、當時既に神を祭る者を祝と稱し、且神社に此
職ありし事を知るべし、これより諸社にも此職をお
きしと見え、三輪祝（萬葉）鹿島大神祝（續日本後紀、
天長十年四月）安藝國口業神社正員祝（類聚符
宣抄、康保四年官符）片岡の祝（千載集）等見え、なほ
諏訪社には大祝、擬祝、副祝（吾妻鏡、常憲院殿御
實紀、後醍醐）紀伊國天野社には一祝、二祝、三祝、四
祝（紀伊國名所圖會）等の別を設けたりき、而して職
員令を按ずるに「祝部（禰宜）祭主、兼辭者也、其祝
者、國司於三神戶中簡定、即申、太政官、若無三人
者、通取、庶人」と見ゆ、後世祝は多く世襲となり
たり（古事類苑神祇部）

ハマグリゴモンノタカヒ

蛤御門戰

【原注】文久三年、長州の藩士等京都に集り、頼りに頼
頼の旗を掲げて、朝廷を動かす、遂に八月十三日

ハマダ

大和に行幸し、神武天皇の陵を拜せらるべしとの勅
を見るに至れり、會津薩摩の二藩これを見て、長州一
派の過激黨を抑壓せんとし、急に中川宮、近衛關白等
と策を定め、閣下に伏奏して行幸延引の事を決し、
更に長藩の堺門を警衛せるを解き、藩士の在京を禁
ずると共に、堂上における過激黨たる三條實美以下
の官爵を削り、その參内を停め、宮中諸門の警備は、
會薩三藩の兵を以て之に充つ、長藩士等已むを得ず、
實美以下の七卿を奉じて本國に歸る、既にして長藩
は、會薩の爲めに其勢力を失ひしを憤り、兵力を以
て二藩を挫き、京都の形勢を一轉して、再び過激黨の
朝廷と爲さんことを望み、辭柄を陳情嘆願に借り、家
老福原越後、國司信濃、益田右衛門介に兵を授けて
上京せしめたり、茲に於て長藩と會薩二藩とは、閣
下に戦を開くに至れり【原注】長州の三家老は、兵を
具して東上し、福原越後は伏見に、國司信濃は落馬
天龍寺に、益田右衛門介は山崎天王山に陣營を張り
て、陳情の表を呈し、陰謀謀る處あるの兆を顯はした
れば、一橋慶喜は會津藩主松平容保、薩摩藩主島津久
光と謀り、三家老に日を期して歸國すべきを命じた
れども敢て承服せず、慶喜等即ち征討の策を決し、各
々部署を定む、長藩並に於て、七月十八日夜半、福
原越後を首將として伏見街道より進み、松平三河守、
戸田采女正を破りしと雖も、彦根、會津の藩兵の來
援に會して山崎に敗走せり、尋で十九日早曉、國司
信濃の兵、下立賣、中立賣、蛤門の三面を襲ふ、中
立賣は國司自らこれを率ゐ、勢威尤も盛んにして、既
に宮中に亂入せんとするに當り、薩兵三百餘人馳せ
來りて、側面より砲撃せしかば、國司の勢破れずして
敗走し、天龍寺の陣所に退く、又蛤門は、來島又兵
衛將として、會津藩兵の兵を撃つ、大にこれを破

ハマゴ

りて公家門に進入す、時に小松帶刀薩兵を率ゐて來
り、會薩の二藩を援けて、盛んに砲撃せるを以て長
兵途に敗れ、來島以下自殺するもの多し、而して南面
堺門の方面は、竊に前夜より警司公の邸内に集り
居たりし久坂玄瑞、眞木和泉等、天王寺より來りし兵
を率ゐて、彦根、越前の勢と戦ひ、未だ勝敗の決せざ
るに當り、會薩の兵來援し、北風に乘じて火を鷹司
邸に放ちしかば、長兵は黒烟猛火の中に包まれて散
亂し、久坂玄瑞等死する者亦多く、諸方面の兵悉く
潰ゆ【原注】福原、益田、國司の三家老は、諸門の戦に
敗れて、海路より本國に歸る、幕府即ち、朝命を以
て長藩主毛利慶政父子の官爵を削り、且つ有栖川宮
以下、長州與黨の公卿七十餘人の參内を停め、尋で禁
闕に對して發砲せるを名とし、紀伊中納言を首將に、
松平越前守を副將とし、山陰、山陽、西海、南海の二十
餘藩に命じて長藩を討討するに決し、長州征伐は起
れり、「チヤウシウセイマツ」參看（元治變物語、幕府
衰亡論、幕末小史、徳川太平記）

ハマコテン

濱御殿

濱離宮と稱す【原注】芝濱附近に寛永の頃までは
蘆葦叢生し、將軍鷹獵の場所なり、四代將軍徳川家綱
の時、この地凡五萬八千坪を徳川綱重に賜ひ下屋敷
となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸
御用御屋敷と稱したりしが、後ち濱御殿と改稱せり、
寶永四年大に修理を加ふ、淺野土佐守長澄其工を助
ぐ、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及
び大手門橋等は皆この時に成り、又從來御殿を守
管せるものを、濱御殿預りといひしを、濱御殿奉行と
改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼
失し、一時荒廢せしを、家齊將軍の時更に修理し、燕
の茶屋、鷹の茶屋、鶴の茶屋、御用御屋敷、

ハマダ

原掛、五番堀前腰掛、濱濱、葦屋、新築屋、東屋等を
造營し、大に面目を改む、慶應二年十一月奉行を廢し
て海軍奉行の所轄となし、始めて石室を築き海軍所
となす、明治二年七月軍務官、外國官、これを管し、
延遠館と名づく、三年十月苑地を宮内省に屬し、濱
離宮と稱す、外國の賓客には往々此館を旅館に充て、
或は招待する、ともあり、苑地大に荒廢に屬し、今
は中島、海中、燕、葦葺の茶屋のみ存せり（御府内備
考、濱田問答、法令全書、園藝考）

ハマダシヤウ

濱田城

濱田町の北、松原浦龜山丘上〇又龜山城といふ
【原注】元和五年古田大膳大夫重治勢州松坂より
入部して、始めて之を築く、其子重恒慶安元年卒し、
嗣なくして除封し、翌年松平康映入部、五代康福に至
る、寶曆九年本多忠愍入部、明和六年に至り、本多
康福再び本城主となりしが、天保七年康福の時奥羽
棚倉に移り、松平齊厚六万石を領し城主となる、慶
應二年武聰の時、長人之を逐ひ成途に廢す（八重葎、
濱田鑑、武鑑）

ハマダヤヘエ

濱田彌兵衛

【原注】詳かな
らず【原注】長崎の商人末次平藏茂房の配下にあり
て、海國貿易に従事し、其船長たり、當時東洋の海面
には海賊の横行甚しく、内外の商船、皆大小の銃砲
刀劍を装置せるを常とせり、彌兵衛の船も亦之を備
へしが、會々其船、台灣府に寄港するや、和蘭水上醫
察所は、武器を引渡すべきを命じたるに、彌兵衛之を
拒絶し、印度商會が斯る押領を爲すの不正當を唱へ、
抵抗して屈せず、此に於て台灣總督ビーター、マイツ
（第三代總督）は、彌兵衛を其家に招き、懇々として
其始末を商議し、盛大の宴を設けて之を饗應し、彌
兵衛の醉へるに乘じ、人を遣はして、彌兵衛の許諾

ハマナ

を得たりと稱し、船中の武器を押取せり、既にして
彌兵衛之を知りて大に憤激し、蘭人を脅嚇するに、日
本滞在の印度商會に返報すべきを以て且蘭人に服
從せるシンカム種族の土人十六名を誘ひ去れり、か
くて彌兵衛は歸國の後、末次平藏と謀りて復讐の舉
に出でんとし、寛永五年弟小左衛門、子新藏等を率
ゐる二艘の商船に乗じて、台灣府に着し、異議なく二
三の武器を引渡したり、總督マイツは、彌兵衛の件
ひたる十六人の台灣土人の中十一人を捕へて獄に下
し、併せて日本皇帝（幕府）を指すならん）よりの贈物
なりとて携へ來れる品物をも沒收したれども、敢て
意に介せざるが如くなりき、既にして二人の船長何
人なるか詳かならず）等は直ちに出發の願を聞届け
られんが爲めに、一日マイツを訪問せり、マイツは船
長に對し、出發の餘りに急激なるを説き、詳々として
意見を吐露しつゝありしに際し、別墅の園庭に潛み
居たりし一隊の日本人、突然現はれ來り、衣服の下に
隠しおきたる刀劍を掲げて總督に逼れり、かくて使
入者の一人たる彌兵衛は小左衛門、新藏の二人と共に
マイツに對して談判を開きしが、總督は直ちに急
使を城中に派して事變を報じ救助を求めたり、會々
船中に残りたる彌兵衛部下の士も現場に來着し、茲
に蘭人との小闘はじまり、互に死傷ありしが、蘭人
は遂に一万二千五百斤の生糸、并に純銀八万六千
マルクを彌兵衛に支拂へるを以て、彌兵衛は、總督
の長子を質として長崎に歸帆せり、後ち肥後侯これ
を聘し祿を賜ふといふ（台灣島志、事實文編）〇近時、
台灣に於て此舉を爲したるは、彌兵衛にあらずして
天野屋太郎左衛門なりとするものあり、説は史學雜
誌第七編第七號にあり、就きて見るべし、

ハマナノコホリ

濱名郡

【原注】遠江國

ハママ

【原注】延喜式に始めて見えたり【原注】和名抄に坂
上、坂木、大神、野家、後代、兵多、子智等の稱あり、後
世大抵數郡都に入り、僅に白須賀郡を存す、明治廿
九年長上及び敷知豊田の三部に屬せし區域の一部を
合併す（郡名異同覽、國郡沿革考、法令全書）

ハママツシヤウ

濱松城

濱松郡濱松〇又引馬城とも稱す【原注】諸説あり、永正
年間三善爲連久野佐渡守の謀を以て城を築かしむと
いひ、或は永正中三河國介藤城主大河内備中守欠綱
引馬城を築くとし、又大河内兵庫助之を築くとし、
【原注】永正十年三月今川義元、欠綱を當城に攻む、
其後天文中より永祿八年に至るまで飯尾乘連、乘龍
父子城主となる、其後飯尾の臣江間氏之を守る、同十
一年十二月徳川家康之を得、元龜二年岡崎より移り、
天正五年新城を營み六年に至りて成る、即ち引馬城
を改めて濱松城と號す、此時本多作左衛門重次郎を
作る、今に作左曲輪と稱す、天正十四年家康駿河國府
に移り、同十八年堀尾吉晴城主となり、其子忠氏繼
ぐ、慶長六年出雲松江に移り松平忠頼代る、同十四
年掛川城へ移り水野重仲之に代り、元和五年紀伊國
に移り、高力忠房又之に代る、其後寛永十五年松平乘
壽、正保元年太田資宗、延寶六年青山宗俊、享保十
四年松平信祝、寛延二年松平實訓、寶曆六年井上正
經、文化十四年水野忠邦等相代りて封せらる、弘化
二年井上正春六万石に封せられて入部、後ち子孫相
繼ぎて明治維新に至り、上總勳舞へ移封す（遠江風土
記傳、濱松土産、武鑑、明治政覽）

ハマユカ

濱床

【原注】蝦夷（チヤウガイ）を見よ、

ハマユミ

破魔弓

【原注】江戸時代
歳首に兒童の弄ぶ弓をいふ、後には二張立の飾り弓
に矢を添へたるをいへり、破魔を射る弓の義、破魔

ハンサ

持弓一組を備へたり(御府内備考、殿居囊)
ハンサツ 藩札 名義 江戸時代、諸藩の領内にて通用せし一紙札を云ふ(種に旗本の知行所にもあり)性質 金札、銀札、米札の種類あり、其名目は、大底銀錢又は銀札、銀券、銀切手、銀札、錢切手、米札、米幣、米切手(并に銀若干、錢若干など記したり)とあるもの多く、或は預札、預切手、預手形、假切手、精幣とあるものあり、其外最も異なる名目を用ひしは、産物手形、産物爲換金手形、銅鐵爲換銀手形、釣り錢の手形、人馬駄賃預り手形、肥し預り、傘二本などあるものあり○諸札の發行は、皆幕府の許可を受くるを要せり

江(延寶二年)平戸(同五年)等の諸藩、孰れも封内に施行し、元禄の頃に及びては、諸藩用途足らざるを名とし、之を作るもの多し、寶永四年十月、幕府令して之を禁せしかど、享保十五年六月に及び、又之を許して年限を期せしむ、其令に「前々より仕來候處々に而、金銀錢札遺之儀、二十萬石以上は廿五年、二十萬石以下は十五年之間たるべく候、年數満候而も、尙又札遺仕度儀も候は、其節に至り御勅定奉行へ可ニ承合旨、挨拶可被致候」とあり、寶曆五年、銀札の一種のみを限り、金札、錢札の類皆禁ぜらる、天保七年に至り、銀札米札の外に、更に酒札などいふもの行はれ、加之幕府の許可を得ずして、曾て禁ざられし錢札等をも恣に發行するものあり、諸國の紙幣次第に増加したるを以て、重ねて銀札のみ使用を許すの令を發したり、明治元年銀通用を停められたし時、銀札は皆錢札に改め、四年廢藩置縣の時、藩札は一般に政府の紙幣となし、各藩とも七月

ハムザ

十四日の相場に據りて、新紙幣と交換せしむ、藩札處分の節の調査に、藩札を用ひしは、凡二百八藩、旗本知行八所(丹波の藤掛、牧、但馬の小出三家、備中の戸川、豊後の木下)三縣(奈良、度會、倉敷)にて、紙幣の数は、凡四億一千七百二十四萬四千四百四十八錢七厘に至るといふ(大日本貨幣史、皇典講究所講演「近代の紙幣、古事類苑泉貨部」)

ハムザハノコホリ 榛澤郡 所在 武蔵國 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、新居、榛澤、嶋形、藤田、餘戸等の郷あり、戰國の頃、北境横瀬村の邊、上野國新田郡に併せられ、正保圖以後また本郡に屬す、明治廿九年大里郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)
ハンジ 判事 名義 古トハルツカサとよむ、唐名司直、大理卿曹判狀を按覆し、刑名を断定し、凡ての訴訟を判定す、刑部省の被管職員大判事二人正五位下、明法家の人を以て之に任す、中判事四人正六位下、少判事四人從六位下、共に明法道の人を以て任す(起原沿革)大寶元年創置、其後中判事を停め、大少判事を減じて、大判事一人少判事二人と定む、宇多天皇の初め大少判事各二人を置く、寛平四年中判事を停め大少判事各一人となす、延長四年、大判事一人を増加し、後世又之を省きて、一人とし、又中判事を置く、又太宰府にも判事あり、同條を見よ(令義解、類聚三代格、官職秘抄、職官志)

ハンシ

院と云ふ、文明三年、伏見の指月に移し、今の名に改む、後土御門院、勅願所となし、禁裏道場に擬せられ、歴朝天皇の御位牌を安置す、文祿三年、豊臣秀吉伏見城を築くの時、今の地に移す、泉涌寺と併稱せられて、皇室に由緒深き名刹なりしも、維新の際御位牌を、泉涌寺に移されてより大に衰廢せり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ハンシウモン 萬秋門 大内理豊樂院十七門の一、院西面の門にて、西面外の大門ともいふ、東延明門と相對し、承觀、明義二堂を相距ること、殆ど二丈餘に在り、高さ拾芥抄に五間といひ、大内裏抄に三間といへり、築塙等東面の延明門と相同じ(大内裡圖考證)
ハンシウモン 萬秋門院 名義 瑣子 宗鏡圓明寺關白藤原實經の一女、母は中納言藤原成俊の女、元二年三月、後二條天皇の尙侍と爲り、從三位に叙せられ、徳治三年八月尼と爲り、元應二年二月准三宮、同日院號、延元三年(北朝曆應元年)三月廿六日薨す、年七十一(女院小傳、女院記)
ハンシヤウ 番匠 大工(ダイク)を見よ、
ハンシヤウ 番上 令制にて、交替して或る事務を勤仕するをいふ、又分番とも云ふ、官位相當あるものは、皆毎日勤仕すれども、其他のものは交替して勤仕するなり、之を番上官といふ、上日(シヤウツツ)長上(チヤウツツ)カサ(令義解)
ハンシヤウテンロウ 反正天皇 名義 御名は多理比瑞齒別尊(統統)仁德天皇の第三皇子、御母は皇后磐之媛、履中天皇の弟、第十八代の天皇、即位は仁德天皇の皇孫履中天皇の太子たりし時、仁德天皇の崩すや、住吉皇子皇位を繼承し、皇太子に

ハンジ

子に宮に圍む、太子胤を遷けて石上振神宮に駐り給ふに際し、瑞齒別皇子また後れて至る、太子、皇子を疑うて引見するを肯ぜざりしかば、皇子は他意なきを辯疏し、更に平群木荒と共に兵を率ゐて住吉仲皇子を討ち、遂に之を平ぐ、太子大に喜び、功を賞して村合屯倉を賜へり、既にして履中天皇の立つに及び、其二年皇太子となり、六年天皇崩するの後に即き、元年十月都を樂籠宮に遷す、五年正月廿三日崩す、壽詳かならず、和泉國大鳥郡中筋村の百舌鳥耳原北陵に葬る、在位の間、風雨時に順ひ、五穀成熟し、人民富饒海内無事なりき(大日本史、陵墓一覽)
ハンジ 判授 令制にて叙位の三等級の一、奏聞せずして、大臣以下計ひて、位階を授くるを云ふ、外八位、大少初位之なり、「キカイ」「クラン」并し參看(令義解、官職雜儀)

ハンジ

ハンシヨウウノシユ 萬乘主 天皇を申す、孟子公孫丑篇に、萬乘之君とあるより出でたるものにして、同書梁惠王篇萬乘の國の註に「萬乘之國者、天子畿内、地方千里、出車萬乘」とあるにて、其意義を知るべし、保元物語新院御遷幸事の條に「安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき、十善の君、萬乘の主、先世の宿業をばのがれ給はず云々、源平盛衰記二位禮尼入海事の條に「悲き哉、月に望し、萬乘の玉體、蒼海の浪に影を沈御坐事を云々」と見えたり、
ハンシヨトリシラベシヨ 蕃書取調所 名義 江戸幕府官設の學校、歐洲の學術を教授する所也、所在 江戸九段坂下、小川町、一橋門外等に遷移す(起原沿革)安政二年洋學所を、始めて九段坂下に建て、三年蕃書取調所と改稱し、其作阮甫、杉田成卿、川本幸民等を以て教授となし、蘭學を稽古する所となす、四年開校の式を行ふ、萬延元年之を小川町に移し、英佛の二學を加へ、化學の一科を置き、尋でまた獨魯兩語學を加へ、文久元年物産局を設く、之まで専ら幕士のみを教授したりしが、此年より、諸藩士の入學をも聽したり、二年更に一橋門外護持院原に移し、洋書圖書所と改稱し、三年また開成所と改む、文久三年二月學問所の所管となりしが、八月開成所と稱し、數學局をおく、慶應元年また陸軍奉行の所管とし、學科に理學化學をおき、二年更に外國奉行の所管とし、はじめて蘭人を招聘して教師とし、三年

ハンシ

に至り、學則を更革し、外國學校の制に倣ひ、教場を廣くし教授を盛んにせり、明治元年東京府の所管となり、二年大學兩校と改稱す、四年文部省の所管となり、單に兩校とのみ稱し、五年また開成學校と改め、十年東京醫學學校と合併して東京大學と名づく、即ち今の東京帝國大學の前身なり(日本教育史、文部省第一年報)
ハンジリ 牛尻 名義 形狩衣に似て、後ろ一尺ばかり短かく、袖口に組紐をあはひ結びにして、綴ちつけたるをいふ、製作 後の一尺ばかり短きと、袖口に組紐をあはひ結びとして、綴ちつけたるの他は、全く狩衣と同じ、なほ狩衣の條を參看すべし、袖括は、糸六筋にて華蔓にして付く、糸は青紫、紅、薄



(載所式圖東裝)

紅、黃、白等なり、常用 東宮、親王、攝家、清花等重體の時、これを着用す、但し古くは童體ならざる人も著せしこと、今鏡花ちる庭の面の段に、中院雅實が、牛尻なる狩衣して家居せられしこと見えたるにて知るべし、東宮の著し給ふは、經緯紫、若松、唐草、寬中十六菊、親王は、地綾、白龜甲浮文紫にて、菊の折枝なり、紋定まらず、臣下は、經緯萌黃、若しくは若松、唐草等なり、着用の次第は、まづ前張(或指貫)次に衣、

ハンズ—バンタ

牛尻、腰帶、袖扇、履と、衣文愚童訓と見えたり(衣文愚童訓、裝束集成、裝束甲冑圖解)
ハンズ 辨事 禪宗にて雑務に役する者の總稱、即ち寮元、寮主、副寮、延壽、堂頭、淨頭、化主、園主、磨主、水頭、炭頭、莊主、監收等を云ふ、園主は菜蔬を裁種する事を掌り、又園頭とも云ふ、磨主は磨頭とも云ひ、春磨の事を掌り、水頭は湯を沸かし、炭頭は炭炭を備へて寒を防ぎ、莊主は莊舎田園の事、監收は租税を收納する事を掌る、此外湯頭、糞頭、米頭、麥頭、麻頭、穀頭、火頭、柴頭、燗頭、鍋頭、燈頭等あり(敎修清規、禪林象器箋)

ハンセツ

半切 紙の一種、元は全紙を半裁したるものを云ひしが、後には別に製出せり、専ら消息に用ひたるもの、一に巻紙とも切紙とも云ふ、これ半切紙を裁ちつき合せて一巻となしたる故なり、後世此種の紙の需用を増すに及び、延寶天和の頃より別に半切と云へる物を漉き出すに至れり、京西洞院にて作る物は尤も有名なり、文明日々記五年八月八日の條に「八幡田中殿より、御香水御返事調候(杉原半切)以て贈奉之」又十二年十一月二日の條に「今朝飯次持參大繪巻々十五巻、半切給十一巻」など見えたり(關東京半切類、羽二重輸入、漉紙、忍ぶ、此君紙、奉書、龍形、白縮、色しぼ、和藤内、草唐紙、大雲等、其他色半切、布目等數品あり(雍州府志、昔々物語、紙譜)

ハンセン

判錢 制札(セイサツ)を見よ、

ハンダンノシヨク

判斷職 執權(シツケ)を見よ、

バンタラウ

番太郎 江戸時代、自身番に附屬せる小使をいふ、即ち自身番に詰りたる家主の雜役に使役するものにして庶番ともいふ、別に一小家

ハンチ—ハンテ

を自身番の傍に設け、小商賈を營む、其家を番屋といふ、火事などある時は、妻は行厨を炊出し、夫は之を背負ひて火事場へ赴き、又町内の者への目録にと、晝は織を立て、夜中は長提燈を點し、風扇、風下等へ、各町内の番太郎二十三人宛一團となり、糧食其他雜役に奔走すといふ、(ジジパンノ参看、江戸の花)

ハンチャウ

番帳 武家に於て、出仕宿直の番を結んで張出し置く帳をいふ、又番文とも稱す、吾妻鏡仁治二年十二月八日の條に「小侍所番帳更被改之云々」、建長三年六月五日の條に「五方引付更被結番之、爲三方秋田城介義景輕服之役、始出仕、奉行此事云々、其番文云(番文略す)」と見えたり、又直番帳あり、快元僧都記に見えたり、

ハンテン

班田 名義 王朝時代天下の公民に、口分田(クワンテン)參看)及びその他の賜田を班ち授くるをいふ(方法 田は六年に一たび班授す、若身死して田を還すべし(班田すべき年をいふ)に至りて即ち收公す、班年に至るまでは、同戸内の人を之を佃食し、租稻も代りて輸するなり、没官、逃亡、死去等に因り、公に還すべき田は、皆其主をして自ら量りて一處として還さしむ、班年に至れば、其正月三十日以内に左右京職諸司より太政官に申し、十月十一日より其田地と、給すべき人とを校勘して簿を造り、十一月一日に至りて、田を受くべき人を總集して之に給授し、翌年二月卅日以内に其事を訖へしむ、班田の事兩年に渉ると雖も、前年を稱して班田とするなり、其翌年即ち田を受けて耕種するを得る年を、初班とし、假令へば班年の翌年に生れたる子あり、次

ハンテ

を以て其者の初班とす、即ち七歳なり、若七歳にして死せりとも、次の班年即ち十二歳に至るまで口分を收公せず、戸内の人を之を佃食す、又班年の翌々に生れたる子は、次の班年に至りて五歳、翌年は六歳なりといへども、これに口分を授けざるは、班田を受けたる者、其年に死すといふとも、班年に至るまでは、收公せざるを以て、平準すればなるべし、田を授くる順序は課役を先にし、不課役を後にし、其課不課の中に於ては、無きを先にし、少きを後にし、賃を先にし、富を後にし、田地の損失ある時は、班年を待たずして之を給す、神田寺田の如き不稅田は更に加授せず、而して班田の事を掌るは、五畿内は班田使、畿外は國司にして、班田使は臨時に任命して派遣す、後には長官次官等をおきたり(原田實朝)孝徳天皇大化二年、始めて戸籍計帳、班田收授の法を造り、公民に口分田を給す、白雉三年にまた班田のことあり、尋で齊明天皇四年、天智天皇甲子歳、同天皇三年、天武天皇四年、同十年を班田の年とす、それより文武天皇大寶二年に至るまで次を逐ひて班給せり、而して大寶の時、其制始めて定まる、尋で和銅元年、同七年、養老四年、神龜三年を造籍班田の年とす、其後逐次班田あれども六年一班の法の如くに、必しも行はれざりしものあり、今は之を略す、天長五年に班田あり、この後元慶二年に至るまで、五十箇年間班田の行はれざりしこと、元慶二年の勅に見えたり、また諸國一般の授給も行はれざりしこと、各地の奏言にて徴せらる、元慶四年再び班田を行ひ、仁和二年、寛平四年、昌泰元年、延喜四年等を班年とす、延喜二年の官符に、承和元年の格に、畿内は一紀一班とす、而して承和十二年には授けて班せず、元慶五年に班給を行ふ、自餘の諸國は或は五十年班

ハンデ—バンド

給せずといへり、承和十一年より計ふれば、齊衡三年、貞觀十一年、元慶四年、一紀に當れり、然るを五年に校班せらば遅延したるなり、寛平四年、延喜四年また一紀なれども、當時の官符に、諸國も同じく一紀一班とし、新制の年を以て計班の初めとし、近年に給班せらば、班年より計ふべしといへり、各地の班年同じからざるに至りしこと、以て知るべきなり、尋で延喜十六年を班年とす、承平天慶の亂後、造籍班田のことに終に廢絶す(田制篇、大日本租稅志、職官志)

ハンデンジヨウ

半殿昇 侍醫を云ふ、(ハシヨウテン)を見よ、

バンドウ

坂東 名義 相模國足柄以東を云ふ、「サカノロカシ」といふ、又山東とも云ふ、山東とは下野國唯日時以東の地の義なり、共に同一地方を指せるにて、坂と山とによりて其名を異にせるのみ、即ち初めには、相模、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥の八國を云へり、後ち安房國を置くに及びて、坂東九國と稱し、出羽國を置くに及びて、坂東十國と稱したり、源平以後は奥羽兩國を除きて、坂東八國と稱し、或は略して単に東八國とも云ふ、南北朝時代以後には、關東と混同して、坂東を關東八州と稱したり、令義解に「東海道坂東(謂、駿河與相模界坂也)東山道山東(謂、信濃與上野界山也)」と見え、景行紀に「日本武尊速子唯日坂(時、有願弟桶媛之情、故登唯日嶺、而東南望之、三嘆曰、吾誰者耶、故因、山東諸國、曰、吾誰國也)」と見え、孝德紀に大化二年三月、東國々司に下したる詔の中に、「前以真家大夫、使治東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令、毀譽各聞云々」と見え、古事記に、倭建命遺上幸時、到足柄坂本(中略)故登立其坂、三嘆詔曰、阿

バンド

豆麻波夜、故號其國、謂阿豆麻也、即自其國、越出三甲斐、坐酒折宮之時(中略)舉火燒之老人、即給東國造也」と見え、常陸風土記に「古者自相模國足柄岳坂以東諸縣、總稱我坂東(中略)至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣權、織田連等、總領自坂以東之國、予時我坂東之、分爲八國、常陸居其一矣」と見えたり、此等諸書によれば、坂東、山東、吾誰國は、全く同疆域なるが如し、然れども、吾誰國の疆域は、天武紀によれば、天皇吉野を出で、伊賀名張を経て美濃に至れるを、東國、に至ると記し、美濃尾張等以東の兵を召すを、東國の兵を召すと記し、萬葉集高市皇子の薨去を悲みし柿本人麿の歌に「鳥之鳴吾妻國之御軍士乎喚賜而」とあるは、此の時このを指したる者なり、又同集東歌の卷を見るに、伊豆、信濃、遠江、駿河以東諸國の歌を載せれば、吾誰は三關以東を指したるにて、寧ろ關東と同意に用ひられたるが如し、後世に至りても、舞樂に用ひらるる、東舞に、駿河舞等あるを見れば、その東といへるは、同じく坂東の疆域にあらざりしこと明かなり、吾誰の疆域は、本條に直接の關係なきも、アヅマの條に漏れたるを以て此に補説す(原田實朝)坂東山東の號は、前に引ける書紀、令義解、常陸風土記等に見えたるにて、古より稱へしを知るべし、而して風土記、孝德紀に八國または八道(國)と云ふが如しと記したるは、此時安房國なきを以て、陸奥國を含みしものを知るべし、養老二年上總國を割きて安房國を置きしより九國となる、故に續紀神龜元年四月の條に「勅、坂東九國」と云へり、天平寶字三年、坂東八國の浮浪人を逐して、雄勝播磨となし、又坂東八國に勅して、陸奥國若し急速あらば、國別二千以下の兵を差發して、相救援せしめられしは、并に陸奥を除きて

バンド—ハンビ

坂東八國と云へるなり、後ち出羽國を置くに及びて、十國となりしが故に、坂東十國と稱す、政治要略嘉祥元年十一月三日の格の文中に、坂東十國と見えたるにて知るべし、然るに吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語等には、東八箇國と記し、陸奥出羽兩國を除きて稱へたり、蓋し是れ地形上、白河關以南を限りたるものならんも、一は軍事上、奥羽兩國は、藤原清衡以來永く藤原氏に屬したるを以て、源平の根據地は、後の所謂關東八國に限られたるによるなるべし、太平記にも、坂東八箇國、東八箇國、または坂東の八平氏等の名見えて、坂東は八國に限りたるが如し、保曆間記に「建武元年十二月成長親王と申に、足利直義副、關東八箇國の守護として云々」とあるは、吾妻鏡以下の諸書に見えたる坂東八箇國を、關東と稱したる初見にて、建武記の決斷所沙汰條々に「關東十箇國成敗事」とあるは、政治要略等に見えたる坂東十箇國を、關東と稱したる始見なり、是より以降、坂東の地を關東とのみ稱して、坂東と稱する事は廢るゝに至れり、(アヅマ)「クワントウ」參看、

バンドウノハツベイシ

坂東八平氏

ハンニン

判任 令制にて任官の四等級の一、太政官にて任補するを云ふ、主政、主帳、家令、内舍人、及び文學才伎長上は皆判任とす、(クワンセイ)參看(令義解)

ハンニヤ

般若 佛經にて菩薩の一、智慧を司る、般若に梵語、譯して智慧と云ふ、智慧を以て一切の諸法皆空の理を悟り、愛慾の煩惱を斷つなり、蓮花の上に座し、身眞金色(或は白色と云ふ)にして六臂あり、左の第一手に寶篋を持す(尊容抄、佛敎いろは辭典)

ハンニヤシ

般若寺

奈良町字般若寺村奈良坂の南... 聖武天皇の代官寺と... 延喜年中... 聖武天皇の代官寺と...

ハンノフトモ

伴信友

稱州五郎、法名善岳院道林信友居士... 幼名鏡、通子、實は山岸惟智の四子...

ハンバカマ

半袴

若狹舊事考、殘櫻記、高橋氏文考、上野三碑考、神名帳考證士代、中外経緯傳、長良の山風、竹榮秘抄、史籍年表等尤も著る(古學小傳、慶長以來名家著述目録、雜詩、文)

ハンハジメ

判始

室町時代には、將軍が就職の始に於て、御教書に判を署する儀式をいひ、江戸時代には、毎歳正月三日に、老中が奉書に判を署する儀式をいひ、判は即ち花押なり、按ずるに(室町時代の判始)は、古くは吉書始(キツシヨハジメ)と異なる事なかりしが、此時代に入りて、政務の始に行ふを御判始、昇進移徙等の時に行ふを吉書始といひ、區別して稱する事となり、御判始の時には、神社に所領を寄附し、もしくは神領の訴訟等を裁断する御教書に判を加ふる事となり、御判始奉書、及び御判始奉書等の職を臨時に任補し、其儀を掌らしむ、應安五年十一月廿二日足利義満がこれを行ひしを初見とし、以後歴代皆此事あり(江戸時代の判始)は、室町時代と大に趣を異にし、毎年正月三日に、老中が署判する年中行事の一たり、此日祐筆組頭奉書を認めて老中の前に持参すれば、首席より順次に華押を自署するなり(花管三代記、武家名目抄、殿居裏、幕初年中行事自歌合)

ハンビ

半臂

名義 兩袖の幅極めて狭く、丈短かき衣をいふ、下着なり、製作衣の丈二尺餘、袖の巾一寸五分、下に欄とて、幅七寸餘の絹を付し、左右の脇に、十二ツの袷を疊む、背にも、六ツ、みの

ハンビ

ハムフ

雙二箇所あり、下の方をば、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、欄を別にし、半臂の胸を合せ、其上より腰の邊に、引き纏ふ様にしたるもあり、又袖を全く略し、欄を折りかへすことなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに狭く仕立つ、又忘緒あり、着用束帯の時、袍と下襲との間に着す、地質は、三位以上の料、冬は小葵ノ綾、夏は三重障の綾織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の綾織物なり、欄は別に羅を用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染めたれば、黒色となれり、されば黒半臂ともいふ、裏は水色を常とす、四位以下、



(載所式圖束裝)圖臂中黒

夏の料は、二藍にも染むることあり、上達部は黒半臂を常制とす、中古以來、束帯に半臂を略して、用ひざりしことあり、更に下りては、専ら開腋の下のみに着し、縫腋の時には一般に用ひざること、なれり(衣文愚童訓、西三條裝束抄、飾抄、裝束集成、裝束甲冑圖解)

ハンビタヒ

半額

冠の一種、冠の角の上部に半月形の穴をあけ、羅を以て之を被ふ、曇天の節、天皇の召すものなり、カンムリ)の挿圖參看(裝束集成)

ハムフノホリ

殖生郡

肥前國郡制定の時、これを置きしものなるべし

ハンブ

ハムロ

勸修寺爲房の二男中納言顯隆より出づ、顯隆家號を葉室と號し、葉室中納言と云ふ、子孫因て氏とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

ハンボ

判補

令制にて任官四等級の一、式部省にて任補するを云ふ、舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等は判補とす(令義解)

ハンボウ

半頰

目の下にあつる頰當を云ふ、鐵面(カナメン)を見よ、

ハンユ

半輪

調のみ輪して徭役を免ぜらるるを云ふ、課月(クラコ)參看、

ハムロウチ

葉室氏

姓は藤原、參議大藏卿勸修寺爲房の二男中納言顯隆より出づ、顯隆家號を葉室と號し、葉室中納言と云ふ、子孫因て氏とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

ハヤシ

ハヤシ



(集菟掛纂編料史)藏氏彦文機大

長通 林鶯峰 林鶯齋(ハヤシ)ハヤシガホフ 林鶯峰 林鶯齋(ハヤシ)ハヤシシヘイ 林子平 名義 名は友直、六無齋と號す、關西摩訶の子、元文三年六月江戸に生る、十二三歳にして略々書史に通じ、舉止成人の如し、好みて地圖を展覧し、終日食を忘る、その書を讀むに際しては、意を章句に用ひず、最も力を經濟實務の事に注ぐ、寶曆年間兄嘉膳、仙臺藩に謀仕するに及び、子平また從つて陸奥に移りしが、其志經世に存するが故に、幾もなくして四方に漫遊し、交を諸國の識者に結ぶ、足跡天下に通じ、明和六年仙臺藩主に上書して學政武備貨殖等の事を論ず、會々魯船北海に出没するの事あり、子平北門の鎖鑰の忽にすべからざるを知り、安永元年蝦夷に遊びて探險し、尋てまた長崎に赴くこと前後通じて三回、蘭學を修め、蘭籍を講じ、更に蘭人アーレンハートに就きて海外の形勢を問へる等、發明する處頗る多し、天明元年又上書して貨殖學政の事を述べ、而して居常常に海防の不便なるを慨し、其基礎を立つるを以て寛生の任務と爲す、然れども意見當世に行はれざるを以て、始めて三國通覽、海國兵談を著し、「江戸の日本橋より唐阿蘭陀まで境なしの水路なり」と稱し、海防の策の講ぜざるべからざるを絶叫せり、通覽は天明五年、兵談は寛政三年に全部刻成りしが、幕府以て「取留も無之の風聞、又は推察を以て、異國より日本を襲ひ候事可有之趣、奇怪異說等取交著述致し、右の内には、御要害の儀等をも相認め(中略)不憚り公儀に仕方不届之至」と爲し、寛政四年五月、兄嘉膳の宅に禁錮して版木を沒收す、翌五年六月廿一日歿す、仙臺城下龍雲院に葬る、年五十六、世に高山彦九郎、蒲生君平と共に寛政三奇士と稱す、明治十五年正五位を贈らる(林子平)

ハヤシ

ハヤシ

ハヤシジュツサイ 林述齋 名義 名は衛、幼名は熊藏、字は徳詮、述齋また熊藏と號す、私諱して快烈府君といふ、桑田岩村城主松平乘蓮の次子、林信敬の養子、明和五年六月江戸鍛冶橋の藩邸に生る、幼にして大體整潔、服部仲山に儒學を學び、二人の歿後述齋太室、細井平洲に師事し、博學達識を以て漸く世に著る、會々老中松平定信、寛政の改革を行ふに際し、學政の擴張を圖るに意あり、而して述齋の有爲の才たるを看破し、林信敬の子なきを幸とし、寛政五年台命により信敬の嗣たらしむ、尋て大學頭となり、定信と内外相應じて學制を改革せり、是より先聖堂及び弘文院は林氏の私營に係り、元禄以後は半私半公の姿なりしが、九年改めて幕府の學舎となし、昌平阪學問所と稱し、且つ述齋の藤千五百石を加へ、前秩と併せて三千五百石と爲す、此時また大に學制を改正し、規模弘大となる、皆述齋の企策する處なり、文化八年幕府朝鮮來聘の制を改め、

ハヤシ

對馬に於て禮を受くることとなすや、老中小笠原忠
固上使となり、遂に應聘使となりて彼の地に赴く、爾
後以て例となる、而して將軍徳川家齊深く進齋を尊
遇して機務を議し、聞老また其識見に服し、屢々政務
を諮問する處あり、其重ぜられし事推知すべきなり、
天保九年職を子統に譲りて大内記と稱す、然れども
舊の如く機務に参預せり、十二年七月十四日歿す、年
七十四、
【野史】 幕命により、述述する所の書甚多し、寛
政重修諸家譜、徳川實紀、史料、朝野舊聞、哀
稿、新編武藏風土記稿、新編相模風土記稿、續藩翰譜、
孝義録等其重なるものとす、其墓述體裁、起例發凡、
眞偽取捨の如き、皆進齋の手に出でざるなしと雖も、
編纂に至りては、人を撰びてこれに分屬し、自ら總
裁たるのみならず、成島司直の御實紀における、堀
保己一の史料及び武家名目抄におけるが如き、これな
り、セイゲウ、シヤウ、ヘイザカカケモンジヨ、参看
（碑文、昌平志、續徳川實紀）

ハヤシユンサイ

林春齋 名は春、字は春齋、向陽子等の
號あり、私に文種と諡す、
和四年五月京都に生る、長するに及び、儒を那波活
所に、書道を松永貞徳に學びしが、十七歳にして江
戸に出で、爾來父に従うて業を承く、寛政十八年羅
山と共に寛永系圖の編纂に従事し、正保三年父の職
を襲ぎ、寛文元年治部卿法印に叙し、三年弘文院學士
の號を賜ふ、四年國史館を忍が岡の弘文院内に興す、
延寶八年家を于風岡に譲りて老し、同年五月歿す、年
六十三、實性至孝、温和貞慎、博覽強記にして、經史子
集通曉せざるはなかりき、
【野史】 國史實錄、本朝通鑑、
實業文集、王代一覽、周易詠解、孟子詠解、日本百
傳抄、論語詠解、職原抄會通等六十餘種、
【野史】

ハヤシ

哲叢談、儒職家系、本朝名家著述目録
ハヤシダウシユン 林道春 林羅山（ハヤ
シラザン）を見よ、
ハヤシノアツ 林信篤 林風岡（ハヤシ
ラザン）を見よ、
ハヤシノアカツ 林信勝 林羅山（ハヤシ
ラザン）を見よ、
ハヤシフギヤウ 林奉行 江戶幕府
の職名、幕領の樹木伐採及び木材の運搬、監護人の檢
察を掌る、勘定奉行の支配、持高、十人扶持（元祿八
年十人扶持を給し、明和七年之を停む）焼火問詰と
す、手代七人、見習二人づゝ、これに屬す、
享三年六月始めて四員をおき、爾來人員定まらず、十
七八員に及べり、跡なき時は一員の時もあり
き、（明和幕、武鑑、官制沿革略史）

ハヤシホウカウ

林風岡 名は龍、
一名信篤、字は直民、風岡また整字と號す、私諡し
て正獻といふ、
あり、經書を通覽し、好んで詩賦を爲す、學を兄春信
に承く、春信の歿後代りて諸生を率ゐ、詩禮を以て任
と爲し、研精志を勵し、手卷を釋かず、初め春信聰敏
絶倫にして名聲一世を傾く、風岡終日謙遜なるも駿
者の如し、蓋し聲聞を兄と抗するを欲せざるなり、春
信歿するに及び、神采煥發、事を處する流るゝが如
し、人始めて其度量を知る、尋で父に従うて本朝通
鑑編纂の事を輔け、延寶八年家を襲ぎ、貞享四年
二月、大藏卿法印に叙し、弘文院學士の號を賜ふ、會
々將軍徳川綱吉大に學を好み、文教を興すの際なり
しを以て、元祿四年風岡に命じて東裝せしめ、從五位
下大學頭を叙す、是より先儒員皆制筆して列を方外
の徒と同じくしたりしが、此に至りて士類に列し、小

ハヤシ

性粗番頭に准せらる、享保四年大内記と改め、明年
致仕し、十七年五月歿す、年八十九、風岡人となり
豪俊雄邁にして通博多識、家綱、綱吉、家宣、家繼、吉
宗の五代に歴仕し、綱吉吉宗の二代殊に信任せらる、
家宣家繼の時、新井白石信任を蒙りて權を弄し、諸類
の協はす、是を以て意平かならず、屢々致仕を請ひし
む許されず、蓋し家學を承けて名望あるが故なりき
（野史、先哲叢談、儒職家系）

ハヤシラザン

林羅山 名は忠勝、
一名忠、通稱又三郎、字は子信、祝髮して道春といふ、
羅山と號す、私諡して文敏といふ、
伯父吉勝に養はる、
より學を好み、神童の名あり、文祿四年建仁寺大統
庵の長老慈禧に就きて儒學を修め、學業大に進む、



(集菟掛纂編科史)藏所氏昇林

慶長五年十八歳の時始めて朱註を讀み、遂に意を宋
儒の說に留め、八年徒を集めて論語集註を講す、時
に博士舟橋秀賢奏して曰く、古より書を講ずる者、明
經博士の職あり、
【野史】

ハヤシ

匹夫にして師表の位に居り、明りに朱學を唱ふ、儒
教其し、請ふ之を罪せんと、朝廷未だ報ぜず、また之
を徳川家康に告ぐ、家康卻て曰く、道を講ずるは、
新古の註を問はんやと、是に於て羅山の學大に行は
る、九年藤原惺窩に師事し、又家康に二條城に見ゆ、
爾來駿府、江戸、京都の間を往來し、家康秀忠の眷遇
を受けしが、慶長十三年、家康の侍讀となり、年俸を賜
ふ、是時に當り天下新に定まり、綱紀未だ立たず、羅
山常に謀議に參與し、幕府出す所の諸法度、外國に授
くる國書、其他の文案概れ其手に成る、諸宗法度、禁
中諸法度のとき、皆羅山の草する處なり、十八年采
邑を城州に賜ひ、元和四年また宅地を江戸に賜ふ、而
して此年東西に奔走し、寧處に違あらずと雖も、ま
た嘗て講學を怠らず、在京の間、生徒に教授せり、寛
永元年四月將軍家光の侍讀となり、これより常に江
戸に住す、六年十月民部卿法印に叙せられ、明年忍ヶ
岡の北地を賜うて別荘となす、羅山即ち書院を起し
たりしが、九年尾張義直、羅山の爲めに其地に即き
て孔子廟を營む、即ち聖堂の起原なり、慶安四年武藏
に於て采邑を加賜せられ、舊地と併せて九百二十石
を食む、明暦三年正月廿三日歿す、年七十五、羅山人
となり恭謹謹恪、和順優如、家康、秀忠、家光、家綱の
四代に歴仕して、いまだ嘗て旨に忤はず、加ふるに博
覽強記にして兼て詩文を能くし、また國典に通ず、
江戸時代文教の起る、其力與りて多きに居る、
寛永諸家系圖傳、本朝編年錄、羅山港獨抄、日本考、朝
鮮考、神社考、野植、宇多天皇紀略、鎌倉將軍家譜、
京都將軍家譜、織田信長譜、豐臣秀吉譜、寛永私記、
四書集註抄、駿府政事錄、羅山文集、羅山詩集、神
道秘傳、折中俗解等三百餘種、（野史、儒職家系、近代
名家著述目録）

ハヤト

ハヤト 倭人 名はト、
【野史】 上代大隅薩摩地方を本
據として、附近に蕃殖したる一人種をいふ、敏達勇
猛なるを以て名づく、古事記傳に「猛勇を波夜志と
も、登志ともいへれば、波夜と云に、猛勇き意も
あるなり、華字を書くことは、迅速きこと此鳥の如
く、又波夜夫佐てふ名も合へばなり」と見ゆ、
（一）大和民族と爲すもの、書紀に倭人は大隅降命の
裔なりとあるに由る、（二）熊襲と同種族と爲すもの、
熊襲と倭人が、其居住の地を同じくしたると、且つ
熊襲の如き強大なる種族が、一時に滅亡することば
あり得べからざると、熊襲の名は神功紀に絶え、其以
後は倭人の名のみ史に現はれたると、熊襲倭人二種
族の名が、同時に史に見ゆることなき等の理由によ
る、（三）大和民族にもあらず、熊襲族にもあらず、特
種の一種族となすもの、倭人の風俗言語が、大和民族
と異なり、且つ倭人に對する政府の施政が、他に異な
りたると、古書に熊襲倭人二種族が、同一なりとの確
證なき事等の理由による、かく三説ありていまだ定
説を見ず、蓋し倭人が、大和民族と別種なること疑ひ
なく、紀に火閼降命の後としたりが如きは信するに
足らずと雖も、果して如何なる人種なりしかば、俄に
斷じ難し、
【野史】 書紀神代卷火閼降命の事をいへ
る條の註に、是倭人等始祖也とあるを文字の初見と
す、而して姓氏錄によれば、允恭天皇の時、薩摩の
倭人叛したれば、額田部湯坐連を遣はして征討せし
めしことあり、また清寧欽明齊明等の諸朝に、倭人の
内附せること史に見えたり、然れども倭人が朝廷に
奉仕せることも、其由来久しきがごとし、履中天皇紀
元年の條に、近習倭人に刺領巾といふものありしを
載せ、清寧天皇紀元年十月の條にも、倭人が、雄略天
皇の崩御を悲み、陵側に泣號して遂に死したるとを

ハヤト

載せたり、倭人が早くより皇化に服したるにあらざ
れば、此の如くなる能はざるなり、但し持統紀三年
五月の條に「倭人、大隅阿多魁帥、各領三邑衆一五連
誅焉」と見え、同七月の條に「賞三賜倭人大隅阿多魁
帥三百三十七人、各有差」と見えたるを思へば、當時
なほ一部族を爲し、酋長を有したることを察すべし、
而して大寶の令制を按ずるに、衛門府に倭人司あり、
朝廷に奉仕せる倭人を司る、後大同三年衛門府の、
左右衛士府に併せらるゝに及び、兵部省に隸屬せ
り、其倭人の職とする處は、宮門を警衛し、歌舞を
奏し、竹器を製作するにありて、交番京都に出動し、
定額の員數關くる時は、京畿に住する者を以て、これ
に宛てたり、蓋し當時にありては、倭人の族京畿地方
に住せるもの、其多かりしなり、なほ倭人の交替は、
其始め年限定まらざりしも、靈龜九年、六月を以て限
りとし、人數は八十人となしたりしが、桓武天皇の時
其半を減じ、後には分番上下一年を以て限りとする
に至りしかば、一年は京にありて職事に従事し、
一年は本國にありしものなるべし、更に下りては、交
替も止みて、京畿に居住せし倭人を以て、これに宛つ
ることとなりたり、かくのごとく倭人は朝廷に奉仕
せりと雖、其九州にあるものに至りては、朝命を奉ぜ
ざるもの尠ならず、屢々其叛せることあり、即ち、
れより先、大寶二年八月多織の倭人叛したれば、幣
帛を太宰府所部の神祠に奉じ、兵を發してこれを討
たしめ、幾もなくして鎮定せりと雖も、其形勢なほ
不穩なりしが故、嵯峨國司（薩摩國）の請を入れ、國
内要害の地に、櫓を立て守りを置かしめたり、養老
四年二月に至り、倭人また叛し、勢頗る猖獗にして、
大隅國司陽麻呂を殺す、是に於て大伴旅人を征軍
人持節大將軍、笠御室、巨勢真人を副將軍と爲し、

ハヤト

れを征せしめ、翌年七月漸く平らぐことを得たり、さ
れば朝廷は、大隅薩摩等の単人等が、將來また叛せ
んことを慮り、同六年四月、兩國の國司は、壹岐對
馬の國司と共に、其國に際しては、必ず太宰府の官
人を以て補任する事となす、これよりして其勢力大
に衰へたるが如きも、天平十二年藤原廣嗣の叛する
や、單人の族これに屬せるもの多かりしが、廣嗣の
敗死と共に歸順し、勢力亦振はざるに至る、蓋し漸
次に皇化に服したるなり、但し朝廷に奉仕せる單人
は、其後も職を以て世襲し、南北朝の頃にも、國役
として、行幸供奉雜人の料を諸國に課したること王
生家文書に見ゆ、かくの如く、單人の一部は早く京
畿に住して朝廷に仕へ、一部土着の種族も亦皇化し
て、固有の習俗を失ひしが、雄悍の氣風は、なほ昔
日の面影を存し、所謂薩摩單人と稱して、人の能く
知れる所なり、「ハヤトノツカサ」參看(書紀、日本人
種新論、歴史地理)

ハヤトノツカサ

ハヤトノツカサ 單人司 名ハヤトノツカサ
ハヤトノツカサ「ハヤトノツカサ」ハヤトノツカサ
とも訓ず、唐名布護署(ハヤトノツカサ)ハヤトノツカサ
習する事を掌る、兵部省の被官(ハヤトノツカサ)正一人正六位
下、後世諸大夫又は諸道并に侍等に任ず、多くは五
位六位なり、佑一人正八位上、令吏一人大初位下、史
生二人、大同四年置く所、延喜式の制五人となる、使
部十人、延暦十四年四人を減じ、後又一人を減す、直
丁三人、單人(ハヤトノツカサ)上古より單人を召し、狗吠を
以て宮中を警衛せしむ(ハヤトノツカサ)參看(文武天皇大寶
の令制單人司を置き、衛門府に屬す、延暦二十四年單
人男女四十人の内、半を減じて二十人とす、大同年中
司を廢して衛門府に併せ、尋で府廢するに及び、改め
て兵部省に屬し、佑一人使部二人を減す、四年勅して

ハヤミハラカ

定額の單人闕あらば、自今京畿の單人を以て之を補
せしむ、衣料を給することは衛士に准ず、元慶元年
佑一人、使部四人、直丁一人、大衣一人を置く(職原
抄、職官志)

ハヤミノコホリ

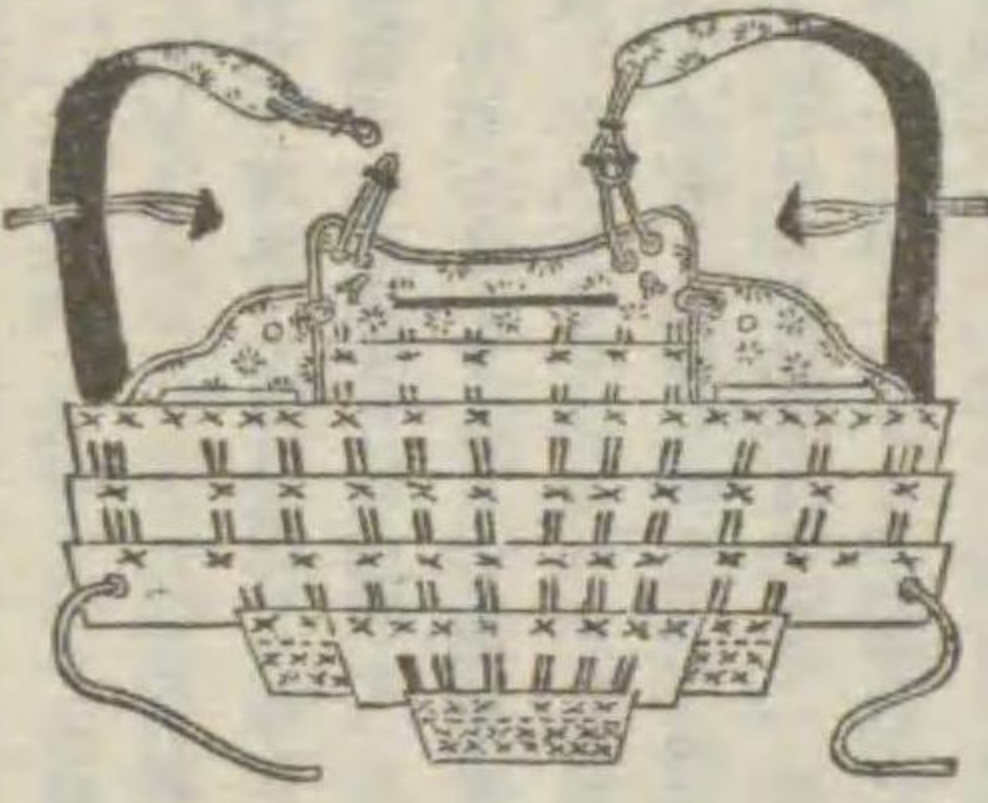
速見郡 所置 豐後國
起原 景行天皇十二年冬十月、天皇が頃田より此地
に幸し、石窟の土賊を稻葉川上に誅せしと日本紀に
見ゆ、蓋し當時は猶色なりしを、後ち改めて郡とせり
【沿革】和名抄に朝見、八坂、田布、大神、山香等の郷あ
り、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ハユマ

驛馬 驛馬を云ふ、早馬の義なり、後
世は傳馬のみ云へり、この馬に乗じて使するを「ハ
ユマツカサ」と云ふ、(野(エキ)「エキ」參看、
ユマツカサ)と云ふ、(野(エキ)「エキ」參看、

ハラアテ

腹當 腹部に着する武器の一種、板
目革を横にして、すかきに綴らるるものなり、草摺
袖もなく、只腹
を包むのみに用
ふ、雄兵の着す
るものに於て、
多くは鐵、腹卷
を着せず、身輕
るものなれど
も、鐵の下に着
する事もあり、
源平盛衰記、大



(載所圖附記用軍)

ハラカソウ

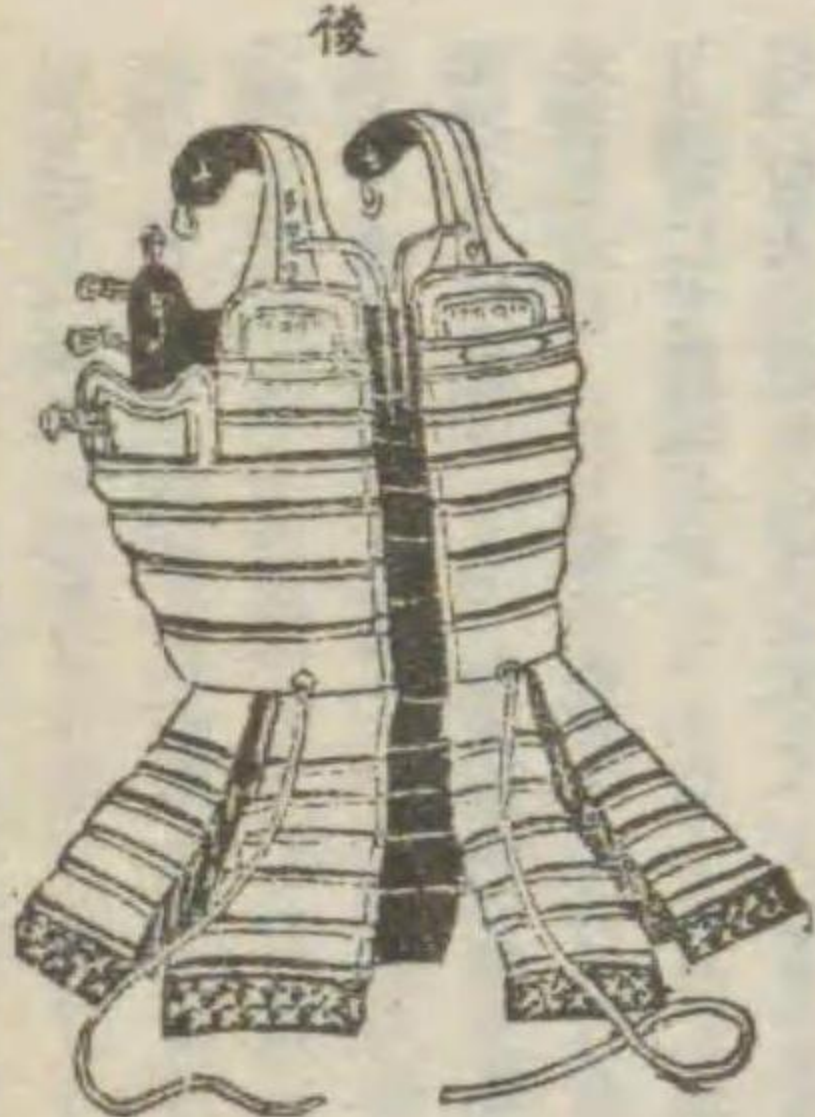
腹赤奏 朝廷年中行事の一、
毎年元日節會の日、内膳司より腹赤を献するを云ふ、
腹赤は鰯魚なり、其腹赤色なるを以て名づく、世
に鰯魚といへり、景行天皇の御宇、武烈天皇の御宇に

ハラカソウ

のみな用ふ、稻及び散米は、天孫降臨の故事に起り、
茅輪(チノワ)參看)は、素盞鳴尊の故事に起り、
ふ、解纏は、大祓の詞に、天津菅曾を入針に取れり、
とある言に據りて、後世造り出したるものなるべし、
鹽または鹽水、鹽湯を渡ぎ、また垢離懸等の事は、伊
非諾尊身津の遺風ならんか、なほ此外に罪人に科す
る祓には古く素盞鳴尊に千位置戸を科したるは上に
いへるがごとく、其後も馬太刀等を出さしめしが、桓
武天皇の延暦年間、四等の祓を定むるに及び、馬太
刀、弓、矢、木綿、麻、酒、米以下、數十種の品を、其
等級によりて出さしめたり(委しくは三代格を見よ)
【關連】大祓、六月祓(名越祓、夏祓)七瀬祓、巳の日祓
(以上各條參看、河臨祓、神籬祓、百度祓、千度祓、萬度
祓)これらは、陰陽師が、僧侶の誦經を摸し、神前に
て中臣祓詞を、百度、千度、萬度讀むものにして、名
は祓なれども、實は祈禱を主とするなり(七坐祓、四
十坐祓、八十坐祓等あり(書紀、類聚三代格、古事類
苑(祓部)

ハラマキ

腹卷 名義、鐵の一種、胸の製、
腹に巻きて背にて合はす如くに作りたる武器をいふ
製作(關連)障子板、鳩尾板、檣檣板、弦走等なく、袖な



(載所圖附記用軍)

きを本式とす、故に袖付の緒なし、後世は袖を付する
ことあり、此時には綿かみの革に結び付くるなり、草

ハラノハラヒ

て海人之を得て天皇に獻じ、後ち聖武天皇天平十五
年正月十四日、太宰府より之を進獻せしより、毎年
の節會に供することとなり、爾來恒例となれり、平
城天皇大同元年五月に民府を息めんが爲め、腹赤の
進獻を停めらる、嵯峨天皇の時、舊に復して、弘仁
内裏式に其儀を載せられたり、降りて治承五年正月、
世亂の爲め腹赤奏なく、後ち遂に廢れたるが如し、建
武年中行事に「元日節會云々、七層御曆腹赤の奏な
ど、古は庭にすゝみて奏しけるとかや」と記されたり、
江戸時代に入り、寛永年間、肥後熊本城主細川
忠利、これを領内に得て、仙洞に進獻したることあり
(此時獻じたるは鯛の一種なりしといふ)されど腹赤
奏は行はれざりき(江次第、同抄、比古染衣、好古類
纂)

ハラノコホリ

幡羅郡 所置 武藏國起原
續日本後紀承和元年二月の條に見えたり【沿革】續日
本紀幡羅に作る、和名抄に上桑、下桑、廣澤、荏原、
幡羅、那珂、霜見、餘戸等の郷あり、郡名考「ハラ」と
稱し、地誌提要「ハラ」に復す、今之に従ふ、明治廿九
年大里郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令
全書)

ハラヒ

祓 名義、災穢を解除するをいふ、即
ち穢を去り淨に就き、惡を除き善に遷り、災厄を拂
ひ吉祥を求むるなり、拂の義、古くはハラへと訓じ
たり、除解、祓除とも書す【起原】伊非諾尊が黃
泉國に赴きて穢れたるより、日向の橘の小門の阿波
岐原にて、まづ身に着けたる杖、衣服、冠、手繩等を
投げ棄てたることあるを初見とすべし、蓋し我國俗
不淨を忌むの念極めて強きを以て、此風習を生じた
るなり、なほ右は穢に關れたる場合に、自ら行ふ者な
らば、別に人に科したる者あり、素盞鳴尊が、高天原

ハラヒ

にて舉行したるより、諸神等相讓し、千位置戸(ハヤ
ラキト)參看)を負はせ、髪を切り、手足の爪を抜か
しめたるは其初見とす、惡事を爲すは、即ちまた穢
なりとして、これを解除したるものなり、かくして
祓の風次第に廣く行はるることとなりしが、大別し
て、事前に行ふものと、事後に行ふものと二つとな
す、事前に行ふものとは、祭祀、祈禱、奉幣、參詣の事あ
るに臨み、其當事者が、豫め行ふものにして、事後に
行ふものとは、多くは除服の爲めにし、其他燒、雷
震、疾病、死穢等の後に行ふものなり、罪あるものに
祓を課するが如きも、亦後者の例なり、而してこれを
罪人に科するは、殆んど贖罪の如きものにして、普
通の罪をも罰したりしが、後には神事の罪穢にの
み之を用ひ、桓武天皇の延喜二十年五月には、犯罪
の輕重により、大祓、上祓、中祓、下祓の四等に分ち、
祓の料物を出さしめたり、なほ是より以前には善祓、
惡祓ありて、二重に科したりしが、此時省きて一と
なせり、蓋し惡祓とは惡を去るをいひ、善祓とは善に
遷るをいふならん、爾來當に此法によりて神職を罰
したりき、但し武家時代に入りては、此種の祓は跡
を絶ちたるがごとく、史籍に見ゆる處なし、なほ祓
は、神代に起因せるものなれども、大寶令の大祓の文
にも、東西文部が、漢文の咒文を讀み、横刀を進する
ことを載せれば、陰陽家の説を混じたるも、甚久
しき事にして、其後陰陽の祓益々盛んになり、加ふ
るに佛家の説をも雜へ、自ら爲すの祓は、其本意を
失ふに至れり【見】祓は物を出して之を願ふものに
して、其物に數種あり、人形は、其人の身に代ふるも
のにして、之を以て身體を撫で、災厄をこれに托し
て、河海に流し棄つるなり、故に撫物とも、また形代
とも云ふ、菅と麻とは、上古より用ひしが、後世は麻

ハラマ

きを本式とす、故に袖付の緒なし、後世は袖を付する
ことあり、此時には綿かみの革に結び付くるなり、草

ハラガハラヒ

張輿 輿の一種、疊表を張りて、押
縁を打ちたるものを云ふ、板輿に似て、略儀の時に
用ふ【コシ】の挿繪參看、
【起原】武家時
代に行はれたる刑名、機物、張付とも稱す、木柱に罪
人を縛りて刺突して殺すといふ【起原】源平盛衰記、承和元年
に、河野通信が、額入道西家を生虜して八付にせる
こと、源平盛衰記に見え、源賴朝が、屋島の戦後に、長
田忠宗父子を土入付にせること、平治物語に見えたり、但
は、早く王朝時代の末年より行はれしなるべし、但

ヒアア

既に壊れたり、爾來妃の稱の、史上に見はるゝもの、歴代の中僅かに二三に過ぎず、明治に及び其制を廢し、更に皇太子、皇太孫、親王、王の妻を妃と稱することとなり、其意義全く轉化せり(古事類苑帝王部、皇室典範)

ヒ 桶 刀鋸の刃に細く長く刻りたる溝を云ふ、又血槽とも書す(倭訓栞、武家名目抄)

ヒアフギ 檜扇 名、檜の薄板を以て、作りたる扇を云ふ(國語作)檜の薄板は、親王以下三位以上は廿五枚、四位五位は廿三枚、六位以下は十二枚を以て作る、縹糸は白の絹糸なり、板地の繪様は、持つ人の老少によりて差あり、普通壯年の人の使用するは、板目の泥繪に、少し散し描きたるものなり、攝家盛年の人は、兩方の表に藤の丸おしたるものなり、東宮の持ち給ふは、金青、綠青を以て、白地に鶴に松、龜に波を描き、村流糸の垂れに、松枝を結びつけたり(備前東帯、衣冠、直衣などの時、公家之を使用す、もと夏冬共に通用したれども、後世編織の起るに及び、専ら冬の扇となれり、持様は要の上二三寸の處を持つこと故實たり、女子も大儀の時繪扇を持つてども、これは古より和扇といひて、繪扇と稱せず、アコメアフギ及び衣服、服制の條の挿繪參看(裝束集成、貞丈雜記、飾抄、四三條裝束抄、禮業考、當代裝束抄、世俗淺深抄)

ヒアフリ

火烙(火罪) 名、武家時代に行はれたる刑名、罪人を焼き殺すをいふ、江戸時代にては火罪と稱せり(國語作)勢州軍記に、北島信雄が、囚人を火烙にせることあるを初見とす、これより引續き盛んに行はれしが如し、江戸時代にては、放火の罪を犯せるものに科する正刑にして火罪と稱す、元も初見にありては、罪人殺すは重罪の者に、

適宜これを科したることもありき(方諸勢州軍記に、火烙のことを叙して、燒殺のことあり、なほ土津靈神言行錄に、會津先太守蒲生氏之世、(中略)作大壇、植一木、以首槓繫罪人、令兩手抱一竹輪、而東、麻葉、然之、左右前後持之、之、罪人踴躍而死、名之謂燒松烙、と見ゆ、燒松灸と特稱すれども、これもより火烙なれば、勢州軍記に記せるも、恐らくは此の如き方法なりしならんか、又掃葉雜談に、寛文年間、稻葉正則が、松永某、安藤某を火罪に行ひしことを述べて、「其下屋敷へ、廣く穴を掘り、内には炭火を起して、大なる丸竹を架し、其上へ兩人を渡し、鯛の漬やきを焼くが如くにして烙り殺しき」とあり、これ江戸時代のことにて、殊に一諸侯の私刑なれど、尤も火烙といふ字義に適せり、戰國の際にも、か



(載所錄秘大罪刑)

かる方法行はれしなるべし、されば室町時代末年の火烙は、其法必ずしも一様ならざりしならん、而して江戸幕府の正刑としての火罪は、必ず引廻しの屬刑あり、順路を経て囚人刑場に着すれば、下働非人六人にて馬より下し、繩のま、罪木に登せ、輪竹の内に入れ、上臂を釣竹に結び付け、細腰、高股、兩足を柱に縛り、孰れも太繩にて二重にかけ、泥にて塗り、更に其上を小繩にて巻く、畢りて茅薪を以て四面を覆ふ、之を籠造りといふ、然る後茅一把握り、結びたるま、二三重に積み上げ、籠中程より上部に、茅を敷じかく、用意されば強左衛門の手代、被覆に告げ、

ヒアア

ヒウガ

違なきを確めたる後、薪茅にて出入口を塞ぎ、彈左衛門をして點火せしむ、非人即ち茅二三把を一手にもち、風上より火を點じ、筵にて煽る、或は處々より點火することもあり、刑人既に焚死すと見れば、燃餘の薪茅を引き除け、非人又茅四五把づゝに火を點じて持ち、刑人の左右に別れ、一人は鼻、一人は陰囊を焼き、女子ならば兩乳を焼く、是とやめ焚なり、焚燼ば其まゝにして三日二夜晒しおくこと獄門と同じ、死刑(シケイ)參看(甲陽軍鑑、御定書百ヶ條、刑罪大秘録、徳川政刑史料、古事類苑法律部)

ヒウガノケニ

日向國 東南海に臨み、西は肥後、大隅、薩摩、北は肥後、豊後に至る、東西凡十七里、南北凡四十里、西海道に屬す(形勢)地形は南北に長く、沿海の地委蛇折轉して東南に亘り、頗る平沃の壤あり、山脈西北を繞りて南走し、支脈國內に散布し、西境尤も峻奥なり(國語作)古事類苑に屬す、瓊々杵尊高千穗宮(今諸縣郡都城宮丸村其遺址なりといふ)に居給ふ、皇曾孫彥火々出見尊東征の師を起し中國を戡定す、是を神武天皇と爲す、景行天皇十二年西征して國を平け、始めて本國を定め、國造を置く、和銅六年四郡を割て大隅國を建つ、後ち國府を兒湯郡に置く(府址佐土原に在り、今那珂郡に屬す)保元中土持信綱に白杵郡縣莊を賜ふ、源頼朝、薩摩守護島津忠久をして本國の守護を兼ねしむ、建保の初、將軍實朝其兼職を罷む、建武中興、忠久五世の孫貞久再び守護を兼ね、初頼朝伊東祐時を兒湯郡都於郷の地頭に補す、足利尊氏の叛するや、祐時の支孫祐時及び土持榮宣等皆之に屬す、尊氏島山直顯を守護とし、來て諸縣郡佐郡に鎮せしむ、正平五年祐時の子祐直直顯と共に、足利直冬に應じて、

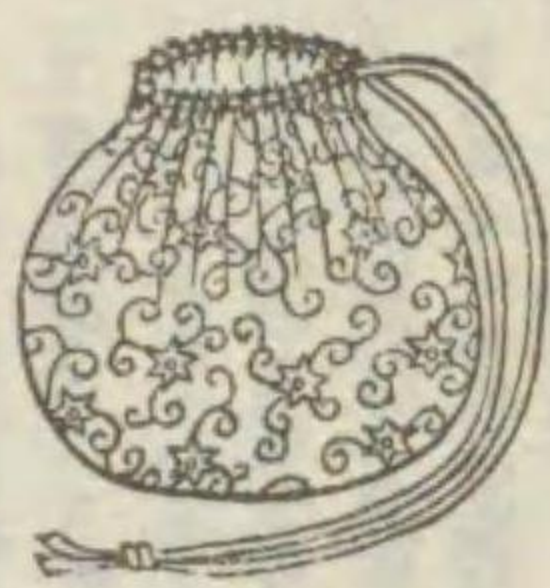
ヒウガ

Table with columns for historical records (書紀, 延喜式, 和名抄, 拾芥, 元祿圖, 寛知集, 天保郷帳, 地誌提要, 郡區編制) and administrative divisions (白杵, 同, 同, 同).

三年肥後の菊池光來り伐ち、大に直顯を破り、三股城を拔く、十六年島津貞久、直顯を逐ひ、悉く諸縣郡を併す、應永中氏祐の子祐安、勢漸く強大、島津氏を破て赤江川南北の地を取る、寶徳三年將軍義政、祐安の孫祐堯を守護に補す、祐堯遂に土豪十二黨を滅し、宮崎郡を取る、是に於て土持宣綱(榮宣五世の孫)白杵郡に據り、島津氏亦諸縣郡の數城に據て相峙し、本國の地三分す、文明十七年祐堯の子祐國、那珂郡を署し、飯肥城を圍み、島津氏の兵と戦て敗死す、其孫義祐に至り島津氏と兵連て、解けず、永祿四年遂に飯肥城を取る、天正五年島津義久大舉來り侵し、都於陷り、義祐及び其嗣祐兵出で豊後に奔り、此地皆島津氏に歸す、土持親成(宣綱五世の孫)亦島津氏に屬す、六年大友義鎮兵を遣り來り攻め、土持氏を滅して其地を取る、俄にして義久兵を分て大友氏の諸堡を陥れ、全國を併す、豊臣氏の九州を定むるや、地を割て祐兵を飯肥五万七千石に、高橋元種を縣五万石に、秋月種實を高鍋三万石に封じ、諸縣郡を島津氏に與ふ、慶長八年徳川氏、島津以久を佐土原三万石に封す、十八年高橋元種事に坐して除封し、有馬直純代封せられ、延岡に移る(後に内藤政樹)凡て四藩となす、明治維新悉く之を縣とし、既にして廢して美々津郡城二縣を置く、明治五年肥後球摩郡米良十四村を兒湯郡に屬す、更に合併して宮崎縣を置く(管轄)古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヒウチアク

火打袋 火打石、火口、藥等を入るゝ袋を云ふ、軍陣旅行等の時の用心とす、縫様は、織物等を丸く切つて、さし渡六七寸許にして裏を付け、縫ひて縁に糸にてがりを付け、緒を通して引しむる様にす、又革にて作る、太刀の一の足の根に結び付く、日本武尊東夷征伐の時、大倭姫命、天叢雲劍に火打袋付けて參らせしを始めとす(軍用記、貞丈雜記)



ヒエノジンシヤ

日吉神社 所在近江國滋賀郡、舊比叡山の四谷、横川の間に小比叡、後ち之を神路山に移す(小比叡と稱し、之を地主神と爲す、二の宮にして、現今官幣大社(其大宮を大比叡と稱し、大物主神を祭る、大日吉神社を參看す)し(世に山王と稱するは、僧最澄、唐の天台山國清寺に山王祠あるに准據して、比叡山に延暦寺を創建したる時、此宗の守護神として大三輪神を祭り始めて大比叡神と稱し、古來より在來れる日吉神と共に山王の名付けしより起る、然れど僧家の私號なりし、

ヒウチ

ヒエノ

いつしか、眩惑されて遂に一般に稱するに至れるなり(國語作)大山咋神、相殿に御妻鴨玉依姬神(國語作)船形創建の年月詳かならず、弘仁の年僧最澄、佛寺を比叡山上に建て、大三輪神を遷し、日吉大宮といひ、本社を山下に移して二宮小比叡神といふ、大同元年近江の地二戸を神戶に充て、貞觀元年從五位上を授け、元慶四年從四位上に叙し、延喜の制、名神大社に列る、天元五年音樂走馬を奉り、七月勅願によりて、十一月中申の日に臨時祭を行ふ、長久四年、毎年内藏寮官幣を奉るを制し、五年廿二社に加へらる、後三條天皇延久三年十月行幸あり、日吉行幸此に始まり、以來屢々御幸行啓あり、四年四月始めて官幣を立て祭を行ふ、永保元年十一月、永く廿二社の列に加へ、保安四年白河法皇日吉神輿を修めて本社に還し奉らしむ、これより先鳥羽、崇徳の頃より、延暦寺僧徒若し訴ふる所あれば、本社神輿を奉じ、兵甲を帯び、京に入り事を訴ふ、世に是を神輿振と云ふ、若し請ふ所得ざれば神輿を棄て、去る、朝廷神威を畏れ、其意に従ひ、或は慰めて神輿を還らしむ、其時必ず奉幣あり、壽永二年九月正一位を授け、建久三年賀茂臨時祭に准じて臨時祭を行はしむ、順徳天皇の建保元年より、臨時祭に殿上の使あり、此頃より恒例の祭祀となりしものに似たり、安貞二年本社及び諸末社洪水の爲めに流損せるを以て、御體を大宮に遷し、明年四月に至りて遷宮を行ひ、正元元年災に罹り、越前に勅して造營せしむ、正平六年十二月叡山の請に因りて臨時祭を行ふ、元龜年中、織田信長延暦寺を焼きし時より、祭禮一旦中絶せしが、天正十九年再興せり、凡日吉祭は四月及び十一月の中申日を用ふ、其冬祭を臨時祭といふ、今に至りて四月大津浦に神幸あり、其式の盛なること祇園會の如し、初

ヒラド—ヒガキ

天智天皇庚午の年、鴨縣主宇志磨、祝部として仕へ奉りしより、其裔世々大神を執て神幸の祝詞を奏す、此日又幸鋒を立て炬火を燃し、志賀浦の桂を取て賀茂社に奉り、賀茂祭の後、葵を本社に奉るは、蓋し上古別雷神を天降し奉りし時の遺風なり、凡大小比叡兩社に仕ふる者、福宜神主祝權福宜神主祝等三十餘人、各其半を分て左方右方と云ふ(日吉社記、淡海地志、神祇志料、古事類苑神祇部)

ヒラトシ

緋威 威の一種、緋色に染めたる革、即ち紅花にて染めたる革にて威したるを云ふ、又朱威、日威、火威、火鬼、緋威、氷魚威、日威、日鳥魚威とも書く、また紅威とも云ふ、單に緋威と云へば革の緋威を云ひ、糸の緋威は糸緋威と云ふ(軍用記、貞丈雜記)

ヒラノツカヒ

氷魚使 朝廷にて、山城宇治川、近江國田上川の網代より供御の氷魚を召す使を云ふ、和名抄に「釣、今案、俗云氷魚是也、白小魚名也、似、鮎魚、長一、二寸者也、延喜内膳式に山城國近江國氷魚網代、各一匹、其氷魚始九月、迄十二月卅日、貢之」と見えたり、

ヒラリノヒ

射禮日 射禮(ツチャイ)及び手番(テツカヒ)を見よ、

ヒガキクワイセン

菱垣廻船 名義江戶時代、大阪より貨物を江戸に運送する廻船の一種、其船、垣船の筋を菱垣にするを以て名づく(起原) 船主、元和五年泉州堺の人、紀州半農郡富田浦にて、二百五十五石積の一船を借りて、之に大阪より木綿、油、綿、酒、酢、醬油其他の商品を搭載して江戸に運送したるに始まる、尋で寛永元年大阪北濱町泉屋平右衛門、江戸豊岡屋を起し、同四年毛馬屋富田屋、大津屋、船主の數月、また此業を開けり、然るに正保年中

ヒガキ

に至り、攝津傳法村の商人、試に駿河の廻船を雇入れ、之を大阪に乘廻し、海路より貨物を江戸に下せるものありしに、數回恙なく、江戸に達せしかば、是に於て海運の便なるを悟り、大阪及び西宮兵庫等の商人は、始めて貨物を運送するの捷船を開きたりといふ、これ大阪なる廻船の濫觴にして、當時は小早と唱へ、二百石より四百石積までの船にて往來し、江戸に組合もなく、物貨の決算、難船の處分、船頭の曲事等頗る紛亂せしかば、元祿七年江戸荷主大阪屋伊兵衛、荷主を十組に分ち、又大阪に廿四組を定め、大行事を置き、諸船を統理せしめ、重立たる荷主の内を選びて船手極印元となし、菱垣廻船を表する焼印を押し、往復の度毎に船足船具等を調査せしめたり、而して菱垣廻船は、大阪廿四組と江戸十組とに關するもの、及び幕府と諸藩との荷物に限りて登載し、他の商品或は己の買積を爲すを禁じたりき、然るに享保十五年酒店組は分離して別船とし、之を樽廻船と稱す、爾來兩廻船相協和せざりしが、安永二年樽廻船に塔載貨物の分界を爲し、船株鑑札を興る事となりしより、菱垣廻船一時海上に勢力を得たれども、幾もなくしてまた衰退したれば、文化五年町方用達杉木茂十郎之を患ひ、諸規則を改正し、百万方經營して、新船百艘を備へ、十組の仲間を擴めて六十五組となし、挽回するを得たるも、久しからずして再び衰へしが故に、屢々官に哀訴し、遂に天保十四年十組の取扱に屬する貨物を、樽船に塔載すべからざると命ぜらるに至る、時人これを菱垣一方權といへり、然るに天保十二年諸株仲間停廢の令あり、菱垣廻船廿四組の株仲間も解散し、爾來運輸を管理する者なく、弊害百出せるを以て、廿四組の荷主中、綿、油、紙、木綿、藥、砂糖、鹽、燐、硝石の九種相計り、更に船を造りて菱垣

ヒカケ

ヒカク—ヒガシ

廻船の業を擴張せり、而して此頃における船船は皆千石以上の大船なりきといふ、十組問屋(トクミトヒヤ)及び船の挿繪等參看(雲錦隨筆、日本商業史) ヒカクシノマ 日隠間 階隱(ハシカクシ)を見よ、

ヒカケノカツラ

日蔭蔓 名義冠の中子に結びて、垂下したる紐をいふ(製法古へは、藁といふ藁草を用ひしも、中世以來は、細き圓組又は分組の糸を代用せり、長さ一丈二尺餘なり) 昔用禮服着用の際に用ふ、結び目は縷の上におり、色は重に青白等にして、年少の者は、紅梅、白梅交、萌黄色を用ひたり、又高倉家傳によれば、大臣白、殿上人紅梅、地下萌黄と見ゆ、「カシムリ」の挿繪參看(裝束集成、裝束圖式)

ヒガシイテウ井

東一條院 名義藤原立子、法名清淨觀、後醍醐天皇白藤原良經の女、母は中納言藤原能保の女、事順順徳天皇の中宮、仲恭天皇の御母、承元三年東宮に入りて御息所となり、同四年十二月從三位に叙せられ、同廿九日女御と爲り、同五年正月中宮と爲り、承久四年三月院號、嘉祿二年八月十日落飾、寶治元年十二月廿一日崩す、年五十七(女院小傳、女院記、三宮傳)

ヒガシクセウチ

東久世氏 姓は村上源氏、久我權大納言晴通の曾孫通廉始めて氏を稱す、參議正三位に至り、貞享元年九月薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(家譜) 通廉—博高—博胤—通祿—通武—通庸—通峯—通徳—通嶺

ヒガシサンテウ井

東三條院 名義山城國京都三條の東、東洞院の西、烏丸の東に在り、類聚雜要抄に「大治元年二月二日戊戌、白河院移御新三條殿、攝關守家保朝臣造畢云々」保元物語に「内裏は高松殿なりしが、分内狹くして便宜悪かりんとして、俄に東三條殿へ行幸なる云々」百鍊抄平治元年

ヒガシ

重明親王の弟にして、藤原氏の之を傳傳せしより、藤原氏の女にて、己に母皇となれば、常に此に居住するとなれり、寛平九年八月に、宇多上皇并に皇后此所に遷御せらるゝあり、また天元三年六月、一條天皇は此所に誕生せられたりき、本朝文粹大江匡衡の文に「洛城有二形勝、世謂之東三條、昔是大相國之甲第、傳爲左丞相之花亭、聖上不遺舊里、再備天臨、始廻翠花」一日禮外祖於當時、今准紫禁二年移朝儀於此地云々とあり、第内鎮守に角振明神、準明神あり、永延元年十月從四位下、久安六年正一位を授く、又持佛堂に普賢堂あり(山城名勝志、平安通志)

ヒガシサンテウ井

東三條院 名義藤原詮子、東三條關白藤原兼家の第二女、母は攝津守藤原仲正の女、時姫、一條天皇御母、圓融天皇の女御なり、天元元年宮に入り女御となり、延華舎に居る、天元五年正四位下に叙せられ、寛和二年三月正三位に進み、一條帝登降するに及び、尊びて皇太后と爲す、正暦二年九月落飾、長保三年閏十二月二十日崩す、御年四十(日本略紀、女院小傳、女院記)

ヒガシサンテウノオトド

東三條大臣 藤原兼家(フナハラノカネイヘ)を見よ、

ヒガシサンテウノサダイジン

東三條左大臣 源常をいふ、

ヒガシサンテウノタイリ

東三條内裏 山城國京都三條の北、東洞院の西、烏丸の東に在り、もと濟家の宅にして、後に白河法皇の皇居となる、類聚雜要抄に「大治元年二月二日戊戌、白河院移御新三條殿、攝關守家保朝臣造畢云々」保元物語に「内裏は高松殿なりしが、分内狹くして便宜悪かりんとして、俄に東三條殿へ行幸なる云々」百鍊抄平治元

ヒガシソノウチ

東園氏 姓は藤原、中御門家の一族、園基任の二男園基始めて氏を稱す、左近衛中將從四位上となり、寛永十三年卒す、其子園賢權大納言正二位となる、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)

ヒガシニテウ井

東二條院 名義藤原公子、法名圓鏡智、西園寺實氏二女、母は大納言藤原隆衡の女、貞子、事順後深草天皇の中宮、寛元四年二月從三位に叙せられ、建長八年十一月入内して女御と爲り、正嘉元年正月中宮と爲り、正元元年十二月院號、永仁元年六月薨す、嘉元二年正月廿一日崩す、年七十三(女院記、女院小傳)

ヒガシノシユウ

東衆 室町幕府の時、出家の人、幕府に參するに、東向の衆より出仕するを云ふ、委しくは西衆(ニシノシユウ)の條を見よ、

ヒガシノタイ

東對 對屋(タイノヤ)を見よ、

ヒガシバウジャウウチ

東坊城氏 姓は菅原、五條高長の男參議長經の二男茂長始めて氏を稱す、茂長治部卿正三位に至り、康永二年二月薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜) 長綱—秀長—長遠—益長—長清—和長—長淳—盛長—長維—恒長—長詮

ヒガシホンケウランジ

東本願寺 名義京都市下京區烏丸通り七條上る常葉町、宗旨、真宗、大谷派の本山、本尊安阿彌佛阿彌陀佛(原酒造度長七年本願寺第十二世教如の時(本願寺の草創は、西本願寺の條に述べたれば參看すべし) 徳川家康の歸依により、後陽成天皇の勅許を得て、今の地に本寺を建立し、教如住持となる、是より先文祿元年十一月、本願寺第十一世顯如寂し、嫡子教如後を繼いで第十二世となりしが、母如春尼故ありて、教如の弟准如を住持となさんとし、豊臣秀吉に哀願し、遂に教如を境内の裏門に隱退せしめたり、後家康、本願寺の勢力大なるを憂ひ、其勢を殺さんと圖り、教如が不遇の地にあるを好機とし、東に隣接して敷地を寄附し、別に一寺を建立せしめ、上野國磯橋妙安寺に安置せる親鸞自作の像を迎へしむ、これより本願寺は東西兩寺に分れ、西本願寺を表、東本願寺を裏と云ふこととなる、慶長九年假本堂落成し、本尊及び親鸞の像を安置す、寛永十六年第十三世宣如の時、徳川家光六條七條の間において、新屋敷地二十六箇町を更に寄附せり、同年宣如、影堂再建を經營し、萬治元年上棟、尋で落成し、假影堂を集會堂となす、寛文七年第十五世常如の時、本堂再建を經營し、同十年に至りて成る、享保四年第十七世眞如の時、大門再建を經營し二十一年を経て、元文四年三月に落成す、天明八年正月第十九世乘如の時、火災に罹りて、諸堂燒失し、僅に寶庫のみ全きをを得たり、幾もなく河内八尾大信寺の堂宇を移して假堂となし、寛政元年三月影堂の再建を企圖す、將軍徳川家齊爲め

ヒガシ

ヒカシ

に巨材を寄附して工事を督勵す、八年十一月第二十世達如の時、本堂再建の工事を起し、十年に至りて影堂本堂共に落成し、同年大門再建の工事を起し、享和元年に至りて落成す、然るに文政六年十一月再び火災に罹る、八年家齊再び巨材を寄附す、同十年再建を企圖し、天保六年三月に至りて兩堂共に落成す、嘉永元年第二十一世達如の時、大門再建の工事を被ふ、然るに安政五年六月三たび火災に罹りて焼失し、六年二月假堂を建立し、八月徳川家茂先例に依り巨材を寄附す、萬延元年八月落成す、文久三年七月四たび火災に罹る、慶應元年十二月朝廷より兩堂再建の繪旨を下し、併せて金若干を賜ふ、明治十二年殿如再建のことを諸國の末寺檀徒に告ぐ、十三年四月朝廷重れて金若干を賜ひ、再建の工事を督勵したまふ、廿二年五月九日影堂上棟し、廿五年十一月十九日本堂上棟す、廿八年四月本尊等を遷座し、大供養の法會を修す、即ち今の堂宇なり○影堂(大師堂と云ふ、二重屋根作り)外陣の正面に、見真二字の勅額を掲げ、内陣に親鸞の像并に歴代門主の畫像を安置す○本堂(阿彌陀堂と云ふ)影堂の南に在り、中央に本尊阿彌陀佛の立像、左右に今上皇帝聖躬萬歳、孝明天皇尊儀を安置し、北の脇壇に聖徳太子、南の脇壇に法然等の像を安置す○鐘樓、舊建築物は、慶長七年伏見桃山城より移したるものなりしも、安政五年焼失したり、明治廿六年七月當初の構造に換して再建し、廿七年十一月落成す○集會堂、寢殿、拜領御殿(明治十四年大宮御所の一部を拜領し、三十四年三月移し、建立したるもの)此外黒書院、白書院、玄關、香部屋、寶庫、茶所等あり、現境内二萬一千九百三十二坪三合、境内所有地七條畑地、火防地等を合せて、五萬七千五百六十八坪三合あり、

ヒカシ—ヒカハ

附屬港成園は、下京區、枳殻馬場東玉水町にありて、一萬六百一坪餘あり、名園を以て名あり、別院は内地に四十七ヶ所、清國に一ヶ所、韓國に三ヶ所あり、末寺八千三百三十七ヶ寺、説教場二百九十八ヶ所あり(大谷寺誌、大谷派本願寺名所圖會)
ヒカシヤマテンワウ 東山天皇 御名は朝仁、諡靈元天皇の第二皇子、母は敬法門院藤原宗子、内大臣宗條女、新上西門院藤原房子を養母と爲す、第百十三代天皇、應永三年九月降誕、天和二年靈元天皇の儲君となり、三年皇太子に立ち、貞享四年三月二十一日受禪、四月二十八日即位す、在位二十二年、改元すること、寶永六年六月二十一日位を中御門天皇に讓る、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、十二月十七日崩す、壽三十七、山城國愛宕郡今熊野村の月輪院に葬る(野史、纂輯御系圖、陵墓一覽)
ヒカシヤマドノ 東山殿 藤原道家及び足利義政をいふ、各條を見よ、
ヒカハノジンシヤ 氷川神社 藏國足立郡(今北足立郡)大宮町高鼻○大社といふ、又三宮河大明神ともいへり、武藏國の一宮にして、現今官幣大社、祭神大己貴命、素戔鳴尊、稻田姫命、
地原宿禰(出雲國杵築大社を遷し祀りたる所にし、孝昭天皇の時、勅額によりて創建すといひ、或は日本武尊東征の時、勅請し給ひしともいふ、天平神護二年神封三戸を寄せ、貞觀元年正月從五位上を授け、十一年十一月正四位下、元慶二年正四位上を加へ、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、新年、月次、新嘗祭の案上官幣に預る、治承四年源賴朝社殿を再建し、社領三千貫の地を寄す、天正十九年徳川家康社領百石を寄附し、文祿五年伊藤忠康社奉行として

ヒカミ—ヒガン

宮社の造營あり、尋て慶長九年社領二百石を増して三百石とし、寛文七年再び造營あり、祭祀は、毎年十二月十日に行ふ、其他正月三ヶ日、天下泰平の御祈禱、七日奉射、六月十五日神輿渡り等あり、神主岩井、角井、物部等事を掌る、明治の代官幣大社に列す(新編武藏風土記、神社志料、官國幣社一覽、古事類苑神社部)
ヒカミノコホリ 水上郡 丹波國 起原 始めて崇神天皇紀六十年七月の條に見ゆ、
沿河和名抄に前山、竹田、美和、春部、船城、佐沼、伊中、賀茂、水上、石生、餘戸等の郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)
ヒガン 彼岸 名義春分または秋分の初日より數へて、第三日を始めとし、其後七日間を彼岸といひ、彼岸の第四日を中日といふ、此七日間は俗人寺院に參詣し、佛に供し僧に喫す、又僧侶は、讀經法談を爲す、之を彼岸會といふ、到彼岸の時、般若心經註に「梵云波羅密多、此云到彼岸、諸佛地謂之彼岸」とあり、譯名義集に「波羅密諸經論中、多觀三到彼岸、生死爲此岸、涅槃爲彼岸、煩惱爲中流、菩薩以無相智慧、乘禪定舟航、從生死此岸、故知理定以明波羅密」と見えたる如く、波羅密多の譯にして、此日金剛般若經を讀みたるより起りし稱なるべし、
地原宿禰(天然にては、春秋の二分は、日正東に出でて、正西に没するが故、之を時正といふとは書に見えたりとも、未だ彼岸を修することを聞かず、支那にては、また然り、即ち此事我國に入りて起りたる風俗なりとす、諸國分寺の僧をして、春秋二月、別七日、崇徳天皇の爲めに、金剛般若經を講讀せしめし、崇徳天皇の爲めに、之を以て彼岸會の稱なるべしとい

ヒキ

「ヒキ、なほ漢氏物語にも十五日彼岸のはじめにては、彼岸のほつと見え、晴始日記にも、二月十九日になりぬ(中略)ひがんに入りぬれば」と見えたり、古くより行はれしを知るべし、蓋し春秋は、暑寒の中間にして、二分は、晝夜平等なれば、身心適合し、修業に宜しき時節なり、且つ淨家にては、時正を以て日想觀(十六觀經に見ゆ)の時期を定むるより、隨つて一七日の法筵を開き、没日を觀念し、西方淨土を識知せしむるの因を推して彼岸會と名付けしものならん、而して之を曆書に載する事となりたるは、昔時談義説法は比叡山の阪本に限り、廿一ヶ所の談義所ありて、能辨の僧説法し、他の寺院にては絶えてこれなかりき、故に都部の善男善女阪本に群集して聽聞するもの、彼岸の時節を辨知せずして、迷惑せしより、叡山より層家に請ひ、書き載せて貰ひしより、いつとなく時候の様に定まりしならんとの説あり、或は然らん、江戸時代には、家々牡丹餅園子等を造りて佛に供へ、又隣家親戚等への贈答あり、彼岸中一般に佛參慕參の人多く、諸寺にては七日の間、施餼鬼供養を行ふ、また江戸市内の人は六阿彌陀へ參詣するとも流行したり、六阿彌陀とは、
一番上豊島村 西福寺 二番下沼田 延命院
三番四ヶ原 無量寺 四番田端 興樂寺
五番下谷廣小路 常樂院 六番龜戸 常光寺
にして、また山の手六阿彌陀、西方六阿彌陀等あれども省略に從ふ(日本歳事記、善庵隨筆、東都歳事記、風俗畫報「東京歳事記」同、彼岸の説)
ヒキ 引 江戸時代租を減除するを云ふ、地形地球の變革、及び水旱風蟲等あれば、則ち之を點檢して其租を減除するなり、而して引に諸種あり、年々引とは陣屋敷、郷藏敷、堤敷、濠代、道代等、其

ヒキ

地に租を減除するものあれば、水く漬地となし、其用に供へて租を減除し、連引とは、山崩川池地成石沙入等、人工を盡くせば、終に返すべきもの、租を除くなり、地不足引とは、山崩地切石沙入等にて田地潰損し、舊石盛に應ずるに足らざる、因て其不足を量り租を除き、或は田界の分明ならざるものを檢校し、段別に不足を生ずるを以て、其租を減するなり、無地高引とは、古檢の田畠を檢校するに、段別の増減を生ぜず、唯石盛下り高減せざるを以て、其租を減するなり、田島成引とは、田の島となりしもの、其石盛を下げて租を減するなり、關東の段取は、田は米納、島は永納なるを以て引となさず、田の段別を改めて島とし、永取となす、乃ち租米自ら減殺す、陣屋敷引とは、城地一様の陣屋、及び空地に建設するものを除き、田島を潰し新設するを以て、其租を除くなり、寺屋敷引とは、私領の内農民荒地を墾闢し、檢地の三分の一若しくは五分の一を寺屋敷となし、又は古跡一様の寺地あり、除地となすべからず、地租を徴すべからざる者等の租を除くなり、堤敷引とは、檢地の後新堤を高内の地に築き、又は從來小堤にして危きを以て加築する等、潰地の租を除くなり、道代引とは、檢地の後新道を田島に作り、又は従來の路狭く、之を廣めし等の地租を除くなり、溜井敷引とは、用水の溜池敷地の租を除くなり、溝代引とは、用水流を作るに、水路を他村に取るものあれば、熟議の上、敷地に係る租米作徳米を償ふ、之を井料米又は水代米と稱す、是れ百姓の缺損たるべからざるを以て、其敷地の租を除くなり、堀田敷引とは、多水の田濕地の類田場、盡く種藝すれば水腐となる、因て田内を掘上げ畔を作り、其土を積みて種藝す、其掘上げし所は、水集り種藝すべからざるを

ヒキ—ヒキイ

以て其租を除くなり、潰引とは、風雨霖霖等にて、津邊防湖の堤等破壊して田地に及び、再築し難きを以て、潰地となしし所の租を除くなり、淵成引とは、洪水の爲め田島の川成川となり、遂に深淵となりし所の租を除くなり、山崩引とは、大雨地震等にて山崩壊し、石沙田島に入りし所の租を除くなり、石沙入引とは、洪水にて川堤破壊し、石沙田島に流入し、又は大雨にて山谷の川流水溢れて、石沙田島に流入せる所の租を除くなり、土取場引とは、道堤の營繕に供ふる土は、概ね堤外附洲原野等の空地に取ると雖も、其費用多く、又は近所に空地なき時は、己むを得ず高内の地を潰して之を取り、其租を除くなり、土置場引とは、洪水の爲め泥土田島に流入し、之を棄つるに所なく、田島の内を潰して之を置き、其地租を除くなり、野地成引とは、地勢の低き所は雨水停滯し、水邊の低き所は雨水浸漬等にて、作毛腐敗し、葎滿叢生して、到底耕作し難き所の租を除くなり、冷水場引とは、冷水田中に涌出して、作毛登熟せざる所の租を除くなり(地方凡例録)年期引とは、手餘荒地となりし所を、年期を定めて地租を除くを云ふ、嶽下年期引とは、荒地を起返すも、地味尚ほ熱せざるものは、亦年期を定めて地租を除くを云ふ、四壁引とは、四圍塙壁の傍六尺一分を除きて檢するを云ふ(取箇例言)其他一作引、竿違引、石盛遠引、石間引、郷藏引、伊勢屋敷引、江桁敷引、井堰敷引、石間引、水堀敷引、永荒場引、荒場引、荒地引、川成引、池成引、川缺引、石置引、押堀引、神田引、神佛免引等あり、各條參看(大日本租稅志)
ヒキ 比木 千木(チギ)を見よ、
ヒキアハセ 引合 檳紙(ダンシ)を見よ、
ヒキイレエボシ 引入烏帽子 掛緒をか

ヒキオ—ヒキツ

けずして、其まゝ頭に引入れて冠るをいふ、烏帽子其物の名にあらず、又其種類を問はざるなり、立烏帽子にも、風折烏帽子にても、其他何にても、通じてしか稱すること、知るべし、近世は烏帽子の製作固くなりたれば、引入難けれど、昔は柔かなれば、容易に、頭に引き入るゝと出来たるなり(貞丈雜記)

ヒキオビ 引帯 裳の附屬品、裳(モ)を見よ、
ヒキゴシ 引腰 裳の附屬品、裳(モ)を見よ、
ヒキタテエホシ 引立烏帽子 名義紙にてうすく大きびに作りたる烏帽子をいふ、製作は緑はヘンヌリにしたり、其他は殆ど梨子打烏帽子に同じ、只其後方を引立てたるを異にするのみ、地は主に精好を用ふ、又布にても作れり、**袴用**専ら出陣の時、背の下に著用す、エホシ、参看(裝束集成、貞丈雜記、飾抄、隨兵日記、當代裝束抄)

ヒキツケシユウ

兩時代の職名、評定衆の補助にして、訴訟を聽断し、庶務を施行し、兼れて政所の簿書を註記する事を掌る、**名義**引付といへるは、もと記録の名より出でたる名稱なり、即ち政所にては、訴訟の頭末を註記し、其訴に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記録を、**賦録**引付と云ひ、又管中平常の規格を記せしものを引付と云ふ、其他何事にもあれ、後證となすべき事を記録せし物をばしか稱せり、引は導引の意、事の手引となすべし、由縁あり、付は著識の義、今世物を記したるを、書附といへるに同じ、さて引付衆は、政所に祇候して、訴訟以下の公務を沙汰し、記録所の職員たるを以て、かく稱せるなり、**起原**治部省將軍藤原頼朝の時、建長元年十二月、始めて三番を置く、三方引付とも稱せり、評定衆北條政村、外二人を以て引付衆に稱せり、(續後北條氏を以て、必ず頭人)

上の重刑者に附加する刑名、犯人を馬上に縛し、其罪状を紙幟に記し、市内、或は犯人の住所、犯罪の場所等を引通して衆人に示し、然る後本刑に行ふ、**方出**出牢、前書、手續等は死罪者と同じく取計ひ、改番所前にて、周り三寸程の太繩を腰繩となし、草の細引を増繩にかけ、夫より牢屋見廻へ案内をなし、死罪の箇條と同様、檢使の申渡済みたる後、囚人なれば檢使より出役の引廻檢使、町方與力受取り、



(載所録秘大罪刑)

ヒキマ

死罪同様に、非人入足取圍み、裏門前より出で、非人囚人を抱き馬に乗す、馬に乗せ方は、鞍の上へ疵一枚打懸けて囚人を乗せ、三筋の繩を疵へ引添へ、非人左右兩人にて其繩を取り、動かざる様になす、重病の者は曲鉢と唱ふる木へ結び付け、鞍へも縛付く、引廻檢使は、町方與力雙方兩人馬上にて付添へ、下役同心は囚人の人数に因り同じからず、但檢使與力は、仕置の前日、日番又は懸りの町奉行に申渡す、引廻し歸の節は、牢屋敷より出見ホシの者一同へ通

ヒキツ

寄人の内、藤原行方外四人を以て引付衆とし、訴訟に牽滞なからしむ、同年將軍宗尊親王の時、五番として、人員を増加す、同六年また引付衆を十四人とす、弘長二年四五の二番を停めて更に三番とし、文永三年引付沙汰を停め、引付頭人は評定衆、引付衆は寄人に選れり、同六年引付を復し、更に頭人五人、衆十餘人を補す、正應三年二番を停む、永仁元年之を停め執奏を置き、同三年引付を復し五番を置き、乾元元年また増して八番を置き、後廢々増減あり、蓋し北條氏の末年、國家多事なりし故、此紛更を致せるなり、凡訴人を召すは、引付頭人の奉書を用ひ、其訟を聽くは一番毎に二十事を定とす、又近國の神社、鎌倉諸堂の修理は、引付にて聽断せしむ、弘長元年訟獄壅滞するを以て、引付衆を召して之を督責し、評定衆及び引付衆の警書を徴す、每番に右筆を置き、公事の裁判の座に候し、文案の記録を掌る、政所寄人の内にて此を兼ね、室町幕府に至り、建武中、鎌倉の制に倣ひ、引付衆五番を置き、頭人五名を補す、職掌鎌倉に同じ、足利氏の族なる吉良、石橋、山名、一色、細川、高山諸氏を頭人に補する時は正頭と稱し、また攝津二階堂、伊勢、波多野、佐々木等の他氏を頭人に兼補する時は、權頭と云ふ、此内に地方頭人、神宮頭人、禪律頭人の類、職掌によりて區別あり、引付衆はまた、内談衆とも稱す、政所の次官なるを以て、内評定の時に、事務を講するによりてかく名づく、内評定を、常に内談と云ふ、文筆の事を掌るにより、右筆衆と云ひ、又分掌あるにより、奉行衆ともいへり、鎌倉の時の如く、別に右筆を置かず、凡そ訴訟有れば、先づ管領に稟す、管領、賦奉行に命じて檢勘せしめ、其受くべき者は、事項を訴訟に懸し、これを開闢に付す、開闢、これを引付頭人に告げ、裁判官を定む、(開闢内)

一種、木製にして中を空にし、且つ數個の穴を穿ちたるものないふ、響き目の略、目は穴なり、之を射る時、穴に風入りて音響を發するが故に名づく、射るべき者を疵けずして、之を倒すべき爲めの製にして、大迫物、笠懸等に用ふ、四季草に、大なる物なる故重くして飛ばぬ故、中を空にふりぬきて輕くする也、中を空にしても、猶重き故、穴あけて、風に乘じて飛ぶ様にたくみたる物也、鳴らすべき爲に、穴をあけたるにあらず、穴あるもの故、風吹き入りて自然に鳴る也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐るゝ也、と見ゆ、其飛ぶ音響の鳴くに似たれば、墓目といふとも、墓の目は夜よく物見る者なれば、元來夜、冤性の物を射べき爲に、爾か名付くともいへるは、俗説にして取るに足らず、**製**竹の木にて作る、桐竹を用ふるは略なり、大小は其人の弓勢に従ふ、豎横の寸法は一寸違にするといふ、假令豎の長さ五寸ならば、横の太さは六寸にし、八寸ならば九寸とするが如し、まかぶらより墓目じり迄の長さは、墓目總長さの四分の一、まかぶらより上の口迄の長さは、同四分の三とす、なほ目柱は墓目くじけざる爲めに竹を厚くして彫り入るゝなり、なほ古くは墓目くりといふ職ありて、空にくりたりしが、後世は其法絶えられたれば、豎に二つに割りて中をくり、後に合はするがごとくなりたり、

ヒキメ

一種、木製にして中を空にし、且つ數個の穴を穿ちたるものないふ、響き目の略、目は穴なり、之を射る時、穴に風入りて音響を發するが故に名づく、射るべき者を疵けずして、之を倒すべき爲めの製にして、大迫物、笠懸等に用ふ、四季草に、大なる物なる故重くして飛ばぬ故、中を空にふりぬきて輕くする也、中を空にしても、猶重き故、穴あけて、風に乘じて飛ぶ様にたくみたる物也、鳴らすべき爲に、穴をあけたるにあらず、穴あるもの故、風吹き入りて自然に鳴る也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐るゝ也、と見ゆ、其飛ぶ音響の鳴くに似たれば、墓目といふとも、墓の目は夜よく物見る者なれば、元來夜、冤性の物を射べき爲に、爾か名付くともいへるは、俗説にして取るに足らず、**製**竹の木にて作る、桐竹を用ふるは略なり、大小は其人の弓勢に従ふ、豎横の寸法は一寸違にするといふ、假令豎の長さ五寸ならば、横の太さは六寸にし、八寸ならば九寸とするが如し、まかぶらより墓目じり迄の長さは、墓目總長さの四分の一、まかぶらより上の口迄の長さは、同四分の三とす、なほ目柱は墓目くじけざる爲めに竹を厚くして彫り入るゝなり、なほ古くは墓目くりといふ職ありて、空にくりたりしが、後世は其法絶えられたれば、豎に二つに割りて中をくり、後に合はするがごとくなりたり、

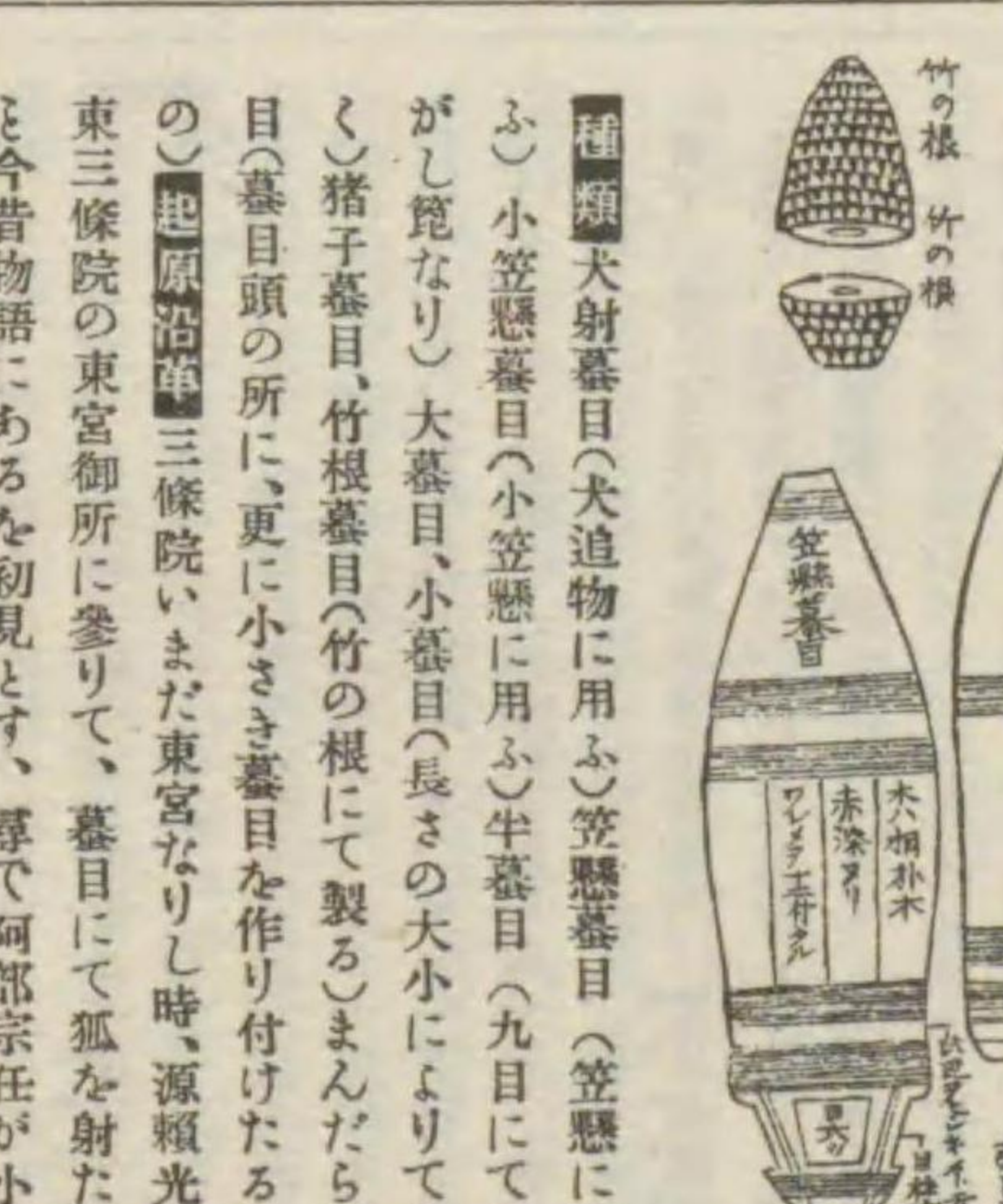
ヒキナ—ヒキハ

訟落居の時、解状を封じて訴人に返す、訴人受けて、更に一通を寫して、主者に封進し、左證に備ふるを例とす、曆應二年、引付頭人、及び奉行人等、訴訟を壅滞すること二十日を経る者は控訴を許し、引付に命じ、期を刻して申理せしむ、又毎月頭人の第に會集し、議事を盡す、此を式日内談と云ふ、歳首及び將軍始めて職を襲ふが如き時は、則ちこれを幕府に行ふ、此を内談始といふ、裁者、奏者、著到、關子(當該の次第によりて、發議人の前後を定む)の四役を設く(皆右筆を以て之に充つ、裁者を上首とす)其儀、執事衆員左右に班列す、雜仕視蓋を執り、關役の前に置き、關役起ちて關を視蓋に盛り、畢りて抽籤し、衆員に示す、奏事目録を執りて執事に進む、讀畢りて發議者事を決す、衆員唯諾す、議畢りて裁者筆を進め、例に循うて月日姓名を署し、座に就きて酒を賜うて罷む、これ室町一代の制なり○また開闢あり、引付衆を進止し、警務を整理す、引付衆の典故に慣熟したる者を選びこれに補す、又例として御前衆を用ふ、後ち未參衆も亦預る(武家名目抄、官制沿革略史)

ヒキノコホリ 比企郡 所屬武藏國、**起原**延喜式に始めて見ゆ、**沿革**和名抄に郡家、酒後、都家、願瀬等の郷あり、今男妾郡南境の地大半を併せ、又横見郡の全部を併せて、舊比企郡の一部を入間郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヒキハタ

引膚 皮の一種、其皺鱗の肌膚に似たる故に、蓋肌ともいふ、**製**文、波文とも書す、此皮にて作りたる箱袋を、俗に引膚と云ふ、引膚尻箱の略なり(續後北條氏を以て、貞丈雜記)



種類大射墓目(大迫物に用ふ)笠懸墓目(笠懸に用ふ)小笠懸墓目(小笠懸に用ふ)半墓目(九目にて、がし宛なり)大墓目、小墓目(長さの大小によりて名づく)猪子墓目、竹根墓目(竹の根にて製する)また墓目(墓目頭の所に、更に小さき墓目を作り付けたるもの)**起原**治部省三條院に、東宮御所に、源賴光が東三條院の東宮御所に参りて、墓目にて狐を射たるを今昔物語にあるを初見とす、尋で阿部宗任が小さき墓目にて犬を射、後鳥羽院が大墓目にて、天皇冠者といへるものを、射給へる事あり、なほ伊勢三郎能盛が竹の根墓目にて、後藤基清の從僕を射、和田義盛が墓目にて無禮の下郎を射たることあるなどおもへば、墓目の起りは、疵つけずして生捕などする爲に、射倒すの用なりしを知るべし、これを武技に用ひたるは、建久元年四月に、鎌倉幕府にて小笠懸ありし時、下河邊行平が墓目を獻じたることあるを始めとすべし、爾來笠懸、小笠懸、大迫物にこれを用ひ

ヒキメーヒキヤ

しこと、歴々史籍に見えたり、なほ室町時代よりは、武家にて誕生のことある時、之を射ること慣例とな

ヒキメカハ

引目革 染革の一種、細き堅筋あるなり、武人を用ひて甲冑を綴る(工藝志料)

ヒキヤウシヤ

飛香舎 名義 内裏五舎の一、藤室といふ、藤を庭に植ふられたるを以て此

名あり、歴世女御入内の儀を行はるゝ所にして、又皇后の御在所となりし事多し(所存)内裏の西北に位

ヒキヤ

とし、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽あり、椽を設く、西方廊より常御殿其他に通ず、東南

ヒキヤク

飛脚 名義 江戸時代、信書貨物等の郵送を業とせるものをいふ、迅速に送り届ける

の意なるべし(起原)天明八年徳川家康江戸に入府するや、馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門を道中傳馬役となし、はじめに飛脚給米を興ふ、

ヒキリ

月番を定めて之を擔當し、名づけて手板組と稱したり、元禄十一年三度飛脚問屋ありと雖も定期發着を

ヒキリヤウ

引兩 名義 所名、輪の中に線を通したるものをいふ、一線なるものを引兩、二線なるものを引三と云ふ

り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜) ○信季 信康 康照 基康 冬康 宜康 海康 保康 功康 靜康 誠康

ヒキリ

るを二引兩(見聞諸家紋には輪なく二箇のみなり)三線なるを三引兩と云ふ、一ツ引兩は大中黒(單に中黒とも云ふ)と云ひ、新田氏之を用ひ、二引兩は足利氏、三引兩は三浦氏用ひ、後諸氏用ふるに至れり、軍器考に「新田大中黒は日の字に象り、足利二引兩は月字に象り、其の本兩家は、嫡男と二男なる故に、日月の二象を分つて旗の文としたりと見え、

ヒク

比丘 僧を云ふ、女の出家したるものを比丘尼と云ふ、梵語にして一に苾芻と云ふ、譯して乞士と云ふ、涅槃經に「能破煩惱故名比丘、破我等煩惱戒定慧、度三有四流、安處無畏道、故名比丘」毘婆沙論に「手足勿妄犯、節言順、所行常樂守、定意、是名眞比丘」とあり、佛教の戒律には男子出家して具足戒二百五十戒を持つる者を比丘とし、女子出家して具足戒五百戒を持つる者を比丘尼とするなり

ゆ、其の故は前代の文に三體形をせられしが減びて、今の世二引兩に成りぬ、是を又亡さんとする文は一引兩にて、そあらんすれと申ければ云々と見え、其起原に關しては、同書新田足利確執奏狀の事の條に「重寶共を披見し給ふに、錦の袋に入たる二引兩の旗あり、是は龜祖八幡殿、後三年の軍の時、願書を添て籠られし御旗なり」とあれば、義家の時より用ひたるものならんか、三浦の三引兩は左衛門尉義村が、常に用ひし幕、五布の中、三布を黄紫紅にそめ、上下を白くしたりしが、衣服の紋とするに及び、美麗に過ぎたるを以て、上下の白き所を丸とし黄紫紅を三引としたるなりと云ふ、江戸時代、諸侯中但馬村岡の山名氏之を用ふ○二引兩の白きは、肥後熊本細川、美濃苗木の遠山、肥前平戸の松浦、下野喜連川氏等家紋と爲し、豎に二引兩をなすがきたるものは、出羽龜田の岩城氏家紋に用ふ(軍器考、旗紋引兩之字義、俵田綱、類聚名物考、徳川實紀、武鑑、諸家紋鑑)

ヒクニ

比丘尼 比丘尼御所 江戸時代尼寺の資格、内親王女玉等の出家して、住持せる寺院を云ひ、又之に准じて公卿の女、住持せる寺院をも云ふ、故に又女玉御所とも云ふ、内親王女玉等の出家して、一寺の住職たるものは中古よりありしも、未だ確たる資格は定まらざりしが、江戸時代に至りて一定し、大聖寺、寶鏡寺、臺華院、光照院、靈鑑寺、圓照寺、林丘寺、中宮寺を御宮室とし、女王等の其時の天皇の御猶子となり住持となり、慈愛院、三時知恩院、法華寺、瑞龍寺を御禮室とし、攝政關白家の女子又は養子たるものを任じたり、寶曆年中より、總持寺、寶慈院、本光院を此列に加へたり、維新以後廢せらる(光台一覽、雲上明鑑、雲上正鑑)○今明治元年の雲上正鑑により、比丘尼御所を左に示す、其中重なるものは別條に説明せり、就て見るべし、

Table with 3 columns: Temple Name, Location, and Notes. Includes entries like 大聖寺 (京都烏丸上立賣), 寶鏡寺 (下ル町), 寶鏡寺 (同寺之内小川四), etc.

ヒケキーヒコノ

慈受院 烏丸御所 禪 京都新烏丸通丸太町一丁上ル 六
三時知 入江御所 淨土 同新町上入江殿 四
恩寺 氷室御所 戒律 奈良法華寺村 三〇
法華寺 村雲御所 日蓮 京都西堀川本誓願寺上ル 五〇
瑞龍寺 薄雲御所 禪 同寺之内天神辻 五〇
總持院 千代御所 禪 同京木ノ下町 六
寶慈院 千代御所 禪 同京木ノ下町 六
本光院 藏人御所 天台 同京二階町同 三
【以上御所室】
北野眞盛辻子 三

此外露上明鑑に院家に慈雲院(大聖寺)家、所領六石)攝取院(同上)大歡喜寺(大聖寺抱寺、四十一石、京都寺町通筋遠橋)蓮華淨土寺(同抱寺、七十五石、京都嵯峨村今林)總持院(同抱寺、六十九石、京都上京總持院町)養林庵(禪、三十一石、京都上京休齋辻子)大慈院(淨土、百九十五石、寶鏡寺内)惠聖院(淨土、二十五石、大慈院内)瑞花院(淨土、四十石、大慈院内、總持院以下寶鏡寺末寺等あり、ロ)を見よ、

被管 令制にて上官に直隸する官を云ふ、假令ば中宮職大倉人寮工内藤司中務省の被管、大學寮は式部省の被管たるが如し(令義解、標注職原鈔、職原鈔述解)後世武家時代に於て、大小名等に隸屬して、其節度を奉じたる武士をも被管と稱したるは、右の古制に基きたる俗稱なり、

ヒケキーヒコノ

るともむ也、支配を受くると云ふ心なり、家臣同意に地頭へ奉公するなりと見えたり、
ヒケキ 髭切 源氏重代の寶劍の名、源義家、貞任宗任を攻めし時十人の首を斬りしに、皆髭共に斬れば髭切と名付たり、奥州の住人文壽と云ふ鍛冶の作なりと云ふ、後ち之を頼朝に傳ふ(平治物語)
ヒケシヤク 火消役 定火消(ヤウシヤク)を見よ、

彦根町金龜山(肥後國)慶長八年井伊直勝藩府の命により之を築く、九年七月移る、其後二十年を経て成る、大津等の城材を移して之を造る、沿邊井伊氏三十五萬石を領し累世此に居住し、明治に至る、廢藩後なほ城郭を存す(近江國輿地志略、明治政覽)
ヒコノクニ 肥後國 西國東は豊後日向、南は日向薩摩、北は筑後豊後、西は海に至る、東西凡十九里、南北凡二十八里、海道に屬す(形勢)三面重嶺綿亘し、東南殊に峻險幽邃、人跡到らざる所多し、西方天草羣島錯峙して肥前島原に對し、肥後海の門論を爲す、河流南西北三區を流し、支那州内に

ヒコホホデニノミコト 彦火々出見尊
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、
彦火々出見尊
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、

Table with columns for names and locations, including entries like 彦火々出見尊, 熊, 球, 鹿, etc.

ヒケキーヒコノ

Table with columns for names and locations, including entries like 山鹿, 合志, 皮志, etc.

ヒコホ

ヒコホニニギノミコト 彦火々出見尊
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、
彦火々出見尊
(備考)關宗は風土記逸文に見ゆ、

ヒコノ

偏く水利亦多し、然れども海濱淺斥にして碇泊に便ならず、土壤膏沃(肥後國)ヒノミチノシリ)ともいふ、上古肥前と合して火國と稱す、後に阿蘇羣北の二國を置く、國郡制定の後、分れて肥後國を建つ、延暦の年大國と爲す、國府を飽田郡に置く(今の古府中在慶屋敷及び宮寺村等其遺址なりと云)延久二年藤原則隆、菊池郡を賜ひ菊ノ城に居り(今深川村)菊池氏と稱す、則隆五世の孫隆直、平氏を援けて國守に任ず、後五世武房、蒙古の兵を破り、其功を以て國守を襲ぐ、元弘中其孫武時王事に死し、子武重國守に任じ、守護に補し、隈部城(後隈府と稱す)に居る、足利尊氏の叛するや西海諸國皆之に應ず、武重獨り官軍に屬し、征西將軍眞親王を迎へて之を八代郡高田に奉ず、正平中武重の弟武光、少貳大友二氏を破り、豊前を略し、筑後肥前を併せ、日向に入り、西海九州殆んど官軍に屬す、孫武朝に至り、歴々足利氏の將今川貞世、大内義弘等と戦ふ、既にして官軍日に衰へ、諸國皆叛く、元中興和の後、武朝木國を領する故の如し、後八世武包に至り國人服せず、永正の末武包出て肥前に奔る、國人友義鑑の弟義武を迎へて菊池氏を繼がしむ、天文二十三年大友義興、義武を誘殺し、其地を併せ、赤星親家を隈府に置き、國內を鎮せしむ、初阿蘇大宮司惟遠、官軍に屬し戦功あり、子孫安蘇郡を領す、菊池氏の衰ふる終に自立す天正の末、州の豪族志島津氏に通じ、地皆其據奪する所となる、豊臣氏西征し、島津氏の侵地を收め、阿蘇氏の邑を没し、佐々成政を守護とし、隈本(後隈本に改む)に鎮す、尋で成政を誅し、加藤清正を隈本二十五萬石に、小西行長を宇土二拾萬石に封す、關ヶ原の役、清正東軍に屬す、徳川氏行長の討を収めて之を清正に與へ、天草郡を寺澤廣高に加賜す(子

ヒサシノクルマ 廂車 網代廂車(アツロヒサシノクルマ)を云ふ、此外唐廂車、檣櫓の廂車等あれど、單に廂車とは云はず、各條を參看すべし、
ヒサシノフタ 廂簡 鎌倉幕府にて、昵近を許されたる人の姓名を書きたる札を云ふ、小侍所の番衆は、大概父祖三代經歷の人々にして、此中より昵近を許されたる人を御簡衆と云ひ、其姓名を記したる札を、御所の廂の間に置きて、一番より六番迄結番を定めらる、是を廂御簡と云ふ、禁中の日給簡の如し(武家名目抄)
ヒサシバン 廂番 關西將軍廂御所に宿直侍衛する衆を云ふ、肥後國關西將軍の時、正嘉元年十二月、廂御所結番を定められ、宿直侍衛に供す、十人を以て一番とし、六番あり、此を廂の衆と云ふ、近衛少將以下、朝官六人を以て番頭とす、元來、仙洞に此儀あるにより、使を京都に遣はして奏請す、即ち宸筆を以て、番頭の名籍を書して下し賜ふ(官制沿革略史)
ヒサツキ 膝突(軾) 敷物の一種、海綠、鶯、布などにて作り、膝の下に敷くに用ふ、大さは、約半畳位なり、名目抄に「膝突、或軾、陣軾之外、有司所司軾」延喜式に「軾一枚(長二尺五寸、廣一尺)料編二

ヒサシ 廂(庇) 殿殿造にて、身舎の外、實子棟の内なる細長き處を云ふ、大抵一間にして、身舎と限るに障子又は格子を以てす、廂の四方は格子にて四隅に妻戸あり、又廣廂とも、廣棟とも云ふ、後世は入側と云ふ、實子棟の處を孫廂とも云ふ、或は又廂の外に屋を出だし、格子扉等を設くるもあり、孫廂の下を土間にしたるを土廂と云ふ(家屋雜考、建築辭彙)
ヒサシノクルマ 廂車 網代廂車(アツロヒサシノクルマ)を云ふ、此外唐廂車、檣櫓の廂車等あれど、單に廂車とは云はず、各條を參看すべし、
ヒサシノフタ 廂簡 鎌倉幕府にて、昵近を許されたる人の姓名を書きたる札を云ふ、小侍所の番衆は、大概父祖三代經歷の人々にして、此中より昵近を許されたる人を御簡衆と云ひ、其姓名を記したる札を、御所の廂の間に置きて、一番より六番迄結番を定めらる、是を廂御簡と云ふ、禁中の日給簡の如し(武家名目抄)
ヒサシバン 廂番 關西將軍廂御所に宿直侍衛する衆を云ふ、肥後國關西將軍の時、正嘉元年十二月、廂御所結番を定められ、宿直侍衛に供す、十人を以て一番とし、六番あり、此を廂の衆と云ふ、近衛少將以下、朝官六人を以て番頭とす、元來、仙洞に此儀あるにより、使を京都に遣はして奏請す、即ち宸筆を以て、番頭の名籍を書して下し賜ふ(官制沿革略史)
ヒサツキ 膝突(軾) 敷物の一種、海綠、鶯、布などにて作り、膝の下に敷くに用ふ、大さは、約半畳位なり、名目抄に「膝突、或軾、陣軾之外、有司所司軾」延喜式に「軾一枚(長二尺五寸、廣一尺)料編二

ヒタケ

年の條に「爰日本武尊則從上總轉入陸奥云々、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸云々」と見えたり、その位置に關しては、新井白石は、陸奥多賀の邊なりと云ひ、鈴木重胤は、陸奥國桃生郡に日高見神社ありと云ひ、其附近ならんと云ひ、田口卯吉氏は、常陸國なりといへり、蓋し田口氏は、常陸風土記に「分筑波茨城七百戶、置信太郎、此地本日高見國」とあるに據りしものなるべし、此より甲論じ乙駁して、或は陸奥國鹽釜近傍と爲すものあり、久米邦武氏の日高見考出で、陸奥國宮城野地方なりとしたるより、田口氏も前説を取り消して之を賛成したり、これより後日高見國の位置に關する學説は、ほゞ一定したるが如し、然るに喜田貞吉氏は、仙石亮氏が、陸奥國北上川沿岸の平地と云ひたるものにて、北上は則ち日高の訛言なるべしと云へるを一大卓見なりとし、更に進で、日本後紀に見えたる續日本紀奏上の際の上表文中に「伏惟天皇陛下、德光四乾、道契八眉、握明鏡、以惣萬機、懷神珠、以臨九域、遂使仁被、渤海之北、箱種歸心、威振日河之東、毛狄屏息」とある日河は、後の北上川を指したるものにして、修辭の都合上、渤海の二字に對する爲め、日高見川の文字を省略したるものに係る、延喜式に桃生郡日高見神社あるなど思ひ合すべし、吾妻鏡文治六年二月の條に北上川の名見えれば、日高見の轉訛は、鎌倉時代以前なること明かなりと説き、なほ言語學上により、中古の例流行の音を轉訛して、屢々加行となすことあれば、愈々北上は日高見の轉訛にして、日高見國は北上川流域なるべしと断定せられたり、従ふべきに似たり(古事紀傳、書紀通釋、史海、歴史地理「日高見國と日高川」、日本地名辭書)

ヒタケ

飛騨郡代 飛騨郡代 飛騨郡代

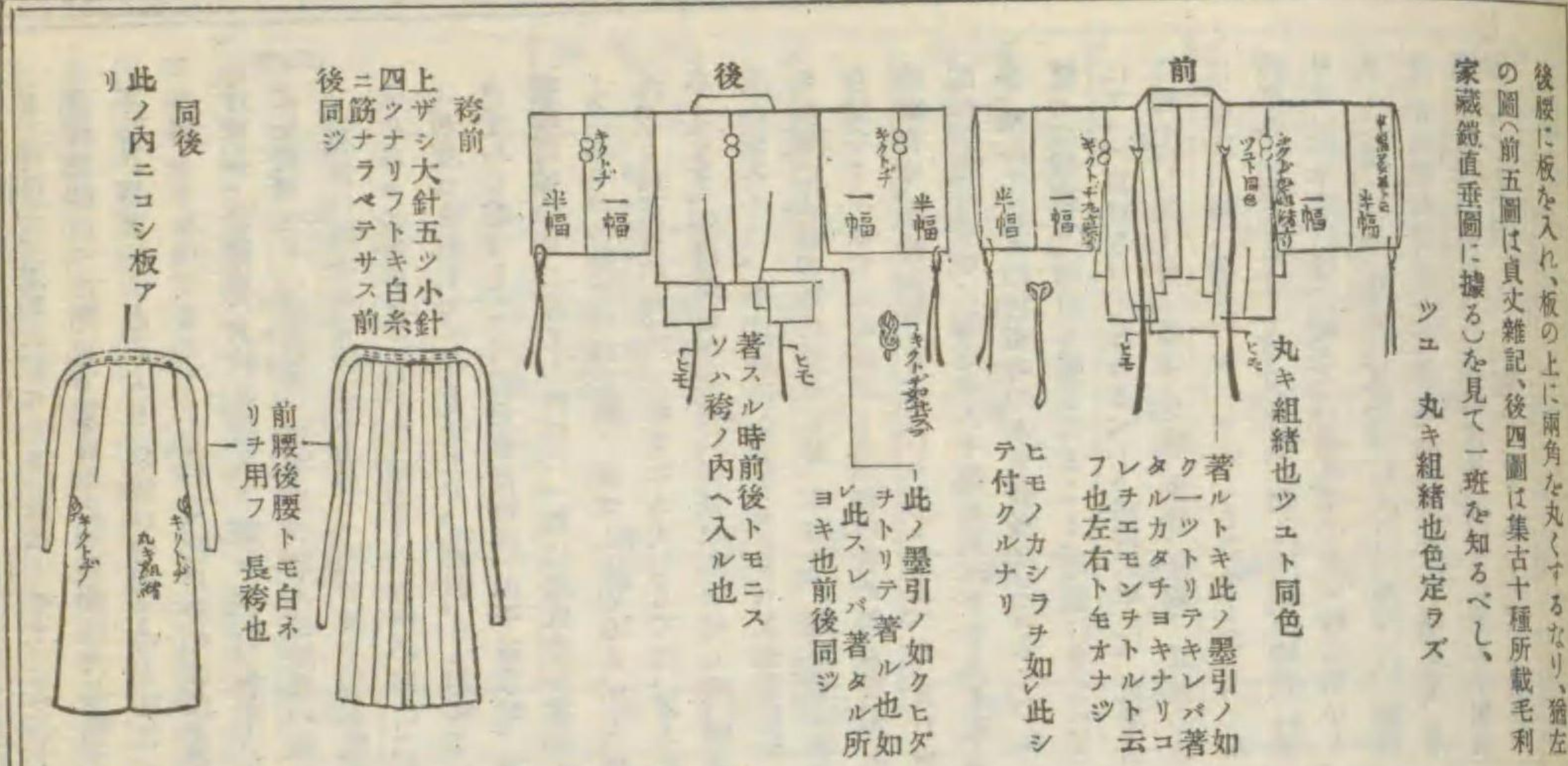
ヒタセ

の職名、飛騨、加賀、越前、美濃等十萬石の地を管し、行政司法の事を掌る、本陣は飛騨高山に、出張所は越前本保、美濃下河邊に在り、勘定奉行の支配、四百俵高、焼火問詰とす、地役人に頭取六人、同格一人、地役人三十人、同見習六人あり、(原田安永六年五月之を置く、郡代(ケンダイ)天領(テンリヤウ)地役人(ヂヤクニン)參看(サンカン)同附録(ドウブツ)武鑑)ヒタセニ 鑛錢 錢貨の中に、大わかれ、かたなしほる錢、其他惡しき錢をいふ、泉貨鑑に「按ずるに、鑛錢の說區々なりといへども、鑛錢は、多くは足利家治世の時より起れり、其頃は皆唐宋の錢を渡來して通用せり、故に民俗、私に其錢文を擬鑄て、之を挾ものあり、皆銅色鈍赤、文字夷淺して、錢質至て惡薄云々」といへり、以て其趣を知るに足るべし、ヒタケクニ 飛騨工 王朝時代、飛騨國より朝廷に貢したる木工をいふ、飛騨國人は古より木工の技に長じたるが故に、早くより、工人を朝廷に貢する義務を課せられたり、大寶の令制に「凡斐陀國、庸調共免、每里點匠丁十人、每四丁、給匠丁一人、一年一替、餘丁輪米、充匠丁食」と見ゆ、蓋し匠丁を貢するが故に、特に庸調を免ぜられたるなり、また延喜式にも「飛騨國調不輸、但浮浪人輸、商布、」毎年貢匠丁百人、其返抄、准調庸例、凡飛騨匠、丁役中身死、勿貢其代、役畢還國者、免當年役、役と見ゆ、即ち令制には、里毎に匠丁一人を貢せしめたるも、後々變じて、毎年一百人を貢することになりたるを知るべし(三代實錄貞觀八年二月二十九日の條に「飛騨國年貢匠丁一百人、三箇年間、停四十八人、貢六十人」とあれば、貞觀以前、貢人の數定まりしこと明かなり)然れども工役頗る苦痛なりしが如し、飛騨工の遺亡せること屢々なるを以て、令して

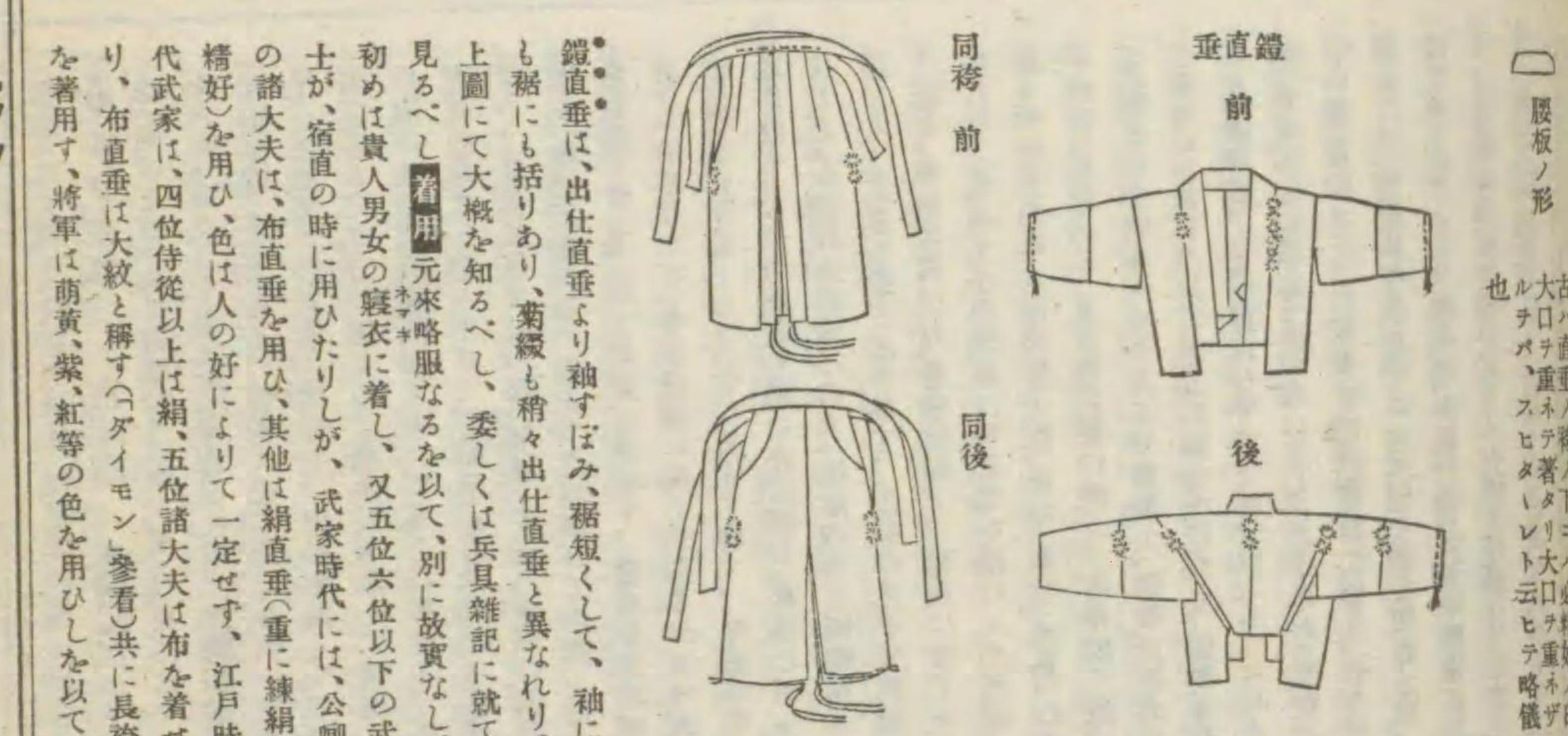
ヒタケ

これを檢査搜捕せしめしと、延暦十五年、弘仁二年、同五年、承和元年等の國史官符に見ゆ、而して其工人は、工匠の技に巧なりしこと勿論なりと雖も、亦往古より多く木の子を出す、木の子はオカヒキともいふ、後の木挽なり、王朝時代の末年には、工人よりは、寧ろ木挽職のもの多かりき(令義解、延喜式、類聚三代格、三代實錄、工藝志、難波江、松の落葉)ヒタケニ 直垂 名義もとは貴人の夜の具なりしが、後公武諸人の常服となり、江戸時代武家にては、侍従以上の著する禮服となり、又下姿とも云ひ、鍔直垂に對して出仕直垂とも云ふ、武人の鍔の下に著るものを鍔直垂と云ふ、安齋隨筆には、庶人の常服にて、常にヒタケと著る服なる故に名くといひ、武家名目抄には「直垂はヒタケ、ヒタケ、ヒタケ、ヒタケ」とも云ひて、もと水干より出たり、水干の頭は、侍衣の首上の如くなれば、著るにくび上を内へ折て、方領の如く引ちがへて著るを以て、方領に調し、身を二幅にして直垂と名付たるなりといへど、疑はし、後松日記に「直垂はもと宿直に、夜寒を凌がん料に、縮入たる衣を著て、柱によりそひなどして、夜を明かせしものなるべし、宿直衣袋に入て出て、宿直裝束の上に打著て帯などもせて、ひたぶるにうちたれて著たれば、ひたぶるとは云ひしなるべし」と云へり、従ふべきに似たり(調作仕立方は、兼棟に同じ、袖の下に露紐あり、前方の兩腋、及び後方の兩袖、背の五箇所に露紐あり、露紐露紐共に組緒を用ふ、地質は紗、生絹、精好、布を用ふ、色定まらず、木蘭地、萌黃、紅朽葉等を用ひ、其外人の好によりて、種々の色を用ふ、近代に至り露紐の上に家紋を付け、袖は一幅半としたり、但布直垂(大紋)は二幅半にして長袴にして、前後、後腰共に白絹を用ひ、大き糸にて上せしあり、

ヒタケ



ヒタケ



ヒタケ

諸人は之を擧げて用ひざりき、是は由事の色なれば、
忌みて著用せず(關原)始め詳かならず、思見集
調書に「ある人ひた、れ得させんとある云々」とある
を初見とす、之は夜の具にて常服にあらず、白記別
記に「次召家行朝臣、賜比多々禮(櫻萌黃)仰云、路
頭定有寒氣、以之禦寒云々、玉葉文治六年正月十
一日兼實の女任子入内の條に「主上云々、入夜御殿、
西戸御帳西帳中云々、自本安内藏寮御妾、并紅御
直垂等、次三位殿北御袴、御衣チ北方ニ押遣テ臥御
(主上南、三位殿北)其上先著紅直垂、其上奉著御
妾云々」と見えれば、男女共に貴人は、夜着に用ひ
たるを知るべし、此外中右記、宇治拾遺等に見えたり、
蓋し是等によりて考ふれば、直垂は、もとと云へり、
に云ひたりしが、後には烏帽子を著け、常服にも用
ひ、又鍔の下に著けて、鍔直垂など稱するに至りしもの
なるべし、武家の常服の如くなりたるは、いつの
頃なりしか、詳かならざれども、野府記寛和元年十一
月三日の條に「召覽彼父貞盛朝臣之直垂(黃衣)爲
甲介裏(悉損)、續江談抄に「貞信公記天慶度云、征東
大將軍參議右衛門督藤原忠文赴東軍、予使一時名
贈金錢百文及精好綾二端、畢、件綾著甲介表之料
也、以紅梅綠一云々、兵範記に「直垂、元武士之服
也、爲直仕(聽)之、文門之直衣相同也」と見えたり
ば、武人が早くより著けたること明かなれども、常
服となりしは、蓋し保元以後のことなるべし、山槐
記治承二年正月二日の條に、平維盛が豫原に狩した
りし時、折烏帽子、直垂、小袴、行腰にて騎馬せしこと
見え、明月記元久元年七月十二日の條に、藤原賴實
が直垂を著て、御狩に參會せしこと見えれば、こ
の頃には公家武家共に用ひたること明かなり、鎌倉
時代までは、諸人の望にまかせて、別に制なかりし

ヒタタ

が、建武式目追加に載せたる、貞治六年十二月二十九日の禁制に「中間以下輩直垂之絹裏緋袴并烏帽子懸不可用事」とあるより、以後は侍以下のものは、絹を用ふるを得ざることとなり、江戸時代には、武家侍従以上の禮服(大紋は除く)と定められ、將軍以下之を著用せり。直垂、源平盛衰記入道院參の條に「入道既に腹巻を著給ける上は、一門の卿上雲客數十人各思々の直垂に色々の縞著て、中門の廊に二行に著座せられたり」と見えたり、然れども縞の下に水干をも著けしこと、保元平治物語、源平盛衰記、平家物語等の中に見えれば、一般に直垂を着用せしにあらで、各その好む所に任せしものなるべし、然れども直垂のみは、大將軍たる人ならでば、著るを得ざりき、齋藤實盛が北國に出征せんとせし時、直垂を望みしに、平家盛之を許さざりき、又源義經が、兄頼朝の大場の陣に參りし時、左右なく直垂を着、白旗をさし、心を得ずと、頼朝の告めたるを、平家物語異本、平治物語に見えたるにて知るべし、また後醍醐天皇を隱岐に護送せる千葉貞胤以下十人の武士等、撰みて色々の綾織物の水干直垂など云ふものを、様々に織盡し、精好を盡したること、増鏡に見えたるにて、一定せざりしを知るべし、建武二年に、武者所の武士が、直垂に、蜀錦、吳綾、金紗、金襴、紅紫の類は、替固の時に著すべからざることを令したり、これ直垂の制を設けし始めなり、然して室町時代に至りては、水干は殆ど絶えて、直垂のみ一般に用ひらるゝに至れり。直垂、地質色等によりて名づく、錦直垂、赤地錦直垂、緋地錦直垂、細筋直垂、金縷直垂、木蘭地直垂、三益日結直垂、靱直垂、村澤直垂、大引兩直垂、二引兩直垂等あり、此他武器考証、武家名目抄等

ヒタチ

隨筆、貞丈雜記、武家名目抄、歴世服飾考、後松日記)ヒタチノクニ 常陸國 西は下野下總、南は下總、北は磐城、東は海に至る、東西凡十一里十八町、南北三十里十町、東海道に屬す。形勢、磐城の諸山分岐して南走し、那珂久慈二水之を割して東流す、筑波峯その東南に突起し、山勢北進して下野諸山に連る、南方平原多く、衆水西來瀝して霞浦と爲り海に注ぐ。原野、上古は蝦夷之に居住す、崇神天皇の朝之を討ち平けて、新治、筑波、茨城の國造を定め、日本武尊東征の後、那賀、久慈、多珂の國造を置く、孝德天皇の朝、始めて之を併せて六郡と爲し、常道國を置き、後ち常陸と改稱す、國府を茨城郡に置く(府中是なり、今新治郡に屬し石岡と云ふ)天長中、親王之任國となし、守を太守と稱す、平治中平清盛奏請して、佐竹忠義を國の介に任じ、本國の事を管せしめ、久慈郡太田城に居る、治承の末、源頼朝兵を遣はして忠義を撃ち之を殺す、忠義の從子秀義陸奥に奔る、頼朝北伐の日、秀義來歸し、舊邑に復すを得たり、頼朝又小田知家に筑波郡を授け(小田城に治す)建久四年大掾義幹の地、茨城、新治、鹿島、行方(大掾氏は平國香大掾のより世襲し、義幹は其九世の孫なり)佐竹小田二氏互に國の介に任じ、國事を知之、建武中興、足利尊氏を守護す、既にして佐竹貞義(秀義五世の孫)尊氏之叛に應じ、大掾高幹(義幹七世の孫)小田治久(知家七世の孫)官軍に屬し、後ち皆尊氏に降る、關東管領足利氏の孫の列を定むる時、三氏皆其班に入る、應永の末、大掾房、初那珂郡に居り、後茨城郡川和城に居る、大掾氏を襲ひ、其水戸城を取り、勢頗る振ふ、爾後大掾氏に資へ、一城大に盛る、(この時佐竹氏入寇、多珂、筑波、茨城の四郡

ヒタチ

を領し、小田氏筑波、新治、河内、鹿島、行方、眞壁信太七郡五拾三城を擁す)天正二年小田氏治、治久八世の孫)上杉の故臣太田實正と戦ひ、城陥て自盡し小田氏亡ぶ(知家より治久に至る十四世)獨佐竹義重兵勢頗る盛なり、十八年江戸重通(通房六世の孫)大掾淨幹(高幹十世の孫)を滅し、悉く全國を併せ、子義宣をして水戸城に居らしめ北條氏と相抗す、北條氏の亡ぶるや、義宣歎を豐臣氏に送り本國を領する故の如し、關ヶ原の役畢り、徳川氏其封を削りて出羽秋田に移し、家康の六子信吉を水戸に封す、信吉天して嗣なく十一子頼宣之に代り、駿河に轉するに及びて、十二子頼房を封す(三十五萬石)其支封を府中(慶長六年六郷政乘を封す、元祿中頼房の五子頼隆封を受く)尖戸(頼房の七子頼雄)と云ふ、又松平信一を土浦に(後に土屋政重)松平康直を笠間(後に牧野貞通)山口重政を牛久に封じ、寛永中頼房の庶長子頼重、封を下館に受け、尋て讀波高松に移り、寛文中増山正綱代封せらる(後に石川總茂)其他谷田部(初下野茂木細川興元)下妻(井上正長)麻生(新莊直頼)三藩を置き凡て十藩、明治維新府中を改めて石岡と稱し志筑藩(本堂親久)を設く、磐城の守山藩(水戸の支封松平頼之)松川に移り、水戸の傳相中山信徴藩列に班し(松岡)凡て十三藩となる、既にして皆改めて縣とし、又廢して新治茨城二縣を置き、後ち茨城一縣となる。古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヒタツ

Table with columns for various regions and names, including entries like 多珂同, 久慈同, 那珂河, etc.

ヒタノ

子大臣たり、六年百濟より經略者千餘、并に律師、醫師、比丘尼、咒禁師、佛工、寺工等を貢したれば、詔してこれを難波大別王寺に置く、八年新羅また佛僧を獻す、十三年鹿深臣、佐伯連(二人名を關く)百濟より歸り、各佛像一軀を齎せり、馬子殿を造りて之を安ず、佛法はよりして彌漫するに至る、十四年二月疫疾行はれ、民死するもの多し、三月大連物部守屋、大夫中臣勝海等、以て佛法を興行するの結果とし、奏して其法を禁断せんことを請ふ、即ち詔して佛僧塔殿を燒き、餘像を難波の堀江に投ず、既にして京都諸を患ふるもの多からず、民間仍て、佛僧を燒くの致す所と爲せり、六月馬子病により三寶を奉ぜんことを請ふ、天皇も文史を好みて佛法を信せず、馬子に詔して曰く、汝獨り之を爲せ、他人を惑はすこと勿れと、八月十五日崩す、壽詳かならず、河内國石河郡太子村の河内磯長中尾陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)ヒタノクニ 飛騨國 東は信濃、西は加賀美濃、南は美濃、北は越中に至る、東西凡十七里、南北凡二十里、東山道に屬す。形勢、地勢最高、萬山四圍し、西北峻嶺險流にして、棧道編筏僅に往來を通ず。原野、仁德天皇六十五年、宿禰なる者あり、人民を掠略す、仍て武振熊をして誅さしむ、史に見ゆる者此に始まる、大寶令斐陀に、萬葉集斐陀に作る、國郡の制定まるに及て二郡を管す、清和天皇貞觀十二年益田郡を置き三郡となる、古へ國府を大野郡に置く(今の灘郷高山之なり)北條氏の末守護小笠原貞宗國事を兼知す、建武中興姉小路高基、國司に任じ、世々小島に居る、足利尊氏の叛するや、貞宗之に應じ、子長政に至るまで國事を兼管して、國司と相抗す、國司相傳ふる三世、尹綱に至り、應永中將軍義持、京極高光の弟高數をして來り攻め、尹綱敗

ヒタリ

死す、義持本國を高光に歸ひ、尹綱の從子師曾を以て國司を襲がしむ、文明中尹綱の孫基綱復國同となり細江に居る、初高光家臣三木正頼瀬瀧城に居て國を監す、其曾孫關頼に至て松倉城に居り、國內の豪族高山山田鍋山畑の諸黨を脅制す、弘治の初姉小路氏絶ゆ、關頼姉小路氏を冒し、因て國守に任ず、子自綱嗣ぐ、天正十三年豐臣氏金森長近を遣して之を撃たしむ、自綱拒戦克たすして出亡す、乃ち長近を封じて高山に治せしむ、六世頼時に至り、元祿中徳川氏其封を出羽上山に移し、前田綱紀に命じて戊隊を高山に置かしめ、代官伊奈氏田賦を掌る、既にして城を毀ち皮を罷め、郡代を置き國事を統しむ、明治維新改めて高山縣とす、後ち廢して筑摩縣より兼治す、また廢して山梨縣と爲して管す。古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看す(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヒタリ

Table with columns for names and locations, including entries like 延喜式, 和名抄, 益田, etc.

ヒトツ

頭に出座するの意なり、大名諸家にては皆是れに徴ひ、老臣奉行人を凡て出頭衆と云へり、然れども全くと定まれる職名にあらず、康富記嘉吉二年八月の條に「去廿二日御評定始日、與頭人波多野出雲守、座席令相論也、爲評定衆、上者任位階上首、可着頭人出頭上之由、肥前申之云々」とあるを初見とす(武家名目抄)

ヒテン井

悲田院 名義 王朝時代、孤兒、病者を養ふ所にして、施薬院の別所なり、左右の京職、九箇條の令に依て、京中路邊の孤兒病者を見るに隨て、施薬院及び悲田院に送るなり、關西京鴨川の西(悲田院)天平二年五月、光明皇后、始めて設けらる、始め左右兩京に在りたるが如し、延喜式に「凡東西悲田、毎年冬季所給古弊疊三十枚者、下三行施薬院、總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數、均令分給」と見えたり、拾芥抄の時、鴨川の一箇所となれるか、同書に四時在りといへり、施薬院(セヤクケン)參看、

ヒト

毗登 姓の一種、皆外國より歸化せるもの、即ち蕃別の人々に限られしがごとし、いま其姓を帯びたる氏は神、大角集、伯太首神、國背欠人、狛、凡、緯等とす(姓氏錄、拾芥抄、姓名錄抄)

ヒトガタ

人形 祓(ハラヒ)を見よ、

ヒトシチ

人質 和親、降伏、もしくは違心なきの證として、親戚家臣を人に致すをいふ、又證人とも稱す、古くはムカハリといへり、神后紀に、仲哀天皇の九年十月、皇后が新羅を親征し給へる時、新羅王、徵叱己知波多千岐を出して質となしたる事あるを初めとす、これより後、新羅百濟等常に質を我國に送りたり、尋で武家時代に入り、諸家族間戦争のこと廣々あるに及び、廣く行はるに至りしが、其

ヒトツ

尤も盛んなりしは、室町時代の中葉以後、即ち戦國の際なりき、江戸幕府にても、其初期には、諸大名をして質を幕府に納れしめ、之を證人といひしも、幾もなくしてこれを停めたり、然れども諸大名の妻子をして江戸に置かしめしことは、此時代を通じて行はれ、以て暗に質に擬せり、蓋し質は元來契約の保證なれば、約に背きたる時は、質を受けたる方にて、其質を殺したること尠からず、故に又約を破らんとして、質を奪ひしことも多かりき(武家名目抄、古事類苑兵事部)

ヒトツバシケ

一橋家 徳川氏の分家にして、三卿の一、トクガハツチ(一橋の部)及び、サンキヤウの條を見よ、

ヒトツバシモン

一ツ橋門 江戸城内廓門の一、神田橋門の西に在り、徳川氏入國の時、大きな丸木の一ツ橋をかけたより、其名起れりと云ふ、貞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀧名貞雄の説に、古より一ツ橋と云ひしは疑なし、延寶八年江戸圖に、今の民部卿治齊卿の御屋形は、松平伊豆守屋敷なり、因て一ツ橋を其頃私に伊豆橋ともいひしと見ゆといへり、按ずるに、此橋欄干葱花子の銘に、一ツ橋萬治三年辛未二月吉日と刻す、伊豆橋の名の俗稱なること明かなり、門衛には、譜代大名、帝鑑雁之間衆二萬石限り勤仕す、其以下勤者半年なり、番士四人羽織袴着用、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令神田橋と同じ(御府内備考、殿居要)

ヒトツヒキリヤウ

一引兩 「ヒキリヤウ」を見よ、

ヒトツヤナギウチ

一柳氏(播磨小野) 姓

は、播磨氏、其先は河野氏より出づ、河野四郎通信の

ヒトフ

十三世の孫宜高、大永中伊豫を去て美濃に赴き、土岐頼壽に仕へ、一柳氏と改む、藩翰譜に、尾張一柳御府に住せし故に名づけしならんといへり、世々厚見郡西野村に住す、孫直末、豊臣秀吉に仕へ、美濃竹鼻城一萬石を領す、天正十八年戦死す、弟直盛其後を繼ぎ、尾張黒田城三萬石に封ぜらる、慶長五年徳川家康に仕へ、屢々功あり、六年伊勢神戶城に移る、寛永十三年直重伊豫四條に移封す、而して伊豫高野一萬石を弟直家に、同小松一萬石を弟直頼に分封す、寛文五年直興事に坐して除封せられ加賀國に謫す、因て支族直家の孫直次をして宗家を續がしむ、正保元年播磨小野一萬石を賜ふ、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜)

○宜高

直高 直末 直盛 直重 直興

○直次

末禮 末見 末榮 末英 末昭

○末周

末延 末彦 末徳

○伊豫小松(一萬石)

伊豫小松(一萬石)

○直頼

直治 頼徳 頼邦 頼壽 頼欽

○頼親

頼紹 頼念

○頼親

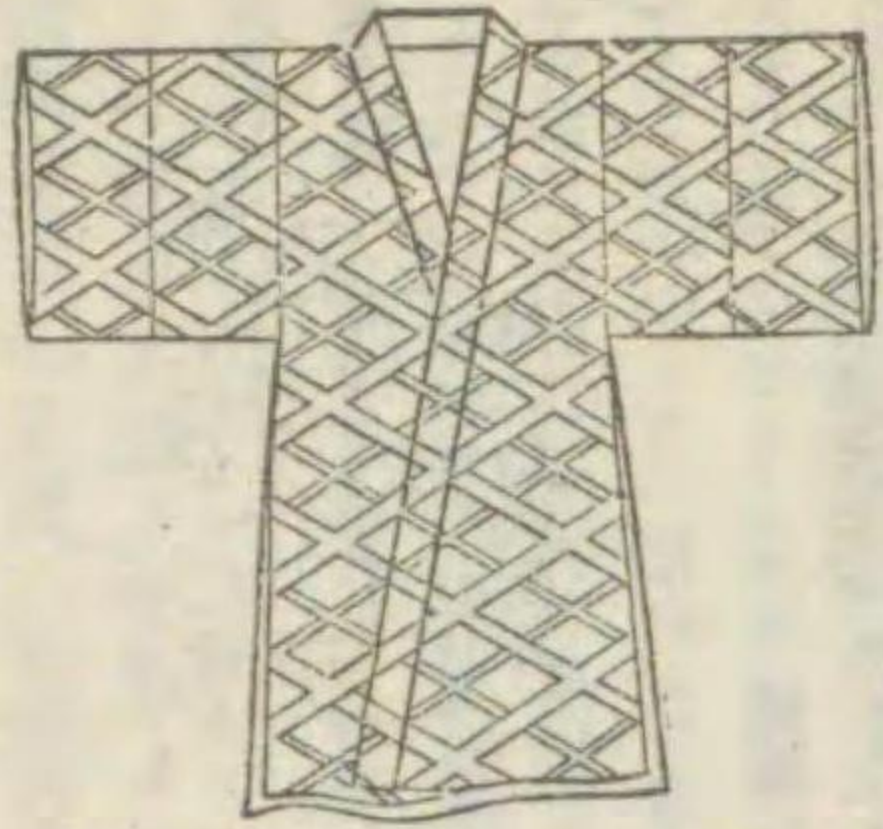
頼紹 頼念

ヒトフデカギリ

一筆限 江戸時代檢地帳面に、一筆づつに田畑屋敷を書き載せたるを云ふ(舊幕府治要略)地方凡例條に「是は水帳及び名寄帳等の面に、一段段歩にても、五畝三畝程にても、田畑一枚限りに一打を爲し、何故何歩は何某と幾つも記し置き、檢見の節に内見、荒地起返し、小前帳等にも、田畑何枚限に何故何歩と認めて田畑に連札を爲し、帳面に引合する、その限々を一筆と唱ふる也、帳面に一打ちて認る事故一筆といひ習はしたる」と

ヒトヘ

ゆ、假令は五條に記せば、五筆といひ、十條あれば十筆と唱ふる也」と見えたり、



(載所式圖裝)單の用著子男

の地下は、綾の單を着用すべからざるよし令せられき、夏は下に汗取を着せり(裝束圖式、女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成)

ヒトヘガサネ

單重 名義 單衣を二つ、端を縫ひ捻り重ねたるをいふ、圖作單衣を二枚、捻り重ねたること前にいへるが如し、裕にあらず、地質は生織物、又は綾等を用ひ、色は普通蘇芳、女郎花等なり(着用品)夏季に女子これを着用す(女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、羽倉考)

ヒトヨギリ

一節切 樂器にて笛の一種、尺八の短きものなるべし、和名抄に、兩節間、俗云與とあれば、竹を載り兩節の間にて製したる故に、名づけたるものなり、室町時代、連歌師宗長の吹きたるがの、或は野田城にて芳休が吹きて、信玄是を聞くとして殺されたるも、此一節切なりと云ふ(箋註倭名抄、難波江、樂器考)

ヒトリ

火取(燻爐) 調度の一種、薪物をたぐ香爐を云ふ、火取香爐の略なり、銀にて作り、上に銀の籠を蓋へり、或は外は木にて作り、薪籠を施し、内は銅陶器を埋めて、上に金の籠をすもあり、中古貴族の家にては、二階の欄の上段に置きて香をたきて匂をなめたり、テアドの條の挿繪を見て、其一班を知るべし(倭名抄、箋註倭名抄、類聚雜要抄、貞丈雜記)

ヒナアソビ

難遊 「ヒナアソビ」を見よ、

ヒナハツツ

火繩筒 鐵炮(テツバウ)を見よ、

ヒニン

非人 名義 賤民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし(原清解)起原詳ならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめしこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見なれども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在、原其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるにあらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、大神人といふものあり、掃除等の賤役に従ひ、死人、不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門歌詠記には、大神人を指して非人といへり、應安元年のことなれば、室町時代には大神人の類を非人といへることを知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、大神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、大神人と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するものならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ヒニン

非人 名義 賤民の一種、乞丐の徒

なり、人中に齒せざる者の義なるべし(原清解)起

原詳ならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめ

しこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見な

れども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、

三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而

後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在、

原其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、

使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるに

あらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、大

神人といふものあり、掃除等の賤役に従ひ、死人、

不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門歌詠記に

は、大神人を指して非人といへり、應安元年のこと

なれば、室町時代には大神人の類を非人といへること

を知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、

大神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載

せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、大神人

と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するも

のならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八

幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ヒニン

非人 名義 賤民の一種、乞丐の徒

なり、人中に齒せざる者の義なるべし(原清解)起

原詳ならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめ

しこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見な

れども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、

三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而

後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在、

原其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、

使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるに

あらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、大

神人といふものあり、掃除等の賤役に従ひ、死人、

不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門歌詠記に

は、大神人を指して非人といへり、應安元年のこと

なれば、室町時代には大神人の類を非人といへること

を知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、

大神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載

せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、大神人

と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するも

のならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八

幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ヒニン

非人 名義 賤民の一種、乞丐の徒

なり、人中に齒せざる者の義なるべし(原清解)起

原詳ならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめ

しこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見な

れども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、

三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而

後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在、

原其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、

使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるに

あらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、大

神人といふものあり、掃除等の賤役に従ひ、死人、

不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門歌詠記に

は、大神人を指して非人といへり、應安元年のこと

なれば、室町時代には大神人の類を非人といへること

を知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、

大神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載

せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、大神人

と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するも

のならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八

幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ヒニン

非人 名義 賤民の一種、乞丐の徒

なり、人中に齒せざる者の義なるべし(原清解)起

原詳ならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめ

しこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見な

れども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、

三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而

後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在、

原其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、

使、盜賊不混住也」とあれども、また證據あるに

あらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、大

神人といふものあり、掃除等の賤役に従ひ、死人、

不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門歌詠記に

は、大神人を指して非人といへり、應安元年のこと

なれば、室町時代には大神人の類を非人といへること

を知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、

大神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載

せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、大神人

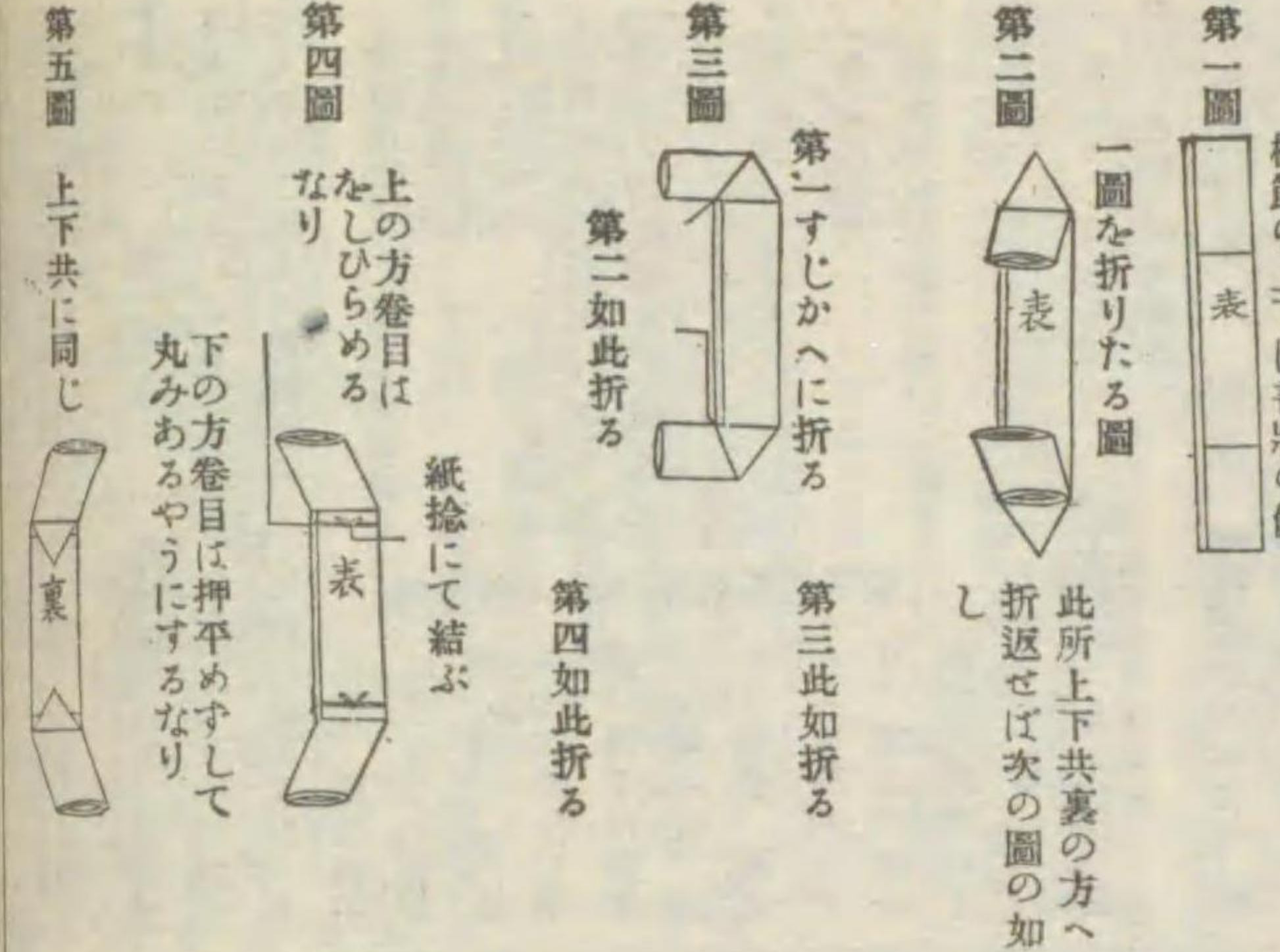
と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するも

のならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八

幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即

ヒネリ

上短く、下長く捻り、婦人に送るには上を長く、下を短く捻ること故實なりと云ふ、捻り様は、書状の上を禮紙(ライシ)巻看にて巻き、更に其上を白紙にて巻に包み、其上下の書状より餘る分を、筋違へに左へ折り、又右へ折して更に裏の方へ折るなり、書状の巻きたる幅は定まりなきも、杉原などは大概一寸三分許りと云ふ、禮紙は謹上書(等輩に用ふ)の時、書状と別の紙を用ひ、進上書(上輩に用ふ)の時、友紙(書状と同じ)を用ひ、進上又謹上を書かば封をなす、これなき時には、をを書くなり、今左に捻り様を示す(貞丈雜記)



ヒノウ

此外紙捻にて結ぶ口傳及び捻文整状の表巻の圖あれど省す、
ヒノウチ 日野氏 姓は藤原、右大臣内膳の長子眞夏より出づ、眞夏の孫家宗の時、山城守治部日野の別業に法界寺を創立す、五世の孫資業、日野法界寺薬師堂を建立す、是より日野氏と稱す、十一世の孫資名(資朝の兄)北朝に仕へて權大納言に至る、名家の一、子孫足利將軍と結び、其家益々盛んなり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、其支族に裏松、四辻、烏丸、柳原、竹屋、日野西、外山、豊岡、三室戸、北小路等あり、是等を總稱して日野家と云ふ(尊卑分脈、有職中抄、華族譜)

- 眞夏—演雄—家宗—弘隆—繁時—輔道
- 有國—資業—實綱—有信—實光—資長—無光—資實—家光—資宣—俊光—資名—時光—資康—重光—資義—重政—勝光—政資—内光—晴光—輝資—資勝—光慶—弘資—資茂—輝光—資時—資枝—資矩—資愛—資宗—資貴—資秀—資謙
- ヒノヲノミササキ 檜尾陵 後村上天皇の御陵、また觀心寺陵ともいふ、河内國南河内郡川上村大字寺元在り、圓丘、方二丈許なりといふ(山陵志、陸奥一覽)
- ヒノオマシ 晝御座 天皇が、日中に出御の時に座し給ふ御座をいふ、清凉殿の身舎、東方に向ひ、御帳を立て御座を設く、御座の飾は前に獅子狛あり、欄端平敷の臺二帖を敷き、中央に茵一枚(中書後、欄端裏打)を置き、御座の南端に御帳(欄東、抄)

ヒノカ

柄西を備へ御座の前の板に御現宮を置き、鐙鉤鑿繪の瓦硯、筆臺龜形の水入等あり、清凉殿の圖卷看(延喜式、禁中抄、禁殿抄、政事要略、大内裏圖考證)
ヒノカミ 日神 天照大神(アマテラスオホカミ)を見よ、
ヒノカミ 日上 上卿を云ふ、公事の日第一の公卿、諸事を奉行するより名づく、シヤウケイ(見よ有職問答)

ヒノカミ 火神 迦具土神をいふ、古事記に「次生火之夜藝速男神、亦名謂火之炫晃古神、亦名謂火之迦具土神(中畧)故伊邪那美神者因生火神、遂神速坐也」とあり、
ヒノギヨサ 晝御座 「ヒノオマシ」を見よ、
ヒノクニ 肥國 今の肥前肥後地方の古稱、また火國に作る、古事記、伊弉諾伊弉册二尊國生みの條に「肥國、謂日向日豐久士比泥別」とあるを初見とす、建日向日豐久士比泥別、即ち此地方を支配せる神の名なるべし、而して舊事紀には「肥國謂日向日豐久士比泥別」とあるより、或は建日向日豐久士比泥別の句に誤りありと説くものあれども、古事記の本文によるに、筑紫島のことなはいひて、此島亦身一而、有四面こと見え、四分國ありしこと明かなれば、日向國を立つる時は、五國となり、之と合はず、舊に従ふべきなり、而して景行紀に「天皇從三章北發船、日没遙視火光往之、得着岸、問其火光處、對曰、是八代縣豐村、尋其火不得、主、並知、非入火、故號其國曰火國」と見ゆ、火國は肥前肥後兩風土記に八代郡火邑とありて、即ち和名抄にある肥伊那なり、今日の八代郡、野津、宮原、有佐、種山の諸村に當る、故に、この火國は一小國の名に過ぎずして、今日の兩肥地方を統稱せる、

ヒノク

古事記に所謂肥國とは同じからず、古人往々これを混同し、景行紀なる火國を、古事記の肥國と同様に考ふるものあるは誤なり、但し肥國の名義は、火の國なるべし、按ずるに、肥國の火は、後世にも、松橋の海上に陰曆七八月の頃、盛んに見ゆることあり、國人龍燈と稱して神火となせり、おもふに、古くより此火ありしが爲め、火國といひしものなるべく、肥の字は宛て字なること明かなり(景行紀にある火は、海上の火にあらず、船中より岸の方に見えたる火を望み給ひしものにして、龍燈とは別なり、混すべからず)後ち國郡制定の時、肥前肥後の二國に分る、ヒノクニ、ヒゴノクニと參看(古事記傳、不知火考、事蹟通考)
ヒノクマノアコノヲカノヘノミササキ 檜隈安古岡上陵 文武天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字栗原在り、高三丈、兆城方三町、陵戸五畑を置く(延喜式、陸奥一覽)
ヒノクマノイホリノミヤ 檜隈廬入野宮 名義宣化天皇の皇居所在、大和國高市郡檜隈村(原沿革)宣化天皇元年正月、都を檜隈廬入野に遷し宮號となせり、同四年二月天皇崩御に至る迄、即ち四年間の皇居たり(書紀)
ヒノクマノオホウチノミササキ 檜隈大内陵 文武天皇、持統天皇の御陵、大和國高市郡高市村大字野口在り、南面に於て八角形、高さ五丈、池溝を繞らす、正面に石門を設く、持統天皇元年冬之を築く、延喜の制、兆城東西五町、南北四町、陵戸五畑を置く(延喜式、禮樂志、陸奥一覽)
ヒノクマノサカアヒノミササキ 檜隈坂合陵 欽明天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字平田在り、西面に於て、前方、後圓、高四間、

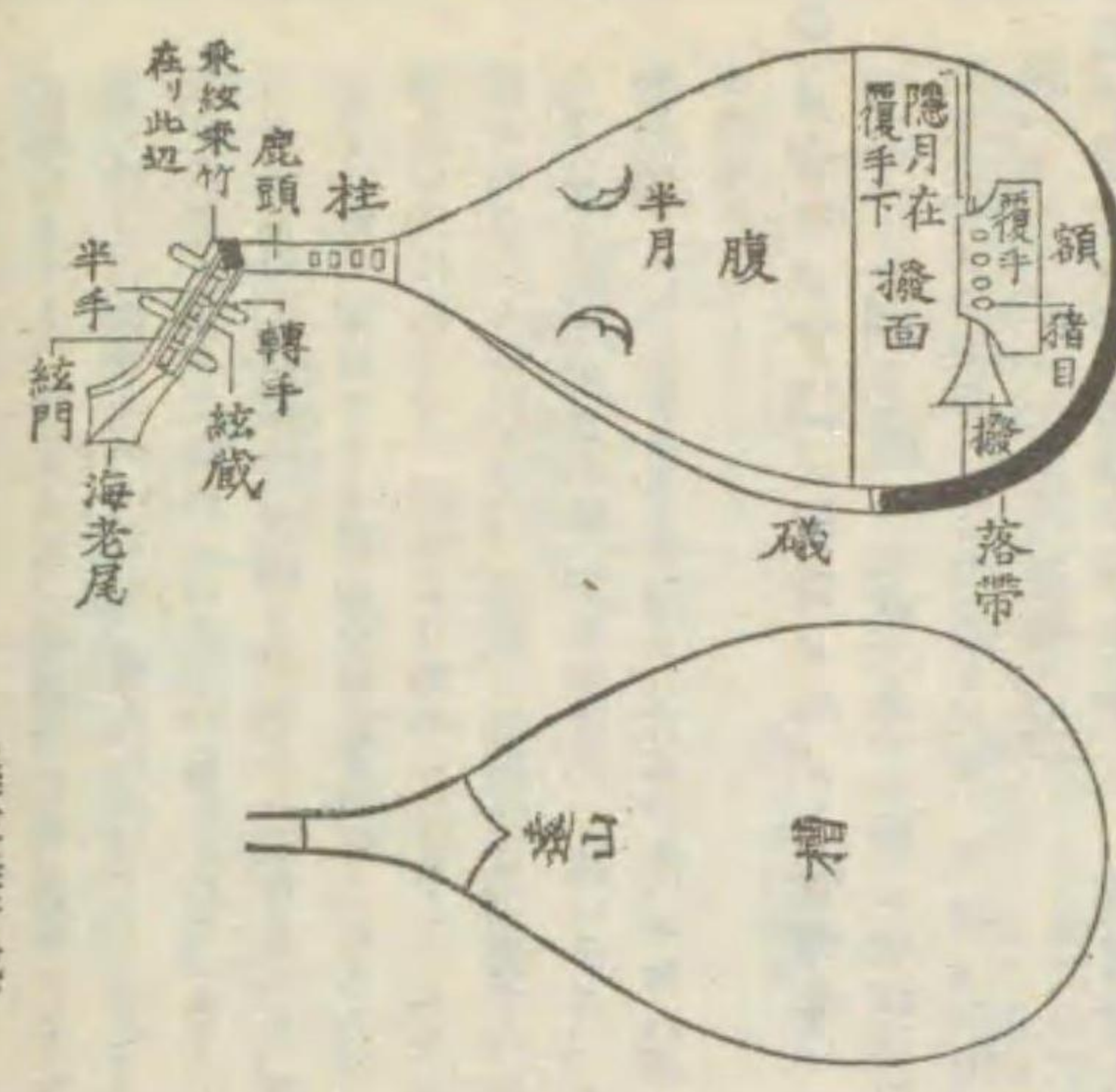
延三十四間、流を以て環らす、兆城方四町、陵戸五畑あり、推古天皇二十八年、砂礫を陸上に敷き、城外に土山を築き、諸氏をして大柱を樹てさしめらる(延喜式、禮樂志、陸奥一覽)
ヒノサウソク 晝裝束 束帯を云ふ、束帯は盛儀に著ざるものなるをもて、直衣を宿衣と云へるに對して稱するなり、ソクタイ(枕草子春曙抄)
ヒノタメシ 水様 元日節會の日、宮内省より水室收蔵の水の厚薄等の有様を奏上するを云ふ、延喜式に、凡藏氷之處、收水多少、及水厚薄每處具錄、元日群臣未喚之前、省之輔以上將本司、入奏、并進水様、其詞曰、宮内省申々主水司、今年收水、合若千處、水若干室、厚若干寸已上、益自去年、若干室減、自去年、若干室、仕奉事申給云々」とあるにて推知なすべし、後世は宮内省の被管主水司より之を奏す、而して水室の厚薄の寸法は、瓦石を以て、其形となして奉ることなれり、古は氷の厚薄により、年内の豐凶を卜し、若し氷らざる時は、氷の御祈とて大祓法を行はれたり、故に宮内省より、年々注意して、其厚薄を檢し、今年もよく氷りて、目出たき由のためしを奉るなり、而して書紀仁德天皇の六年五月、額田大中彦皇子關野に獵したる折、氷室の水を得て、天皇に獻せられしに、斜ならず寂感ありしこと見えたり、爾來諸國に氷室を設置し、帝室の御用とす、但し水様を奏する事につきては、起原詳かならず(書紀、延喜式、公事根源)
ヒノニシウチ 日野西氏 姓は藤原、日野家の一、廣橋權大納言總光の三男總盛を祖とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)

ヒノサ

ヒノモ

○總盛—光氏—國宣—國賢—資敏—資興—勝實—延光—光輝—延榮—光善
ヒノモト 日の本 「ニホン」を見よ、
ヒハ 琵琶 名義樂器の一種、琵琶録に「以手前曰琵琶、以手却曰琵琶」とあり、其器を鼓彈する状によりて名づく、また國腹といふ、もと胡國より傳へたるより胡琴とも稱す、箏、和琴と併せて樂器の三絃ともいへり、琵琶雅樂に用ふるものは、其體圓に首曲りて頸長し、長さ三尺七寸、是れ天地人と五行とを法るなりといふ、絃四筋、これ四時を象るなりといへり、槽は紫檀紫藤とを以てし、撥は黃楊を以て作り、平家琵琶は雅樂のものと同一、薩摩琵琶は、平家に比すれば圓の所構圓形を爲し、首曲らず、全體堅固に製し、全體の形他より大なり、筑前琵琶は平家と反對に竿長くして圓短し、撥は、平家筑前は略同一形を爲せども、筑前の撥は非常に厚く、平家の約三倍あり、薩摩のは、平家のそれと厚相似たれども、形は全く異なり、蠅蝠の羽を擱げたるに似たり、なほ筑前の三四の兩絃は、同音を發すること他のものと著しく相違す、名斷甲、琵琶背面の總名、漢土にて槽と云ふ、木繪、甲に彫鏤するをいふ、遠山、甲の表に雁金點の如く刻成せる所、腹板、表の板總名、額腹板の本、覆手の所、撥面、撥を用ふる所に革を張りたるもの、半月、腹板の表、覆手鹿頭の間に在る穴、半月、覆手の下に在る一圓の穴、隱月、覆手の下に在る小穴、常に撥本を納むる所、覆手、又伏手と云ふ、腹板の上、絃本を持つ所、此物に孔を穿ちて四絃を張るなり、通絃孔、覆手通絃の孔、猪目、通絃孔の周、珮瑠を以て飾と爲す者、蟻通、鹿頭の上、柱の兩邊、蟻通ばかりの處、蟻、腋の周を總ての名、落

帯、襷を張る革の名、鹿頭、柱を設くる所、匡口、鹿頭と接續の所、海老尾、鹿頭の末、屈折海老尾の如き所、牛手、轉手したる所、即ち絃門の外邊、絃門、牛手の中にありたる所、承絃、絃の末を承くる所、乘竹、承絃の外に當る竹片、轉手、絃を巻きつくる者、世幾、腹板の中程に帶の如き横木を容る、猿尾、鹿頭の裏面の頭、絃門に接し高起する所、兎眼、轉手の木口○絃の名には一(第一絃)乙(第二絃)ク(第三絃、行字の省文)上(第四絃、上字の古文)以上四を放絃と稱す○柱の名には一柱、承絃の方を上とす、工、下、七八、二柱、凡、十、ヒ、一、三柱、フ、乙、ム、ム、四柱、斗、コ、コ、之、也あり(以上雅樂ものに就きていふ、他も概ねこれに異なるなし)



(樂家録所載) 雅樂(雅樂)に用ふるもの之なり(平家琵琶) 額、腹、柱、半手、絃門、海老尾、鹿頭、轉手、承絃、乗竹、凡、十、ヒ、一、三、フ、乙、ム、ム、四、斗、コ、コ、之、也あり

ヒハ

ヒハ

ヒハ

せるものなりといへども、時代詳かならず、令集解引く所の大同四年三月二十八日官符に琵琶師あり、當時既に行はれたりしことを知るべし、されど其盛んになりたるは仁明天皇以後のことに係る、承和年中藤原貞敏入唐して、劉二耶(或は藤原武作)に就き、秘曲を傳へて歸り、名手として世に重んぜられしより、廣く世に弄ばるゝ事となりたるがごとし、俗に貞敏を以て琵琶の祖と爲すは、これが爲にして、實はこれを中興したるものなり、爾來主として貴族間に行はれ、遊宴の際は必ず琵琶を彈ぜざる事、王朝時代を通じての風俗にして、蟬丸源博雅のとき、皆これに堪能なるを以て名あり、又僧侶隱者等の間にも弄ばれしが、江戸時代に及びては僅に堂上家のみに限られ、所謂雅樂として用ひられしに留まりたりき(平家琵琶)後鳥羽院の時、信濃前司行長、叡山の僧生佛といへるに教へ、平家物語を語りしめたるもの、やがて平家琵琶の起因なり、これより以後、普通の琵琶は結婚の間に弄ばれ、雅樂として用ひらるゝに留まり、一般娛樂の爲としては、専ら平家琵琶世の嗜好に投じて流行する事となり、生佛の後、如一檢校あり、其弟子に覺一、城一あり、覺一は雨夜の城了の名によりて著名なる名手にして、足利尊氏と親みあるを以て、覺者漸く勢あり、後世平家琵琶に城方、都方の兩派あるも、其源は皆如一、覺一、城一を祖とすといへり、按ずるに、生佛の事は徒然草に載せられたれど、平家物語を琵琶に施したる證は見えず、思ふに奥淨瑠璃の如く、拍子のみに語りしものなるべく、而して琵琶を彈じて之に和するに至れるは、如一の頃よりならんか、龜田安道の説には、覺一に始まるといへり、かくて室町時代に入りては、覺一の傳へる處となり、稱して琵琶師といひ、詞曲を傳へたる者、(按ずる)

詳かならざれども、恐くは薩摩琵琶と相前後して、九州に流傳したる琵琶法師の創めたものならん、もと荒神琵琶と稱す、専ら筑前の地方に行はるゝ、維新後博多の醸造家加納熊二郎氏、始めて吉田竹子女史、楠智定氏等と共に荒神琵琶を改良し、名づけて筑紫琵琶といひしが、明治三十一年筑前琵琶と改む○名器に、支象、牧馬、玄上、青山、滑橋、小琵琶、無名、元興寺、井手、木輪、末濃等あり(琵琶録、琵琶血脈、古今著聞集、夜越庭訓抄、絲竹口傳抄、歌舞品目、禮樂志、四遊記、歌舞音樂略史、平家詞曲記、史學雜誌、琵琶法師、新小説、筑前琵琶)

ヒハダ 檜皮 襲の色目の名、表蘇芳の黒みありて、裏花田なるをいふ(桃華葉、遺逸裝束抄)尚ほ宸輪裝束抄に「表檜皮色、裏同色也、或花田、裏兩説共無(苦事也、老若白裏云々)と見えて、説一定せず

ヒハドノ 枇杷殿 山城國京都、近衛南、室町の東に在り、或は云、鷹司の南、東洞院西一町と、今は給御門内梅林の邊に當れり、藤原基經の家、其子仲平之を領す、江談抄に「仲平大臣者、富饒人也、枇杷殿一町、内四分の一立住屋、殘皆立倉庫、珍寶玩好不(可)勝計云々」と見えたり、後ち道長に傳領し三條天皇の中宮研子此に居す、世に枇杷太后と稱す(拾芥抄、平安通志)

ヒバリケ 雲雀毛(鶴毛、驢) 馬の毛色の名、黄白雜るものを云ふ、後世雲雀毛と稱するは、黄にして諸色の交れるものを云ふ、詩魯頌に「有駘、註黃白曰、駘、孔氏曰、黃而微白色雜名駘、萬葉集倭名抄等に此名見えず、建久中より始めて見え、吾妻鏡建久三年八月十八日の條に、鶴毛と見えたり(驢黃物色圖說)

ヒハダ ヒバリ

ヒヒナ

ヒビヤ ヒブク

ヒヒナアリビ 遊遊 三月三日上巳の節に、雛を飾りて遊ぶをいふ(遊遊男女一對の形を飾る、これを雛人形といふ、もとは只男女の形を示せるのみなりしが、後世は男は束帶、女は十二單を著し、俗に内裏雛と稱し、雲上を模すること、なれり、これに附從して、五人雛などいへる色々の人形をも飾り、草履、長持、袂箱、貝桶、御厨子、黒棚、駕籠、茶道具等諸種の具を並列し、桃花、白酒、貝類、菓子、草餅、蓬餅、菱餅、膳部等を供ふ(原流抄)雛はもと手遊の人形にして、多く紙にてつくり、崇神天皇の頃よりありたりといふ説あれど確ならず、只釋日本紀に引きたる公望私記に見えれば、承平の頃には、既に此遊ありしことを知るべし、されど由来手遊の具なれば、時節など定まりしにはあらず、其れども、飛鳥井榮雅が、都には彌生の空のどけくてもひなのあそびもおもひやるかなといへる歌、月刈藻集にあれば、後土御門天皇の時以前よりの事なるは疑ふべからず、蓋し上巳に用ふるは、上巳の祓の人形に見ゆ、従ふべし、されば古へば、必ずしも女子に限らず、男子も弄びしこと、御産部類記に引きたる九記の天曆東宮御殿祭の條に、雛の料といふものを擧げたるにて分明なり、かく上巳の具となりしより以來、公武上下に關せず、一般にこれを飾りて、上巳を祝すること盛んに行はれ、時に江戸時代には、女の節句と稱し、尤も丁寧にせり、女子はじめて生れて此節に逢ひ、又は姉妹嫁して此節に逢ふをば、初の節句と稱して、一層盛んに祝すること慣例なりき、なほ上巳の條を合せ見るべし(古今要覽稿、武家名目抄、嬉遊笑覽、華實年浪草、骨董集、還魂紙料、徳川盛世錄)

ヒビヤモ 日比谷門 江戸城内御門の一、外堀田門の東、今の日比谷公園の傍に在り、現今取毀ちて跡形なし、寛永四年之を建て、南方の石壁を淺野長晟築くといふ、同六年に江戸總曲輪の堀石垣の普請大名之を勤めたりしが、日比谷門の外形石垣、松平正宗之を築くといふ、門衛は、一萬石餘の外様、柳間大名參勤交代の衆、一箇年勤仕し、番士四人、羽織袴着用、武器に鐵砲十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は、神田橋、及び櫻田の諸門に同じ(御府内備考、殿居囊)

ヒブクモ 美福門 大内裡外廊十二門の一、壬生門といふ、壬生氏の造れるを以て此名あり、大内裡の南面二條大路に通ずる東端の門にして、朱塗門の東に在り、桓武天皇延暦十三年、宮城經營の時、越前國之を造り、壬生氏之を造り、大西五間、月三間、二間なり、左衛府之を門衛す、東西各一間、東西二面各二間、井に粉壁す、嵯峨天皇弘仁九年、更に額を改め弘法大師の筆額を掲ぐ永祿元年大風の爲に顛倒す、正暦四年七月雷電落ちて門柱燒亡す、寛弘四年正月、藤原行成詔を奉じ額字を修飾す、長元七年八月大風また是を倒す(日本紀略、拾芥抄、大内裏圖考證)

ヒブクモ 美福門院 名譽藤原得子、法名眞性定、藤原太政大臣眞實の女、母は左大臣俊房の女源方子(藤原)鳥羽法皇其美を聞きて、これを納れ大に寵あり、保延二年四月從三位に叙し、翌年五月近衛天皇を生む、是に於て法皇に就き、崇徳天皇に譲り強て位を近衛天皇に讓らしめたり、近衛天皇既に即位の後、尊びて皇后(資格)となし、久安五年更に院號を上る、既にして近衛天皇の崩するや、崇徳上皇の咒阻する處となし、大に上皇を怨む、會々上皇は、皇子重仁親王を立てんとするの志あり、門

ヒヤウ

式日寄合は毎月四日、十二日、二十二日(後ち二日、十一日、二十一日となる)に、三奉行、大目付、目付出席す、其内一回は老中も出席するなり(初め老中毎日出座したりしが、後ち一回文出席する事となる、但し老中の出座は、奉行の揃き方を見る爲なりといふ)三奉行管轄違、交渉、其他輕き公事訴訟の裁判及び吟味等を行ふ、而して立合、式日等にて決し難きものある時は、吏員全體の總評議に附す、之を大寄合といふ、并に徒目付、小人目付、囚獄石出帯刀等も、當日出勤して事務を執る、また所司代は式日立合に、遠國奉行は立合に、其在府せる時は列席して傍聴する事あり、吟味等落着の上其宣告は、目見以上以下の者は大目付より、庶人は掛りの奉行よりするを法とす、此外なほ別に内寄合と稱し、三奉行各月番の役宅に於て、毎月九日(後ち六日となる)十八日、二十七日に、同役の者相會して評定し、支配下の公事訴訟の裁判を爲すことあり、即ち同役立合裁判なり、町奉行内寄合には、輿力、同心、囚獄石出帯刀、町年寄、勘定奉行内寄合には、代官、評定所留役、寺社奉行内寄合には、家士中の寺社役階級等、また三奉行が、評定所の内座に於て評定する事あり、これを内座寄合といふ、而して一座掛、五手掛等は、立合式日等の評定後これを行ふことあり、また臨時にこれを行ふ事もありき○評定所の評議は、各員伏藏なく意見を開陳し、裁判の公平を期するにあり、然るに後世は其會議に及ばず、最初發言したるもの意見に決する風ありしより、屢々令を出して戒飾したること多かりき

ヒヤウ

職員中、重なるもの左の如し、評定所留役、三奉行より各々其屬僚を出役せしむ、即ち勘定、寺社町奉行支配吟味物調役の出役なり(役料等本役と同じ)されど寺社町奉行の留役は、常に評定所にあるにあらず、獨り勘定奉行の留役は、十餘人ありて常に評定所の事に従ふ、之を評定所留役と稱す、評定所留役勘定組頭ありて之を率う、元文三年これを置き、寶曆八年組頭を置く、評定所目安讓、儒者より出役するものにして、後ち評定所勤役儒者と稱す、數人ありて、評定所の文書を整理す、若年寄の支配、役料五十俵、後ち百俵となる、延寶以前より既にこれあり、正徳二年一旦廢したりしも、享保三年再び之をおき、寛政二年又廢し、留役右筆をして、其職を兼ね行はしめたり、評定所番、評定所を守衛す、もと評定所留守居といへり、萬治年中はじめて二員をおき、寛政三年一員を増す、目付の支配、百俵高、持扶持同心十八人宛屬録す、評定所番役、書記の事に従ふ、十餘人あり、三十俵高、持扶持とす

ヒヤウ

鑑、江戸舊事考、徳川政治史料、徳川禁令考、古事類苑(法律部)
ヒヤウチヤウシユウ 評定衆
室町兩幕府の職名、鎌倉幕府にては、執權と共に政所に列し、政事を參議し、吏務を執行す、或は政所執事、問注所執事等を攝し、又は引付頭人を帶す、室町幕府の制亦之に準據す
嘉祿元年始めて之を置く、爾來北條氏の族若くは大江、清原、中原、三善の諸氏、及び二階堂、齋藤等の如く、文筆に堪へたる諸士、此職を世襲せり、又三浦、千葉、安達、結城、宇都宮、佐々木等武門の名家も、まゝ補せられし事あれども、此等は文筆の家にあざれば、父子其職を襲はしこと多からず、人員は十五六名に過ぎず、建長中引付衆を置くに及びて、評定衆の子弟、先づ引付衆となり、後ち此衆に轉ずる事となり、文永三年評定衆十四人をして結番せしめ、これを三番に分ち、更直して訴訟を聽かしむ、此時また政所問注所の兩執事に命じ、連日參會して其議に與らしめ、且問注所より、文士二人を連日差して、文書を掌らしめたること、吾妻鏡に見えたり(按ずるに、吾妻鏡の本文には、九人の評定衆を賦するとありて、交番の交名には十四人を載せたり、思ふに番毎に三人は其主職にて、自餘は佐職につけられしなるべし)室町幕府にては、文和三年評定衆の儀ありし事、御評定者座次第に見えたるを以てしめす、之より中原、三善の諸流(攝津、太田、町野、飯尾、布施等)并に二階堂、齋藤、波多野の諸族中、其任に堪へたる者を以て此職に充て、更に將軍家の一族なる吉良、石橋、山名、一色等の諸氏に命じ、評定衆に臨み、中原、三善等の上に列して、政務を議定し、代る、引付頭人の職を攝せしむ、但當時の制一門の職は、引付頭人を以て、直に評定衆

ヒヤウ

に補するが故に、他姓の評定衆を出世評定衆と號し、一等を降せり、而して一門の輩も、はじめて諸家と同じく評定衆と稱したりしが、中頃より頭人とのみ稱する事となりたれど、其職掌に至りては、即評定衆の掌る處なり、思ふに文筆の徒と、其稱を同じくするを嫌ひしものなるべし、此外土岐、佐々木の諸氏も、足利尊氏同義詮の頃は、一門の輩と共に、評定の席に列し、引付頭人も帶せしかば、應仁の亂後にも、引付の番文には、頭人の列に載せられたり、常に評定衆といへることなし、伊勢氏も足利義滿の頃より評定の列に加はり、頭人も帶する家となりしが、康暦中政所執筆を攝せしより、其職を世襲せしかば、又常に評定衆と稱せず、政所とのみいひたり、之を以て評定衆といへるは、攝津、二階堂、波多野、町野等の族に限れるが如くなりたれども、原より定格としたるにあらざれば、猶引付衆より轉補し、稀には以上の諸氏以外の人にして、補せられしもありき、當時評定衆を指して宿老といへり、これ全く長老宿徳の所職なればなり、かくて幕府の衰頹と共に、評定衆のときも有名無實となり、只僅かに元服等の儀に際して、評定衆を行ふに過ぎざりしが、永祿元龜の際に至り、全く廢絶したり、また式評定衆あり、シキノロヤウチヤウシユウ、參看○鎌倉の管領家にも亦此職をおきたり(武家名目抄)

ヒヤウ

來評定もしくは寄合の席に於ても、管領の次、問注所執事の上にして、席中のことを攝したりき(但北條氏の一族は、引付頭を兼ねる者と雖補任せず、これぬるがゆゑなり)建武中興の時、鎌倉府に諸奉行をおきし際、鎌倉の制に准じ、評定衆の内、引付頭人たる者を以てこれに補したり、室町時代にもまた先蹤に從ひ、足利尊氏が府を開くのはじめ、早く畠山國清引付頭人を以て此職を兼ね、爾來評定衆の世家佐々木、二階堂、攝津の輩、年齒の順次によりて補せられしが、應仁以後は、攝津一家の世襲となり、特に應仁大亂後は、規式の際にのみ設けらるゝ所職となり、常置のこと遂に廢す、なほ鎌倉の管領家にもこれを置き、管領に次ぎたる重職たりき(武家名目抄、官制沿革略史)

ヒヤウ

世郡宇治町○鳳凰堂の稱あり、天台淨土兼學○本尊丈六阿彌陀佛、定朝作、此地源融の別荘なりしが、陽成天皇行宮を建て給ひ、宇治院と稱す、宇多天皇朱雀天皇離宮となし給ふ、長徳年中藤原道長の山莊となり、其子頼通に傳はり、永承七年改めて佛寺と爲し、平等院と號し、天台宗三井圓滿院に屬したり、其阿彌陀堂の屋上に鳳凰を置くが故に、鳳凰堂の稱あり、天喜元年堂成るに及び、四百口の僧侶を請じて之を慶す、四年に法華堂を、康平四年に多寶塔を造る、藤原氏全盛の時、其莊殿を極めしが、後ち衰へ、文曆元年大修理を加へたり、此地は戦亂の際必争の地なるを以て、屢々兵火に遇ひ諸堂屢々燒失す、只鳳凰堂、鐘樓、釣殿のみは、其災を免れ今に存す、明應年中近衛家より大に修理を加へ、堂塔を建て、豊臣徳川の二氏また修理を加へ

ヒヤウチヤウフキヤヤ

評定奉行

鎌倉室町兩幕府等の職名、評定衆の進止を指揮し、評定の時、座次を點定し、儀節を整頓する事を掌る、重職たるを以て、評定衆の内、長老たる者此職に補し、必ず引付頭を兼ね、建長三年六月五日、政所の評定始に、引付頭人安達義景を奉行としたること、吾妻鏡に見えたるを以てしめす、爾

ヒヤウドウウヰン

平等院

世郡宇治町○鳳凰堂の稱あり、天台淨土兼學○本尊丈六阿彌陀佛、定朝作、此地源融の別荘なりしが、陽成天皇行宮を建て給ひ、宇治院と稱す、宇多天皇朱雀天皇離宮となし給ふ、長徳年中藤原道長の山莊となり、其子頼通に傳はり、永承七年改めて佛寺と爲し、平等院と號し、天台宗三井圓滿院に屬したり、其阿彌陀堂の屋上に鳳凰を置くが故に、鳳凰堂の稱あり、天喜元年堂成るに及び、四百口の僧侶を請じて之を慶す、四年に法華堂を、康平四年に多寶塔を造る、藤原氏全盛の時、其莊殿を極めしが、後ち衰へ、文曆元年大修理を加へたり、此地は戦亂の際必争の地なるを以て、屢々兵火に遇ひ諸堂屢々燒失す、只鳳凰堂、鐘樓、釣殿のみは、其災を免れ今に存す、明應年中近衛家より大に修理を加へ、堂塔を建て、豊臣徳川の二氏また修理を加へ

ヒヤウフ

屏風

調度の一種、室内に立て、風を防ぎ、又は物を遮る爲めに用ふる具、中古以來尤も重ぜられて、殿内裝飾の具として缺くべからざるものとなり、即位、大嘗會、四方拜、節會は勿論、立后、入内、元服、算賀以下重大の儀式には、必ず用ひられ、その儀式によりて、各異なる屏風を立てたり、また殿内の裝飾としての屏風の立て方は、類聚雜要抄に見えたり、就て見るべし

ヒヤウ

るもあり、幅二三尺位とし、その上に紙又は布、絹等を張り、文字、繪畫、地圖等を書きたり、一枚なるは所謂衝立にして、二枚以上八枚に至るものあり、折目(蝶番)は上下二所に革にてわなをつけ、其わなへ裁を通したりしが、今は紙布にて張り續けたり、その材料及び制は、延喜内匠寮式等に委しく見えたり、**起原** 正倉院に鴨毛屏風存せるを見れば、早くより屏風の行はれしことを知るべし、中古以來宮中に諸種の屏風を用ひられたり、即ち即位調度には孔雀形屏風あり、神事の時には黒形屏風、大宋屏風等、御馬御覽(賀茂祭に御覽の用とあり)には馬形屏風(ウマカタノヒヤウ)等あり、佛名には地獄邊屏風(ゲゴクヘンノヒヤウ)等あり、漢書、打毬、坤元錄、變天國、賢聖、山水、文集、樂府、月次、カンナキウ、和歌屏風等ありしこと、江談抄、江次第、枕草子以下の諸書に散見せり、室町時代以後、江戸時代に至りては、將軍を初め諸侯、金に任せて、當時有名の畫工をして圖せしめ、善美を盡したり、また徳川家康同家光の如きは、枕屏風として、世界の地圖を畫かして、航海井に各國の形勢を常に注意したりと云へり、駿府記に「慶長十六年九月廿日南蠻世界圖屏風有御覽、而及異城國々之御沙汰云々」と見えたるにても、其の一斑を知るべし、此外和蘭人上陸圖、各國の帝王又は其風俗等を屏風とし、現今に傳はるもの少からず、なほ此時代に入りて屏風の用頗る廣く、士庶人等皆之を使用したりき、**種類** (一)構造又は(二)屏風に畫きたる書畫により種々の名稱あり、(一)高さによりては、八尺、七尺、六尺、五尺、四尺、三尺等の屏風等あり、又枚數によりては、八枚折、六枚折、四枚折、二枚折等の屏風あり、張

ヒヤウ

りたるものによりては、鴨毛、織物、絹張、布張、網張、綱代、金、銀屏風等あり(二)は前に掲げたる宮中の諸屏風及び江戸時代に用ひられたる世界圖の屏風南蠻人上陸圖屏風また馬捕屏風以下一々掲ぐるに堪へず、此他古來より著名なるは、法隆寺藏蓮花圖絹本着色二曲屏風、東寺藏絹本着山水色屏風等は、共に國寶となれり、**ヒヤウフシヤウ** 兵部省 **名** ツカサカサカとも訓ず、唐名兵部所屬大内裡朱密門内、式部省の四品兵部省を總管し、中宮職、春宮坊、六衛府の舍人、齊宮寮の門部等を判補し、衛士、防人、健兒を管し、鎮守府の官人、太宰府及び諸國の帶仗官、并に六衛府長官以下の馬料、左右馬寮、兵庫寮等の事にも關係せり、又武官兵士の名帳、考課、選叙、位記、及び朝集、祿賜、假使、兵器、儀仗、城障、烽火等の事を掌る、被管に兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり、**職** 卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大丞一人正六位下、少丞二人從六位上、大録一人正七位上、少録三人正八位上、史生十人、和銅元年六人を置き、大同四年四人を増す、書生十人、弘仁四年置き、省掌二人、天長七年置き、使部六十人、延喜式三十人となす、直丁四人、**起原** 古古兵馬は物部大伴二氏掌りしが、天武天皇の時、兵部官を置き、大寶元年兵部省と改め職員を置き、後世大輔少輔に權官を置き、當省は國家の兵權を掌るが故に、民部省に次で之の重職なり、故に令制、卿を以て四位官となすと雖も、王朝時代の末より、稀に親王を在することありしも、多くは公卿の兼官となれり、大少輔又名家の五位の人在るに、中には清家の公達も補するに至れり、建武中興の時、後醍醐王を以て、兵部卿となし、大に兵權を

ヒヤウ

振設せしも、歳もなくして天下擾亂し、有名無實のものとなれり、明治二年二月軍務官を廢して、再び兵部省を置き、卿、輔、丞、録、史生、省掌、使部の職員を定め、下に兵學寮、武庫司、會計司、札問司を置き、四年八月官制を改め、軍醫寮を増し、會計司を廢して、造兵司を置き、五年二月陸海軍省を置き、本省を廢す(令義解、續紀、延喜式、類聚三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志、法令全書)**ヒヤウフノテツガヒ** 兵部手結 「テツカヒ」を見よ、**ヒヤウマシ** 兵馬司 **職** 官收畜、兵馬、郵驛公私の牛馬等のことを掌る、兵部省の被管職員正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、使部六人、直丁一人、**起原** 文武天皇大寶元年制定す、大同三年左右馬寮に併す(令義解、官職秘抄後附)**ヒヤウモン** 豹文(平文) 種々の色をまぜて色どりたるを云ふ、烏帽子にも、素襖にも、直垂にもあり、烏帽子は掛緒を青赤白にて彩色したるを云ひ、素襖、直垂は紋を種々の色にて彩色したるを云ふ(貞丈雜記)**ヒヤウラウアキヤウ** 兵糧奉行 **職** 安土桃山時代における武家の職名、兵糧を辨備して、兵士に配當することを掌る、出陣の時に定む、臨時のものなり、**起原** 天正十年二月織田信長信濃を攻めし時に、菅尾九右衛門兵糧奉行たりしこと安土日記にあるを初見とす、多くは物頭の類を以て充つ、豊臣氏の時に至り、五奉行の中より兵糧奉行とし、兵糧の倉を預る職奉行を兵糧小奉行と稱す、大名諸家にては、小荷取奉行たる者、倉方の有司を兼ねて、兵糧配當の事を掌り(武家名目抄)

ヒヤウ

ヒヤウラウマイ 兵糧米 **職** 武家時代、幕府または武門の棟樑たるものより、兵に供する爲め、特に諸國に賦課したる米をいふ、兵糧米とも云ふ、兵糧米を徵收する使を兵糧米使又は兵糧米使、兵糧米を徵發する所を兵糧料所と云ふ、**起原** 治承四年十二月、平清盛が高倉院の院宣を受けて、諸國公田莊園に兵糧米を課したること山槐記にあるを、史に見えたる始めとす、蓋し此時諸國に源氏蜂起したるを以て、之を征討する兵士の糧食に給せしなり、幕で壽永元年三月再び兵糧米を課し、人民苦みたること吉記に見えたり、後ち源義仲平兵を破り、長驅して京都に入るや、又平兵に倣ひて兵糧米を課したりき、然るに三年正月義仲粟津に戦死せしを以て、翌二月に至り、五畿七道諸國に令して之を停止せしむ、この後源範賴同義經の部下、平氏追討の武士等軍糧に缺乏せしを以て、兵糧米と稱し、諸國の莊園より徵收したり、元暦元年五月二十四日源義經令して、高野山傳法院領七ヶ荘内の兵士兵糧米供給雜事役を免除したること、根來寺文書に見え、宮寺縁事抄元暦二年正月頼朝下文に「近年之間依平氏追討、守護武士等、或獲抑留御年貢、或充催糧米云々」と見えたるを以て知るべし、其後幾もなくして平氏亡び、天下靜謐に歸せんとせし時に當り、頼朝、弟義經と隙を生じ、義經を追捕し、奸濫に備へんことを名として、文治元年十一月二十九日、勅許を得て、再び全國の公田莊園に課し、段別に三升を徵收したり、兵糧米を徵收するには、地頭をして其任に當らしめ、別に幕府より兵糧米使を發遣して取立てたり、然るに兵糧米は官物の内より徵收して、別に人民を苦めざる方法を取りしと雖も、地頭等は之を口實として、押領亂暴せしを以て、領家人民の困苦を來たし、之

ヒヤク

を評ふるもの多きを以て、文治二年正月高野山鎮の兵糧米を停止し、二月後白河院御領弓削莊、神崎莊等の兵糧米を停め、三月に至り終に五畿七道諸國兵糧米を停止せり、この後は一定の土地を指定して兵糧料所としたり、然れども臨時事あるに當りては又兵糧米を課したり、承久の役段米三升の兵糧米を課したるが如き是なり、この時又文治の時と同じく、武士等兵糧に事寄せて亂暴せるを以て、亂後直に停めたり、足利尊氏の時、兵糧料所を置き、兵糧米を徵收せり、蓋し鎌倉幕府に倣ひしものなるべし、建武式目追加觀應三年七月二十四日の令に「以近江、美濃、尾張三箇國、本所領半分事、爲兵糧料所、當年一作可預置軍勢之由、相觸守護人等訖、同八月二十一日の令に「次軍勢發向所々、八箇國(近江、美濃、伊勢、志摩、尾張、伊賀、和泉、河内)本所領事、爲兵糧料所、當年一作可均分之由、先度被定下之處云々」と見え、其他太平記以下の諸書にも見えたり、戰國時代以後の兵糧はいかなる方法によりて徵收せしか詳ならず、而して此時代は多く單に兵糧と稱したり、豊臣秀吉の時に及び、僅に其遺制を見る、即ち慶長元年十月、關城寺領江州便宜の地を兵糧料所に充つべしと令せることあり、爾後遂に廢絶す(國學院雜誌、兵糧米考)**ヒヤクガウ** 白毫 佛陀の眉間より發する光のことと云ふ、法華經妙音菩薩品に「爾時釋迦牟尼佛、放三大人相鬘光明、及放眉間白毫相光、徧照東方百八萬億那由他恒河沙等諸佛世界」とあり、觀佛三昧經に太子生時、白毫眉間舒長五尺、樹下將成道二時長一丈四尺五寸、成道已長一丈五尺、外現三楞、内現空相、放之、能遍千萬圓卷如秋滿月、分明皎淨色映雪珂、當於眉間云々とあり、

ヒヤク

ヒヤクコロウ 白虎樓 大内裡八倉院内四樓の一、右樓、西樓、龍尾道四樓ともいへり、大極殿の西南に位し、若龍樓と相對す、棟造等總て若龍樓に同じ、シヤウワラウラウを見よ、**ヒヤツコタイ** 白虎隊 明治戊辰の役、會津藩にて、藩士の子弟より、年十五以上十七以下の者を選びて編成せる軍隊の名、隊長は日向内記にして、訓練は佛國兵式なり、士中、寄合、足輕の三隊に別つ、士中白虎は、上士の班の子弟にて、一隊三十八人あり、時は慶應四年(明治元)八月二十二日の戰に、士中白虎の一隊、藩主に從ひて瀧澤村に至り、戸の口原に奮闘し、二十三日萬難を排して若松城に入らんと爲し、に、道既に塞がりて入ることを得ず、飯盛山上より望めば、烟焰天に漲り、五重の天主閣は、黯雲滅没の中にあり、隊士等誤りて城陷ると爲し、主辱めらるれば臣死すと慷慨し、跪て城を拜し、環座して自刃するもの、飯沼貞雄、林八十治、梁瀬竹次、西川勝太郎、井深茂太郎、石田和助、伊藤俊彦、有賀織之助、津川潔美、以上十六歳、梁瀬勝三郎、野村駒四郎、篠田義三郎、鈴木源吾、間瀬源七郎、安達藤三郎、永瀬雄次(以上十七歳)等十六人、世に十六白虎隊と稱す、會津籠城(アホツラウツヤウ)參看(白虎隊事蹟、維新史料)**ヒヤクサイ** 百濟 「クダラ」を見よ、**ヒヤクシヤウダイ** 百姓代 村役人(ムラヤクニン)を見よ、**ヒヤクチ** 白雉 孝德天皇御宇の年號、大化六年二月十五日、穴戸國司草壁連藤原、白雉を獻じたるを以て改元す、白雉五年天皇崩御の後、天武天皇白鳳と改元するまで、年號なきこと凡十九年間なり(書紀)

ヒヤクニニイツシユ

百人一首 藤原定家(フナハラノサダイヘ)を見よ、ヒヤクニニツグミ 百人組 鐵砲百人組(ツバウロキヤクニツグミ)を見よ、

ヒヤクニニイツシユ

白鳳 私年號の一種(一)其時代に關して諸説あり、大職冠傳に孝德天皇五年より十六年間繼續すとし(二)古活字版水鏡(凡十一年繼續)古代年號(凡六年間繼續)年代記、皇代記、二中歴(凡二十三年間繼續)海東諸國記(凡二年間繼續)和漢合運圖等いづれも齊明天皇七年を白鳳元年とし(三)古代年號紀、神皇正統記は天智天皇元年より(凡六年間繼續)とし(四)袖中抄所引の帝皇系、山家要略、廿二社古式所引の扶桑明月集、和漢合運、萬河風土記等は弘文天皇(書紀天武天皇元年)元年を白鳳元年とし(五)古代年號紀(凡九十三年間繼續)萬河風土記(凡十二年間繼續)は天武天皇元年を白鳳元年とし、合運圖に白鳳に作る(六)水鏡には天武天皇二年を白鳳元年とし、如是院年代記白鳳に作り、シネンガウ(參看(栗里雜考))

ヒヤクニニイツシユ

百萬塔 塔(タ)を見よ、ヒヨシノジンジャ 日吉神社 「ヒエノツシヤ」を見よ、

ヒライツミノタチ

平泉館 所屬陸中國西磐井郡(今磐井郡)平泉村に舊址あり、平泉停車場の傍にして、高館の南、從來御所屋敷の名あり、東西三町、南北三町許、今田圃となりて農家軒あり、官道を挟めり(起原)初藤原清衡陸奥六郡を領し、江刺郡豐田館にありしが、嘉保元年此館を營みて移れり、之を典御館と云ふ、爾來基衡、秀衡、泰衡、相繼ぎて之に居す、而して秀衡の時加羅御所を稱へて常之に住せり、吾輩に秀衡館、金色堂

ヒラウ

西方、並乎無量光院北、構(宿館)號平泉館、西木戸、有(子)國衛家、同四男隆衛宅相(並)之、三男忠衛家者、在(子)泉屋之東、無量光院東門構(二)廩、號(加)羅樂、秀衡常居所也、泰衡相繼爲(居)所、焉(一)と見ゆ、文治五年九月泰衡、源賴朝の攻むる所となり、居館を燒きて逃れたり(〇)柳御所は、平泉館の北に在り、清衡基衡の居所にして、流人前民部少輔藤原基成之に居し、義經も亦暫く之に居たりと云ふ(平泉志)

ヒラウゲノクルマ

檳榔毛車 牛車の一種、檳榔の葉を細くききたるものにて、車體を覆ひし車を云ふ、檳榔なき時は菅を用ふ、單に毛車とも云ふ、太上天皇以下四位以上のものを用ふ、又女官、僧正法印大僧部等の僧侶も之に乗る、然れども庶牛部、物見以下階級によりて差あること勿論なり、飾(經)蘇芳(綠浮線)下(蘇)芳下(鴻)線(連)着(革)鞆(疊)經(綱)端(楊)大臣(黃)金(納)言(下)黒(漆)金(物)執(柄)家(納)言(間)散(物)大臣(之)後(黃)金(物)とあるにて其一斑を知るべし、牛車(ギツシヤ)及び同條の挿繪を見るべし(西宮記、桃花葉、飾抄、門定有職抄、與車圖考)

ヒラウヒサシノクルマ

檳榔廂車 牛車の一種、車體の前後及び物見の上に廂ある檳榔毛の車を云ふ、又檳榔毛廂車とも云ふ、眉の唐棟の如くなり、又雨眉とも云ふ、太上天皇、親王、攝關大臣等之用ふ、牛車(ギツシヤ)及び同條の挿繪を見よ(飾抄、有職抄、與車圖考)

ヒララ

平緒 名義東帯の時裝飾として袍の上に着くる平組の緒、綴の具なり(起原)古くは、太刀の帯の結び餘りを、長く垂らしたりしが、後世全く別物となり、長さ二尺餘、幅三寸餘、縁に糸にて組みたるものに、色紙を以て種々の模様を對照す、

ヒラオ

後には、家の紋を付したるもあり(着)用(束)帶(の)時、袍の上に着け、太刀の帯とは別にして前に垂る、この



(載所解圖色服)

ヒラオソバ

平御側 側衆(ソバシユウ)を見よ、

ヒラガナ

平假名 「カナ」を見よ、

ヒラカノコホリ

平鹿郡 所屬羽後國(起原)續紀天武天皇の天平寶字三年九月の條に始めて見ゆ(起原)和名抄に山川、大井、色知、山本、塔甲、御船、鏡刀、餘戸等の郷あり、正保圖平別に作り、文中、舊に復して平鹿となす、寛知集以後之に仍り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヒラキヌ

平絹 「ヘイケン」を見よ、

ヒラサ

平座 句(シユン)を見よ、

ヒラサヤノタチ

平鞘太刀 野鍛を云ふ、裝束に紫革の縫物あり、上皇略儀の御幸の時、御車の内に入れて、下車の後は先駆に持たしめ、身に佩ぐ事なし(名目抄、西三條裝束抄)

ヒラシキ

平敷 天皇御座の疊を云ふ、即ち敷き置たる常の疊の上に、主上御座の時に敷置

ヒラタ

二帖を敷き、其上に中書院御覽行一帖を敷くなり、高御座に對したる間なり、又平敷御座とも云ふ、清涼殿の帳幕の前、東廂に敷設す(禁裏抄、安齋隱筆)ヒラタアツタネ 平田篤胤 (起原)通稱大角、初名元孫、また胤行、後篤胤と改む、大寮また眞菅屋、氣吹屋等の號あり、私塾して神靈能眞柱大人といふ(起原)大和田祐胤の四子、平田篤胤の養子

ヒラタ

安永五年八月廿四日出羽國秋田城(久保田城)下下谷地町に生る、幼時漢籍を中山青我に、醫術を叔父大和田柳元に學びしが、繼母の酷遇に堪へず、寛政七年、歳二十の時、家を脱して江戸に赴き、或は消防夫となり、或は市川團十郎(七代目白猿家らん)の弟子となり、或は商家の炊夫となり、具さに辛苦を嘗む、十二年備中松山の藩主板倉侯の家士平田篤胤の知遇を受け、遂に養はれて其嗣子となる、享和元年始めて本居宣長の著書を讀みて古學を修めんとし、松坂に名簿を送りて其門人となりしも、其年九月宣長歿したるを以て、遂に親しく教を受くることを得ざりき、文化八年十二月駿河に寓して古史成文を撰び、また古史微の稿を草し、爾來著々として著述に従ひ、徒を集めて、盛んに古道を唱道したりしが、文政六年仕を致して板倉家を去り、浪人となり、此年富小路貞直の執奏によりて、古史成文、古史微、古史微開題記等數部の著書を、光格上皇に上り、六人部是香の周旋により、また仁孝天皇へも獻じ、天保八年更に大扶桑國考をも進獻せり、九年秋田藩主佐竹侯、篤胤の篤學を聞き、切に其體藩を望みしを以て、命に應じ、再び秋田藩士となり、藤百石を給せらる、然るに其著天朝無窮層、頗る幕府司天臺の説に違へるの故を以て、幕府の忌憚に觸れ、天保十一年藩廳に對し、篤胤を在國せしむべしとの命

ヒラタ

ヒラウ

西方、並乎無量光院北、構(宿館)號平泉館、西木戸、有(子)國衛家、同四男隆衛宅相(並)之、三男忠衛家者、在(子)泉屋之東、無量光院東門構(二)廩、號(加)羅樂、秀衡常居所也、泰衡相繼爲(居)所、焉(一)と見ゆ、文治五年九月泰衡、源賴朝の攻むる所となり、居館を燒きて逃れたり(〇)柳御所は、平泉館の北に在り、清衡基衡の居所にして、流人前民部少輔藤原基成之に居し、義經も亦暫く之に居たりと云ふ(平泉志)



(載所解圖色服)

ヒラオソバ

平御側 側衆(ソバシユウ)を見よ、

ヒラガナ

平假名 「カナ」を見よ、

ヒラカノコホリ

平鹿郡 所屬羽後國(起原)續紀天武天皇の天平寶字三年九月の條に始めて見ゆ(起原)和名抄に山川、大井、色知、山本、塔甲、御船、鏡刀、餘戸等の郷あり、正保圖平別に作り、文中、舊に復して平鹿となす、寛知集以後之に仍り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヒラキヌ

平絹 「ヘイケン」を見よ、

ヒラサ

平座 句(シユン)を見よ、

ヒラサヤノタチ

平鞘太刀 野鍛を云ふ、裝束に紫革の縫物あり、上皇略儀の御幸の時、御車の内に入れて、下車の後は先駆に持たしめ、身に佩ぐ事なし(名目抄、西三條裝束抄)

ヒラシキ

平敷 天皇御座の疊を云ふ、即ち敷き置たる常の疊の上に、主上御座の時に敷置

ヒラテンノツルギ

種螺鈿 名義極の中に螺鈿を摺り込みたる鈿をいふ、一説に、種ある螺鈿をいふとあるは非なり(起原)金銀の種、或は瑠璃水精の種に、唐草等諸種の模様を螺鈿にて摺り込む、種は壽輪、裝束藍草、白鈿柄なり(着)用(行)幸の際、公卿之を帶す(裝束集成、裝束拾葉抄、飾抄、裝束圖式)

ヒラノジンジャ

平野神社 所在山城國葛野郡大北山村平野〇現今官幣大社(起原)今木、久度、古開、相殿比咩神の四神を祀る、後世或は本社(の)祭(神)を仁徳天皇なりと云ひ、或は今木神は日本武尊にして、源氏の氏神、久度神は仲哀天皇にして平氏の氏神、古開社は仁徳天皇にして、高階氏の氏神、比咩神は天照大神にして大江氏の氏神なりといふも信するに足らず、而して伴信友は、今木神は、桓武天皇の御母高野皇太后の遠祖百濟國王を祀れると説き、吉田東伍氏亦之に賛し、なほ同氏は相殿比咩神を以て桓武天皇外祖母大枝眞妹の祖神なりといへり、并に從ふべきに似たり、久度神は即ち菴の神なり、古開神は詳かならず、伴信友は大和の地方ならんといへり(起原)源流延暦元年十一月に、田村後宮今

ヒラマツウチ

平松氏 姓は平氏、西洞院時

ヒラバリ

平張 平に張りて日覆などにする

ヒラマツウチ

平松氏 姓は平氏、西洞院時

ヒラバ

天幕を云ふ、幔に對したる名なり、和名抄屏障類に「平周禮注平張(羊蓋切、和名比良波利)」と見えたり、權中納言正二位に至り、承應三年七月薨す、子孫相襲きて華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、系譜、華族譜)

ヒラヤナグヒ

○時庸—時量—時方—時春—時行—時升
時章—時亨—時門—時保—時言—時厚
ヒラヤナグヒ 平胡録「ヤナグヒ」を見よ、

毘盧遮那

毘盧遮那(毘盧舍那) 梵
語、摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那
の解に二義あり(一)密教に大日如來を云ひ(二)顯教
には偏一切處と云ふ(一)毘盧遮那は光明照と
譯す、摩訶通明の義、煩惱の結縛を衆生悉く解はり、
身土相稱ひ、一切處に遍さること、日光の照さるる處
なきが如し、大日經疏に「大毘盧遮那者、梵音毘盧
遮那者、是日之別名、即除暗通明之義也、照世間日
則有三分、若照其外不能及內、明在二邊不
至二邊、又唯在晝光不燭夜、如來智慧日光則不
如是、遍一切處、作大照明、矣、無有內外方所
晝夜之別、乃至如是等種種因緣、世間之日不可爲
喻、但取其小分相似、故加三大名、曰摩訶毘盧遮
那也」と見たり(二)毘盧遮那は一切處と譯
せり、煩惱の體淨く、衆生悉く解はり、身土相稱うて
一切處に周遍する故なり、大藏法數に「梵語毘盧遮
那華、言遍一切處、以眞如平等性相常照身土死礙、
故也、善賢觀經に「釋迦牟尼名毘盧遮那遍一切處、即
身亦遍非唯光遍也」と見たり、

ヒルノギヨサ

晝御座 「ヒルノオマシ」を見
よ、

ヒロウフギヤウ

披露奉行 關西室町
幕府の職名、評定始の時、奏事の役に從ひ、御前御
沙汰始には公事披露を爲し、將軍の許可を得て其事
を奉行することを掌る、また當日には訴訟以下の公
事を沙汰し、將軍の台端に達し、又許可を蒙りて裁
判を爲す、

ヒロシゲハ

廣重派 歌川廣重の創めたる
浮世繪の一派「ウタカハヒロシゲ」ウキヨエを見よ

ヒロシマシヤウ

廣島城 所在安藝國沼
田郡廣島市の中央、東西九町南北十三町、前廓中城
後廓の三區に分つ、本丸を俗に在間、又當摩城とも
いふ、關原天正十七年毛利輝元、郡山城より徙り之
を創築す、關原慶長五年關ヶ原の亂に依り、關原、福
島正則清洲より徙りて城主となる、元和五年開封、後
島津重豪長治より傳りて城主となる、元和五年開封、後

ヒロタノシンジヤ

廣田神社 所在攝
津國武庫郡大社村廣田○官幣大社、天照大神の
荒魂後世更に八幡、住吉、南宮、八咫の四神を合祀し、
廣田五社と稱し、また西宮にも廣田五社と稱す、

ヒロセ

ヒロセ

ヒロハ

○時庸—時量—時方—時春—時行—時升
時章—時亨—時門—時保—時言—時厚
ヒラヤナグヒ 平胡録「ヤナグヒ」を見よ、

毘盧遮那

毘盧遮那(毘盧舍那) 梵
語、摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那
の解に二義あり(一)密教に大日如來を云ひ(二)顯教
には偏一切處と云ふ(一)毘盧遮那は光明照と
譯す、摩訶通明の義、煩惱の結縛を衆生悉く解はり、
身土相稱ひ、一切處に遍さること、日光の照さるる處
なきが如し、大日經疏に「大毘盧遮那者、梵音毘盧
遮那者、是日之別名、即除暗通明之義也、照世間日
則有三分、若照其外不能及內、明在二邊不
至二邊、又唯在晝光不燭夜、如來智慧日光則不
如是、遍一切處、作大照明、矣、無有內外方所
晝夜之別、乃至如是等種種因緣、世間之日不可爲
喻、但取其小分相似、故加三大名、曰摩訶毘盧遮
那也」と見たり(二)毘盧遮那は一切處と譯
せり、煩惱の體淨く、衆生悉く解はり、身土相稱うて
一切處に周遍する故なり、大藏法數に「梵語毘盧遮
那華、言遍一切處、以眞如平等性相常照身土死礙、
故也、善賢觀經に「釋迦牟尼名毘盧遮那遍一切處、即
身亦遍非唯光遍也」と見たり、

ヒロハシウチ

廣橋氏 姓は藤原、日野家
の一、日野兼光の五男四辻權中納言頼資より出づ、名
家の一にして、准大臣を極官とす、子孫相繼ぎて、明
治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、有
職袖中抄、華族譜)

ヒロシゲハ

廣重派 歌川廣重の創めたる
浮世繪の一派「ウタカハヒロシゲ」ウキヨエを見よ

ヒロシマシヤウ

廣島城 所在安藝國沼
田郡廣島市の中央、東西九町南北十三町、前廓中城
後廓の三區に分つ、本丸を俗に在間、又當摩城とも
いふ、關原天正十七年毛利輝元、郡山城より徙り之
を創築す、關原慶長五年關ヶ原の亂に依り、關原、福
島正則清洲より徙りて城主となる、元和五年開封、後
島津重豪長治より傳りて城主となる、元和五年開封、後

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロハ

○時庸—時量—時方—時春—時行—時升
時章—時亨—時門—時保—時言—時厚
ヒラヤナグヒ 平胡録「ヤナグヒ」を見よ、

ヒロハシウチ

廣橋氏 姓は藤原、日野家
の一、日野兼光の五男四辻權中納言頼資より出づ、名
家の一にして、准大臣を極官とす、子孫相繼ぎて、明
治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、有
職袖中抄、華族譜)

ヒロシゲハ

廣重派 歌川廣重の創めたる
浮世繪の一派「ウタカハヒロシゲ」ウキヨエを見よ

ヒロシマシヤウ

廣島城 所在安藝國沼
田郡廣島市の中央、東西九町南北十三町、前廓中城
後廓の三區に分つ、本丸を俗に在間、又當摩城とも
いふ、關原天正十七年毛利輝元、郡山城より徙り之
を創築す、關原慶長五年關ヶ原の亂に依り、關原、福
島正則清洲より徙りて城主となる、元和五年開封、後
島津重豪長治より傳りて城主となる、元和五年開封、後

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

○時庸—時量—時方—時春—時行—時升
時章—時亨—時門—時保—時言—時厚
ヒラヤナグヒ 平胡録「ヤナグヒ」を見よ、

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

○時庸—時量—時方—時春—時行—時升
時章—時亨—時門—時保—時言—時厚
ヒラヤナグヒ 平胡録「ヤナグヒ」を見よ、

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

ヒロセ

フカン

に立たしめ、吉方に向はせ、加茂純河の石を取りて、これを両手に握らせ、兩足にも亦同石を踏ましめたる後、髪親の髪を左右に分ちて其末を割く、而して其割きたる髪は、河中に投ずるの風なりき。...

フカンテンデン

不埒佃田 天災地變等に於て荒損し、營種に堪へざる田地を云ふ。不埒に、例不埒、過分不埒との二あり、十分までの損害を例不埒、十分の二以上の損害を過分不埒と云ふ。...

仁壽四年十月の官符に、應依實言上損不埒佃田疫死百姓賑給飢民及破損官舎堤防等事、右案弘仁十年五月廿一日格爾(中略)但損田荒田言上之期、承前限事爲促進、宜不埒佃者八月之内申、損田者預申、損狀十月内申、其違國九月今水之損、通計行是二依前格とあり、不埒佃田を奏すること

フキヤ

の史に見えし始めなり(不埒佃田奏は、官奏を見るべし)(田制篇)曾種部參看、フキヤキ 吹貫 旗幟の一種、丸き輪に、長き絹を張り、竿に付けたるものをいふ。...



「掃部頭殿(中略)吹流も赤き絹、八幡大菩薩と書」とある等、戦國時代の末より、軍陣に用ひたること諸書に散見せり、なほ、この二つとも、指物(サシモノ)と見ゆ(武家名目抄、愚得隨筆、武器二百圖)...

フキン

諷經 佛經を諷誦すること云ふ。勅修清規に、鳴鐘集衆諷經とあり、叢林の大衆は必ず諷誦の法あり、若し散同に及ばば、住持小紙片に罰金の式を書して、佛殿の柱に貼せしめ、罰金一斤を方丈に納めしむる等のことあり(禪林象器箋)...

フギヤウ

奉行 或事務を専ら執行する人といふ。後、武家の職名となる、上長の命を奉はりて、其事を行ふの意、はじめ勅動たりしを、後、轉じて名詞となしたるなり、朝廷にては公事の日、其公事を奉はり行ふ人いへり、中古以來の日記に屢々見えたり、即ち四方拜の奉行、元日節會の奉行、踏歌節會の奉行等のことし、これらに準じて、武家にも...

フク井

福井城 所在 越前國福井市 慶長六年五月結城秀康入國、北庄の城を毀ち之を築く、六ヶ年を経て成る。福井 元和九年五月秀康の子忠直除封、寛永元年六月、同子忠昌高田より移る、封五十五万五千石餘(後三十萬石を領す、子孫傳へて明治維新に至る(越前國誌、名蹟考))

フクウケンサクホフ

不空羂索法 密教の修法の一、不空は心願、不空の義、羂索は彼此折縛して成就せしむる義なり、不空羂索親世普菩薩を本尊として修す、不空羂索親世普菩薩は、一面三目四臂なりとあり、三面二臂なるもあり、三面六臂なるもあり、三面十臂なるもあり、一面三目十八臂なるもあり、十一面廿二臂なるもあり、持物等々同じからず、然れども一面三目八臂の像、尤も流布す、委しくは不空羂索陀羅尼自在王咒經、不空羂索神變真言經等にあり、我國には弘仁四年藤原冬嗣、興福寺内に南圓堂を建立し、不空羂索の像を造立安置したることあれども、其法を修したる起原等は詳かならず(阿婆縛紗、扶桑略記)

フクヲカジャウ

福岡城 所在 筑前國早良郡福岡 慶長五年黒田長政新に工を起し、數年にして成り、名島より移りて治所となす、五十二万石を食む、子孫相傳へて明治維新に至る、今本丸を遺し兵營となる、十二師團の所管に屬す(鶴城起原、明治政覽)

フギヤ

た奉行の稱生じたり、即ち「鎌倉幕府」にては、いまだ評定引付の兩業をおかざりし時は、家司として命令を奉行する人を公事奉行人と稱し、常には奉行人とのみ稱したり、これ定まりたる職名にあらざればなるべし、もとより文官の長たるが故に、多くは文筆に堪へたる京家の官人を招きて此職に充て、皆其職を世々にせり、嘉祿年間評定業をおき、建長年間に引付業をおくに及び、并に奉行人に補すべき門族を以て、其業に定めしかば、評定業の内にも、政所問注所の執事、引付頭人など帶せざる輩は、もとの稱呼に従ひ、奉行人ともいひたりしが故に、特更、引付業、政所問注所の兩寄人等は、普通に奉行人と呼びたり、されば同じく奉行人と稱する内にも、各々階級ありしと雖も、皆政務の席に列りて訴訟を沙汰し、國用を辨する重職なれば、引付業兩寄人にも、心ず評定業に至るべき名族の輩を以て、補するの例なりき、而して此等奉行人の他に、また臨時常置の各奉行あり、恩濟奉行、安堵奉行、官途奉行、評定奉行、越訴奉行、保檢斷奉行等のことし(室町幕府)にも、多くは鎌倉の奉行人たりしもの、子孫を求め、奉行人に補したれば、職掌も亦其準據なりしを知るべし、すべて臨時に沙汰すべきことある時は、此輩の内にて、奉行に充てらるること通例なりき、而してまた前代のごとく、臨時常置の各奉行また職ながらず、評定奉行、公人奉行、守護奉行、官途奉行、披露奉行、普請奉行、吉書始奉行等のことし、なほ此時代には、大名諸家等にては、幕府の制にならば、老臣の次に奉行職をおくこと出で来たれど、其中には一族老臣にして、直ちに奉行たるものありて、各家の法一様ならず(桃山時代)に至りまた五奉行(ゴヤクヤク)あり、大老の下に位して、専ら政務を執

フキヨ

行せり(江戸幕府)にては、其開府の前は、老中を奉行又年寄といひしは、前代の稱を襲ひたるものなり、而して此時代には政務并に軍事に關する各種の奉行、即ち寺社奉行、勘定奉行、陸軍奉行、海軍奉行等頗る多く、大抵は常置の職なりき、なほ鎌倉室町江戸三幕府の職名としての奉行の名は、職制の條の表に掲げれば、就きて見るべし(武家名目抄、古事類苑官位部)...

フキヨク

部曲 上代臣、連、伴造、國造、村首等の有したる私民を云ふ、カキ又はカキノミと云ふ、又民部と書きて同じくカキとも云ふ、倭訓彙に「顯宗紀に民をよめり、藩籬の義なるべし、部曲をもよめり、姓序考に「部曲をばトモ、又はムレと訓むべし、トモは伴部の意、ムレは群の義なり、總てもの、多く集れるをムレ、ムラなど云へるは古言也」但言彙覽に「民部、雄略紀、垣、カキはカコミなりといへり、コミ反キ也など見え、歴史地理所載、古代の郷と戸と家に就きて」の論文中に、諸書に家人又は部曲、民部をカキとも云ふは、家垣内の部民の意なりと云へり、また宮崎博士は、廣く私家の從者を云へるものなり、安閑紀の古訓に部曲を氏奴ともよませ、天智三年の條に、民部家部とあるを、天武紀四年の條に、同じ人民のことを指して、部曲といへるにて證とすべし、其語源は、韓語の皆叱賀、女眞語の古出と類似して、友伴の義に從者の義を兼ねたるものなりと云へり、從ふべきに似たり、猶委しくは同博士の部曲考を見るべし、按ずるに部曲の民は上代よりあり、豪族は皆之を有したるを以て、頗る勢力ありしが、孝徳天皇の大化二年、詔して、悉く之を停廢せり、フク 復 上古租調を免除することないふ、書紀、天智天皇五年七月の條に、大水、是秋復租調こ

フク井

ありて、ユルスと訓めり、賦役令に「凡人在家編戶、還就實、去本居路程、十日以上復三年、五日以上復二年、二日以上復一年、また凡復落外藩得復還者、一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年、外藩之人投化者、復十年、其家人奴被放附戸貫者、復三年と見えたり、フク井 所在 越前國福井市 慶長六年五月結城秀康入國、北庄の城を毀ち之を築く、六ヶ年を経て成る。福井 元和九年五月秀康の子忠直除封、寛永元年六月、同子忠昌高田より移る、封五十五万五千石餘(後三十萬石を領す、子孫傳へて明治維新に至る(越前國誌、名蹟考))

フクカ

覆鞠 鎌倉時代訴訟に關して後、を下したる後、原被兩造の申請により、重ねて之を審理するをいふ、即ち判決に對し、訴訟人(原被兩造)若し之に服せざれば、重ねての引付頭人(キツケシユウカ)を參看)に離隔の子細を陳述す、頭人其言ふ所理なければ受理せず、理あれば重ねて本引付に附し、先の下知につきて沙汰するを云ふなり(沙汰未練書)...

フケシ

フケシユウ

普化宗

普化宗の略、普化禪師、唐の人を開祖と爲るが故に名づく、其宗徒を普化といふ、古く行脚修行の用として、萬席を携へたるが爲なり、後ち萬の字の俗なるを思ひ、虚無空寂の義により虚無僧と改む、其宗義とする處は普化禪師と臨濟禪師と、機縁の語録とにあり、曰く「普化居常、入市振錫、曰、明頭來、明頭打、暗頭來、暗頭打、四方八面來、旋風打、虚空來、連架打、臨濟一日令三僧把持、云、或過三不明不暗時如何、師并問曰、來日大悲院裏有、僧同學似齊、濟曰、我從來疑著此漢、明暗兩頭を坐斷して、明暗不到の處に徹底し、後ち始めて一枝の竹管を以て大法輪を轉ずるを得とす、之を本則といふ、**起原**、普化僧の名は、始めて三十二番職人歌合に見え、其判詞に「普化は、三味紙ぎぬを肩にかけ、面桶腰につけ、貴賤の門戸によりて、尺八を吹く外には別の業もなき事にや」とあり、白き衣の上に黄色の袖なき物を重ね著、腰に面桶と萬席の巻きたるを帯び、尺八を吹く體を描けり、此歌合は、岩瀬京傳の考證に従へば、天文六年以前の書なりといへり、然らば、室町時代の中期よりして、普化といへる、尺八を吹奏して托鉢する一種の僧の生じたるを知るべし、また薩州府志、汲江庵の條に「中世有異僧、號明庵、不知何處人也、華普化振鈴之作略、當好尺八、自號普化道者、尺八一枝之外、不携一物、有人問佛法則一吹而去、與大德寺一休和尚善友」と見ゆ、明庵は文明頃の禪僧なり、世これを以て普化宗禪僧の祖となすものあれど、明庵と前後して、普化僧といへる僧の生じたること、三十二番職人歌合によりて明かなれば、明庵を普化の祖とはし難けれど、明庵よりして、普化僧と普化宗と、はじめて結び付られしもの

フケシ

にあらざるか(古へはらるゝといへるものあり、暮露とも書す、早く明惠上人(高倉天皇の承安三年に生れ、六十歳にて寂す)のぼるゝの草子に見え、また徒然草にも「世を捨てたるに似て我執深く、佛道を願ふに似て闘争を事とす」と見えたり、蓋し不秩序なる社會に生じたる半俗半僧の徒にして、また普化の類なり、思ふに普化僧は、或は暮露と同一系統を有せるものにあらざるか)爾來普化といへるもの、社會の一階級に存したりしが、當時未だ一定の宗名制度と稱すべきものなく、唯斯の如き一種の佛敎的流俗ありしのみ、普化僧もまた極めて卑き地位にありしことば、林道春の野隨に、ぼるゝの事を説きて普化僧に及び、僧とも見えず、俗とも見えず、又山伏とも見えず、刀をさし、尺八を吹き、昔には、筵を真ひ、人の門に立ちて物を賣ふ、こゝまたぼるゝの類にして、巧人の徒なりとあり、以て江戸時代の初期には、全く室町時代中葉のそれと同じく、大に顯はれざりしことを見るべし、然るに後世普化宗の徒が、金料玉條と爲す慶長十九年幕府より發したりと稱する、普化の徒書内に「普化僧の儀者、勇士浪人一時之爲、隱家、不入守護之宗門、依而天下之家臣諸士之席、可定置之條、可得其意、事、また、虚無僧取立之儀、諸士之外、一向坊主、百姓、町人、下賤之者、不可取立、事」などの條あり、此條目は偽書にして、三上博士は、四代將軍の末頃に、浪士中の或者が普化僧に入り、窮策を案じて、偽條目を作りたるものなるべしといへり、從ふべし、而して幕府が普化僧に關して發したる最初の法令は、延寶五年十二月のを以て始めとし、其定むる所も、極めて些々たる事に係れり、思ふに普化僧といへるものが、社會の勢力を得るに至りしは、蓋し此時代以後の事なるべし、また普化宗な

フケシ

る名稱の起りて、禪宗一派たるに至りし事は、何時にあるか詳かならざれども、延寶五年の法令には、虚無僧諸派本寺中とのみありて、普化宗の名なし、吾人の見聞したる所にては、享和二年に一月寺及び鈴法寺より、寺社奉行所に呈出したる書の中に「普化禪宗の儀は云々」とあるを尤も古しとす、爾來屢々法令文にも見ゆ、是また江戸時代中葉以後に生じたる宗名なるべし、なほ前にいへる慶長十九年の徒書は偽作なりと雖も、其徒は此條目を本據として、これに違ふことある時は、堂々幕府に對して、條目の履行を迫りたるより、いつとなく有功の條目と變じ、普化宗は、勇士浪士一時の隱家たるの實を現はすに至れり、故に武士にして復讐を圖り、または謀に會うて身を容るゝに所なき者は、多くこれに投じて其目的を貫くの便を得たり、されど其弊また之に伴ひ、無賴の徒其宗門に歸するものありしより、或は木賃米代をも拂はず、押して止宿し、或は合力を強請し、もしこれに應ぜざる時は、尺八を以て百姓町人を打擲する等のことありしのみならず、總本寺等は、尺八は宗徒以外禁止の法令を利用し、本則授與の名を以て利慾を逞うせしかば、百姓町人も亦本寺の許可を得て、尺八を弄するに至り、宗門漸く墮落して、一種の演藝家となり、遂に明治十年に及びて廢宗に歸し、住僧は民籍に編入せられたりし、幕末には九十二箇寺のみなりき、**所屬及關係**、下總一月寺(勸證派)武藏鈴法寺(括愍派)を以て、普化一宗總本寺稱頭とし、宿寺を江戸に設く、これを江戸番所また風呂屋ともいふ、又京都明暗寺(寄竹派)常陸心月寺(小菊派)上野理光寺(小笹派)高崎慈常寺(梅地派)ありて、諸派の本寺を支配す、また本寺以下其寺に從

フケシ

て、末頭、直末、孫末、配下等の稱あり、而して宗務に當れるものを、住職、看主、院代、出役、役僧、番僧に分つ、住職は剃髮し、看主は有髮なり、而して入宗を請ふ者あれば(一)まづ入門の惡意を尋問し、不思不義等、武士道に於て欠くる事なしと認めたる上(二)武家勤仕の證人連印捺印の證文を取り(三)兩月其他一切の所持品を收納せしめ(四)入宗金を請求し(五)次に祖師開山の靈前に於て、師弟の契約を結びて、宗具を授與し(六)諸般の條目證書を讀み聞かせて本人の請判を求め(七)終りに取名印、即ち門弟取立の證印を授け、茲にはじめて徒弟となる、但し武士道に欠け、もしくは犯罪ある者、并に武士以外の僧侶百姓町人下賤の者は、門に入るを許さざりき、脱俗に關して、はじめより宗法に熱心なるにあらざりて、一時其身を容るゝ爲めに入宗せる輩は、一旦歸俗の機到來すれば直に脱宗して其家を歸す、これ普化宗の特有にして、不幸の武士が、本宗に負ふ處少なからざるは、實に此點にありき、而して宗具は、尺八、天蓋、袈裟又は掛絡等を著し、木太刀、懷劍の準帶を許されたりき、但し其風俗に變遷ありしことば、博物等に「承應明曆の頃、野郎あたまにはあれど、散髪にて、常の編笠をかぶり、白布のひとへを上に着たるは、そのかみの紙衣の遺意なるべし、此體元祿のはじめまでも然り、其頃より袈裟を着たり、笠は其後迄も、淺く開きたるなり(中略)延享の頃に至りて、大かた衣服も今のやうに、丸くけ帯などになりしが、笠は下の方廣き慈ある編笠なり(註略)錦の箱袋を腰に下げ、笠も峇める形を用ひて(註略)だて風なりしは、明和以來なり」とあるにて知るべし、**諸派**、蓋澤派、義文派、司祖派、芝郎派、隱巴派、唯南派、野木派、兒派、夏澤派(以上早く滅ぶ)斬證派、括愍派、梅

フケシ

士派、小菊派、寄竹派、根笹派、不智派、地州志、諸派、笑覽、徳川禁令考、日本佛敎史綱、廿二番職人歌合註、密敎敎義、普化宗略史、史學雜誌、普化宗に就て、**フケシノハツト**、武家諸法度、江戸時代の諸大名の遵奉すべき憲章をいふ、二代將軍徳川秀忠の治世、元和元年七月始めてこれを發布せり、世に元和令と稱す、爾來七代家繼、十五代慶喜を除く外、歴代の將軍就職の初に於て、諸大名を營中に召して頒布するを例とせり、但時勢を察して、多少の増減を其條目ひしより、後ち數代の間にこれに倣ひ、嘉永七年の令に、大船製造を許可する一條を加へし外、皆元和令を襲用したりき、今一例として左に元和令を示すべし(徳川實紀、徳川禁令考、古事類苑法律部)**武家諸法度**
一文武弓馬之道、專可相嗜、事、
左文右武、古之法也、不可不兼備、矣、弓馬是武家之要樞也、號兵爲凶器、不可得已而用之、治不_レ忘、風、何不勵、修練乎、
一可_レ制、群飲快遊、事、
令條所載、嚴制殊重、耽_レ好色、業、博奕、是亡國之基也、
一昔_レ法度、輩、不可_レ隱置於國々、事、
法是禮節之本也、以_レ法破_レ理、以_レ理不_レ破_レ法、昔_レ法之類、其科不_レ輕矣、
一國々大名小名、並諸給人、各相_レ抱士卒、有_レ爲_レ叛逆殺害人、告_レ者、速可_レ追出、事、
夫挾_レ野心、之者、爲_レ覆_レ國家之利器、絶_レ人民之鋒劍、豈足_レ允容乎、
一自今以後、國人之外、不可_レ交_レ置他國者、事、
凡因_レ國、其風是異、或以_レ自國之密事、告_レ他國、或

フケシ

以_レ他國之密事、告_レ自國、後稱之朝也、
一諸國居城、雖爲_レ修補、必可_レ言上、况新修之構營、堅令_レ停止、事、
城過_レ百雉、國之害也、峻峻濠濠、大亂之基也、
一於_レ隣國、企_レ新儀、結_レ徒黨、者有_レ之者、早可_レ致言上、事、
人皆有_レ黨、亦少_レ違者、是以_レ或_レ不_レ順_レ君父、年違_レ于隣里、不可_レ守_レ舊制、何_レ企_レ新儀乎、
一私_レ不可_レ締_レ婚姻、事、
夫婦合者、陰陽和同之道也、不可_レ容易、易睽曰、匪寇婚媾、志將_レ通、寇則失_レ時、桃夭曰、男女以_レ正、婚姻以_レ時、國無_レ嫁民、也、以_レ緣成_レ黨、是姦謀之本也、
一諸大名參覲作法之事、
續日本紀制曰、不_レ預_レ公事、恣_レ不得_レ集_レ己族、京裡二十騎以上、不得_レ集_レ行_レ云々、然則不可_レ引_レ卒多勢、百萬石以上、不可_レ過_レ二十騎、十萬石以下、可_レ爲_レ其相應、蓋公役之時者、可_レ隨_レ其分限、事、
一衣裳之品、不可_レ混雜、事、
君臣上下、可_レ爲_レ各別、白綾、白小袖、紫袴、練無文小袖、無_レ御免、乘、不可_レ有_レ著用、近代即從諸卒、綾羅錦繡之飾、甚非_レ古制、焉、
一雜人恣_レ不可_レ乘輿、事、
古來依_レ其人、無_レ御免、乘家有_レ之、御免以後乘家有_レ之、然近來及_レ家郎諸卒、乘輿、誠濫吹之至也、於_レ向後_レ者、國大名以下、一門之歷々者、不_レ及_レ御免、可_レ乘、其外昵近之衆、並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可_レ乘、家郎從卒、恣_レ令_レ乘者、其主人可_レ爲_レ越度、但公家門跡、並諸出家之衆者非_レ制限、
一諸國諸侍可_レ被_レ用_レ儉約、事、

フケテ

富者彌誇、貧者耻不及、俗之潤弊、無甚於此、所令嚴制也。
一國主可換政務之器用、
凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當、國有善人、則其國彌殷、國無善人、則其國必亡、是先哲之明誠也、
右可相守此旨者也、
慶長二十年卯七月日

フケテソウ

武家傳奏 「テンソウ」を見よ、

フケドノ

富家殿 藤原忠實を云ふ、
フケンエンミヤウホフ 普賢延命法

名義密教修法の一、普賢菩薩を本尊として、壽命の延長を祈禱する増益法を云ふ、金剛壽命陀羅尼經に依る起願法、承保二年十月宮中に於て始めて嚴修せられ、後ち天台宗の皇慶此法を以て名あり、皇慶より覺範、院昭、聖昭、契中相承したり(諸法要略抄)

フケンジノセツシヤウ

普賢寺攝政

フケンボサツ

普賢菩薩 佛經にて菩薩の一、梵語に、經輪跋陀また三曼陀と云ふ、或は又編吉と譯し、賢首と云ふ、彼我國土に往來して、佛陀の教化を扶け、衆生を濟度す、又延命の徳あるを以て普賢延命菩薩とも、單に延命菩薩とも云ふ、延命の祈禱を行ふ時其本尊となす、釋迦佛にありては、普賢(右)文殊(左)と二脇士とするを常とす、身は月色の如く、内外明徹、慈悲の相を顯はし、右手に金剛杵を持し、左手に金剛鈴を執り、五佛の寶冠を頂き、大蓮花の上に坐し、六牙の白象に乗る、又別に兒普賢あり(尊容抄、佛教いろは辭典)

フコ

封戸 王朝時代皇室また諸王諸臣の勳

フサウ

功、位階、職分ある者に賜はる戸口を云ふ、封を賜ふに民戸を以てする故に名づく、食封(シキフ)參看、
フサウコク 扶桑國 日本の別稱、もとは支那の書より出でたり、元慶六年八月、日本書紀竟安の歌橋直幹の序に「天下無爲扶桑之域歸仁」と見えたるを初見とす、又三代實錄元慶八年三月の條僧宗容傳に「遙指扶桑云々歸着本朝」と見えたり、又皇國の扶桑略紀、藤原長清の夫木和歌集、紀齊名の扶桑集、水戸義公の扶桑拾葉集など書名に附するも其後行はれ、現今にても扶桑艦などの名あり、而して下學集に「扶桑日本總名也、朝敵必昇於若木扶桑之梢、故呼日本云扶桑國也」と見えたるは扶桑國の名義を説きし古きものなるべし、扶桑國が何所なりかに就きては、古來より諸説あり(一)松下見林は、日本と見做す從來の説に反對して我國よりも更に東方に位する所にあるべしと主張し(二)平田篤胤は、大扶桑國考を著し、和漢の書を博く引用して、扶桑は日本國なりと斷じ、松下氏の説を攻撃し(三)物徂徠は、扶桑はフサにて、兩總の地なりとし、白石子筆語も之と同説を掲げ、(四)三宅博士は、フサの唐音フサンなるより扶桑の文字を宛てたるにて、名づけしにて、フサ國に即ちメサの國なりとし、メサは殷と譯し、楮義に當ると云へる松下見林の説に従ひ、楮は我國産なること、古語拾遺によりて明かなれば、扶桑の木は楮なるべしと云へり(五)西洋にては十八世紀の中頃、佛國の東洋學者ドギヌ氏は、漢史に見えたる扶桑國を研究して、亞米利加洲の中メキシコ國なりと斷じたるより、西洋の學者間の注目する所となり、フリードリッヒ、ノイマン氏は、更に其説を確めたり、爾來獨乙の東洋學者ユリエス、ハイリッヒと、クラプロット氏が前二氏に反對して、亞米利加に

フサウ

もメキシコにもあらず(自説を掲げず)としたる外、悉くメキシコ説に一致せしが(七)一八九二年に、和蘭の東洋學者グスターフ、シュレーゲル氏は、扶桑名國を研究して、樺太アイヌを指したる者なりと斷定してより、皆此説に傾きたり、元來支那にて扶桑國の名見えたるは、風原の離騷に、飲餘馬於咸池兮、摠餘譽乎扶桑、折若木拂日とあるを始めとす、扶桑は木の名にて、此名木を産する所なるが故に、其の地名に呼びたる者係りて、此の木が周代已に支那人に知られたるを明かなり、又呂氏春秋の爲欲編に、北至大夏南至北戶、西至三卷、東至扶桑とあれは、周末既に東方の一方を指す稱呼となりしを知るべし、然して之は單に東方を指すのみにて、其位置不明なり、山海經には一層委しく扶桑國の位置を示し、東海の中にありとし、大人國、君子國、青邱國、黑齒國の事を記したり、又淮南子に「東方之極、自碣石山過朝鮮貫大人之國、東至日出之次、博木之地、青土樹木之野」と見えたり、日出と云ひ、大人之國、君子國と云へるは、共に支那人の五行説より出でたる者なり、五行説によれば、東方は木徳にて青色に屬する故に、日出の域を扶桑と云ふなり、支那人が東方を木徳仁者の住地と迷信して、此處に大人君子不死の國ありと信じたる者にして、その扶桑國と云ひ、大人國と云ふも、架空の説に過ぎざるなり、從來我國の學者が、我日本を指したる者と説きしは、此の傳説の起りし理由を知らざりしによるなり、故に支那人の地理上の知識が東方に廣がるに従うて、扶桑の地は漸次東方へ移り行きたり、昔時漢人が黄河流域に限られしときは、今日の山東省が扶桑國なりしならんも、山東省も漢人の領内に入るや、更に東に移り朝鮮半島となり、燕齊以後支那人が此地に住

フサウ

來交遊するの、扶桑は更に東方に移りて、我國を指すに至り、支那人又我國人と往來交遊するや、更に東方に移り、文獻通考に、又倭國一名日本、在中國直東、扶桑後在倭國之東、約去中國三萬里」と見えたり、梁書東夷傳によれば、倭國の東に文身國即ちアイヌあり、文身國の東に大漢國あり、大漢國の東に扶桑國ありとし、一層東方に扶桑國が移りしを以ても、單に東方を云へる名稱たること知るに足らん、委しきこと白鳥博士の「扶桑國に就ての論」を見るべし(大扶桑考、文、扶桑國、地學雜誌、扶桑國に就いて)

フサウリヤケキ

扶桑略記 卷之三

本水、疏開本、皇興講究所本、井上小杉兩博士所藏本等に據りて増補校訂を加へ、更に符谷放翁の扶桑略記考證を參考して、その説を意圖に示したり、詳書一覽載する所の扶桑略記は、第一卷醍醐天皇昌泰元年より起りて、第十四卷後鳥羽天皇建久二年に至る(殘開本)見えたり、恐らくは、本書とは別のものなるべし、延暦寺の僧阿闍梨皇圓(皇圓は太政大臣藤原道兼四世の裔河津重兼の子なり、史才あり、延暦寺功德院に住す、法然に實に皇國の弟子なり(扶桑略記、本朝書籍目録、群書一覽、史學雜誌「水鏡」扶桑略記の價値を論ず)

フサシリガイ

總鞅 厚總鞅を云ふ、コレンヤウクシリガイを見よ、

フサツ

布薩 佛經にて、身口意を清淨にして、如法に住し、戒を修業するを云ふ、梵語、又布薩陀婆、布沙陀、連沙他、布迦他、優陀陀婆と云ふ、清淨、淨住、增長とも、善宿、長養とも譯す、即ち戒を清淨にして住し、功徳を増長する意なり(根柢易土集、釋氏要覽、禪譯名義集)釋氏要覽に「此律、居常戒也、此云共住、又云淨住、毗奈耶云、夏西陀、唐言長養淨、謂除破戒垢、長養清淨、故意令半月々々憶所犯事、對無犯人、說露糞、改前惡、一則遮現在之更爲、二則懲未來之慢法、故、毗尼母論云、何名布薩、斷名、布薩、謂能斷所作、能斷煩惱、斷一切不善法、故又云清淨、名布薩」と見えたり、布薩戒を受くる時に讀誦する經を布薩戒本と云ふ、大同元年勅して、受戒の後必ず二部の戒本を讀誦せしめたり、此布薩戒を授受するの費用料に充つる田地を、布薩戒本田と云ふ、官寺に充て置きて不輸租田とす、孝謙天皇天平寶字元年閏八月廿三日の勅に、聞が如くは、佛法を護持するは木又(解脫の義)より向きはなし、尸羅

フサシ

フサツ

フサン

フシ

を性質また清涼の義に動め導くことは、實に禮を施すに在り、是を以て官の大事は、別に永く戒本師田十町を置き、自今以後布薩を爲す毎に、恒に此物を用いて量て布薩に用ひよ見えたり、文德天皇齊衡二年五月加賀の國分寺に、布薩戒本田二町を置き、清和天皇貞觀五年二月能登國々分寺に三町を置きしこと、文德實錄、三代實錄に見えたり、延喜の制にも布薩戒本田は、不輸租田なりしこと主稅式に見えたり、

フサントクシチ 不三得七 古へ收租の率にて、每人登む所の町段に付き、收獲の十分七分を免するを不三得七、十分八を免するを不四得六と稱す、後世の所謂定免法(ヤウヤウメン)參看なり、起願法、桓武天皇延暦十六年六月詔して、始めて不三得八の田租を設け、尙收獲に水旱蟲霜の爲め、損傷八分の内、四分以上及ぶときは又之を減損す、同十九年四月、不三得八の法、百姓堪へ難きを以て、不三得七の法に改む、同廿一年七月、毎月利率を立て、常に不三得八の法に由らしめ、七分以上を損する月は、特に制限を立て、五分以上の損は、之を通計して、一分に過ぎざれば、二分を通計し、三分以下と爲し、七分以上を収めしむ、平城天皇大同元年十一月、また不三得七の舊例に復し、尋で同三年九月、不四得六と爲して、通計の法を用ひざらしむ、降りて保元平治以後、兵農分れてより、諸國の租法大に變じ、四公六民など稱するに至る(大日本租稅志)

フシ 武士 常に武術を習ひ勵み、戰陣に出づるを職とするものを云ふ、武人とも武者とも、軍士とも、戰士とも云ひ、モノ、フとも、サムラヒとも云ふ、其家を武家と云ひ、其門流を武門とも云ふ、又その家を弓馬家とも弓箭家とも云ふ、弓箭を持し、馬に跨り

フシ

て、征戦を事とする故なり、源賴朝右近衛大將となり幕府を鎌倉に開き、尋で征夷大將軍となりしより後、公家(朝廷)に對して將軍(幕府)及び之に隸屬する御家人の大小名等を武家と云ひ、將軍を武家棟梁又は弓筋長者とも云へり、弘簡錄に「唐天寶十一載改諸衛士爲武士」とあるより出でしものなるべし、我國にて武士の名の見えたるは、續紀實錄二十年十一月の條に「格勳工巧武士總五十五人、賜絲人十納こあるを始めて、また平家物語に「預りの武士羅波次郎經遠御車を寄せて云々、百練抄に「正治元年二月十四日武士等、相見左衛門尉中原政經、藤原基清、小野義賢、參院御所云々」など見ゆ、武者は續古事談に「大安寺の釋迦佛は、天の造りたる也、其なうつして佛師康尙此佛を造れり、維敏、滿仲など云ふ武者より始めて、結縁助成せり云々、保元物語に「惟行二の矢を番て引ん、としけるが、心神忽にくれ(中略)馬より倒に落けるが矢に荷はれて暫く落(中略)餘りに武者の剛なるも、却てお、がましく覺えける云々、」軍士は舊事本紀に見えたり、これは後世の武士とは異なり、吾妻鏡文治五年六月廿七日の條に「此間奥州征伐之外無他事、此事依被申宣旨、破備軍士等云々」建保元年五月四日の條に「將軍家令、尋開軍士等勳功之淺深、給云々、」武家は吾妻鏡文治二年二月廿五日の條に「北條兼光、去年在京執行武家事、之間云々、」圓太曆文和元年五月廿六日の條に「昨日飛脚到、武家以外懸之體也云々、」康富記文安四年十二月廿九日の條に「高太史員職語云、今年伊勢大神宮造行事方本使諸道輩、可下向候處、依公方要脚不足、令延引了、或年延不可、然之由、武家奉行脚閣等申沙汰之間云々、」武家棟梁は、梅松論に「實天下の將軍武家の棟

フシウー フジキ

梁にて云々、太平記節度使下向條に「今までは武家棟梁と成ぬべき人なきによりて云々、」弓筋家は太平記節度使下向の條に「尊氏補然として、暫くは物も不宣、真有て我譜代弓筋の家を生れ、僅に源氏の名を残すと雖も云々、」弓筋長者は太平記靈泉末來記の條に「將軍と申すは、弓矢の長者にて海内の衛護の人也、」武門は吾妻鏡元暦二年十二月廿三日の條に「前對馬守親光爲公家、爲武門、抽大功訖云々、」弓筋家は吾妻鏡文治二年三月廿六日延願上人の事を云ふ條に「此上人者、多田新發滿仲八休苗裔對馬太郎義信男(註略)也、出粟葉弓筋之家、入一寶圓乘之門云々、」太平記箱根下合戰條に「尾張右馬頭(中略)三百餘騎雙、弓馬の家を生れたるものは、名こそ惜め、命を惜まぬ者云々」などと見えたり、サムラヒ「フシダウ」等参看すべし、猶ほ武士武門の起原沿革等は、日本歴史評林に收めたる内藤証叟、栗田博士、青山延光諸氏の論説及び國學院雜誌所載の武家の源委(内藤証叟氏)讀史餘錄等に就て見るべし、

フシキー フシダ

されど其間凶歳あらば一ヶ年延にして先へ送り越したり、但し六十歳以上十五歳以下の男は女に準じ、三歳以下は男女共算入せず、而して村民より夫食拜借のことを、郡代代官所に願ひ出れば、吏人、其家々軒別に改め、米穀家財等の貯、并に親類縁者の助力の有無等を詳しく調査し、農具の外、賣代になる品、全くこれなきを見定めたる上、郡代代官より夫食料借何証書を、勘定所に呈して指令を請ひ、其許可を得て貸し付くるものにして、一切代金を付與し、米穀其物は貸さず、其代金は幕府の金藏より、郡代代官にて請取り、まづ三十日分を限りて渡し、其後も三十日毎にこれを渡し、なほ代金は正、四、七十の四月に勘定所へ書き上げおき、下米直段を以て、冬の夫食は十月の相場、春の夫食は正月の相場を以てし、夏に至れば、麥出來するにつき貸し渡さず、されどもし餘儀なき事情ありて、貸渡すとせば、四月の相場を以てせり、右は幕領の事なれども、私領にては所々の下米相場にて、三十日毎に貸出すといへり(地方凡例錄、田園類説、舊幕藩治要略)

フシキアン

不識庵 上杉輝虎(ウヘスギテ)

ルトラ)を見よ、

フシダウ

武士道 名義武士の遵奉したる道徳を云ふ、武士の守るべき道の義、尙武の氣象に忠孝、勤儉、慈悲(博愛)節操、禮讓等の諸徳を具へたるものはなり、猶委しく云へば、其君たり、主たるものに忠實を盡すを第一要義とし、武道を練磨し、節操を奨励し、恩義を重じ、然諾を守り、卑怯未練を耻とし、名を重じ、祖先を傷けざらんことを誡む、又武道とも、士道とも、モリ、フシキアンとも云ふ、清正記の訓詁七條の内、「學文之事、可入の家に、兵器

フシキアン

不識庵 上杉輝虎(ウヘスギテ)

ルトラ)を見よ、

フシキアン

不識庵 上杉輝虎(ウヘスギテ)

ルトラ)を見よ、

フシダ

てより太刀刀をとつて死る道本意なり、常々武士道の吟味をせざれば、深き死は、仕にくきものにて候間、能々心を武事に刻む事肝要に候、武訓に「武士の道、内には忠孝義理を以て、本として兵法を知り、外には武藝を習ひ、武備をも乏しからざるを以て助けとす、」武道初心集に「武士道に於て肝要と仕り候は、忠勇義の三ツに止り申候、忠勤の武士節義の武士、勇剛の武士を申候」と見ゆ、井上晋次郎氏は「武士道は、武士が従來實行し來りし處の道徳にして、蓋し日本固有の氣象之れが基礎となり、後ら儒教と禪とを交へ、この三者の融合調和によりて發達せるものにて、我邦に一種特異なるものなり」と云へり(聖原)

フシダ

改新の第一に、東國の國司を召して諭す所ありき、天武天皇は東國の人を率ゐて弘文天皇と争ひ、終に天下を治め給ひ、淳仁天皇は東國の人を召して、朝廷の御衛とし給へり、太宗府に防人を置くや、之を諸國の軍團に徴せしめ、幾もなくして専ら東國の兵士を以て邊防を成らしめたり、昔時交通不便の時に當り、東國より九州に赴く者、今日の兵士が海外に赴くよりも猶ほ難しとする所、然かも東國の士は、大君のみと長こみ誠にふり海原渡る父母を置きて、今日よりは順みなくて大君のしのみたてと出で立つわれは、「天地の神を祈りて幸箭ぬきつくしの鳥をさしてゆくれは」と高吟しつゝ、勇氣凛々郷里を出で立ちたりき、千載のものとを讀み、儒夫をして起たしむるに足る、この時に當り、獨り防人のみならず、東北蝦夷を征服せし鎮兵も、又東國の士なりき、聖武天皇以來蝦夷の勢猖獗なるを以て之を征服せんとし、鎮守府を置き、諸藩を設け、相武總常野の兵を、鎮兵として之に配し、大伴家持、同弟廣、坂上田村麿等征東將軍となり、征東大使となり、東國の士を率ゐて終に征服したりき、かくの如く東國の士は、防人となり鎮兵となり、多くの辛苦を嘗め、加ふるに祖先以來武勇を以て著はれし大伴氏一族に率ゐられしを以て、關東武士は益々剛勇敢爲の氣象に富み、茲に於て關東は早く既に勇武の本地となり、武門武士の中原となれり、東北蝦夷平き、西邊要の憂ひ少く、泰平久しくして藤原氏政權を握るに及びては、月卿雲客詩歌管絃を事とし、武事を卑みて、夷狄の所業としてこれを退け、加之藤原一族にあらざれば、高位高官に昇ることを得ず、檢非違使の如き卑官すら、容易に得ること能はざりき、故に京都に意を得ざる者は、去て地方に赴き、豪族と結び、永住して

フシダ

住人となり、其地位を固むるに至れり、是れ實に諸國に武門武士の起る所以なり、後來從天皇の代平將門叛するや、平貞盛、下野住人藤原秀郷之を伐て平ぐ、其子孫關東に蔓延して頗る勢力を有したりき、後一條天皇長元元年、平忠常上總に據りて叛す、源賴信關東の兵を發して之を討す、後冷泉天皇の代陸奥の會長安倍頼時同責任の叛するや、源賴義亦關東の兵を率ゐ、前後九年餘を費して征服したりき、是に於て源氏の勢は、平氏に代りて關東を壓するに至れり、殊に賴義の子義家、將帥の器を以て、前九、役に從ひ、既に武功を顯はし、後三年の役出羽の清原家衡を伐ちて之を平ぐるに及び、東國の武士は全く義家の恩威に服するに至る、其子義重は上野新田に住し、新田氏を稱し、義國は足利に住じ、足利氏を稱し、其族關東に蔓延せり、又義家の弟義光の子孫は、甲斐に武田、常陸に佐竹氏あり、勢盛んなり、此時に當りて獨り源氏のみならず、諸國家族漸く多し、平氏は相模に三浦、伊豆に北條、武藏に秩父、下總に千葉、伊勢に平氏、藤氏は下野に宇都宮、伊豆に狩野、伊藤、加賀に富樫、進藤、肥後に菊池の諸氏あり、かくのごとく豪族各々その國に住して土地を領し、門葉蔓延すれば、分家して他所に移る、其時には居所の地名を冠して苗字とし、或は荒野を開墾し、或は山林を占む、其大にして名田多きを大名又は藩と云ふ、斯くの如く私有の庄園多く、財産豊かなるを以て、各子弟從僕を養ひて私兵とせり、之を家の子、郎等又は家人と云ふ、家人と主人との關係は、數代繼續するを以て、其間益々親密となり、終に全く君臣の關係を生じ、主君は家人郎等を愛して之を訓育奨励し、家人は互に武事を習練し、禮儀を重んじ、主